

早稲田大学大学院政治学研究科
2015年度 博士学位申請論文

近代日本における財界の形成—外債と金本位制をめぐる政治過程—

佐久間 健

近代日本における財界の形成—外債と金本位制をめぐる政治過程—	1
序 章	5
1. 問題の所在	5
2. 分析視角と方法	7
3. 明治憲法体制という桎梏	9
3.1. 六十七条における予算議定権	9
3.2. 会計法による財務行政	12
3.3. 知識人の「財政と経済の調和」論	16
第1章 日露戦後経営における「財政と経済の調和」論	25
はじめに	25
1. 外債問題と立憲主義	26
1.1. 銀行界の非募債主義への期待	26
1.2. 第二次桂内閣の始動	29
1.3. 官僚派と戊申倶楽部	32
2. シンジケート団と桂蔵相	37
3. 政友会との妥協と財政方針の変更	43
3.1. シンジケート団の離反	43
3.2. 国民党の結成と土佐派の動向	44
3.3. 鉄道外債をめぐる政友会と国民党	49
小括	52
第2章 正貨危機と新党運動	59
はじめに	59
1. 第二次西園寺内閣と正貨危機	60
1.1. 桂の遺策	60
1.2. 銀行界の財政意見書	64

1.3.	閣内の不調和.....	67
2.	山本蔵相の緊縮方針の行方.....	68
2.1.	第二十八議会における予算審議.....	68
2.2.	消極的正貨政策をめぐる銀行界と山本蔵相.....	73
3.	大正政変と銀行界.....	85
3.1.	行政整理案と桂系官僚派.....	85
3.2.	立憲同志会の結成と経済界の分裂.....	92
3.3.	第三次桂内閣と銀行界.....	97
	小括.....	104
第3章	日本工業倶楽部の誕生.....	113
	はじめに.....	113
1.	正貨危機と日本実業協会.....	114
1.1.	山本内閣における『正貨吸収二十五策』の波紋.....	114
1.2.	高橋蔵相の財政運営に対する銀行界の反応.....	115
1.3.	日本実業協会の結成.....	122
2.	財界世話業の組織化.....	133
2.1.	第二次大隈内閣と日本実業協会.....	133
2.2.	「第二の渋沢」和田豊治の抬頭.....	143
3.	財界の成立.....	148
3.1.	新たな正貨問題の浮上.....	148
3.2.	工業資金問題と実業界.....	153
3.3.	日本工業倶楽部の誕生.....	156
	小括.....	162
終章	171
参考文献	175

附記

本論文の第1章 日露戦後経営における「財政と経済の調和」論は、拙稿「第二次桂内閣期における銀行界と政党—外債問題を中心に—」『早稲田政治経済学雑誌』第387号、2015年3月を加筆修正したものである。

序 章

1. 問題の所在

近代日本において、「財界」は官僚や政党とどのような関係を築き、いつ頃から政府の政策決定に大きな影響力を行使するようになったのか。こうした「財界」の起源ならびに形成過程を明らかにすることは、今日の政官財の権力構造を理解する上で重要な作業であろう。本研究は政治アクターとしての「財界」の形成過程に焦点を当て、その政治経済に与えた影響力を歴史的に解明しようとするものである。

戦前における「財界」という用語自体は、経済界全般を指したり、景気循環の動向、広く経済現象全般を指す場合に使われることがあったが、日露戦後においては、とりわけ銀行家を意味する言葉として使用されることも多かった¹。そこで、本研究で扱う歴史的概念としての「財界」を一応次のように定義しておきたい。つまり、「財界」とは、「少数者による専制」や「市場の失敗」を緩和・調整するという国家的見地から、特定産業の利害を代表する経営者ないし実業家集団の域を超えて、個別業界間の利害対立を大企業優位に調整し、それを経済界全体の「共通の利害」として政策に昇華させて、同政策を政府や官僚に組織的に働きかけて実現させる機能を持つ、企業ないし企業経営者で構成される総合的経済団体のことである。そして、本研究ではこうした「財界」は、日本工業倶楽部の結成をもって形成されたとの仮説に立ちたい²。

これまで、日本工業倶楽部の結成は「財界」の形成史において、どのような位置づけがなされてきたのであろうか。同倶楽部の設立背景や、その役割を分析したものとしては、竹内壯一 [1975] と、望月和彦 [2008] が経済団体史の一つとして言及している程度である。

竹内氏は、日本工業倶楽部の設立を、全国的な規模で独占的ブルジョワジーを糾合した初めての「総合的独占資本家団体の成立」³と位置づけ、財閥独占体の役員ならびに独占的大資本、同族的経営の当主等が設立主体だったと分析している。またその設立背景としては、(一) 国際的水準から立ち遅れていた重化学工業を発達させるには政府の保護が必要であり、工業資本が中心となり、政府の産業・経済政策に対して発言する資本家団体が必要となったこと、(二) 第一次大戦期における財閥資本のコンツェルン化と重化学工業への進出が独占資本の中核としての財閥資本を資本総体とする行動へと駆り立てたこと、(三) 1917年ごろを画期として階級的自覚の上に高揚化してきた労働運動に対する独占ブルジョワジーの対応であったと分析する。ところが、後述するように、日本工業倶楽部の設立主体は竹内氏が述べるような財閥や同族的経営者ではなく、同団体を設立した人的グループの意図や背景を正確につかんだうえでの分析とは言い難い。

一方、望月氏は、単なる利己心から出る競争の厚生極大効果を過度に重視することは、中間的な自発的組織による協力や団結の要素を含む産業社会の本質を見誤ると述べ、むしろ、これら中間団体の公共の利益の増大に結びつける努力こそ、「市場の失敗」を緩和・調

整する役割を担ったと述べている。その一方で、望月氏は、日本工業倶楽部は、大正期に設立されたその他工業家団体、大阪工業会、北九州工親会、九州鉄工協会と同様、設立当初は京浜工業家を中心に組織されたものであって、全国的な組織ではなく、いずれも地域的な性格を持っていたがために、大正末期まで財界として「共通の利害」も未だ統一されておらず、官界や政界に対して強力な影響力を行使し得なかった、と分析する⁴。

他方で、松浦正孝〔2007〕が打ち出した「財界」の概念は、こうした研究状況に一石を投じたものであった。松浦氏も望月氏と同様、戦時期以前、商工会議所等公的団体によって各業界利益の統合が行われなかったとして立場を同じくするが、そもそも「財界」を団体としてのみとらえるのではなく、「財界世話業」と呼ばれる人たちによって結節された非公式な人的ネットワークとして捉えることを提唱したのである。そして、日本工業倶楽部が企業や団体の連合体ではなく、「有力個人の結合体」という私的結合に基づくものであったことは重要であり、財界が「財界世話業」による人的ネットワークとして形成・確立されたことの証左であると指摘した。さらに、そうした人的ネットワークが組織化されたものとして番長会グループや八日会に焦点を当て、それらが第一次大戦頃から利益統合の主体ないしシステムとして機能し始め、1930年代に至って政治経済システムの変革を志向するようになったことを明らかにした。このように、松浦氏が公式の経済団体を分析の中心に据えず、あえて非公式の「財界」に注目したのは、戦後の日本の政治経済システムの起源を「戦時体制論」、「一九四〇年体制」に求めた一連の研究に対する批判からである。つまり、戦時体制の原型は決して官僚統制によって構築されたものではなく、第一次世界大戦後の経済危機の中で、「財界」を中心として次第に形成されたものであることを、実証的な歴史分析から明らかにしようとしたためであった。

ところが、松浦氏が、従来の政治システムによって経済界の利益が十分に反映されないという認識から、「財界」が政治に関与するようになったと述べるとき、従来の政治経済システムの問題点やそのシステムを統合する媒介環としての財政金融については、ほとんど言及されることはない。しかしながら、財政金融政策をめぐる議論なしに、「財界」と政治との関わりを検討することはできないであろう。「財界」は従来の政治経済システムの問題点をどのように認識していたのか、その問題の解決を「共通の利害」として、いつ頃からどのような方法で実際の政策決定過程に関与するようになったのかが問われるべきなのである。

このように「財界」の形成過程の実態については、歴史的経緯を踏まえた実証的分析は未だなされていないのである。こうした研究動向を踏まえて、本研究では、日露戦後の特殊歴史的な財政金融構造の中で、財界世話業を中核とする人的ネットワークとしての「財界」が結成されたことに注目し、それが次第に組織化された結果、日本工業倶楽部が形成されたことを論証してみたい。

ところで、本稿が対象とする「財界」の形成期は、二大政党制の形成過程と重なる。そのメルクマールとなった大正政変は、これまで元老と官僚によって確立された明治憲法体

制が、政党勢力との提携対立を繰り広げながら次第に圧倒されて崩壊していく様として描かれてきた。大陸政策の構想をめぐる対立、あるいは予算交渉過程における、多元的な政治アクターの提携と分裂に、その要因を求める研究も蓄積されてきた⁵。ところが、これまでの政治史研究では、政策決定の主体として官僚と政党が重視され、特定の政策がその他の社会的諸力との調整の産物であるといった視点がともすると軽視されてきた⁶。

日露戦後は、正貨枯渇の危機を前に外債募集による金本位制の維持、つまりは正貨補充問題が当局者の主要な政策課題となり、その当否をめぐる各政治アクターは提携対立を繰りかえしたのである。この点についても、従来の政治史研究では等閑に付されてきた。とりわけ、財政方針と大きく関連する正貨問題をめぐって、元老、官僚、大蔵省、日本銀行、政党に加えて、銀行経営者ならびに企業経営者といった社会的諸勢力も政治アクターとして政策決定過程に関与していたことは看過することはできないであろう。

本稿では以上のような研究の現状を踏まえ、「銀行界」、「実業界」といった政治アクターを主軸に据えて当該期の分析を試みたい。具体的には、銀行家が唱える財政金融策を「錦の御旗」として、官僚派領袖の桂太郎が新党の結集を図ったこと、その後、桂が見込んだ財界世話人和田豊治を中心として、大企業の経営者を中心とする人的ネットワークが権力核となり、同方針を実現させるために、次第に「財界」が組織化されたことを明らかにする。また、政策決定過程に関与する政治アクターとしての「財界」の形成過程を分析することにより、新たな日露戦後政治史像、大正政変像を提示することにもなる。

2. 分析視角と方法

なぜ 1917（大正 6）年という時機に、日本工業倶楽部は誕生するに至ったのか。この問題設定に対して、非常に有効な分析視角を与えてくれるのが、辻中豊 [1986] である⁷。同氏は公共政策、つまり、一般会計の歳出構成の推移、さらには補助金の構成の推移との関連から、戦前の利益団体の設立状況、活動状況を分類し、比較政治研究の遡上に乗せている。また、利益団体の設立や活動状況を規定するものとして政治アクターの配置、とりわけ政党勢力の政治過程における位置、さらには利益団体の全体的な活動状況と密接な関係をもつ一般会計の歳出構成の推移、及び補助金の構成の推移との関連性を指摘している。

そこで本稿では、日本工業倶楽部の設立に至るまでの経緯を、日露戦後経営から第一次大戦期までの一般会計の歳出構成に加え、外債・正貨問題をめぐる政官財の提携・対抗関係から捉え直してみたい。分析にあたっては、上記の辻中氏の分析視角を援用発展させ、(1) 明治憲法体制における予算編成権、会計法を取り上げ、それらが経済界の全体的な活動状況に大きな影を落としていたことを明らかにする。

次に (2) 財界が形成される前提条件となった、「共通の利害」の発生メカニズムに焦点をあてる、さらに (3) そうした「共通の利害」の観点から、どのような主体が中心となって政策決定過程へ関わっていくようになったのか、その影響力について分析を進める。

具体的には、まず序章で、明治憲法における予算審議権および会計法が「財政と経済の不調和」を規定したことを明らかにし、官民の知識人が同問題をどのような方法で克服すべきであるかと考えていたのかを紹介する。

続いて、第 1 章では、日露戦後経営における予算における膨張圧力によって外債募集を余儀なくされたこと、外債借換の引受シンジケート団を組成したことを契機に、銀行界および実業界において次第に「共通の利害」が表出し、引受シンジケート団を構成した大銀行は、国債償還策、正貨問題をめぐる財政金融政策の決定過程において、「財政と経済の調和」という標語を掲げて政治集団として自立化したこと、そしてこれら政治集団を代議制組織のなかに包含させる運動が起こったことを明らかにする。

第 2 章では、そうした政治集団が議会内における政治アクターとして次第に結集し、新党運動を展開していったこと、同運動が明治憲法体制の崩壊を促すと同時に、二大政党制という新たな政治システムの転換を促したこと。そうした新たな利害調整システムを前に元老と財界世話役との利害調整システムは破綻を来し、大正政変を誘発していったことを明らかにする。

第 3 章では、二大政党制が形成されるに従い、元老と財界世話役に代わる官民の新たな利害調整のサブシステムとして日本実業協会が結成されたこと、大戦景気に沸いた経済界において、新たな正貨問題が浮上するや、戦時中の産業構造の転換に対処すべく、「銀行界」と「実業界」が、正貨を工業資金の需要に積極的に充てるべきであるとの「共通の利害」の下に、急接近していったこと、これを契機として、財界世話役である和田豊治を中心とする人的ネットワークを中心に、日本工業倶楽部が設立されるに至ったことを明らかにする。

結論を先取りすれば、次のような見通しとなろう。正貨の収支に関する問題は、国庫収支、国際収支といった財政のみならず民間経済にも密接に関連する事項であるにも関わらず、その情報は日露戦後、国家機密として政府、大蔵省、日銀、そして元老らによって独占され、運用されるに至っていた。ところが、財政の肥大化に伴う外債募集は民間経済を圧迫したため、銀行界の中で「非募債主義」と「緊縮財政」が次第に「共通の利害」となっていた。銀行界は「財政と経済の調和」という標語を掲げ、手形交換所連合大会を通じて政策決定過程にコミットするようになり、さらに、これらの利益集団を代議制組織のなかに包含させる新党運動を起こしたのである。豊川良平（三菱合資会社銀行部部長）を中心とする三菱系土佐派は、桂太郎と提携し、議会内における政治アクターとして次第に結集していったのである。こうした新党運動が起きた背景には、それまで憲法外機関である井上馨、松方正義ら元老が財界世話役の澁澤栄一との利害調整（インナーポリティクス）が、国家統合や財政規律に寄与していたが、第一次世界大戦前夜の正貨枯渇の危機という事態に、そうした元老政治では、もはや対処できず、効率的な財政パフォーマンスが望みえなくなっていたことに大きく起因していたのである⁸。

陰り行く元老政治に代わり、二大政党制という新たな政治システムによって、各政治ア

クター間の利害調整がはかれるかに見えたが、桂新党（立憲同志会）もまた確固とした政治基盤を持たなかったため、藩閥官僚の干渉を受ける等、「財政と経済の調和」の障害となる、「党弊」あるいは「情弊」に対しては無力であった。そこで、二大政党制にという新たな政治システムに加え、社会性・公益性の観点から、第三の組織化された力で政策決定に影響を及ぼそうとする中間団体が誕生したのである。日本工業倶楽部の前身にあたる日本実業協会はまさにそうした試みの一つであった。しかし、日本実業協会も財界世話人渋沢栄一を中心とする「有力個人の結合体」ではあったが、私的な親睦機関の域を脱せず、元老井上侯に代わって官民の財政金融策を調整するまでの政治力は未だ持ちあわせていなかった。第一次大戦前夜においては、未だ低位な資本蓄積状況にあり、紡績業といった軽工業を除いて、まだ重化学工業がほとんど見るべき発達をしておらず、実業家エリート（専門経営者）が社会階層において抬頭し始めたばかりで、彼らの発言力もまだ小さかったのである。

その後、第一次世界大戦中の「天佑」により、正貨問題は霧散霧消したかに見えたが、今度は逆に大量の正貨流入により、正貨の有効な活用方法をめぐる新たな正貨問題が噴出した。これら政治課題に対処すべく、銀行家、産業資本家双方が国家的見地に基づく「共通の利害」を掲げて組織化し、大きな影響力をもって政治にコミットするようになったと考えられる。その過程において、豊川良平と彼の同伴者にして、第二の渋沢栄一と称された和田豊治らの人的ネットワークに注目し、その求心力によって「財界世話業」が次第に組織化され、その結果として日本工業倶楽部が設立されたことを明らかにしたい。

3. 明治憲法体制という桎梏

3.1. 六十七条における予算議定権

伊藤博文と井上毅が立憲制度を導入するにあたり、議会で全面的な予算議定権を委ねることは、憲法の重要目的である国家の運営を脅かすことにもなりかねないとの理由から憲法六十七条（憲法上ノ大権ニ基ツケル既定ノ歳出及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ属スル歳出ハ政府ノ同意ナクシテ帝国議会之ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ス）が制定されたことはよく知られている。藩閥政府の官主導による上からの富国強兵策に対し、経費節減、民力休養、打倒藩閥政府を掲げる民党との議会における予算議定権をめぐる対立は容易に想像がつくところであった。こうした対立を避けるためにも、議会の予算議定権をより明確にする必要があった。つまり、議会が政府の同意なしに廃除又は削除できない歳出とは具体的にはどのような費目を指すのか必ずしも明確ではないため、これを確定して、制限を加えるかどうかは喫緊の課題として残されていた。

井上毅は、プロイセン憲法以上に行政権や君主権を重視した大日本帝国憲法第六十七条は、運用方法によっては専制政治に陥る可能性もあるため、その施行法の整備にあたっては、万全を期すべきであるとして、次のように伊藤に進言していた。

「元来六十七条は日本憲法の名産にて、彼の独乙学者スタイン氏に始まり、グナイスト氏、ワグネル氏、シルチェ氏、ロエスレル氏等の賛成ありと云えども、一も是を実行したる邦国ある事なし。是を実行するは独我憲法に始まり候事に有之候処、若此の条に附属法律明確ならざる時は、此の条は一敗地に塗るべきのみならず、却て此条の結果として不祥なる憲法歴史を見るに至るべし。無責任の論者とは乍申、枢員の空想も亦甚と存候。」⁹

法制官僚の井上毅はこの後、第一次山縣有朋内閣の下で、第六十七条施行法律案（明治23年8月法律第57号会計法補則として制定）の作成に取り掛かった。帝国議会の開設に備えて、第六十七条に含まれるべき費目をあらかじめ確定しておくことがその目的であった。法律をもって既定費の費目をあらかじめ特定しておくことで、判然とそれを議会の議定権から外すことができる。議会の予算議定権の過度な拡張を予防するためにも是が非でも必要な法律であった。明治23年2月、同法案は一度は枢密院の諮詢により却下されたが、井上はこの決定に憂慮し、「是れ誠に手綱なしに馬を乗ると同一事にて、乗手名人にして且老駑馬ならでは難能事に有之候半歟」と施行法の重要性を訴え、この法案がなければ予算会議は紛乱の場となり、遂に解散の結局を迎えるであろう、と宮中顧問官であった伊藤博文に警鐘を鳴らした¹⁰。

なぜならば、天皇の「『憲法上ノ大権』ナル成語ハ実ニ両様ニ解スルコト」ができるからである。つまり、「何トナレバ天皇ハ帝国統治ノ大権ヲ総攬セラレ而シテ立法行政司法ノ諸権ハ一ニ此ノ統治権ニ包括スル者」であり、それ故、「広義ヲ以テ之ヲ解スルトキハ立法行政司法ノ諸権ニシテ凡ソ政府ノ歳出トナルモノハ殆ト皆憲法上ノ大権ニ基カザルモノナシト謂フコトヲ」ができる。この解釈に立つならば、「議會ハ第六十四条（国家ノ歳出歳入ハ毎年予算ヲ以テ帝国議會ノ協賛ヲ經ヘシ一筆者）ニ依リテ毎年国家ノ歳出ヲ議スルノ権アリト雖モ其ノ全部中ノ一項ヲモ廢除又ハ削除スルコト」が不可能となる。こうした誤った解釈を避けるためにも、「第六十七条ニ謂フ所ノ憲法上ノ大権ニ基ツケル歳出トハ即第一章第五条以下ニ掲ケタル歴記ノ条項ニ依リ狭義ヲ以テ之ヲ解スベク（其日ヲ挙クレハ憲法義解ニ掲クル数種ニ過キサルベシ）而シテ精細区分以テ其ノ当ヲ得ルコトヲ期」すべきである、と。続けて井上は言う。「政府ハ聖勅ヲ勤守シテ憲法施行ノ責ニ任セントス、憲法ノ条項ニ倚籍シテ以テ苟モ行政ノ利便ヲ図ルコトヲ欲セズ、故ニ六十七条ノ範圍ヲ明画ニシテ以テ第六十四条ノ根源主義ヲ妨碍セザラン」¹¹、と。井上は予算の審議及び運用に関する行政権の優位を認めつつも、憲法を作る以上はできる限りその条文に立憲的原理を示したいと考えていた。このように、井上毅は、立法権に対する行政権の優位という基本的なスタンスを採っていたが、ビスマルク流の専制政治には批判的であり、法治主義を重視した立憲的国家理性を備えた人物であった¹²。

ところが山縣有朋は、井上のこうした立憲的原理に与さず、むしろロエスレルの憲法解釈を支持していた。つまり現行の法律または法律上の義務に基づく支出、天皇の憲法上の

権利によって定めた支出及びその支出にあてるために必要な経費について、国会はそれを拒否できない、さらに予算確定に関して政府と国会の協議が整わない場合には、「ビスマルク主義」をとって予算原案を執行しうるようにするため、内閣の責任をもって天皇がこれを裁決するというものである¹³。山縣は国会開設後の議会運営に余念がなかったと見える。第一回帝国議会の民党からの憲法解釈に関する質問が上がったことを踏まえ、伊藤博文の『憲法義解』に明言された「予算ハ法律ニ非ス」という予算行政説（憲法第六十四条第二項及第六十二条、第六十三条はこの主義に基づき成立した）と憲法第六十七条施行法である会計法補則を実際に適用し、いかにして「議会ノ議権ヲ狭少ナラシメタ」るか、山縣はその政略、いわば民党対策のマニュアルともいべきものを作成し、これに則り伊藤博文に議会運営を行うよう求めたのである¹⁴。

山縣はまず「我カ憲法ハ帝室内閣ノ主義」を採用したことを大前提としたうえで、憲法上における予算制限主義と政略の関係についてこう述べる。

まず、予算と法律との関係について、大隈ら改進黨の論者が予算討議において法律費を廃滅するには政府の同意を求めれば足りというのは、「予算ハ法律ニ非ラサルノ主義」を抹殺するもので、その場合には、憲法第六十四条の義解に従って、「予算ヲ以テ法律ヲ変更スルハ政府ノ同意不同意ニ拘ラス其ノ議権ノ範圍ヲ超エタル者」とし、場合によっては、政府は不同意を表明するだけでなく、議会の議権を超越したことを明言し覆牒を決定してもよい。また最後の政略としては、明言しないことも選択肢として可能である。

官制と予算については、やや斟酌する余地はあるものの、憲法第六十七条から判定するに、大体において既定の官制は法律と同様の効果を有しており（予算に対し）、「法律既ニ予算ヲ以テ変更スルノ議権ナキトキハ憲法義解既定官制亦予算ノ議事ニ依リ議会之ヲ変更スル権力ナシ」とする。ではなぜ議会は予算の議事によって、既定官制を変更する権力がないのか。それは憲法第十条（天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及び文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各々其条項ニ依ル）に定められているように、行政各部の官制を定めるのは「天皇ノ大権」に属するからである。これは軍政についても同様である。さらに憲法において各部というのは、省庁府局をまで含むものとする。これに対して、議会の正当なる権利を論じれば、上奏建議によって官制を変更することを企てるのが可能であるが、そうした場合には議会権力の範囲を明言する義務がある。直接に大権を傷つけずに、費用の廃滅により間接に官制を改めたというのであれば、それは「人ノ命ヲ絶チテ人ヲ殺サズト」というに兒戯の言葉に等しいからである。

さらに山縣は予算の組み方は便宜上の問題にとどまらなないと分析する。たとえば、予算を先にして法律を後にし、或いは予算と法律と同時に提出した場合にはどうか。

改進黨は、先ず予算において法律に関係ある費項の議決をした後に、法律を提出することは可能かとの質問を投げかけた。この問題に対しては否と答えざるを得ない。なぜなら、「豫算ヲ以テ法律ニ代用スルト相去ルコト一間ナレハナリ豫算ヲ先ニシテ法律ヲ後ニスルハ主客本末ヲ顛倒」してしまうからである。

次に法律と予算と同時に提出したらと仮定したらどうか。この場合には第一に新設と廃除とを区別しなければならない。新設の場合には緊急止むを得ざる時に限り可能である。廃除の場合には、時宜に関係なく不可である。法律は神聖であり、法律がある時において、その費額を削除するはいつの場合でもその権利を認めるわけにはいかない。改進黨の質問は実はこの廃除の場合を想定したものであった。また緊急の場合でも、法律と予算とを同時に提出するときは必ず予算の該当項目に条件を付けなければならない。すなわちもし法律が議決されたならば該当項目は支出されるものとする、と明言するべきである。

このように、山縣は、予算の組方は便宜上の問題とはいえ、予算を先にして法律を後にしたり、あるいは予算と法律を同時に提出する場合には、「全ク憲法上ノ主義ヲ傷害シ」、これを「平常及ヒ廃除ノ場合ニ妄要スル」と「憲法上ノ主義ヲシテ有名無実ニ歸セシムルノ弊」を招く可能性があると言ったのである。

この政略からは、山縣の緻密さと議会の封じ込めに対する執念とが伝わってくる。こうしたあらゆる民党の抵抗を想定した政略を見る限り、議会における民党側には予算議定権を行使する法理論上の隙をほとんど与えていなかった。山縣は、憲法上の理論として帝室中心主義を政治上の重要原則とすることで民衆的関与を斥け、官僚主義による専制的立場の擁護にこれを利用したのである¹⁵。そして、議会からの干渉を最小限に抑え込んだ藩閥官僚政府は、国家の行政権を恒久的に自らの手に独占すべく、今度は会計法によって財政権の「内部化」を試みたのである。

3.2. 会計法による財務行政

ところで、会計法補則と同時に、予算案施行法である「会計原法案」の調査・立案に携わったのが大蔵省主計局調査課長時代の若かりし阪谷芳郎であった¹⁶。「会計原法案」とは、英語のファンダメンタル・ロー、あるいはオーガニック・ローに相当するもので、諸会計に関する条例規則の根本とし、たとえこの他に幾百千の会計法規が制定されても、総てこれを源として本法に則り、それら諸法規を統一することになっていた。それが原法と称する所以である。阪谷の起草にかかる「会計原法草案」は、松方正義大蔵大臣に提出後、審議考査を加えられるも、「その大綱とする所概ね子(阪谷一筆者)の原案に比して経庭無く、その規程する所総べてその要を得、緩急その宜しきに適ふ卓抜なる良法規たるを称せられた」という¹⁷。明治22年2月の公布によって、全編11章33条よりなる、この「会計原法案」は、一國理財の重典としてその骨格をあらわにしたのである。

阪谷は、この「会計原法案」の意図をこう述べる。

「新に發生すべき議会との関係を規定せることである。即ち、予算に対する首相の責任を重くし、また立法権と行政権の混淆を防ぎ、更に無益の討議の爲めにその議決を遷延せしむる弊無からしめる爲め、議会に対して経費及び租税の発議権を与へないこととし、且

つ議会に於て年度開始までに予算の議決に至らない場合には、その議決を得ない部分は、前年度予算に抛り収支を執行し得る事に定め、重要な国家の事務を一日も停滞しないで済ますことを期した。」¹⁸

このように、阪谷による「会計原法案」の特徴として刮目すべきは、帝国議会に付与されることになった財政審議権に先立ち、行政権、つまり大蔵省の権限を強化して、十分にこれに対抗できる措置をとったことである¹⁹。この会計原法案に対する当局の反応にしても、「特別金櫃、機密費、特別会計並びに政府の永久収入及び経費に関する規定等、凡そ『原案』を一読する者は、恐らく非常の激変を会計制度上に招来するものとなし、大蔵省は独りその中央集権を掌握せんとする者なるかの如き印象を与へんかを憂へられ」るほどであった²⁰。

実際、制定された会計法では、「特別ノ須要ニ因リ本邦ニ準抛シ難キモノアルトキハ特別会計ヲ設置スルコトヲ得」（会計法第三十条）と規定され、「特別会計ヲ設置スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ」（同条2項）として、特別会計制度を歳計統一原則の例外として確立したことは注目に値する。これによって、会計法に規定しない事項をも特別会計によって規定しうることとなり、この便法は、しばしば積極財政を推進するため歴代政権に利用されることとなった。

一般会計が經常収入である租税と、經常支出である政府固有の活動を取り扱う分野であるのに対し、特別会計は、政府が行う公共性のある事業、「もの」の受給関係、および資金的活動等についての会計であり、一般会計に準拠せず別途に処理することによって、それぞれの収支計算を効果的に行おうとするものである。一般会計が行政的・社会的サービスに重点があるとすれば、特別会計は経済的サービスに密接な関連をもっているといえる。従って財政が経済成長に果たした積極的な役割として特別会計が注目されることになる。

特別会計の淵源は、明治9年以降その会計を別途に処理されるようになった官営事業（造幣、紙幣、造船、鉱山、鉄道、電信等）と諸基金（鉄道基金、整理公債、起業基金、勸業資本金等）に関する会計であり、明治22年制定の会計法に基づき、明治23年度以降は一般会計と並ぶ特別会計制度となった。前者の官営事業は作業特別会計として、後者の

(表1) 中央財政における一般会計と特別会計のシェア(1890~1960)
(単位:百万円)

	歳出総額		歳出総額に占める構成比	
	一般会計	特別会計	一般会計	特別会計
			(%)	(%)
1890	82	26	75.9	24.1
1900	293	155	65.4	34.6
1910	569	823	40.8	59.2
1920	1360	1875	42.0	58.0
1930	1558	2849	37.3	62.7
1940	5860	9824	37.3	62.7

(出展) 江見康一、塩野谷祐一著[1966]、55頁

諸基金は資金特別会計として、その後の特別会計を、実物資本の形成と、資金の調達・管理の面から支えたが、これらは特別会計が経済成長に果たした基本的機能であったといえる²¹。

ちなみに特別会計の多さは他国に類を見ないほどであり、日露戦後の第一次西園寺内閣の明治39年度末には、特別会計は過去最高の59に達し、戦前を通じて常に30以上が設けられ、常態化するに至った²²。特別会計の設置と運用を通じて、「財政立憲主義」は極限にまで換骨奪胎されていくことになったのである。

ところで、この会計法の精神について、会計法審査委員を務めた大蔵省主計局長の渡邊國武は、会計法全部の眼目は、第五条、第六条、第十四条、第十六条、第十七条²³にあると述べている²⁴。すなわち上記規定によって、財政の未来に向かっては議会両院が立法監督を行い、現在においては国庫官が行政監督をなし、過去においては会計検査院に司法監督を行わせることとした点に、大きな意味があるというのである。つまるところ、この会計法に則り、該予算が「ナルヘクヨリ少キ費用ト労力トヲ以テヨリ多クノ利益ト幸福トヲ生スル」かどうかという格率に従って、その妥当性を監督するというのである。では、その格率とは何か。たとえば、百円の政費を五十円に削減した場合、その半額の二十五円だけの利益となり景気が回復しないが、仮に百円分を政費に当れば、直接間接にその二倍、二百円の利益と幸福とを回復するようになる。このように、会計法の精神は「極単純ナル経費削減論トハ聊其目的ヲ異ニ」するもので、「原因結果ノ対峙比較上ヨリ其特質ヲ断定スル」ものであると述べている²⁵。このように、渡邊は、民党が反政府のスローガンとして掲げる経費削減、民力涵養を退け、未だ低位な資本蓄積にある民間に代わり、国家財政による積極的な殖産興業の正当化を図ったのであった。

しかし、日清戦後経営以後における財政膨張に伴い、資本主義的發展を遂げつつあった民間経済の資本需要と均衡をもちや保つことができなくなってくる。ここに会計法改正が唱えられることとなったのである。会計法改正を唱えた一人に、後に日本工業倶楽部の理事となる法学士有賀長文がいた。有賀は、選挙法が改正され民意がより反映されるに伴い、会計法もまた「時勢ノ変遷ニ伴ヒ」根本的に改正を加え、官業による民業圧迫を取り除く必要を強く説いたのである²⁶。そして、有賀は会計法改正を必要とする一番の理由として、日本はドイツ、イギリス、アメリカ、フランスといった欧米先進国とも比べてみても「財政ガ非常ニ大キクテ国民経済ガ非常ニ小サイ」からだと説く。実際、アメリカの政府の財政と民間経済とは1対100ぐらいの比例であるが、日本においては、政府の財政と民間の輸出が2.7対2と明らかに政府の財政の方が大きい。また、有賀は貸出金においても、政府貸出金の方が民間貸出金より多く、この点においても日本銀行が「国民ノ経済ノ日本銀行デアルカ或ハ政府ノ財政ノ為ノ日本銀行デアルカー寸疑ハシ」と述べるのである²⁷。

このように有賀は、会計法とは「政府ノ色々ナ出納、殊ニ政府ノ仕拂フ仕事ヲサシタリ、物品ヲ買入レタリ、即チ民間経済ヨリハ一層大キナ出納ヲ以テ居ル所ノ政府ノ出納ト之ヲ供給スルモノ即チ民間経済トノ関係ヲ規定シタルモノデ、民間ノ経済ト政府ノ経済……財政ヲ結び付ケテ居ル」のであって、日本の財政というのは民間経済と密接かつ重大な関係を有していることを説いたのであった²⁸。

このように国家が市場における購買者あるいは販売者として立ち現れる比重が大きく、

それゆえ国家の経済制度のみが民間の経済制度とかけ離れていることは、資本主義経済の発展にとって障害となっていた。会計法に則り、民間経済に対するフィスカル・ポリシー的配慮が伴わない行政権内部の経理事務という観念で、国家財政の運営が為されていたことを考えれば、こうした問題提起が行われるようになるのも必然の成り行きであった。そこで民間における経済制度の樹立に応じて、国家の経済行為の基本となる会計制度を、その体系の中に引き入れようとする要請が経済界から起こってきたのである。こうした要請は、二つの改正案として提示された²⁹。

一つ目は、会計制度を改正して憲法に規定された議会の財政審議権の縮小を多少でも回復し、行政府の権限をもって行いうる財政の運用に議会の意思を反映させようとしたことである。議会で予備金外支出が違憲ではないと承認された後も、会計法上の支出手続を改正して、この種の支出を抑制しようとする試みが度々行われた。具体的には、国家の市場における経済活動を円滑にするため、会計制度の改正が要請された。随意契約による対民間請負事業を拡張すること、概算払、前金払などの支出方法については、民間経済の発展に伴い、政府は経済界からの要求に応じるために部分的に対応策を講じた。即ち、会計法の諸原則をそのままにして、特別会計の中で一般原則とは異なる経済基準を設けたり、法律によらず勅令によって個々の事態に対処する方策が採られた。例えば、前渡資金や随意契約の規定を適用できる範囲は、会計規則または個々の勅令により、次々に広げられていった。明治23年には、勅令で随意契約を許したものは7件であったが、のちの大正10年当時には、110件を数え、「實際上会計法の規定は殆ど例外に属し、却て随意契約に依るを原則とするが如き観を呈する」に至った³⁰。

二つ目は、国庫金出納制度の改正である。会計法はこの国庫金の出納に関して委託金庫制度を採用していた。国庫金は日本銀行に委託されるが、日本銀行およびその代理店は、国庫金を単に保管し出納するだけであり、国庫金と民間銀行の一般営業資金と別個に取り扱っていた。金庫制度は、君主または王侯の私的な金庫としての意義を持つにすぎなかった封建制度のなごりであり、明治初期はいまだ信用制度が確立されていなかったために採用されたのであった。しかし、国庫金は金庫内に退蔵され、一般金融市場から隔絶されていたため、次第に銀行券の膨張をきたすようになった。明治後半期に入ると、民間企業の資金需要は著しく増加し、金融市場は年を追って拡大していくことになった。しかも、日清戦争以後、財政が急激に膨張を続け、さらに日露戦争を経てその規模は六、七億円に達するに及んで、国庫金の支払いと引揚げとは直に金融に大きな影響を及ぼすこととなった。このように日本銀行を結節点として、次第に財政資金と民間金融との結合が大きな問題として浮上することとなった³¹。ちなみに、会計法が改正され、ようやく金庫制度を廃止して預金制度が採用されるに至り、決算期の提出期を繰り上げて、予算と決算の関連を密接にし、官民の間での随意契約の途を開いたのは、第一次山本内閣期の高橋蔵相であった³²。

3.3. 知識人の「財政と経済の調和」論

3.3.1 福沢諭吉の理財法と二大政党制

では、「財政と経済の不調和」について、知識人たちはどのような方法で克服すべきであると考えていたのでしょうか。「財政と経済の不調和」について、中央銀行の金融政策、ならびに議会を通じて調整するよう説いたのが、在野を代表する知識人の福沢諭吉であった。

福澤は、明治17、18年以來の松方正義や阪谷芳郎ら大蔵当局による「利子干渉政略」によって、中央銀行の金利を低くし、その勢いに乗じて高利の公債証券を整理するという財政方針には批判的な立場をとっていた。つまり、国家の財政方針を主軸として金利が決定されていたことに対し、民間経済の資本蓄積を主軸に日銀が金利を決定することによって、民力涵養とそれによる財源調達を図るべきとする考えを主張した。

この低金利策によって、「理財の主宰たる日本銀行」は低利を中心に、市中銀行はそれより高利に設定して鞆取り銀行と化しているが、「低利金の緩慢なる程に他の一方には高利金の急激を致す其有様は、恰も日本国中の資本を上流下流の二様に分かつたが如し」という状況に置かれていたからである。その結果「上流の富実社会には大資本を集めて公債証券低利貸の境遇に閑居せしめながら、却て下流殖産社会の資本は非常に運動して力のあらん限り盡し、往々其運動方法の無理なるが爲めに斃るゝ者さへ多し」と述べ、いわゆる民間経済の資金需要の押し出し効果（クラウディングアウト）が起きている。この「経済社会の上流に閑居する資本を動かして、殖産の区域内に居を移さしめんとする」には、「公債証券の価を自然の成行に任して随意に変動せしめ、富豪金穴をして之に家産を託するの念を断絶せし」めることが肝心である。そのためにも、日本銀行の貸付法を改めて中央銀行の本職に復して、その利子の割合を市中銀行の標準金利よりも高くして公債証券の庇護策をやめ、その抵当価格を低くすべきである。つまり、「世間の金利は経済の本則たる需要供給の緩急に従て上下し、公債証券も亦金利に伴ふて其市価を変動せらるゝが爲めに、従前恰も富商の世禄たりし性質を改めて純然たる市場の売買品と為り、一上下常ならざれば、活発なる商人等は之に予備の資本を託して五分利の紙片を死守するに忍びず、様々に其資本の用法を案じて自から工商社会繁昌の端を開くことができる、と³³。

そして、福澤は資本の需要供給に基づく市場社会を創出し、そのことによって民間経済を活性化させる漸進策として、とりあえず三菱という「金力政府」に期待をかけたのだった。福澤は立憲政治を推進する政治主体として実業家、とりわけ三菱が果たす役割に大きな期待をかけていたのである。福澤は三菱が政商から財閥へと成長を遂げ、日本の経済社会に君臨する様を、あたかも徳川政府が八百萬石の実力によって諸侯を制した姿に重ね合わせていた。そして、三菱の独占資本としての成長を次のように歓迎していたのである。

「三菱の財産は最早一個人の私産として視る可らず、我国の経済社会に於ける金力の一政府として認む可きものなれば、其一举一動も亦一個人の運動にあらずして、経済社会の

一事件として注目せざる可らず。如何となれば該社の方針如何に由りて、廣く人民の休戚に関することある可ければなり。…思ふに数年のむかし、三菱が政府の鼻息を窺ふて私に進退したる其代りに、今後は主客の勢を異にし、政府が理財の事に関して漸く三菱の鼻息を窺ふ要用を発見するに至る可きや疑ひを容れず。政府の力と雖も財政上に之を敵として抵抗することは叶はざる可し。唯今日に至るまでは官尊民卑の余風、尚未だ収まらずして、金力政府の威権も十分の光を放たず、或は自分に於ても左程と思はずして、自ら自家の価を低評することもあらんなれども、立憲国会の政風いよいよ其实効を呈して、法律一偏の世の中と為るに於ては、思ひ寄らざる事相を見ることをある可し。」³⁴

福澤は、このように帝国議会開設後に、藩閥政府に対抗できる政治集団として三菱を対置した。そして、財政金融政策についての三菱の影響力の増大を予見し、その先に二大政党制を見据えていたのである。しかし、いまは「三菱は唯資金の集散融通の大権を握りて経済社会に臨み、其静かなること大山の如くにして動くことなく、百貫目の力量を以て十貫目を擔ひ、徐々に時節を待つ」べきとして、あくまでも漸進主義の姿勢は崩さなかった。そして、福澤は「三菱の其挙動は如何にも無常なるが如く、頑固なるが如く、刻薄狡猾なるが如く」完膚なき合理主義的経営さえも、上記の目標達成に向けた「金力政府の政略として認む可きもの」³⁵として止むを得ないものと述べて、世間から批判を浴びることも憚らなかったのである。奇しくもこの福澤の未来予想が、日露戦後において彼の門下生らによって実現されていくことになっていく。

3.3.2 金子堅太郎の「実業と政治」

他方で、帝国議会開設後、明治憲法を実際にどのように運用して国家経営にあたるべきか。伊藤博文の憲法構想に多大な貢献をした元農商務省官吏の金子堅太郎は、日清戦後の議会の役割について次のように述べている。

財政問題は立憲政体の中心点である。とりわけ憲法六十七条が重要である。つまり、天皇大権に基づく既定の歳出又は法律上の義務となったものについては、政府の同意を得ずして議会在削減できないと銘打っているのは、これを許すと「国家の存立といふことが茲に廃滅して仕舞ふ」からである。議会の機能と国家の存続いずれが重いかといえ、国家の存続の方が重い。この六十七条は後進国の特色であり国家の独立を十分に認めたもので、この範囲内に帝国議会を置いたものは欧米にはないという³⁶。

金子はこの点においてこの六十七条は欧米の政治家憲法学者が悉く賛同していると述べ、明治憲法は諸外国の憲法に優ると明言して憚らなかつた³⁷。しかし、その一方で金子堅太郎は、日本はビスマルク流の専制政治には反対の立場をとっていた³⁸。超然内閣の方針を

貫き、自由党と改進黨を制し、議会を支配することは困難である、議政体を採用する以上は自然の成り行きとして政党政府が生まれるであろう。そのため、政府はぜひとも自身の政党をもつ必要があるというのが金子の持論であった³⁹。

なぜなら「超然内閣」において一つも多数を得ていない党派を率いていた場合に、必ず地方的問題を出して皆交換的に議員と約束せざるを得なくなる。それで円滑に議会を治めようとする、この党派には学校の増設をやらせ、また他の党派には鉄道の延長をやらせて、己れの内閣の生命を長くしようとする。このように政府は議員の操縦の策に予算を増加して使用するのである。また議員は予算の増加をもって、地方に利益誘導を行い再選を希望する。それから、ある会社はこの利益誘導を土台にして議員を買収するということになる。このことによって、国民は租税の過重ということを免れざるを得なくなり、その結果、国家の経済はまた衰えるのである⁴⁰。このように、金子は議会における一大政党の不在が、不必要な財政膨張を助長し、それが国民経済に大きな影を落とすことを言い当てていた。

では、このような「財政と経済の調和」の障害となる、こうした「党弊」あるいは「情弊」に対してはどのような対策を立てるべきか。金子が出した結論は、実業と政治の結合であった。

明治 22 年、金子は国会開設準備に先立ち、議院制度を調査すべく欧米諸国を巡回して、明治憲法と伊藤の『憲法義解』に対する批評調査を行っていた⁴¹。その際、金子が心を砕いたのが、「議院の制度を植付けると共に其議院制度を円滑に運用し、以て国の政治を誤らず国の経済を確にするには何か最大の急務」かということであった。そして、金子の結論は実業と政治の関係が最も緊要であるという結論にいたったのである。金子は言う。

「議政政治なるものは詰り実業の政治なり、議会に於て最も必要なるものは国家の経済即ち予算の議定権なり、又各種の経営に於て政府か其費用を議会に要求する故に議会は財政の監督官たり抑も財政の監督官たる者は別言すれば実業の監督官なり故に一たび議会開けて議院政治行わるゝ暁には、議会の多数は実業家か左右するにあらざれば国の政治は決して円滑に行かず、国の経済も亦従つて鞏固ならざるなり」⁴²、と。

さながら英国の議員は「皆実業上より其手腕を鍛錬せし者」であり、彼らは実業を離れて政治を議論することはない。外交の問題を議論するとしても貿易の消長を第一の眼目とし、軍備拡張も、国家経済の規模と照らし合わせて議論し、その他教育市町村制など、悉く実業との関係からこれを議論するがために、実際の運用にあたって間違えることはない⁴³。

その一方で、日本の政治家、実業家の双方に対しては、金子は次のような厳しい批判を加えたのである。日本の政治家は実業を離れ、実業なるものをほとんど顧みず、ただ政治上の自由と言論ということのみ論究して未だ実業の将来について考える者がいない。また

実業家も「元来政治に喙を容るゝ可からず、実業家は終天極地政治と関係すへからず」を格言とするがごとく信じている。不幸にも、日清戦後経営において国家経済が一時膨張を来たし、その変動によって経済界が煽りをくらったのも、政治と実業とが密着せず、実業家が政治を政治家に一任したがための身から出たさびびであった、と⁴⁴。このように「国家経済ノ発達スルニ従ヒ政治ハ実業ト殆ト交叉連結シテ引離スヘカラサルモノ」になったにもかかわらず、未だ日本は「実業ト政治ト密着セズシテ個々別々ノ働キヲ為ス国ハ未タ野蛮時代ノ痕跡ヲ脱セサル」状況にあるというのが、金子の日本の政治状況に対する見立てであった。金子のこのような批判は、実は半年後に控えた治外法権撤廃に伴う内地雑居を前に、「政治ト実業ト密着シ打テ一丸ト為シテ」、西洋諸国との国際的経済競争に立ち向かわなければならないとの焦燥感のあらわれであった⁴⁵。

そして、金子は日本の将来においては「商工業ヲ以テ国ノ政策ト為スニ非ザレバ宇内強国ノ中ニ立テ他国ト併行共進スルコト能ハス」と述べる。米国の海軍大佐マハンによる『海上権力論』を引照して、海軍が権力を行使するには、いつでも艦隊を組織するだけの船舶を所有し、直ちに乗り込める海員の後備がなければならず、それ以上に重要なのは、戦費を賄う国家財源の後備に待たなければならない。つまり、「宇内ノ大勢ニ照シ国家ヲシテ繁栄ニ赴カシムルヤ否ノ問題ハ繫テ実業ノ消長ニ在リ、外交ノ事、陸海軍ノ事、皆実業問題ニ帰着ス」というのである。

また、金子は実業を「身軀ニ於ケル血液」にたとえ、「国家ノ生存ノ上」で、実業と政治は密着し相離れるべきものではない、もし分離したならば、その国家は発達進歩できなくなると述べるのであった⁴⁶。そして、金子が掲げる民間経済の発展を主軸においた日清戦後経営もまた、「周囲の邦国は如何、朝鮮、支那、印度、南洋諸島は悉く之れ世界列強の経営にかゝれり苟くも此際に於て若しも我が日本か一朝退縮策を採りたらんには果して如何、即ち我々が戦後に於て日本をして列強の仲間に入れしめたる名誉を維持し此日本の国威をして世界に輝かしめんとしたる看板を傷けざるなきか」⁴⁷という国権意識に根差すものであった。

さらに、金子は実業と政治を結合すべく、実業家の議会政治への進出を次のように懇願するのであった。

「此際ニ於テハ、日本実業ニ従事シテ農商工何レニテモ其経済ヲ立テ製造売買運輸等其实業ニ経験アル人ヲ政治界ニ出シテ官吏タラシムルモ可ナリ、又ハ議員トナリテ議会ニ於テ政府ヨリ出ス所ノ諸法律案ヲ实施的ニ観察ヲ下シテ当路ノ人ノ反省ヲ促シ若クハ参考ニ供スルモ可ナリ…大ニ實業家ノ進ンデ以テ政治ノ場裡ニ立チ己ノ意見ヲ吐露シテ政府ノ参考ニ供シ又政府ノ計画ヲシテ謬ナカラシメサルニ在リト信ズ…」⁴⁸。

続けて金子は、憲法六十七条の精神を堅持しつつも、当面、戦後経営においてまず講じることが、「政府の財政」と「国の経済」とを峻別すること、つまり「財政と経済の調和」

にあるとして、自らの国家経営のビジョンに基づき、経済立国策を次のように講じた⁴⁹。

「世人動もすれば政府の財政と国の経済とを混淆して、以為らく政府議會を解散すれば予算不成立となり、其結果は経済に大なる影響を及ぼすべしとて只管之を氣遣ひ国庫の経済には敢て重きを置ざりしが如しと雖も要するに政府の財政は国家経済の一部分より成立ち僅に政府の事業官吏の俸給等に支払ふ収支の計算を云ふだに過ぎされば例之へば政府の財政は鉄瓶の水の如く、国家の経済は混々たる源泉の水の如きものなり、鉄瓶の水の少きは敢て憂ふるに足らざれども源泉の枯渴は最も恐るべし、苟も国家の経済さへ豊富なれば政府財政の不如意の如き敢て意とするに足らざれども、民間の資本欠乏して事業の萎靡振はざるを揶揄して顧みざる時は何人か財政の局に當るも到底円満なる整理を見ること能はざるべし、近頃政府か歳入の不足に苦むと云ふも、畢竟国家経済の枯渴に因すればなり」

つまり、国家財政の膨張については致し方ないが、それによる民間経済の資金需要の押し出し効果（クラウディングアウト）には、外資の低利資金を導入することによって応じるべし、というのが金子の経済立国策の主旨であった。そして、「国家の経済を救済し、之を鞏固にせんと欲するには、唯た目下の急を救ふの一点のみに注目せず、宜しく将来国家の経済を豊富ならしむる大計画をも講」ずるべきであり、「朝野の事業共に膨張して財源既に枯渴を告げ、加之各種の事業より収益を見るまでには早くも尚数年を要する」ため、銀行を通じて外資を輸入すべしと説いた。金子は戦後経営における民間経済、とりわけ輸出産業の資金需要に積極的に応じて貿易逆超に抗しようと考え、そのためにも、低利な外資を導入するために新たな政府系金融機関として、興業銀行設立案を打診したのであった⁵⁰。さらに付言すれば、このように金子が外資輸入にこだわったのも、日清戦争で外国資本が集まる上海が中立となったように、「外資輸入は外国と一朝事有る時に當り相互に牽制し事端を激甚ならしめざるの効あり」との国防、外交上の理由からであった⁵¹。金子はこのイギリスからの外資導入によって、その延長線上に日英同盟締結を見据えていたのである。

そして、金子は明治33年、東京において工業倶楽部を立ち上げると、その後、山下町に事務所を置き、日本工業協会と改称として会長に就任した。その時以来、「官民の連絡を付けなければいけないと主張して、官吏ばかり独立し雲の上の政府の工業ではいかぬ、雲の上から降りて来て民間の工業家と手を握れ、又民間の工業家も政府の工業を雲上人の事業の如く崇め奉るでなく、自ら進んで政府の官吏と手を組め」と唱えたのであった。このように、日本工業協会は元農商務省官吏金子堅太郎を中心としてできた、言わば一種の官民連絡機関であったが、それと比べると、後述する日本工業倶楽部は、官民の連絡を図る目的で設立されたことは変わらないが、規模が格段に大きくなったことだけに止まらず、工業家自らの手によって自律的に運営する団体として結集されたものであり、その性質上、本質的に異なる団体と言えた。日本工業倶楽部の設立によって、日本工業協会はその役割を同倶楽部に譲り、自然消滅となったが、こうした金子堅太郎もまた日本工業倶楽部の名

誉会員に迎えられたのである^{5 2}。

¹ 原朗「財界」『近代日本研究入門』東京大学出版会、1983年。なお、戦後編纂された、平凡社政治学事典編集部編『政治学事典』平凡社、1954年では、「財界」といった項目はなく、戦後の財界ともいべき日本経済団体連合会は、プレッシャー・グループ（圧力団体）の一つとして紹介されている。

² たとえば、東京帝国大学法学部を卒業後、日本工業倶楽部調査課長を務めた森田良雄は「役員の顔ぶれでも判るように、財界における勢力は侮るべからざるものであった」と述べ、「労働立法の制定改廃については常に工業家の立場から意見を立て、その貫徹についても縦横の政治力を駆使し、まさに産業界における指導的中心勢力であった」と回想している（森田良雄『日本経営者団体発展史』、日刊労働通信社、昭和33年、63-64頁）。

³ 竹内壮一「日本工業倶楽部設立の背景と主体」『千葉商大論叢. B, 商経篇』第13巻第1号、1975年6月。

⁴ 望月和彦「戦間期における『財界』の形成」猪木武徳編著『戦間期日本の社会集団とネットワーク：デモクラシーと中間団体』NTT出版、2008年所収。

⁵ 代表的な研究としては、陸軍の政治的独立と大陸政策の展開を国内政治過程と連関させて分析した、北岡伸一『日本陸軍と大陸政策 1906-1918年』東京大学出版会、1978年、山縣閏とは一線を画した桂と後藤新平を中心とする官僚派の大陸政策構想を国内政治の分裂過程に位置付けて分析した小林道彦『大正政変 国家経営構想の分裂』千倉書房、2015年、政友会と官僚閥との対抗分裂から論じた、三谷太一郎『日本政党政治の形成：原敬の政治指導の展開』東京大学出版会、1995年、また、財政政策を争点に陸軍と各政党派の対抗と提携関係から分析を試みた、坂野潤治『大正政変 1900年体制の崩壊』ミネルヴァ書房、1982年、さらに予算交渉における桂の政治指導の成功と挫折から大正政変を論じた、伏見岳人『近代日本の予算政治 1900-1914 桂太郎の政治指導と政党内閣の確立過程』東京大学出版会、2013年が上げられよう。

⁶ マックス・ヴェーバーは、行政の裁量権がいかに小さく限定されていたとしても、何らかの命令権限は不可避免的に官僚に委ねざるを得ず、官僚にはこの裁量権を拡大しようとする傾向があること、さらに官僚は統治に必要な専門知識・情報を「職業上の機密」という口実で独占することが多いため、官僚の名目的な主人が君主であれ、議会であれ、市民一般であれ、官僚の多大な影響力を認めざるを得ないことを指摘している。こうしたヴェーバーの影響を強く受けて、戦後日本の政治学、行政学が発展してきたことを想起されたい。その一方で、ヴェーバーは、特に経済面では、企業経営者の専門知識は、官僚のそれよりはるかに優れているとし、「資本主義時代においては、官庁が経済生活におよぼす影響は、極めて狭い枠内に限られており、この領域における国家の施策は、非常にしばしば、予想も意図しなかったような方向にそれるか、あるいは、利害関係者の優越的な専門知識によって骨抜きにされてしまうのである」と述べている通り、官僚の専門知識が常に社会勢力のもつ専門知識より優れているとは考えていなかった（マックス・ヴェーバー著、世良晃志訳『支配の社会学 I』創文社、1960年、17、122-126頁）。

⁷ 辻中豊「利益団体の視角から見た戦前・戦後・現在一日本の政治過程配置の連続・断続・変容」『北九州大学法政論集』第14巻1号、1986年10月。

⁸ 岡崎哲二「政治システムと財政パフォーマンス：日本の歴史的経験」青木昌彦・鶴光太郎『日本の財政改革—「国の形」をどう変えるか』東洋経済新報社、2004年。

⁹ 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝 史料篇第四』國學院大学図書館、1971年、168頁。

¹⁰ 同上。

¹¹ 國學院図書館蔵「梧陰文庫」B-578「憲法六七条施行法律案及理由書」、明治23年4月22日。

¹² 林田亀太郎『明治大正政界側面史』上巻、1926年、213-214頁。

¹³ 大蔵省財政金融研究所財政史室 編『大蔵省史—明治・大正・昭和—』第1巻、大蔵財務協会、1998年、214-216頁。

¹⁴ 山縣有朋 伊藤博文宛「憲法と予算との関係」10月11日小林和幸編『伊藤博文文書』第70巻秘書類纂 議会十三』ゆまに書房、2012年、469-496頁。

¹⁵ 吉野作造「憲法と憲政の矛盾」『中央公論』1巻100号、1929年12月、88頁。

¹⁶ 故阪谷子爵記念事業会編『阪谷芳郎傳』、1951年、112頁。

¹⁷ 同上、120頁。

¹⁸ 同上、116頁。

¹⁹ 阪谷芳郎『日本会計法要論』博文館、明治23年、33-34、88-106頁。

²⁰ 前掲『阪谷芳郎傳』、116頁。

²¹ 江見康一、塩野谷祐一『長期経済統計推計と分析7 財政支出』東洋経済新報、1966年、53頁。

²² 美濃部達吉『議会制度論』、日本評論社、1930年、292頁。

²³ 会計法明治二二年二月一日法律第四号(大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史 第17巻 会計制度』

東洋経済新報社、昭和 34 年、資料 I 法令 457-460 頁を参照)。

第五条 歳入歳出ノ総予算ハ前年ノ帝国議会集会ノ始ニ於テ之ヲ提出スヘシ
必要避クヘカラサル経費及法律又ハ契約ニ基ク経費ニ不足ヲ生シタル場合ノ外
追加豫算ヲ提出スルコトヲ得ス

第六条 歳入歳出ノ総決算ハ之ヲ經常臨時ノ二部ニ大別シ各部中ニ於テ之ヲ款項ニ區別スヘシ
総豫算ニハ帝国議会参考ノ為ニ左ノ文書ヲ添附スヘシ

第一 各省ノ豫算経費要求書但シ各項目中各目ノ明細ヲ記入スヘシ

第二 其ノ年三月三十一日ニ終リタル会計年度ノ歳入歳出現計書

第十四条 国庫ハ法律命令ニ反スル仕拂命令ニ對シテ仕拂ヲ為スコトヲ得ス

第十六条 会計検査院ノ検査ヲ経テ政府ヨリ帝国議会ニ提出スル総決算ハ総豫算ト同一ノ様式ヲ用キ
左ノ事項ノ計算ヲ明記スヘシ

歳入ノ部

歳入豫算額

調停済歳入額

収入済歳入額

収入未済歳入額

歳出ノ部

歳出豫算額

豫算決定後増加歳出額

仕拂命令済歳出額

翌年度繰越額

第十七条

前条ノ総決算ニハ会計検査院ノ検査報告ト俱ニ左ノ文書ヲ添附スヘシ

第一 各省決算報告書

第二 国債計算書

第三 特別会計計算書

²⁴ 渡邊國武講演「会計法ノ精神」『国家学会雑誌』第 40 号、明治 23 年 6 月 15 日、314-315 頁。

²⁵ 同上。

²⁶ 法学士有賀長文「会計法改正ヲ要スル根本的理由（講演）」『明治法学』第 25 号、明治 34 年 10 月 15 日、1-3 頁。

²⁷ 同上、6-7 頁。

²⁸ 同上、10-11 頁。

²⁹ 大蔵省昭和財政史資料室編『昭和財政史第 17 卷 会計制度』東洋経済新報社、1959 年、15-16 頁、日本銀行百年史編纂委員会編『日本銀行百年史』第 1 卷、1982 年、271-272 頁。

³⁰ 前掲、『昭和財政史第 17 卷 会計制度』、18 頁、および大蔵省編『明治大正財政史』第 2 卷、経済往来社、1959 年、「会計制度」、239 頁。

³¹ 前掲『昭和財政史 第 17 卷 会計制度』、19 頁。

³² 西野喜与作『歴代蔵相傳』東洋経済新報社出版部、1930 年、高橋是清の項、171 頁。

³³ 「理財法ノ回復」『福澤諭吉全集』第 13 卷、岩波書店、1958 年、所収。

³⁴ 「三菱社」明治 24 年 9 月 23 日『福澤諭吉全集』第 13 卷、岩波書店、1958 年、189-191 頁。

³⁵ 「又三菱社」明治 24 年 9 月 24 日『福澤諭吉全集』第 13 卷、岩波書店、1958 年、194 頁。

³⁶ 子爵金子堅太郎『経済政策』大倉書店、明治 35 年、578-579 頁。

³⁷ 同上、579 頁。

³⁸ 金子堅太郎「帝国憲法制定ノ由来」国家学会編『明治憲政経済史論：国家学会創立満三十年記念』宗高書房、1974 年、ならびに「東京・横浜毎日新聞」明治 15 年 8 月 3 日、(尾佐竹猛『明治政治史点描』育生社、1938 年、289 頁所収。)

³⁹ 金子堅太郎述、平塚篤著『伊藤公を語る』興文社、1939 年、100-104 頁。

⁴⁰ 前掲、金子『経済政策』、584-585 頁。

⁴¹ なお、金子がこの調査で、ケンブリッジ大学教授のジェームス・ブライズをはじめ、マーシャル、メイトランド、セヂウィックなどの諸教授との交流を通じて、英国における「財政立憲主義」について強い関心を持つにいたったことについては、金子子爵『欧米議院制度取調巡回記』信山社出版、2001 年を参照のこと。

⁴² 前掲、金子『経済政策』、311-312 頁。

⁴³ 同上、314-315 頁。

⁴⁴ 同上、313-314 頁。

-
- ⁴⁵ 金子堅太郎「実業ト政治トノ関係」『国家学会雑誌』第12巻第133号、212-213頁。
- ⁴⁶ 同上、218頁。
- ⁴⁷ 前掲、金子『経済政策』、375頁。
- ⁴⁸ 同上。
- ⁴⁹ 同上、413-414頁。
- ⁵⁰ 「子爵金子堅太郎談話」堀口修監修編集『臨時帝室編集局史料「明治天皇紀」談話記録集成』第四巻、ゆまに書房、平成15年、209-215頁。明治天皇は明治12年に来朝したグラント將軍の進言により、外国の干渉を招くとの観点から財政のために外資導入には反対の立場をとっており、金子らの興業銀行を通じた外資導入にも難色を示していた。
- ⁵¹ 前掲、金子『経済政策』、368頁。
- ⁵² 社団法人経済団体連合会編『経済団体連合会前史：日本経済連盟会史重要産業協議会史』1962年、41-42頁。

第1章 日露戦後経営における「財政と経済の調和」論 —財界における「共通の利害」の発生メカニズム—

はじめに

財界が形成される必要条件である「共通の利害」は、どのような政治過程を経て発生したのであるか。この点については、下重直樹 [2007] は、政府の財政整理案に対して、鰻会、鮫鱈会、財界振興会といった非公式な懇親会を通じて「財界」が次第に政治的発言を強めたことを指摘し、彼ら「財界」による財政整理の声に後押しされた桂太郎と大蔵官僚の政治主導によって、桂新党、つまり立憲同志会が結成されたことを明らかにした¹。しかし、下重氏の「財界」の定義は曖昧であり、そもそもどのような人的ネットワークが核となって、「財界」を形成していったのかといった側面は必ずしも明確とはいえない。むしろ、当該期は、利害を共有できる業種、産業、業態ごとの組織化は進んだが、いまだ「共通の利害」を持つほどの組織化は進んでおらず、いわゆる総合的経済団体としての「財界」は、形成途上にあったというのが正確な理解であろう²。特定産業の利害を代表する経営者ないし実業家集団の域を出るものではなく、当時言われていた「財界」とは、ほぼ「銀行界」を示す言葉であり³、とりわけ公債借換シンジケート団を示していたのである。その証左として、後述するように銀行家と商工会議所関係者は税制整理をめぐる見解の違いから、桂内閣に対する政治的スタンスを異にしていく。

また、この時期の政治史について、坂野潤治 [1982] ならびに、伏見岳人 [2013] も、財政政策を争点に各政党政派の対抗と提携関係から分析を試みてはいるものの、いささかドメスティックな枠組みで分析をしているため⁴、二大政党化を促した決定的な要因を充分に見出してはいないように思われる⁵。

実は、その要因こそ、日露戦後の外債ならびに正貨問題にほかならなかったのである。立憲同志会の結集プロセスは、国際金本位制下における外債・正貨問題をめぐる銀行界および各政党政派の反応から検討することで、より詳らかとなるろう。つまり桂新党に参集する銀行家や実業家を中心とするメンバーが、外債問題をどのように認識し、非募債主義と財政整理を採用するに至ったのかが問われなければならないのである。

その際、桂に財政金融政策を指南したと考えられる豊川良平（三菱合資会社銀行部長・東京交換所委員長）の思想と行動に着眼し、彼を中心とした「三菱系土佐派」なる政策集団と桂系官僚の非政友派合同運動を考察してみたい。豊川は、日露戦争時、病床にあった渋沢栄一に代わって⁶、三菱の資金力を背景に、いわば銀行界の世話役として頭角を現した人物であった。戦後、豊川は公債価格の維持という業界全体の要望を社会一般的な世論に昇華することで桂の公債整理・財政整理を軌道に乗せ、いつしか「銀行政治家」と称されるようになったのである。

なお、分析にあたり、原朗 [1983] による、桂園時代（1906～13年）、とりわけ第一次西

園寺内閣の積極路線と第二次桂内閣の消極路線が、それぞれ1920年代の政友会と憲政会から民政党へと至る経済政策の原型であった、との議論は注目に値しよう⁷。また、こうした桂園時代の固定的な理解に一石を投じたのが神山恒雄〔1995〕であった。神山氏は日本銀行・大蔵省の政策構想を分析したうえで、第二次桂内閣の「積極的正貨政策」（当面の入超補填と生産的事業資金を確保するため外債を発行しながら低金利政策をとることで、経済拡大により将来の収支均衡を目指す積極的基調の政策構想）、ならびに「緊縮財政」（積極的に財政規模を拡大する「積極財政」に対して、行財政整理の範囲内における財政運用を基本方針とする恐慌後の財政政策）は、経済政策の基調の面では政友会路線に近いと指摘し、むしろ立憲同志会の「消極的正貨政策」（外債による国際収支決済が不健全な経済拡大を招き正貨危機を助長していると考え、外債非募債・金利引上などによりいったん経済規模を縮小して当面の収支均衡を目指す消極基調の政策構想）こそが、1920年代の民政党の経済政策の原型であるとする仮説を提示した⁸。本稿もこの神山氏の議論を踏まえたうえで、第二次桂内閣が一時政友会と情意投合路線を半ば解消し、小政党合同による桂新党へと参集していくなかで、銀行界が望む「消極的正貨政策」と「緊縮財政」がどのような経緯を経て次第に定着していったのか、その政治過程に留意して分析を試みる。

1. 外債問題と立憲主義

1.1. 銀行界の非募債主義への期待

日露戦争の戦費の55%をまかなった8億円の外債は（かりに年利5%として）その利子だけで4千万円であり、これは第一次大戦開始直後の貿易収支の赤字にほぼ匹敵する金額であった。そのため、外債利子支払にともなう正貨危機がふたたび外資導入を必要ならしめるという悪循環が、その後の桂園時代にとって頭痛の種となっていた⁹。

そのうえ、山縣有朋による「国防方針ハ又国是ヲ基礎トスル政略ト一致セサル可ラス」との「確乎不拔ノ純繩ヲ示シ」た帝国国防方針によって、日露戦後経営は、陸軍2個師団増設、海軍艦隊拡張といった軍拡が財政的な負担として圧しかかることとなった¹⁰。第一次西園寺内閣下では、こうした軍事への投資に加え、鉄道国有化をはじめとする公共事業や朝鮮・満洲の植民地経営などの経費膨張もかさんで、国債の発行はさらに激増した。また1907年下半期からの反動恐慌による担税力の低下も加わり、国債依存の構造からの脱却はより一層困難になっていた¹¹。折に加え、海外貿易の逆調による正貨流出、金利の高騰、有価証券の市価暴落、生産過剰と金融逼迫による多数の泡沫会社の倒産などが同内閣を襲ったのである。さらに西園寺内閣の命運を決定的づけたのは、鉄道国有法に基づいて私設鉄道を買収するにあたり発行した鉄道公債である。90円を下らないよう見込みを立てていたものの、実際の市場の実価は70円台にまで下落するという事態に陥った。また、いつ鉄道公債の増発に際会するか予想できず、公債価格は全体的に低落し続けていた。このように、軍拡による財政の膨張や公債価格の下落といった事態が続けば、債権国に対して財政

的信用を損ないかねない。そこで、ようやく国内政治にも変革の兆しが見え始めたのである。

ところで、金本位制下の外債問題と国内政治の関連性について、カール・ポランニー (Karl Polanyi) は、次のような鋭敏な分析をしている。

「金融—これは影響力を与えるチャンネルのひとつであった—は、多数の小さな独立国家の政策決定に対する強力な調整者の役割を果たした。貸付とその更新は信用にかかっており、その信用は行動のあり方にかかっていた。立憲政府—立憲制でなければ強い難色が示された—のもとでは、行動は予算に反映されたし、通貨の対外的価値は予算に対する評価と切り離し得なかったから、債務国政府は、自国通貨の為替相場を注意深く見守り、そして予算状態の健全性に疑いを生じさせるような政策を避けるのが得策とされた。ある国が一度金本位制を採用すれば、この有益な格率が強力な行動準則となった。そしてこれは変動しうる幅を最小に限定することになった。金本位制と立憲制は、新しい国家秩序への忠誠を象徴するこれら2つの制度を採用した多数の小国に、ロンドンのシティの声を伝える媒体であった。」¹²

国際金本位体制に組み込まれた日本においても¹³、まさにポランニーのいう立憲政治の幕開けともいえる政治情勢が表出しつつあった。

明治40(1907)年12月16日、井上馨ら元老を交えて明治41年度第二次財政調査案の裁可を決める内閣会議が開かれた。この席で井上は、同案における桂太郎の陸海軍予算ならびにその他の繰延の「異常ナル尽力」を高く評価し、この緊縮財政の方針を支持した。

年度が変わり、第25議会閉会後の明治41(1908)年4月1日には、井上の内田山邸にて、欧州への外遊を行う阪谷芳郎を囲んでの財政協議が行われた。出席者は西園寺公望首相以下、原敬内相、松田正久蔵相、林董外相、堀田正養逋相、さらに水町袈裟六大蔵次官をはじめ、大蔵省主計局長の橋本圭三郎、理財局長の勝田主計、臨時国債整理局長塚田達二郎、大蔵書記官長島隆二ほか、日銀総裁松尾臣善、日銀副総裁高橋是清、興銀総裁添田寿一であった¹⁴。

まず、井上は阪谷に向かって、政府およびロンドンの海外駐割財務官若槻禮次郎との連絡を欠き、財政経済に関する説明が齟齬をきたすことで、外国資本から疑惑を招くことがないよう厳重に注意した。将来外債を必要とすることがあれば、外国資本家の信用を得て、「国債の殻価」を高めておかなければならないとの判断からであった。とくに井上は「財政経済カ困難ニ陥ルニ於テハ日英同盟モ実効ナキニ至ル」ことを最も危惧した。

この井上の発言を受けて、日銀副総裁の高橋もロスチャイルドから「実ニ日本ノ信用ハ其ノ萌芽ヲ発シタルモノナルカ故ニ之ヲ保護シ發育セシムル為今後ニヶ年間ハ公債ヲ発行セズ増税ヲ行ハサルコトヲ厳守セラレタク此儀ハ特ニ陛下ニ上奏乞フ」との要請があった

ことを報告した。また高橋は、阪谷前蔵相の渡欧に対してはいささか難色を示した。なぜならば、阪谷が蔵相就任時に鉄道国有化による公債を増発し、新規公債発行を行う態度を示したことで、外国資本家に対する信用を損なうような姿勢をとった経緯があったからである。それゆえ、高橋は阪谷が公債問題について外国資本家から質問を受けた場合には困難をきたすと考えていた。高橋は、「彼等資本家ハ一致ノ態度ヲ採リ日本ヲ難シ支那ニ対シテ放資スル方向ニ向フ」傾向にあり、浙江鉄道敷設の借款において英独のシンジケートが清国に対して発言力を増していることを上げ、ロンドン、パリの資本家にはとくに注意が必要であるとの意見を述べた。

この高橋の発言を受けて、井上は若槻と阪谷の間の「意思ノ疎通ハ大体ノ主義ノ問題ナルモ豫メ決定ヲ置クノ必要アル種々ノ問題アリ」と述べ、第一次西園寺内閣で阪谷前蔵相が推進する積極的正貨政策・積極財政から、消極的正貨政策・緊縮財政へと転換することで意思統一を図った。政府が増税もせず募債もしないと明言したため、この財政方針を実際にどのように行うのかとの質問があった場合に、説明方法を定めておかなければ内外に疑惑をもたれることを、井上は懸念したのであった。

さらに井上は、大蔵省ならびに日本銀行に向けて次のように矢継ぎ早に詰問した。

国庫剰余金も少なく公債発行の見込みも当分ないとすれば、いかにして鉄道の建設改良などの大事業を為し得るのか。公債発行の見込みが定まるまで、事業の施行を手控えるのでなければ、財政の前途は甚だ危うい。41年度末には正貨準備の総額は2億円余に減少する見込みで、正貨準備を維持し得る充分の見込みはあるのか。最後に、井上は、歳入における自然の増加が見込めず、さらに増税することも困難で募債も期し難いとすれば、「政府財政ノ整理ヲ遂ケ国民経済ノ発展ヲ謀リ為ニ生スル所ノ餘裕ヲ以テ之ニ充ツルノ外良策ナシ」と述べて、第一次西園寺内閣が進めてきた積極路線から、消極路線への転換を強く迫ったのであった¹⁵。

ここで井上が具体的に示した財政整理案は、おもに、(1)速やかに国債償還をすること、(2)新規の国債を発行しないこと、(3)事業の中止繰延を断行すること、(4)官民業の限度を明らかにすること、(5)鉄道会計を独立させること、(6)財政調査は内閣に託すこと、の6点に重点を置くものであった。

この井上の忠告をほぼ踏襲する形で、水町大蔵次官が中心となって42年度予算編成方針の策定が進められた¹⁶。3日後の4月4日には、水町大蔵次官以下、橋本主計局長、勝田理財局長、塚田国債整理局長は連名で、非募債・緊縮財政方針を固めこれを閣議案として提出した¹⁷。その内容は以下のようなものであった。

「今ヤ明治四十一年度総予算及増税計画後等帝国議会ノ協賛ヲ経テ之カ施行ニ臨ミ内外経済界ノ情勢ヲ達観スルニ欧米ニ於テハ金融市場稍調和シ来タ利モ亦漸次ニ緩和セムトスルノ趨勢ヲ示スト雖モ所謂日本物ニ向ツテ放資スルノ氣運尚未タ熟セス強テ外資ニ依頼セムトセハ我ニ不利ナル条件ヲ強要セラルハノ恐アリ内地ニ於テは客年財界恐慌ノ結果金融業者ハ其瘡ニ苦シミツハアルノミナラス北米合衆国ニ於ケル恐慌以来本邦生糸ノ停滞ヲ来

シ銀貨ノ下落ハ紡績業其他対清貿易ニ打撃ヲ與ヘ加之銅鉄等ノ相場下落等經濟界ハ頗ル不振ノ状態ニ沈淪シ内地ニ於ケル募債ハ殆ト不可能ナルノミナラス増税モ亦予期ノ成績ヲ収ムルコトヲ得ルヤ否ヤ頗ル疑問ニ属スルカ如キ状況ナルヲ以テ四十一年度ニ於テ公債ヲ財源トスル歳出ハ予メ相当ノ制限ヲ附スルヲ要ス就中帝国鉄道費ノ如ク多ク公債財源ノ事業ヲ有スルモノハ極力其經費ヲ節約シ事業中民業ニ移スヘキモノハ之ヲ官業ヨリ除キ成ルヘク公債費額ヲ減スルノ必要アリト信ス又本年ノ外国貿易ハ本省調査ニ係ル予想ニ依レハ輸入超過額約八百万円ニ達スヘク正貨ノ流出約九千万ニ上ルヘキ形勢ナリ客年ハ俘虜集客費、滿州鉄道会社社債等正貨輸入ノ特種原因アリテ正貨ノ流出幸ニシテ約一千四百万ニ過キサリシモ本年ハ這般特殊原因ヨリスル正貨輸入ヲ予期スルコトヲ得サルヲ以テ右九千万円ノ正貨ハ全ク流出スルモノト看做サルヲ得ス依テ現在正貨残高ハ約四億千万円ハ明治四十二年ニ於テ約三億三百万ニ減少スヘク将来兌換制度維持ノ上ニ於テ轉寒心ニ堪ヘサルモノアリ故ニ苟モ正貨流出ノ原因トナルモノハ細心之カ除去ヲ困ラサルヘカラス」

さらに、同閣議案はとりわけ鉄道公債の下落に細心の注意を払っていた。鉄道公債を多く所有する銀行家や鉄道事業会社の要請にこたえ、「国有鉄道ノ為大蔵通信兩省監督ノ下ニ独立經營ノ方法ヲ立テ其達設改良ハ当分主トシテ益金ノ増加并ニ業務ノ改良等ニ依リテ弁セシム」方針を確定し、「減債基金ノ効用完全トナルヲ俟チ適當ノ時期ヲ選ミ買収鉄道公債ヲ交付スル」ことで、公債価格の安定を図ろうとするものであった。しかし、それ以上にこの閣議決定で注目すべきは、「民間事業資金ノ為外資ヲ入ルハノ便利ハ充分ニ之ヲ図ル」ことを除いて、「当分ノ内内外債共ニ募集セサル方針ヲ取ル」こと、つまり「非募債」主義が正式な方針として示されたことであった。

1.2. 第二次桂内閣の始動

さて、井上、松方正義ら元老の強い意向によって「非募債」、および緊縮財政への転換を迫られた政友会ではあったが、原は明治41（1908）年5月15日の衆議院総選挙で政友会が過半数を独占した余勢をかりて、西園寺内閣の政権維持に乗り出す。まず原は、桂太郎が井上の緊縮論を梃に財政上の困難によって倒閣運動を企てていると見ていた。そのため、桂等官僚派の攻勢を挫くべく、まず井上や松方ら元老に近い大蔵次官水町が、省内の統一意見と内閣との意見の融和に支障をきたしているとの理由から、水町の変更を松田蔵相に諮った。さらに原は松田を通じて西園寺首相の承諾を得るばかりでなく、山縣系であった寺内正毅陸相からも水町変更の了解を取り付けることに成功した¹⁸。この結果、同年6月3日付で松田から休職を言い渡された水町は実質上更迭となり、政友会側は勢いに乗じて日銀総裁の松尾の変更運動も開始した¹⁹。

しかしながら、原の政略にもかかわらず、西園寺内閣は予算編成に於いては何ら有効な手段を講じることができずにいた。こうした同政権の煮え切らない態度に強い不満を抱いた桂は、政権奪回に向けて本格的に始動したのである。

明治41年6月2日、桂は、井上が示す財政方針は不可能であると西園寺が述べたことを、井上本人に告げた。そして、桂は西園寺内閣が「持久之策を講じ、終に何等要領を得」なると述べると、「最早予算調成之期も切迫仕居、此儘に一日々々と日を送り終に何等をなす事無く送日仕候は、為国家如何可有之哉。就ては断然決意、政府之政策を助けて進行するか、将又到底見込無之ものに候半は決然辞職せしむるか、いつれか一方に出でされは、真に国家之不利益と奉存候」²⁰と、井上に西園寺に政権委譲を迫るよう懇願したのである。この桂の要請を受けた同日、井上は西園寺との面会で総理大臣を辞任するとの返事を引き出すことに成功したのであった²¹。

また、桂は政友会の領袖にして元老の伊藤博文からの支持を取り付けるべく、総選挙を3日後に控えた明治41年5月12日付で、次のような手紙を送っていた。

「外債一も成就不任、加之同盟国すら支那人の後ろに廻り、彼が商圈を拡張せんとするに至り申候は判然の事に候。小生の考にては、現下財政の事は万事外交の不手廻しより困難を来し候事其のみに居候半と相考申候。其上財政当局者着々処置を誤り、而して之等を統一するの強力上に欠くるに於ては寔に困難と奉存候」²²

桂は伊藤からの手紙で「財政問題の高見は至極御同感に有之、世外翁等と御熟談は御懈怠無之様処仰に候」²³と井上とともに進める非募債・緊縮財政方針の承諾を受けるや、政友会の政略の封じ込めに取り掛かったのであった。

桂はまず大蔵次官に再び若槻禮次郎を就任させることで予算編成権を掌握し²⁴、上記の財政政策を実行に移した。これ以後、第二次桂内閣において、前述した財政整理案は若槻が実行の要衝にあたることとなった²⁵。明治41年7月14日に、第一次西園寺内閣に代わって第二次桂内閣が成立すると、桂は直ちに閣員全員に、大蔵省起草の財政整理案を内閣の大方針として提示し、署名捺印を求めて同意を得た²⁶。すると桂はこの財政案を今度は世論の支持を受ける形で実施しようと試みたのである。

桂はこの財政整理案が議会で支持を得るため、銀行界の手を借りて世論の誘導を図った。これを実行したのが、ほかならぬ三菱合資会社銀行部長にして東京交換所委員長の豊川良平であった²⁷。この豊川こそ、「銀行界を通じて全ての人物を手足の如く働かせた中心」人物と評される銀行家であり²⁸、彼の活躍によって一般の世論は財政整理、公債整理に大きく傾いたのであった。

明治41年7月8日、豊川が幹事となって鰻会が主催され、松方、渋沢栄一、相馬永胤、濱口吉右衛門を来賓に迎え、来会者の日銀総裁松尾、日銀副総裁高橋、早川千吉郎（三井銀行）、園田孝吉（十五銀行）、木村清四郎（日本銀行）、池田謙三（第百銀行）、佐々木勇之助（第一銀行）、佐々木慎思郎（第二十銀行）、三村君平（三菱合資会社銀行部）、山川勇木（横浜正金銀行）と財政経済に関する会合を行った。年額5千万円以上の公債償還計画の確立（現在の国債償還額3千7百万円のほかに、増税に依らず冗費節約によって年々2千5百万円ないし4千万円の減債基金への繰入れ償還）、鉄道の新線路拡張の凍結と内部の整理を行い、明治43（1910）年に予定されている関税改正については、民間における調査

の必要を主張し、これを全国交換所連合会の主張として新内閣に要求し、同時に世論に訴えたのである²⁹。翌8月4日には、豊川は各地手形交換所の聯合調査会委員会を開いて7項目を決議し、これを桂内閣に建議した³⁰。この建議案の趣意は、戦後急激に増加した内外債を整理し、帝国財政を確立することが最も急務であるというものであった。つまり、鋭意財政を整理し有利の条件で公債を整理するように図り、これによって国債に関する内外の信用を厚くしたうえで、その価格の回復を計り、商工業の資本を豊かにして産業の発達を期す、というものであった。

政府はこの全国交換所連合会の建議を受け容れ、(1)一般の歳計に於て歳出入の均衡を維持し公債を財源とせざること、(2)毎年少なくとも5千万円以上の公債を償還する計画を樹て公債の信用を維持し漸次価格の回復を図って公債所有者の利益を保護し、間接には一般経済界に長好なる影響を与えるようにすること、という公債償還に関する2大要綱を策定し、財政政策の骨子としたのであった³¹。

同月6日には、桂の財政方針は、元老の井上から、「実に閣下此際国家財政等に非常なる憤起之御精神を天も感せられしならん歟と、国家一点丈之幸福を得らるへきと老愚も感居申候」と全面的な賛意を得るに至った。しかし、井上は、国庫が借財によって得た収入正貨を42年から使用するに当たって、「可成得丈殊更削除を各省一致供同可励は、此事機不失様御決行奉願候」と、とくに政費削減に細心の注意を払うよう、桂に釘をさすことも忘れはしなかった³²。そして8月16日には、井上は水町、勝田、長島の大蔵官僚と3時間半にもわたり質疑を重ねたうえで、彼等大蔵官僚に向かって「正貨減少之危難尤財政上必要之義に付、大に調査を乞うたのであった³³。井上はいち早く、正貨の減少傾向に心を砕いていたのである。

このように、井上や大蔵官僚等は、正貨危機を避けるべく、消極的正貨政策、緊縮財政を目指す方向で足踏みをそろえつつあった。

では、桂は先の財政方針を通過させるべく、議会対策についてどのように考えていたのであろうか。話を少し前に戻そう。第一次西園寺内閣は、韓国の植民地経営の要となる東洋拓殖会社設立案を第24議会において提出した。桂はこの案の議会通過にあたって、政府与党である政友会と官僚派との調整に相当苦慮していたようである。とりわけ山縣系官僚の牙城ともいべき貴族院の茶話会あたりでは、第23議会以来、西園寺内閣の財政政策に対して強い懸念を示していた。しかし、この41年度予算は、桂自らが深く関与して策定した6年計画に基づく初年度の財政方針案ということもあり、桂は増税案や繰延案を支持するよう説得に努めた³⁴。第24議会の終盤の明治41年3月17日、桂は山縣系官僚の領袖である平田東助に向けて、「兩院之関門を好都合に通過被致度、衆議院之方は政府党并に大同階楽部（大同俱樂部一筆者）之連合出来候は、差したる難儀も有之間敷被察候得共、貴族院之方は何分にも被仰合御配意乍此上願上候。」³⁵と、西園寺内閣の予算案を支持するようもちかけていた。おそらくこの41年度予算を議案に通過させるまでは西園寺内閣の存続を望んでいたのであろう。

ところが、その一方で桂は次期政権獲得後を睨み、次期議会に向けて政党合同を既に模索していたのである。その証拠に、明治41年5月の衆議院総選挙の際には、官僚党である大同倶楽部の大浦兼武が、同倶楽部の白井哲夫や安達謙蔵らと通謀して、憲政本党改革派の木下謙次郎や加藤政之助ら政党合同論者に運動費をばら撒いたとの世評が立つほどであった³⁶。

また、山縣直系の平田、大浦とは別に、児玉源太郎から桂に合流したいわば桂直系官僚の後藤新平は、第二次桂内閣以前から憲政本党との合同運動に着手していたという。後藤は桂に献策し、同じく木下謙二郎を通じて改革派の大石正巳に会見を申し込むと、内閣の一部を改造して大石を入閣させるとの言質を与えて憲政本党の切り崩しを図っていた。また後藤は他日政党組織のために、貴族院または衆議院の各派に同志を求め、明治41年5月15日の第10回衆議院議員総選挙に際しては、政友会所属候補者約50名、さらに貴族院の有爵議員選挙に際しても30余名に、運動資金を与えていたらしい。しかし、閣内の平田、大浦らが、後藤に対する嫉妬と牽制から、山縣を通じて桂を動かして、野党合同運動を止めさせたため、後藤は途中で手を引いたという³⁷。このように後藤、大浦両氏の間には何ら連絡がなく、初めから意思の疎通も歩調の一致も欠き、山縣系の平田あたりは不同意で、山縣系においては、桂の政党結成におおむね反対であったというのである³⁸。

総選挙当日、桂が後藤に宛てた手紙からは、そうした事情が窺えよう。

「別袖後都下之情勢は殊更財界之形勢を嶮悪ならしめ、最早極度に近きまでに推移居申候。又一方に於ては総選挙最中に而、恰も本日を以て終了時期と相成居候処、事實は判然不仕候得共、政党之旗勢案外に挙がらず、或は局面に一変を來たし不申哉之想をなし居申候。両三日中には判然可致候。預而御配意の件も矢張其儘に而、計画は充分相定まり居候得共、其実行に至り候ては互に責任を遁れ居候為体、畢竟皆老衰之結果と御推察可被下候。併し形勢に於て最早極度に達し居候事故、此儘に而数日間推移仕候事は不可能に付、一変之時刻は不日に來り可申候半と相考居申候。」³⁹（傍点は筆者）

桂の言う御配意とは、おそらく後藤による政界縦断策であり、政友会の切り崩し工作を指すものと思われる。桂の政党組織化に向けた計画は、予想に反して官僚派組織内の「老衰」、つまりは山縣系の平田や大浦と、桂直系の後藤との足並みが揃わずに、失敗に帰したのであった。

1.3. 官僚派と戊申倶楽部

ところが、明治41（1908）年7月14日、第二次桂内閣が発足するや、桂は「一視同仁」声明によって、正面切って政友会を牽制し始めた。つまり、桂自ら蔵相となって財政整理方針を確立し、自らと同意見の政党とは協力するが「苟も公を忘れて私に党し、乱に勢力を借て圧迫を加ふるに至ては、縦令幾回解散を行ふも、敢て辞せざるなり」と、場合によっては政友会との情意投合も解消やむなしとする覚悟のほどを示した。この声明は、徳富

蘇峰が言うように、「無偏無党の王道主義」とも取れなくもないが⁴⁰、むしろ桂の非政友各派合同に向けた政界再編に対する期待の表れであったのではなかろうか。

明治戊申（41年）7月25日、衆議院無所属議員30有余名で組織された戊申倶楽部は、「政友会ニ対抗スルー政党ヲ組織シテ政界ヲ縦断スル」目的で結集された政治勢力であった⁴¹。豊川は、同じく土佐出身で鉄道公債に大きな利害をもつ関西鉄道の片岡直温と、同じく九州鉄道（三菱系資本）の仙石貢の2人を慫慂して衆議院議員に見事当選させ、彼等を戊申倶楽部に送り込んでいた⁴²。とくに片岡は、土佐勤王党以来の国民派の精神を受け継ぐ人物で、「土佐の自由派以来、その系統をひく政友会には絶対反対」であった。それゆえ、自らを官界に引き入れてくれた恩人である伊藤博文からの政友会への入党の誘いも拒んだほどであった。片岡は、政友会と手を組むことは積年の政敵であった自由党の板垣退助以下自由派と手を組むことであり政治的信条からも甘諾できなかったのである⁴³。そして、片岡は「機会さへ到来すれば、非政友各派を合同して政界の一大勢力を形成し、公（桂一筆者）を政友会より引き離」そうと考えていたという⁴⁴。豊川は桂から財政案の内示を得て以来、肝胆相照らす仲となり、片岡、仙石の土佐派を中心に桂新党の結成に向けて行動し始めたのであった⁴⁵。

また戊申倶楽部では、片岡、仙石のほか、和田尊義、富田幸次郎といった土佐派だけではなく、中野武宮、西村治兵衛ら商業会議所の実業家等も中心メンバーとなっていた⁴⁶。戊申倶楽部は、1. 財政を整理し其基礎を鞏固にする事、2. 国債償還の方法を確立する事、3. 税制を整理する事、4. 産業の発展を期す事、5. 外交を刷新する事、といった抽象的な綱領を掲げて門戸を広げたために⁴⁷、さまざまな政策趣向の議員たちが集まっていたのである。東京の中野をはじめ、全国の商業会議所もまた各自候補者を擁立して議会に進出し、商工党の結成を模索していたのである⁴⁸。それゆえ、豊川は、これら実業家と利害関係を共にしているため、「戊申倶楽部は三菱の意の儘になる」とたかをくくっていたという⁴⁹。

豊川がそのように考えたのも無理はない。中野もまた桂内閣の成立に少なからず好意的な態度を示していたからである。中野は当初、桂の財政政策に対して次のような期待をもっていた⁵⁰。

「前内閣（第一次西園寺内閣筆者）は『何事も忍んで呉れ』の一天張りで、毫も治療する気が無かったが、現内閣（第二次桂内閣一筆者）は治療に急なるの気合が見えるから吾々の立脚地としていさゝか現内閣を頼みとして居る次第である。此の點は充分鑑別して貫はねばならぬ。吾々は決して軟化したのではない、只だ是認すべきを是認したまでである。現内閣は税制整理、財政整理を陰密の間に豫約したる底の態度を以て、成立した内閣であるから、良心の痺疲せざる限りは、此の根本的治療に着手するであろうと信じて居る。」（傍点は筆者）

しかしながら、今日のように膨張した財政を一時に縮小しようとするは、汽車を一時に止めると同様、かえって危険である。むしろ問題は「治療の順序如何」にある。その点か

ら言えば、桂内閣がまず国債整理を執行し、おもむろに信用を恢復しようとするのは事の順序を得た処置であろう。というのも、元来国債は内外人の愛国心同情心に基づいているから、価額が下落して一般応募者が苦しんでいるのを顧みないのは甚だ不条理ともいえるからである。そして次に執行すべきは、3税廃止（織物税・塩専売・通行税）である。自分は実業界の代表者として、この「三悪税を徹頭徹尾廃止させなければ止まぬ決心である。」もし、42年度中に一文たりとも減ずることが出来ないなら、「現内閣も前内閣同然到底国民の大患を治療する見込みのない藪医者とあきらめて、吾々は死を賭して彼等（桂内閣—筆者）と戦ふより外に途がない」だろうと考えていた。

このように、中野は桂の財政政策に一定の期待を寄せつつも、あくまでもその実を見極めようとしていた。

一方、第一野党であった憲政本党はどのような状況であったのか。同党は戊申倶楽部や官僚党である大同倶楽部との連携が模索されるにつれ、その是非をめぐる党内の分裂は決定的なものとなっていた。つまり、桂との提携を模索する大石ら改革派とそれに反対する犬養毅ら非改革派の間で対立が一層激しさを増していたのである。

この対立を收拾できずに憲政本党の総理を退いた大隈重信であったが、その後も両派の調停をなんとか試みようとしていた。ところが、明治41年11月初旬に大隈の主唱で行われた、大石正巳、武富時敏、箕浦勝人、加藤政之助等改革派の面々との会合も、再び要領を得ることなく終わってしまったのである。当日の顛末を、犬養は大隈系の小栗貞夫に向けて、「今日の處にては到底大衝突は免れざるべし但し党の多数が不同意の形勢ニなれば大石以下直に態度を改るハ疑を容れず然れども其内心は大同戊申と合同して政府党たるの意あるハ明瞭也現に其主意を以て黨員を遊説したる証左もある也」と述べている。さらに犬養は、就中、実業家を中心に新しく組織された戊申倶楽部のうち、片岡と仙石と大石らの「土佐聯合」は新聞政略によって我ら非改革派への中傷は甚だしいと批判し、改革派に対抗すべく東北同志の糾合を呼びかけた。犬養は「大石に向て一步も譲与するを得ず譲れハ即ち我党は大同戊申と異ならざる者とナル也」と述べるなど、改革派との全面对決の姿勢を崩さなかったのである⁵¹。

しかし、両派のより深刻な対立の原因は、財政方針の相違にあった。犬養は公債下落の原因を国際的な軍事競争にあるとし、軍備を適当に節減すれば、3千万や5千万の公債償却を行うよりも遥かに有効であると考えていた。そして、むしろ経済上の救済としては、「税制整理など畢竟膏藥療法で、今日ばかりの姑息手段を許すべき時でない」とし、犬養は、この財政方針さえ共有できれば改革派との歩調を一にすることも可能であると述べていた⁵²。とはいうものの、公債償還と税制整理を否定し、徹底的な軍縮による経費節減を掲げる犬養の財政方針と、公債償還を最優先に掲げる豊川、片岡、仙石の「三菱系土佐派」の財政方針とは相当の開きがあったといえよう。そして、両派の財政方針の相違は解消されることなく、犬養の見立てどおりに、「土佐聯合」によって桂の政党合同運動は進められたのだった。

ところが、片岡、仙石らの戊申倶楽部内においても、官僚派との提携を目指す、豊川・片岡・仙石の「三菱系土佐派」と、中野武宮を中心とする商業会議所派＝商工派との間で、総務の人事、財政方針をめぐって意見が割れ始めたのである⁵³。公債整理を優先する「三菱系土佐派」に対し、中野を中心とする商工派は三悪税廃止と行財政整理の早期達成を主張したのであった⁵⁴。中野と西村治兵衛（京都商業会議所会頭）等の商工派は、江間俊一、稲茂登三郎を黒幕とする加賀派の戸水寛人、井上俊夫、米田穰等と提携して「三菱系土佐派」に対抗した。しかし、中野もまた「大隈伯に頼る所ありて、進歩党（憲政本党非改革派―筆者）とは他人ならざる関係」⁵⁵があるため、同倶楽部をまとめることはできなかった。中野のほか、岩下清周一派も、政友会に同調するなど⁵⁶、既成政党と因縁関係をもつ者もまた同様であった。

戊申倶楽部内は、税制全部を整理するまでは3税を存置すべきである、直ちに廃止すべきである、3税中の1、2のみをまず廃止すべきである、とする三つの意見に割れたために、結局三案に対する賛否は各員の自由に委ねられた。また、戊申倶楽部との提携を模索する大浦率いる官僚派の大同倶楽部からは、税制整理建議案と地租減税の意見が出されたが、戊申倶楽部内では悉く否決又は未決に終わった⁵⁷。このように、官僚派は戊申倶楽部との合同に向けた着地点を見出せずにいたのである。明治41年12月下旬には、「三菱系土佐派」の財政方針に呼応するかのように、大同倶楽部もまた、公債政策を最優先に掲げる一方で、鉄道公債による鉄道広軌化案などの積極的施策を掲げたのであった⁵⁸。

これ以後、戊申倶楽部内で税制整理の早期実現を掲げる中野ら商工派の強硬派の減廃税運動が激しさを増していったのである。そこで、大浦は自ら、なんとか中野ら商工派を自らの勢力に囲い込もうと試みたものの、それも結局失敗に終わらざるをえなかった⁵⁹。このように、戊申倶楽部は桂の財政政策を支える政治組織としては盤石とは言えなかったのである。

桂としては、憲政本党や戊申倶楽部の中野を支持する商業会議所連合会が要求する3税廃止を行えば、歳入が3500万円も減少し、財政計画が立ちゆかなくなることから、是が非でも同法案を阻止したいと考えていた⁶⁰。そこで一転、第二次桂内閣は、商業会議所から経費の強制徴収権を剥奪し、同団体の財政基盤を失わせることで、間接的に減廃税運動の弱体化を図ったのである⁶¹。

この法改正に対し、中野は「商業会議所にとっては何れも大打撃で、地方の小会議所の如きは、之が為め全く立ち行かぬ」と述べ、商業会議所が「公然政治に関與容喙し、或は政党政派の尻押しをし」たことに対する報復手段であると、憤りを顕わにした。そして、中野は商業会議所のあるべき姿を次のように述べた⁶²。

商業会議所の本来の役割は、従来商工業の発達や、その状況を調査して行政庁の諮問に答え、紛議を仲裁したり、もしくは鑑定人や参考人などを推薦してさえいけばよいというものではない。むしろ、こうした職務は日常の事務にすぎず、商工業の発達進歩を図る

うとするならば、さらに進んで必要なる法案の調査、ないしは法規の制定、改廃、施行に関して、意見を行政庁に開申し、利害に関する意見の表示するのは当然行うべきことで、会議所法の認めるところなのである。それゆえ、「若し商業会議所が政党政治に関与したとしたならば、其れは即ち明文に従つて、商工業に関する利害を開申し、或は之を表示したに過ぎない」のである。

さらに続けて、中野は商業会議所は、本来誰の利害を代表するべきかについて言及する。

商業会議所はいわゆる紳商（大商人—筆者）のためではなく、「費用を上級者から徴収して、一般の商工業者、特に中以下の人々のために、盛に活動して居る」のである。それゆえ、何か商事に関して当局へ建議する場合には、該建議者に代わって充分当業者の意見を開申すべきは当然である。

だからこそ、中野は藩閥官僚より、むしろこうした中小以下の商工業者の利害と相容れない財閥の存在を警戒していたのである。

「…金力は世のあらゆるものを屈服させ、鎔解させる程の權威を持して居るから、金さへ有れば何事を仕出かすか分からない。例えば三井三菱の如きは、随分諸種の機関を持つて居て、其の秩序や誠に整然たるものが有る。金の力では或は代議士をも買収し、新聞紙をして其の筆を収めしめ、要すれば自ら選んで、之等の勢力を作ることに敢て躊躇せぬので有るから、今や藩閥は恐れるには足らずも、恐るべきは實際商閥で有る（傍点—筆者）。即ち斯の如き人々が、随分多額の負担をして、之等の人には殆ど不必要なる会議所に関係して居ると云ふことは、偶々以つて会議所の存在が、又所謂紳商の為めで無いことをも説明して居るので有る。」⁶³

中野が「三菱系土佐派」との提携をきっぱりと拒絶したのも、彼らが最も警戒するところの「商閥」の利益を代表していたからであった。明治42（1909）年4月11日、この間の事情については、原にも「三菱の豊川良平が桂より財政案の内示を得たる已来大に信用せられたるものと思ひ、得意になりて新政党の組織にも尻押をなし得る」と、鶴原定吉から報告がなされていた。同日、ついに中野は政友会への参加を求めて原のもとを訪れたのであった⁶⁴。

このように、政友会に接近した中野ら商工派、つまり産業資本の利害を代表する商工会議所を中心とする政治勢力と、豊川や片岡など桂新党結成を目論むグループ、つまり大銀行らの利害を代表する政治勢力は分裂していくことになった。つまるところ、桂による中野の抱き込みの失敗は、新党結成にとって大きな痛手となった。非政友派合同の気運が陰りをみせつつあるなか、やはり大同俱樂部や戊申俱樂部の一部からの支持のみでは予算や

重要法案を通過することも儘ならなくなっていた。明治42年1月29日、桂は西園寺に会談を申し込むと、政権発足以来、悪化していた政友会との関係を修復し、再び協力を仰いだのであった⁶⁵。

第25議会閉会後の明治42年3月24日、原は同議会を振り返り、実際次のように述べている。

「桂が各政党に対し一視同仁などと称し居たるも、形勢非なるを見て俄かに西園寺に泣き付き辛ふじて無事なるを得たるものの如し、故に政府は大体に於て政府案の通過を得たるものにて、苦痛を感ずる如き事はなかりしも、其体面は甚だ不可にて且つ世間をして會々到底政党に依らざれば、何事もなし得ざるを了解せしめたるが如し」⁶⁶

原の言うとおりに、桂はやはり多数党の政友会の協力を得なければ自らの財政計画を完遂することができないと判断したのであろう。

明治42年4月7日、桂と原は今後も情意投合による政権交代の方針を再確認すると、財政方針の摺合せを行った。その席で、桂は、「租税に関しては三税を廃止する事を得ず、只織物税は営業者の意見を聞くも、税其物よりは徴税に対する苦情なるが如し、故に徴税法は改むる積なり、財政は鉄道公債を低利の外債に借換利息の差を利益する積にて目下内々詮議中なり」と自らの財政方針を開陳し、「目下兼任の大蔵は豫算編成までは兎に角兼任し居る積なり」と、原に同意を求めた。これに対し、原は「次の議会中も兼任する方可ならん」と、桂に蔵相を続投するよう承認を与えたのであった⁶⁷。

2. シンジケート団と桂蔵相

明治42(1909)年4月2日には、戦後の反動不況を受けて、豊川良平の斡旋のもとに再び鰻会が開催された。桂太郎蔵相、大浦兼武農商務相、若槻禮次郎大蔵次官および志村源太郎勸業銀行副総裁を招いて、鰻会会員メンバーとともに財政経済に関する談話を交換し、今後は金融業者、貿易業者、工業者、運輸業者の4者が互いに連絡して経済界の発展を図る必要があるとの意見で一致をみた⁶⁸。この鰻会の決議を受けて、同年4月20日には、桂首相兼蔵相は、工業者、運輸業者、貿易業者、金融業者の4者の関係者を首相官邸に招待して懇談を行った。これ以後、経済界と桂の座談会は頻繁に行われるようになり、より密接な実業家と政府の非公式な官民協調体制が確立されていった⁶⁹。

同年6月4日には、桂からの招待の返礼に、今度は実業者側が桂を招待し晩餐会を開くことになった。そして、その席上で政府の財政方針につき、桂と豊川の間には次のようなやりとりがなされたのである⁷⁰。

まず豊川は桂に向かってこう切り出した。手形交換所委員会は、政府が公債政略を久しく踏襲しないことは前途寒心に堪えないものがある。現在の公債については、年々6千円で

上抽籤償還を行ってほしいとのいう建議案を議決し、昨年 8 月に自分は委員長として桂首相兼蔵相に建議した。しかしその後の 9 月 10 日開催の全国交換所連合大会に際して、桂蔵相は後藤通信相を代理として出席させ、政府の財政整理意見を朗読させた。自分は当時密かにその実行如何を危惧したが、その後政府は当該方針に基づいて財政及行政整理の案を議会に提出し、年々 5 千円の公債を御籤により必ず償還することとなり、以後これを実行しつつある。だが政府は今後もこの方針を国是としてどこまでもこれを押し通していく意向であるのか。それとも、また途中で変更することがあるのか、その事は経済社会に重大な関係を有するため政府の意見を伺いたい。

この豊川の質問に対して、桂蔵相は、「豊川君は現在の経済界に対して如何にも的切なる質問を寄せられたり」と述べ、昨年 8 月に就任早々、豊川委員長が来訪して全国交換所連合大会の建議を承った。そして、これはいうまでもなく是非とも遂行しなければならないことであると考え、在任中は勿論この方針を遂行し、退任後といえども決して変更しない考えである、と応答した。

さらに豊川は地方財政に話を転じ、次のように桂蔵相に問い質した。政府は財政整理を行い公債政略を打ち切ったが、さて地方財政はどうするのか。今日各地方一般に借金政策を行い、名古屋の外債、堺、下関の内債、ならびにその他各府県郡市町村に到るまで、地方債の起債は一種の流行となっている。この勢いで推移すれば、地方税は直接国税よりも過重となるのは疑いない。しかもその施設の事業については殖産興業を主としないで、奢侈的事業に偏傾しようとしている。このまま放任すれば、近い将来において市町村の中には破産するものも出てこよう。元来地方政治は中央政治と相俟って歩調を一にし、進退を共にすべきものであるが、政府の地方財政に対する方針はどのようになっているのか。

豊川がこのように質問をしたのにはわけがあった。日露戦時中は政府の指示で、地方公共団体は道路改修、橋梁の新架修築、港湾の改築等の公共事業の中止、繰り延べをしていたが、戦後は国家委任事務増大とともに拡張し、地方財政もまた急激に膨張していた。さらに、明治 41 (1908) 年 3 月に「地方税制限ニ関スル法律」が公布されたことで、地方団体の課税権は規制され、地方税収入の弾力性が失われた結果、いよいよ地方債は累増するに至っていたのである⁷¹。しかも一般的に地方債は信用が比較的小さく、取引市場も狭く高利子で発行を行うため、地方財政を余計に圧迫していた。さらに地方債の金利を高くすると、国債の価格あるいは有価証券の価格が下がる。一方で大蔵省が国債の金利を高くすると、他の有価証券に対して打撃を与えて競争的になる。しかも地方は金融機関も未整備なため、地方債を買い支える負担力も小さく、地方企業の資金調達も事欠く状態にあった⁷²。つまり、政府支出が増加すればするほど、民間投資を追い出す関係にあったのである⁷³。

これに対して、桂蔵相は「政府の地方財政に対する意見は全然豊川君と同一なり」と回答し、次のように述べた⁷⁴。

地方募債の流行は非常によくはない。とくに外債は最も不可であり、大阪、名古屋、京都は許可したものの、その他は訓令を発して一切を指止めることとする、今後地方の借金政略はなるべく行わず、外債募集は断然許可しない考えである。

実のところ、桂内閣が掲げた「非募債」はもはや名目にすぎず、実態としては、東京、名古屋、横浜などの大都市である地方公共団体などに外債を募集させ、それを正貨準備に繰り入れて政府保有としていた⁷⁵。こうした桂の彌縫策の事実を知っていたのであろうか、この桂の答弁を受けた豊川は、まことに結構であると述べたうえで、さらに次のような公債借換によって地方財政の立て直しを桂に迫ったのである⁷⁶。

政府がすでに公債政略を止め、借金を打切り、遺繰算段を廃止したる結果、内外の信用を回復し我民間の会社等にあつては景気一変の兆候がみられるようになった。かつて政府の遺繰算段に倣つて無法なる経営を行つた日糖会社のようにすでに大破産を生じたところもあるが、その他はみな政府の新方針に倣つて着実に整理を行おうとしている。かくしてその影響は自然と金利の低落を來たし、我国の金利も遂に海上運賃と同じく世界的一致をみるに到るべきはずである。しかし、今日の如く金利2銭以上では到底貸付に便利ではなく、中央銀行をはじめ勸業銀行その他半官半民の経営に係れる銀行等は普通銀行とその歩調を一にし是非とも金利引下を行わざるを得ない。もし郵便貯金のごとくその貯金金利を引下げない間は、他の普通銀行は権衡上預金及び貸付利子を引下げることができない。それゆえ各自共に同一歩調を以て金利引下を行い金融を緩慢にして、進んで5分利公債をも4分利と借換えるまでになせるようにしなければならない。松方侯が往年大蔵大臣たりし時の事績に鑑みて、そのようなことをなすのは難事ではあるが、当局の決心如何によって遂行を期すことができるものと信じている。

このように国債利率と郵便貯金の金利、さらには地方債整理と地方における金融疎通の問題は複雑に絡み合つていたため、その調整は困難を極めた。しかしながら、豊川は自らが提言した人為的な金利低下策による公債借換によって、これら諸問題をも打開できることを桂に助言したのであった。

では、一体なぜ豊川はここまで政治に踏み込んで、政府の財政方針に関与するようになったのか。彼の政治に対する基本的な考え方はこうである。

日清戦争、次には北清事変、続いて日露戦争に勝利して以来、我国は列国の間に挟まれてきた。この列強の圧力に立ち向かうには、政治外交はもちろん国防も考えなければならない、国防を計画するにしても、経済が発展しなければならない、つまり「富国強兵、金と兵と共に並んでいかなければ」ならない。だからこそ「政治と實業といふものは必ず釣り合つて行く、政治と實業といふものは離れべからざるもの」なのである。銀行の得意先

である紡績屋、生糸屋など総て所得税法や工場法にしてもみな関係が及ぶ。得意先が減れば自分等の営業も成り立たないが故に、自分だけ宜しければ良いという譯にはいかないのだ。銀行家も政治思想をもたねばならない⁷⁷。

豊川が「三菱の外務大臣にして、銀行部の代表者」⁷⁸としての個別利害的な立場を超え、全国交換所聯合会委員長の名で公債整理・行政整理という財政問題に乗り出したのは、このような「帝国財政」という国家経済の大局より打算して、「富国強兵」を目指す国家理性を持ち合わせていたからであった⁷⁹。だからこそ、豊川は「財政と経済の調和」を図るべく、自ら金融界の世話役として政治的役割を積極的に引き受けたのである。また桂蔵相が、「戦役以来急激に膨張したる公債を整理し国の信用を厚くして以て財政と経済の調和を図り我が国経済的実力を涵養する」⁸⁰ことを施政の根本方針としたのも、財政の為に財政を定めず、専ら国家経済の大局より打算して、財政上の大方針を樹立すべきである⁸¹、との国家理性に豊川同様に目覚めたからであった。

桂の娘婿で、首相秘書官を務めた長島隆二（当時大蔵省理財局国庫課長）の回想によれば、この豊川率いる全国交換所連合大会の趣意に沿う形で、桂は財政経済の施策を行ったという⁸²。確かに、第二次桂内閣は豊川の助言どおりに政策を実施していった。明治42(1909)年7月には、それまで地方債整理の償還財源として、日本興業銀行を通じた低利外国債に依存していたが、一転して外資導入の規制方針を強化した。外債の増加はたとえ民間もしくは公共団体のものであっても、「畢竟帝国の財政的信用を害するものに外ならざるの理由を以て、今後之を許可せざることに決定し、その代りとして郵便貯金増加額（預金部資金一筆者）の一部をこれに充てることとなった⁸³。明治42年5月には、内務次官床次竹二郎の主導のもと、逓信次官仲小路廉・大蔵次官若槻禮次郎の3次官による「貯蓄及ビ郵便貯金貯蓄奨励ニ関スル通牒」に則り、「四十二年以降自然の発展に基く郵便貯金増加額（千貳百萬圓）の四分の一竝本奨励の結果に因る同増加額の二分の一を下らざる範囲内に於て」預金部低利資金を地方公共団体に融通する途を開いたのであった⁸⁴。

そしてこの桂蔵相時代から、全国交換所連合大会において、大蔵大臣は政府の財政方針をあらかじめ内示し、金融業者から承諾を得ることが慣例化されていった。なぜなら、金融業者はあらゆる事業に関係をもち、この金融業者に吹き込めば甲から乙に伝え、乙から丙に伝えることができる。つまり、桂からみれば実業界全体への指示通達の手段として全国交換所連合大会を利用することができた。その一方で、金融業者もまた自らの意見を政府に建議できる官民調和の場として有効であった⁸⁵。その意味で、この全国交換所連合大会はほかの一事業の同盟会とは異なる役割を担っていたのである。豊川をはじめとする銀行界は、この会合を4分利付借換など財政経済諸般の問題について、桂に献言する場として全国交換所連合大会を積極的に利用していったのである⁸⁶。

では豊川の助言を受けて、桂は実際どのように公債整理を実施していったのであろうか。まずはじめに、海外駐劔財務官の存在は無視できないであろう。第二次桂内閣の大蔵次官に就任するまで、海外駐劔財務官であった若槻は、第二次桂内閣の財政方針であるノーローン（非募債）、ノータックス（非課税）を強く宣伝し、日本の財政の健全性を積極的にアピールしていた⁸⁷。おそらく若槻のそうした宣伝が功を奏したのであろう。この桂内閣が掲げた非募債主義・緊縮財政はロンドン市場において高く評価され、それに対応して市場における日本の政府公債の価格も急速に回復した。

岸田真氏の分析によれば、日本公債の市場利回りは明治 42（1909）年には4%台前半まで下落し、日英の代表的な公債間の金利差も1%台前半まで縮小したという。これを承けて、ロスチャイルドも同年12月4日のEconomist誌に寄稿し、近年における日本の公債相場の上昇の理由について、「日本政府による健全な財政緊縮と公債返済によるもの」と桂内閣の財政政策を支持した⁸⁸。対外信用の回復と利回りの低位安定は、積極的な外資導入を可能にし、さらに、「金利革命」とよばれる国内の金融緩和をもたらしたのであった⁸⁹。

桂はこの機を捉え、明治 43（1910）年度に於いて償還期限に達すべき5分利付公債（約5億2千万円）の利子を1分引き下げた内国債の低利借換によって、国庫負担を軽減しようとして試みた⁹⁰。桂はこの意向を第一銀行頭取渋沢栄一等に告げると、その斡旋を依頼したのである。これを受けて、渋沢は横浜正金銀行の高橋是清と図り、大銀行16行が中心となって国債引受シンジケート団（以下、シ団）を組成するや、桂内閣は、明治43年2月5日、大蔵省令第三號を以て、ついに4分利内国債1億円の発行募集に踏み切ったのである⁹¹。

このシ団の協力を得て、桂内閣は同年2月と3月に於ける二度の4分利付内国債募集をなんとか達成することができたのである⁹²。政府は、高橋からロンドン市場に於ける下請けの方法を聴取したうえで大体これに倣って実施し、シ団の負担割合については、一般公募より有利な条件を設定した⁹³。これに対して、シ団は公債借換を引受ける条件として、以下5項目を桂内閣に提示したのであった。

1. 公債政策に関する既定の方針を鞏固に維持すること
2. 償還期限に達し居る諸公債は、総て低利に借換る政府の方針を、相当の方式にて世間に宣言すること
3. 郵便貯金の利率の速やかな引き下げを行うこと
4. 今後の国債償還の手續および時期については銀行団の意見を徴すること
5. 国債借款の実行は今後まずシ団と協議すること

シ団は借換に当たって、今日のような90円内外の相場にては困難であり、少なくとも額面100円近く、もしくは額面以上の相場を維持することが必要だと考えていた。たとえばシ団の1つである豊國銀行専務取締役坂田實が、郵便貯金の金利（5分4厘）の引き下げ

を要求したのは、多分にこの機に競争相手である郵便貯金に対して優位に立とうという思惑もあったかもしれないが、先に豊川が懸念していたように、その金利が高利であるため、借換資金を郵便貯金に吸収されることを懸念したからである。そのため、シ団を構成する銀行は、郵便貯金の金利が下がれば、自然と公債に放資する者も増えるため、額面以上の相場を保つことが可能になると考えたのであった⁹⁴。

この時期、シ団が所有する有価証券は、普通銀行全体のおよそ半数を占めるようになっていた（表1の有価証券保有率を参照のこと）。

	銀行数	振込資本金	積立金	計	預金	貸出	有価証券	
1911	全国普通銀行(A)	1,613	327,162	111,323	438,485	1,256,248	1,393,505	270,800
	シンジケート団銀行(B)	13	80,950	43,110	124,060	277,230	236,832	139,562
	B/A×100		24.7	38.7	28.3	22.1	17.0	51.5

シンジケート団銀行とは日銀、横浜正金、興銀、第一、三井、三菱、住友、安田、第三、十五、三十四、第百、鴻池、北濱、浪速山口銀行を指すが、本表では最初の三つの特殊銀行は除いている。
 (典拠)三浦良一・原朗『近現代日本経済史要覧 補訂版』東京大学出版会、2010年、89頁による。

国債の額面価格の下落もさることながら、それに伴って金利が高まれば、自行が所有するその他の有価証券の金利や価格にも影響を与えかねなかった。だからこそ、シ団は公債償還策に対しての政治的発言力を強めたのであった⁹⁵。そして、桂と豊川とのやりとりがなされたさきの明治43年10月13日の全国交換所連合懇親会を機に、公債引受シンジケート銀行代表者は、明治43年10月24日、東京銀行集会所において協議を行った。その結果、シ団を今後も継続し政府の公債償還借換の引受けのみならず、確実なる社債を引受け、また清国において必要が有る時は共同出資をなす等、日本銀行を中心として金融界の円滑を図る機関とすることが確認され、シ団は大蔵省を補翼する「帝国財政の中樞機関」として、より重要な政治的位置を占めるようになっていった⁹⁶。

こうした豊川らシ団の要請を重くみた桂蔵相は、明治43年4月1日、郵便貯金の金利を8厘4毛引下げて、年4分2厘としたのであった⁹⁷。そして桂蔵相は、第1回4分利付内国債発行規定を公布するや、直ちに各府県知事に次のような内訓を行ったのである。

「抑々国債利率の高低はその国の財政上における信用の厚薄を卜するに足る可く而かも低利の借換は直接に国庫の支出を減少し、延て国民の負担を軽減する可きは言を俟たざる儀に候、且つ借換の事たる単に此の如く財政上多大の効果あるのみならず、為めに一般の金利を低下し、民間資金の融通を円滑にし、各般事業の利益を増進し、内地産業の発展を誘掖す可く、又地方に於て国債利率の低下は、自ら地方公共団体に於ける公債利率の標準と為り、之をして低下に嚮はしめ、以て地方財政の基礎をして益々鞏固ならしむること實に大なるものある可く候、此度第一回の着手として実行せらるゝ低利借換の成績如何は、今後引続き執行相成る可き借換の成績に影響する所尠からざる儀に候へば、貴官は此際特に茲に留意し、能く借換の趣旨の普及貫徹を図り、一般人民をして之が進んで募集に応ぜしめられ候様充分御尽力を煩はし度候」⁹⁸ (傍点は筆者)

このように、桂は豊川の助言を聞き入れて、国債借換による低金利政策によって、地方財政の整理を試みたのであった⁹⁹。まさにこれこそ、国債整理と地方債整理、そして産業

資金の疎通を調節する一石二鳥ならぬ一石三鳥というべき施策だと考えられていたのである。

3. 政友会との妥協と財政方針の変更

3.1. シンジケート団の離反

明治 43 (1910) 年 1 月 4 日、第一次 4 分利借換 (内国債) のシ団との交渉と併せて、桂太郎は明治 44 年度予算の編成に向けて、原敬との地租軽減交渉を開始した。この席で、原は政友会側の鉄道要求を桂に伝え、鉄道事業費に充てるための外債を募集するよう要請した。この原の意見に桂は同意を示すと、既に帝国政府財政委員の水町袈裟六に命じて欧州での募債に当たらせていることを伝えた¹⁰⁰。同年 2 月 26 日、この桂の命を受けた水町は、グンスボルト男爵、および巴里取引所頭取ウエルヌイユ氏等の斡旋により、フランスにて同じく 4 分利借換公債の取引に漕ぎ着けたのであった。この結果、内地の金融は益々緩慢となり、3 月 5 日には日銀も公定歩合の利下げを執行したため、内外市場における国債の価格は騰貴し、第 1 回目の 4 分利借換公債は予想以上の成績を上げたのであった¹⁰¹。

しかしながら、引き続き同年 3 月 15 日に行われた第 2 回目の 4 分利内国債の募債で状況は一変する。公債の応募額の不足のため、政府は、シ団以外の各地の銀行を参加させ、帝室御所有公債、華族富豪等の所有公債ならびに、日銀、興銀、台銀および台湾総督府などの所有公債をかき集めて借換に応じさせたのであった。この 2 回の公債借換によって、43 年度に据置年限を経過する 5 分利公債 5 億 2 千余万円の内、2 億円をなんとか償還することができたのであった¹⁰²。

こうした状況の中で、政府はさらに第 3 回目の借換公債の発行をシ団にもちかけたが、もはや、シ団も公債の引受を渋った。というのも、外債発行後、安田善次郎をはじめ、シ団は償還借換を希望しており、彼らの関心もおのずと 4 分利公債価格の維持にあったからである¹⁰³。後年、十五銀行頭取の園田孝吉は、桂の公債借換策を振り返り、次のような手厳しい評価を下している。

公債の償還は財政上の余裕の生じたる時機において為すべきで、余裕の有無に拘らず年々 5 千万円ずつ償還しなければならないという窮屈な政策を樹てるから、外国から借金して償還しなければならぬ破目に陥り、結局公債は減少せずかえって増加するのである。如何なる場合でも金利の高低は富の多少に比例するが、この点において一等国ではない我国が急に欧州の一等国同様に 4 分でなければならない道理もない。さらに人為の金利引下げをして、5 分の公債が時価 100 円内外であるのに対し、4 分の公債はまさに 80 円ないし 85 円であるべきところを、95 円で売り出したのであるから、禍根が今日に及んだのも偶然ではない¹⁰⁴。

では、園田がいう人為の金利引下げによる「禍根」とは、具体的にどのようなものであったのか。第百銀行頭取の池田謙三はつぎのように述べている。

「シンヂケートは當初の約束通り今尚ほ繼續して存続せり、而して其際引受たる四分利公債は是れ亦約束通り未だ一枚だも売り出さず。然るに公債の市価は爾來日一日と低落し、今や辛うじて九十円前後を保ち居るに過ぎず。是れ大勢の然らしむる所なりとは云へ政府の遣り方も亦與つて力なくんばあらず。桂内閣は昨年四分の借換を断行せりと雖も、之が正しく時期に適したるものなりしや否や根本の問題なり。當局者はホンの一時の人気に乗じて斯の如き大計画に軽々しく着手せりと雖も、吾人は始めより竊かに時期の未だ熟せざるに非ざるやを危ぶめり。されど今日となりては最早彼是論ずるも詮なし、唯最も遺憾に堪へざるは、其後に於る政府の施設の其當を得ざることなり。政府が低利公債を發行し、之を以て高利公債を償還せるは可なりと雖も、之と同時に無闇に民間資金の吸収を図り、奨励費を散じてまでも郵便貯金を勧誘し、而して其吸収せる資金は、其一部分を地方銀行に貸與して低利貸附を行わしめたる外、大部分は鉄道建設費其他政府事業の遺練に供し、尚ほ足らざるを以て大蔵省証券を連続發行して之を補ひ、其日歩も一時は九厘迄引下げたるを漸次に引上げ、最近に到りては遂に一銭二厘と為せるも、尚ほ且つ応募者の乏しき有様と為れり。国債価格の下落せるは政府が自から作せる禍にして、要するに自縄自縛たるに過ぎず。桂内閣の公債借換に依り独り利益せしものは、借換のドサクサ紛れに低利の公債若くは社債を發行し得たる市又は会社にして、お蔭で迷惑を蒙りしものは吾々金融業者なり」¹⁰⁵。

公債整理こそ桂内閣が掲げる財政整理計画の骨子であり、そのためには桂は何よりシ団が引受けた公債価格を安定させることに努めるべきであった。しかし、桂内閣は鉄道事業をはじめとする政府事業の経費を捻出するために積極的正貨政策を採用し、預金部資金ならびに高利な大蔵省証券によって充当した。このように民間の借換資金を吸収してしまったことが、国債の額面価格の下落を招いたのである。桂の「非募債主義」と緊縮財政は、もはや破綻を来たし始めていた。

3.2. 国民党の結成と土佐派の動向

この桂の公債借換策を含む、明治 44（1911）年度の予算編成方針に対する議会での各政党政派の反応はどうであったのだろうか。

明治 43（1910）年 1 月 22 日の衆議院第 26 回帝国議会において、桂の施政方針演説がなされた直後、この財政方針を商工偏愛政策あるいは富豪暴利策として、提携関係にある政友会の幹部武藤金吉から予想だにしない激しい政府批判の声が上がった。公債価格の騰貴によって、シ団が明治 42（1909）年の下半期に、合計 2 億円以上の利益をあげたこと。郵便貯金奨励運動によって「苛税に苦むの外に此一千七百五十万円の強制的預金を課せられた」こと。また民間銀行の資本金はおよそ 70 億円と推計されるが実際の振込額は 35 億円

とも言われ、一向に民間銀行が有価証券に対しては顧みないこと。武藤はこうした点を指摘した上で、公債を維持するために所得税を免除し、予算にも計上していない給料旅費8万円を与えて財務官を派遣し、ロンドンの外債引受ブローカーのパンミュア・ゴードン商会の機嫌をうかがうだけで、外債発行が「唯仲買人の手にあって、決して内外の信用を鞏固にした」とは言えないと批判した¹⁰⁶。

さらに政友会の根本正などは、同内閣が地租減税を提案しないのは、税制における「偏重偏軽を直し、厚薄ないように致したい」との桂自らが語った抱負と矛盾すると迫るなど、地方経済の観点から地主の歓心を買うことにも余念がなかった。また憲政本党の高木正年も、政友会強硬派に加勢し「官吏増俸の如きものを先にして、地租及其他の悪税を廃せざる」のは何故か、と桂に問い質した。憲政本党は地租一部減を主張すると同時に、官吏増俸については、3割を半減し、1割5分となすのが妥当と考えていたのである¹⁰⁷。

これに対して、桂は返答をすることは差し控えた。というのも、桂はこうした地租減税をめぐる批判について楽観視していたからである。この時期、シ団との公債借換策が合意を形成しつつあり、これに伴い米価が上昇する傾向を見せつつあったからである。桂はこうした状況を受けて、「院内に於ける農民云々の問題も此形勢にて多少是關係を生し、下火とも可相成哉と被察申候」¹⁰⁸という見通しを山縣有朋に述べていた。

とはいえ、そこは桂である。やはり議会対策に余念がなかった。桂は予算交渉方式によって議会操縦に乗り出し、明治43年2月8日、原、寺内正毅、松田正久と4者で予算協議会を開いた。この予算交渉では、地租減額と官吏増俸についての協議がなされ、44年度予算では地租の軽減率とそのため財源をどこから捻出するのかが議論の焦点となった。

地主層を支持基盤とする政友会は、党議の決定を示し、地租の負担を1分まで減じて、その分官吏増俸は3割を1割5分減じることが提案したが、桂は官吏増俸3割と地租減6厘は西園寺公望との約束であるとして一向に妥協を示さなかった。桂の楽観的な予想に反し、このやりとりをめぐる、桂と原の間で何度も交渉が断裂しそうになったが、予算の策定後ということもあり、根本的にその計画を覆すことはできないとの原の政治的判断によってようやく妥協をみた。その結果、地租は両者の中間をとって田畑8厘減とし、所得税を来年度に延期してその財源を地租減却費に充当する事、官吏増俸額約3割増のうち一般会計の財源に関するもの180万円を減ずることとし、桂と政友会の間で、明治44年度の予算案は大体において承認することが最終的に確認されたのであった¹⁰⁹。

しかしながら、このように桂は政友会との予算交渉による情意投合路線を進める一方で、その裏面では官僚派による非政友派合同運動を再び活発化させていた。同日、憲政本党などは、加藤政之助を通じて政府が地租5厘減にて折合うべきかどうか内々に交渉を始めていたのである¹¹⁰。とはいっても、この時点では、憲政本党、又新会、戊申倶楽部、大同倶楽部の各派とも、桂の財政整理への取組みや政局の動向を見極めつつあったのである。

そこで、農商務相大浦兼武が率いる大同倶楽部は、戊申倶楽部のみならず、島田三郎を介して又新会とも連絡を取り合い、再び新党合同に向けた運動を積極化させていく。

この又新会は総勢 44 人、河野広中、島田三郎、大竹貫一、坂本金弥、山口熊野を幹事とし、おもに都市部選出の議員が多く、職業的には弁護士やジャーナリスト出身のインテリゲンチヤを中心に構成されていた¹¹¹。同年 2 月 24 日、大同倶楽部は、戊申倶楽部の中でも、非政友的合同を目指す「三菱系土佐派」の仙石貢、片岡直温、和田尊義、富田幸次郎を動かし、同派を主導者として、又新会の島田に呼びかけ、新党組織を画策し始めたのである¹¹²。

また小党派の合同の画策には、大浦の腹心であった大同倶楽部の安達謙蔵がもつばらその衝に当たることになった。だが土佐派は、新党への合同参加に腰が重い大石正巳ら憲政本党改革派とは他日連携を図ることとし、中央倶楽部への参加を見合わせた¹¹³。

そして同月 27 日いよいよ合同を断行し、大同倶楽部、戊申倶楽部、無所属等代議士 57 名で、中央倶楽部を結成したのであった¹¹⁴。

安達は、この経緯について、「我々政党の方からいふと、此の官僚の勢力を引き下し、さうして民衆化して政党と融合せしめたい」とする考えと、「山縣公の如きは、之を操縦して行かう、政党に這入るといふことは思ひもよらぬ、何処までも之を操縦して使つて行かう」とする官僚側の思惑が一致した結果であり、桂も大浦を介して、やはり政党と妥協して之を操縦していた、と回想している¹¹⁵。

ところで、政友会の原はこうした野党合同運動に強い警戒心を募らせていた。中央倶楽部結党の前日、26 日には、政友会の野田卯太郎を通じて桂の意向を探らせている。野田によれば、桂は「戊申に居るも大同と一體のものが相集りたる迄なり、自分等の方にも色々な畫策を考ふる者あり」と、あくまでも大浦らによる政党合同運動とは自分は無関係であること、さらに中央倶楽部が「進歩党と結託するとか又は政友会の一部を割きたりとか云ふ事ならば」、自分と政友会も袂を分かつことになるが、決してそのような状況にはならず、今後も政友会との提携関係になんら変わりはない、と述べたと原に報告している。

そして、桂は政友会との情意投合を継続する意思として、政友会の党勢拡張の手段であるを知りつつも、原らが提出した鉄道速成に関する建議に同感を表した。桂は、外国では、現に 4 分 5 分の中間にある公債の始末を先方より求めて来るくらいであるので、2、3 回この公債を借換えた後に、鉄道公債に関しシンヂケートを組んで毎年相当の資金を得る計画であると述べ、原や伊藤大八、大岡育造ら政友会幹部を宥め、彼等の攻撃を反らしたのであった。しかし、桂と原の立場は、海外において鉄道公債を募債することでは利害をともにしていたが、狭軌にて延長改良をするか、あるいは現状ある鉄道を広軌に改造するか、いずれかを採用するかという点においてまったく意見を異にしていたのであった¹¹⁶。

この原と桂の意見の対立は、鉄道延長に伴う利益誘導により党勢拡張を狙う政友会と、大陸の広軌鉄道との接続を狙う陸軍および後藤新平など桂系官僚の思惑の違いから生じていた¹¹⁷。満鉄初代総裁を務めた後藤新平は、第二次桂内閣で逓信大臣後、桂と後藤は、新橋一下関間の鉄道広軌化を実行することで大陸と日本本土との間の人的物的交流を活発化させて（満韓移民集中論）、日本を大陸国家として経済発展させようと考えていたのである

118。しかしながら、それまでの満洲経営は、関東都督府（1906年8月「関東都督府官制」公布、都督の任用資格は現役の陸軍大中将）、満鉄（1906年11月創設）、領事館（1906年外務省奉天総領事館設立）による、いわゆる「三頭政治」による、満洲経営の主導権争いが展開されていた。第二次桂内閣では、こうした三頭政治の弊害を打破するため、中央集権的な植民地経営官庁である「拓殖省」を創設して、植民地関係の鉄道・通信業務を通信省から移管し、拓殖省—満鉄というラインで積極的大陸政策（満洲経営）を推進しようとしていた。また、将来的には、拓殖相に後藤自らが就任する予定であったという¹¹⁹。桂が鉄道公債の募集に関して政友会に妥協的な姿勢を示したのも、こうした構想の実現を企図していたからだった。

ところが、原は桂が「一方に於て両院に官僚党の扶植を畫策する大浦等の小策は其自在に任せ居る事も亦疑なからん」と見ていた。原が考えていた通り、実際には、桂は大浦を通じて中央倶楽部の活動を資金面からバックアップして、野党合同を画策していたのである¹²⁰。おそらく桂自身も、豊川良平に土佐派を主導させて憲政本党改革派の大石を切り崩し、あわよくば、土佐派、改革派ともに官僚党に組み込んで、大浦に統率させようとしていたのであろう¹²¹。

しかし、実際に大浦や有松英義、平田東助等が率いる中央倶楽部は、山縣の考える「三分鼎立」、つまり二大政党制を抑止し、権力の分散によって議会操縦をしようとするものでしかなかった¹²²。だが、この中央倶楽部の成立に刺激されたことで、逆に又新会・憲政本党の合同交渉も再び動き始めた。又新会で大合同論を唱えた者も、取り敢えず小合同を受け入れ、これに旧戊申倶楽部の仙石や片岡などが加わり、明治43（1910）年3月13日、ここに立憲国民党が結成されたのであった¹²³（表2参照）。

表2 政派別議席数変化(各議會終了時における議席数)

第24議會 1908年	第25議會 1909年	第27議會 1911年	第31議會 1914年
立憲政友会 180	立憲政友会 193	立憲政友会 204	立憲政友会 204
憲政本党 87	憲政本党 65	国民党 92	国民党 40
猶興会 36	又新会 44		立憲同志会 92
大同倶楽部 59	大同倶楽部 29	中央倶楽部 50	
	戊申倶楽部 40		中正会 37
無所属 16	無所属 8	無所属 33	無所属 7

第10回総選挙(1908年5月15日)第一次西園寺内閣期、第11回総選挙(1912年5月15日)第二次西園寺内閣期
 第27議會の無所属には又新会の残留者も含む。
 (典拠)桜井良樹『大正政治史の出発—立憲同志会の成立とその周辺』山川出版社、1997年、64頁、及び
 季武嘉也「大選挙区制度下の総選挙と地域経済社会」『創価大学人文論集』第4号、1992年、164-167頁を参照。

では桂はこの国民党に対してどのような姿勢をとっていたのであろうか。桂は原に向って、「国民党は片岡（直温筆者）等の策にて他日中央黨に合し遂に政府に接近せんとする意思ならんが、是れは到底自分に於て容るべきものにあらず、畢竟土佐派の再興を計らんとするものと思はるゝが、萬一何かの行違にて自分と政友会と衝突せば彼等は走つて政友会に往く事殆ど疑なし、自分には比類の経験二回あり、決して彼等に乘ぜらるゝものにあらず」¹²⁴と国民党ならびに中央倶楽部との非政友派合同運動と自らの関係をきっぱりと否定した。

明治43年12月に入ると、原は桂と徐々に距離を置き始めた。桂内閣の財政政策は、「即

ち非募債などは到底之を踏襲すること能はざる」と原は考えていたのである。桂が関税改正問題で英仏の感情を害したのは事実であり、これに対して協定税則を設けて英仏の感情を回復し、然る後に外債を募って、桂等官僚派が主張する広軌案を退け、鉄道の改良延長を計るべきだと考えていた。各地において政府事業を積極的に行えば経済界は自ずと快復し、これによって公債価格は幾分減少するも、株券の価格は騰貴するため、民間経済は却って起業熱を生ずるだろう。そのため桂の政策を破らざるを得ない。この原の積極的正貨政策・積極財政を、西園寺もまた支持したのである¹²⁵。

政友会との情意投合を維持していくためにも、桂は政友会が主張する財政政策に歩み寄らざるをえなかった。そのため、明治43年の初頭からの中間景気の追い風を受けて、第二次桂内閣は、明治44年(1911)度予算では緊縮財政をとりつつも、海軍の軍拡、鉄道広軌化外債など新規募集を計画した。桂内閣の財政整理計画、いわゆる第三次財政整理と称する明治44年度予算の編成に際しては、消極路線から一転して、積極路線に移ろうとしていたのである¹²⁶。つまり、この明治44年度予算は、実質的にはもはや非募債主義を逸脱した内容であった¹²⁷。

明治44(1911)年2月14日、衆議院予算委員長であった原は、委員会における審議の経過および結果を本会議に報告した。原によれば、桂が提出した明治44年度予算について衆議院予算委員会は、歳出総額5億5203万2539円を5億5170万7675円に修正しただけであり、桂が提出した積極路線の原案をほぼ承認するものであったという。

とはいうものの、桂と政友会との間で明確な意見の相違も存在していた。それは鉄道特別会計における変更にも如実に現れている。衆議院予算委員会では、大蔵省所管の帝国鉄道特別会計における広軌改良案は「財政其の他の関係に於て十分調査を要するものなれば、今俄に解決するの必要なべし」とされ、桂内閣もこれに同意せざるをえなかった。結果として、帝国鉄道建設及改良費の既定総額3億43万1689円に変わりはなかったが、追加要求の3億2154万9733円は9601万6333円に削減され、総額6億20余万円は3億9644万8022円にまで削減された。また桂内閣が広軌改良案とセットで検討していた軽便鉄道建設費も、総額700万円中未定線に充当される予定であった費用額380万円の削減を余儀なくされた。この審議結果を受けて、桂内閣は広軌改築案については、貴族院衆議院両院および民間人による調査会を当面設けて議論することとしたのであった¹²⁸。

一方、この原の報告に真向から反対したのが、国民党改革派の武富時敏であった。武富は、「財政緊縮・国債償還・税制整理の3者は現政府の夙に宣明する所の政綱たり。今其の是非は姑く惜くも政府は全力を傾倒して其の貫徹を期するの責あり」と述べ、予算編成を見直すよう政府に動議を提出したのである¹²⁹。とくに武富は、桂内閣が公債借換を実施したにもかかわらず、明治43年1月には25億有余万円であった公債が、明治43年末にはかえって26億数千万円にまで膨らみ、総高において3、4千円の増加したことを挙げ、「国債の償還を行はず、借換に借換を重ねて在外正貨保留を図る遣繰手段」と述べて桂内閣の財政政策を厳しく批判したのであった¹³⁰。

さて、桂内閣はこのように政友会の積極財政に譲歩したがために、当然銀行界の支持を失うことになった。銀行界は、この積極財政への転換が公債価格に悪影響を与えると考え、桂内閣と距離を置き始めたのであった。

銀行界で桂の財政政策を批判する急先鋒となったのは、意外にも公債借替策で桂内閣に協力した渋沢栄一であった。渋沢は、かつて公債整理と税制整理の「二兎追う者は一兎を得ず」との判断から、西園寺、桂両者に先ず公債整理の方が急務であると助言し、豊川の時期尚早との反対を押し切って借換を実施したことを悔いていた。そのため、4分利公債借換が当初予期していた成績を上げていないことに多少の責任を感じていたのである。しかしながら、公債整理の確立以後、桂があまりに政府万能主義を採用し、煙草、塩の専売、鉄道の国有に次いで酒まで官営にして、「租税の整理は全く等閑に附」していたことに、渋沢はいら立ちを隠しきれなかった。明治43年秋期の東京交換所総会演説で、渋沢は「悪税（織物税・塩専売・通行税一筆者）を廃し、他に適当なる税源を求むるも亦税制整理の一端」であり、これは自分一人ではなく国民全体の声なのである、師団増設のようなことは断じて斥けなければならぬと、桂に税制整理の必要性を強く説いた。しかし、当の桂は、「渋沢は海軍拡張に賛成しつつ減税を主張するとは自己撞着に非ずや」と一蹴する有様だった¹³¹。

3.3. 鉄道外債をめぐる政友会と国民党

国民党の創設当初、仙石、片岡、島田等土佐派は、犬養毅を中心とする非改革派の財政政策を「消極に失す」として斥け、桂が明治44年度予算で掲げた積極的施設に接近するべく、軍備、税制、鉄道や港湾も皆積極主義を採用するよう、国民党の常務委員であった大石に迫った。大石は、これら土佐派の主張と非改革派の主張とを中和することを約束したものの、党の財政方針は一向に土佐派の主張に傾かずいた。大石自身、増税によって生産費が高くなり、総じて物価騰貴が起こる結果、国民は廉価な外国製品を求めため、輸入が超過し正貨が流出すると考えていた。そのため、減税と緊縮財政による正貨収支の均衡を採る立場をとっていたが¹³²、結党当時、土佐派に対して積極方針を斟酌するとの約束から正面より反対できず、また一党の大勢に逆らって仙石と片岡にも荷担もできず、まさに板挟み状態にあった¹³³。

明治44（1911）年1月中旬、国民党の土佐派は、鉄道広軌化案を「錦の御旗」として、後藤新平鉄道院総裁ら桂系官僚派との合同し、党勢拡張の目的から未成線速設を主張する政友会との対決姿勢を強めつつあった。土佐派の仙石と片岡は協力して、桂や後藤の年来の主張である鉄道広軌化案を第27回帝国議会に提出し、賛成するよう説いてまわったのである¹³⁴。

ところが、広軌案をめぐるのは国民党内も一枚岩ではなかった。再び土佐派・改革派と非改革派の間で、この広軌案をめぐる紛糾し始めたのである。また、非改革派の犬養だ

けに止まらず、改革派の武富からも、財政上の見地から鉄道広軌化案を拒否される始末であった¹³⁵。そこで、国民党と豊川は桂に対し、広軌案について政友会とどのような相談をしているのか、政友会は同案に反対しているのではないかと探りを入れた。これに対して桂は政友会とは一切纏まった協議はないと報告している。国民党内で同案に反対の決議が行われると、土佐派の仙石は桂に会見し、その計画書を訂正させて賛成するよう努めたが、犬養等が反対した結果、ついに広軌案は正式に党内で棄却となった¹³⁶。

一方、政友会の原は、広軌案を否決すれば、政府は面目を失うであろう、さりとて政友会がこれを賛成すれば桂に盲従したとして世論に反することになる。そのため、原は「相当の時機に於て政府之を撤回し修正して（即ち広軌を除き）之を提出して他の部分を成立せしむるに若かず、是れ政友会と政府と共に面目を立つる方法なり」と考え、この旨を桂に内談するよう、同党の野田卯太郎に命じていたのである¹³⁷。

しかしながら、桂にとって鉄道広軌改修のための外債募集は、国民党の土佐派と提携を模索するための「錦の御旗」という位置づけではなかった。桂は、井上馨が主張するように、正貨準備は「輸出入の権衡」のみでは到底困難であり、鉄道外債を起し外債返済の元利と正貨不足に充当することが不可欠だと考えていたのである¹³⁸。

明治44年5月17日の広軌鉄道改築準備委員会において、委員を務める豊川は、日本銀行の正貨準備は2億1600万円と記憶するが此以外の在外正貨額は目下どれくらい保有しているのか、また本年度の貿易によってこれらの正貨はどれくらい減少する見込みなのか、これは広軌財源の調達と重大な関係をもつのではないかと質問した。この質問に対して、大蔵省の橋本圭三郎主計局長は、目下当局において調査中であり、判明次第答弁すると答えた。この橋本主計局長の発言に対し、豊川は畳み掛けて「現今に於ける在外正貨丈にても答弁ありたし」と請求したが、橋本からはそれ以上何の答弁もなかった¹³⁹。

そして、広軌改修案の中止がいよいよ決定的となったのは、元老井上の一言であった。井上は広軌改修によって海外から輸入するものが増えては正貨準備に大影響を及ぼす、と桂に対して間接的に中止を求めたのである。このように釘を刺された桂は、広軌鉄道改築準備委員会に対して、ついに同会より海外に正貨を多く出すようなことは避けるべし、と建議するよう要請しなければならなかった¹⁴⁰。

明治44年6月下旬頃には、桂は当初の広軌改修案の予定を変更し、今度は東京電鉄を市有にして外債を起すことを検討し始めていた。桂は政府公債でないため多少利率は高くなるが差支えないであろう、と野田に述べ、この旨を原に伝えるよう依頼していた¹⁴¹。その一方で、桂は貴族院を官僚党で固め、正金銀行、日本銀行にも自らの勢力を着々と扶植し、予算編成後も自らの影響力を残す形で、西園寺に再び政権を移譲しようとしていたのである¹⁴²。井上が桂の広軌案にあえて反対したのも、「桂が財政上其他種々の事を決行し居るも後継者には迷惑至極の事」¹⁴³であると考えたからであった。

このように、桂は井上の一言により、広軌案を諦めざるをえなくなった。井上の発言を踏まえて、野田もまた、「此の案は兎に角委員会を結了せしめては如何、仮令可決したりと

て之を実行すると否とは後継内閣の考次第にもあり、又外債の成否にも関し、殊に正貨を多く海外に出さざる様にとせば到底年限を減縮するがごとき事は出来得べきにあらず」と述べ、いずれにしる原に党としても外資導入自体を当分見合わせるよう求めたのである。

しかし、ここで広軌案を後の懸案事項とすれば、在職中に同案を確定しておきたい桂は内閣の受け渡しを延引しかねず、原としてもこの広軌改修案をめぐるは慎重な態度を取らざるをえなかった¹⁴⁴。

では、鉄道広軌化案が否決されて以後の国民党は、桂内閣に対してどのような姿勢をとったのであろうか。明治44年3月下旬、党内では財政方針をめぐる党内の分裂は避けられない情勢となっていた。桂の手足として非政友派の合同を模索する仙石・片岡を中心とする土佐派、大浦系官僚派、それに追従する大石・武富を中心とする改革派、それらには断固反対の立場を採る犬養を中心とする非改革派の4つの派閥の財政方針はそれぞれ異なるものであった。とくに土佐派の仙石は広軌案支持で党内をまとめきれずにいた大石への不信を募らせていた¹⁴⁵。

そこで、土佐人中の顔役で豊川が仙石、片岡と大石の仲裁に割って入り、調停案として4カ条を契約させた。その4カ条の内容とは要するに、党を誘導して今少し土佐派の主張に傾かせ、「大石をして此主張の伝達者たらしめん」とし、「政府に反抗する氣勢を緩和して究極は国民党をして政府の与党たらしめ」ることだった。大石はこの4カ条を土佐派にのみ約束するも、この内容を犬養には一切伏せたため、土佐派は大石を再び攻め立てた。こうした土佐派の攻勢に対し、犬養は大阪財界の重鎮、山口銀行の町田忠治を通じて豊川を説得し、今度は豊川が仙石を宥めて土佐派の計画による紛擾をなんとか収束させたのであった。

第27回帝国議会の閉会後の明治44年3月下旬、土佐派は再び巻き返しに掛る。国民党は三総務のもとに、土佐派の片岡、改革派の武富の両氏に党の財政方針を草案させた。土佐派は桂内閣の明治44年度の財政政策に近づけようとしたが、やはりいまひとつ力が及ばなかった。大浦系の加藤政之助が、改革派の武富案にあった「税制及び行政整理と海軍拡張の併存」という財政方針を、明らかに非改革派との折衝案で矛盾する政策だとして、紛糾が起きる一幕もあった¹⁴⁶。このように、国民党内の財政方針もいまだ定まらず、桂内閣の支持勢力としていまだ機能しえないことが露呈する形となった。

では草案に当たった武富は、桂内閣の財政政策に対してどのように考えていたのであろうか。衆議院予算委員会では、桂内閣の掲げた明治44年度予算について真向から反対していた武富であったが、彼の財政方針に対する考えも変わり始めていた。武富はこう述べる。

桂内閣は、外債の償還とともに在外正貨の減少を食い止めることはできない。だからといって、財政を堅実化しようと、公債価格を自然にまかせて下落させたなら、実業家たちに受けが悪くなるのは必然で、内閣の存続すら危うい。この際、不自然なる釣り上げを敢えて実施して、実業家の望みを繋ぐことができる者は桂しかいない。武富もまた、実際の

ところ桂に代わって誰が政権を担当しようとも、現実的には公債借換や預金部資金で凌いでいく「桂式財政糊塗策」を行う以外、当面致しかたないと考えていたのである¹⁴⁷。

はたして、桂は「非募債主義」と事業拡張主義、つまり消極的正貨政策と積極財政という相容れない2つの要求を一体として予算編成を行った。明治44年度の財政計画では、国債整理方針を維持すると同時に、他方においては海軍拡張、広軌改築案などの積極的施策を定めるなど、矛盾する政策を混同したのである。ここに桂の進退は極まり、再び西園寺内閣への政権移譲が余儀なくされたのであった。

この鉄道広軌案が頓挫し、桂ら官僚党と豊川ら土佐派と国民党改革派の提携が行き詰まりを見せたとき、桂は従来の方針を全面的に変更し、「財政的自殺」とも言うべき明治44年度の積極的財政計画を置き土産に、再び政友会に政権を委ねたのであった¹⁴⁸。

小括

以上、第二次桂内閣における非政友勢力の結集過程を、銀行界、とりわけ豊川良平を中心とする「三菱系土佐派」という政策集団の動向から紐解いてきた。二大政党化が形成されていく前提条件として、まず日露戦後の公債整理および財政整理に対する金融界の政治的発言力に留意するべきであろう。つまり、国内の銀行界の公債引受、欧米諸国との同盟関係を前提とした資金協力なしには、戦後経営を推進することができなかつたのである。この結果、金融政策が財政の果たすべき役割の一部を担う「金融の財政化」ともいうべき現象が現出することとなった。大銀行による国債借換シンジケート団の組成といったものが、それである。その結果、大量の国債を引き受けた大銀行をはじめとする経営者の意見は、政権運営にとって無視しえないものとなった。日露戦後に銀行家が政治的発言力を強めた背景には、かかる戦後の財政金融構造に規定される部分が大きかつたのである。

とはいえ、当該期のきわめて重要な政策課題は、兌換制度の維持を前提にしつつ、欧米列強と対抗可能な軍事力・経済力を構築することにあつた。当時の日本経済はこのように未成熟な状態であつたため、財政金融政策全体を通じて増額する国防費を充足することは困難を極めた。膨張する国家財政とそれに反発する市場（すなわち銀行が抱える公債価格の下落）に注意を払いつつ、財政と経済を調和していくことが、第二次桂内閣期の大きな政治的課題だったのである。

そこで、桂は鰻会や全国交換所連合大会懇談会といった非公式なルートを通じて、豊川をはじめとする銀行界から支持を調達するとともに、彼らの要求する公債整理を遂行すべく、片岡直温や仙石貢に新党結成の望みを託していった。ところが、桂は銀行界の要請する非募債・緊縮財政を一度は掲げつつも、提携関係にある政友会の要求、つまり鉄道敷設資金の外債募集ならびに事業拡張主義にも譲歩せざるをえず、政友会とは予算交渉会で妥協を図っていくことになった。しかしながら、こうした非公式なルートを通じて双方の利害調整を行っていくことは相当な困難を極めたのである。

はたして、桂は公債借換策の失敗から銀行界の支持をも失い、もはや公債借換や外債募集も見通しがつかなくなった。他方で、政友会が要求する狭軌鉄道延長による積極的施策も「操縦」できず、議会では「之ガ為メ余ノ抱懐スル政策ノ十中八九ヲ行ヒ、二三ヲ譲歩スルノ已ムナキ」現状に、桂は不満を募らせていたのである¹⁴⁹。この教訓から、桂は「今自ラ政党ヲ作り、之ヲ左右スルコトヲ得バ、抱懐スル所ノモノトシテ行ハレザルナク、充分ニ邦家ノ為メ理想ヲ実現スルコトヲ得」と考え、新党結成を急ぎ始めたのであった¹⁵⁰。

また、老齢とはいえ元老山縣有朋の官僚・貴族院に対する影響力、ならびに井上馨の実業界に対する影響力もいまだ健在であり、桂は彼等元老の意思を無視しては、財政政策を練ることもできなかつたのである。おそらくこうした桂の不満が、元老政治からの脱却を決意させたのであろう¹⁵¹。徳富蘇峰は桂の気持ちを忖度し、新党結成を決断するに至った心境をこう分析する。

「桂は山縣を経由して貴族院に勢力を揮ひ、井上を経由して、財界に勢力を揮へり。然かも彼や其の成功と與に、斯る迂廻に由るを屑とせず、直接に貴族院を懐柔し、直接に財界と接触したり。然も財界における三井一派の如きは、動もすれば彼に謳歌せずして井上に謳歌し、時としては、却て井上の勢力を藉り来りて、彼を壓迫せんとしたる状なしとせず。此に於てか彼は寧ろ、財界の有力者にして、而も井上の勢力範囲の外にある要素と、結託せんと試みたり。それは云ふ迄もなく、三菱一派也。是れ彼か第二次桂内閣より指を染め初めたる所にして、彼は、其の因縁よりして、恐らくは国民党脱党の五領袖を羅到したるならむ。若し実業界における豊川良平等と桂との関係如何を知る者があらば、斯る発展を見るも、決して理由なしとせざる可し。」¹⁵²

桂は、銀行界の共通の利害となった「財政と経済の調和」を達成するには、元老を介する非公式なルートを通じてはもはや困難であり、やはり立憲主義に則って実施されるべきであるとの認識に至つたのである。そして蘇峰が述べたように、桂は議会内で強力な支持基盤を獲得するため、三菱を背景とする新党を模索し始めたのである。桂の新党運動は銀行界における調整役に長けた豊川を中心とする「三菱系土佐派」に委ねられたのであった¹⁵³。

これ以後、「三菱系土佐派」が第二次西園寺内閣と財政方針をめぐって対立し、桂新党へと結集していく過程については次章に譲りたい。

¹ 下重 [2007]

² Key, Jr. [1953] pp. 102-106. キーによると、アメリカの圧力団体による対世論活動の先駆けは、実業団体であったという。

³ 原 [2012] 170-174 頁。『日本工業倶楽部廿五年史』上巻、1943 年では、「……従来我国の実業家としては金融業者によって代表され、工業家は動もすれば其の存在を無視するが如き状態にあった。日露戦争中及戦後の公債募集及公債整理に当って大蔵当局者は鯨鯨会若しくは鰻会に於て常に銀行家と相接触しつつあり、東京の銀行家は東京銀行集会所なる相集まる会館を有して居つたに拘わらず、工業家は其の集会の機会と会館とを有しない。商工業者の団体として商業会議所（後の商工会議所）があつたが、其の議員

は一般の営業税納付者の選挙によるもので特に重要な産業の経営に與れる工業家自らの団体ではなかった」(3-4頁)と述べている。こうした記述からも、むしろ日露戦後の桂園時代を通じて、業種、産業、業態ごとにバラバラに動く実業家がある程度1つにする動きが成立しつつあったとみるのが自然であろう。

4 坂野 [1982] は、大正政変に至る分析において、憲政本党(→国民党)における改革派・非改革派の対立の原因を、改革派路線を藩閥・官僚勢力との提携路線、非改革派を「民党路線」と捉え、予算問題と政権参加の賛否にあったとしているが、国民党・同志会参加の局面については財政問題と絡めておらず、二大政党制の形成との関連、さらに政治基盤との関連性は必ずしも明確とはいえない。近年の研究である、千葉 [2012]、および伏見 [2013] も、桂の財政政策や議会対策に重点をあてて新党構想を検討しているが、桂の政策に対する銀行界の影響については、いずれも等閑に付されている。

5 その他、桜井 [1997]、奈良岡 [2006]、北岡 [1983・1984]、千葉 [2012] 千葉論文 [2012] などが上げられるが、いずれも桂の政治指導や外交政策との関連から新党構想を分析しているため、同様である。

6 土屋 [1931] 293-294、313頁。渋沢は明治36年1月から中耳炎を病んで国府津に転地保養中であり、4月には肺炎を併発し一時重態に陥った。渋沢は明治41年、韓国における東洋殖産社の設立委員としてその創立に尽力した後、明治42年古希の賀寿を機会に第一銀行、東京貯蓄、銀行集会所、東京商業会議所会頭のほか、八十余種の関係事業の役員を辞している。このことから渋沢の「財界世話役」としての影響力は減退していたことが窺えよう。

7 原 [1983] 106-107頁。

8 神山 [1995] 293頁。

9 高橋 [1973] 第六章を参照。

10 山縣元帥帝國国防方針私案(上奏)大山 [1966] 296頁。

11 伊藤 [1987]。

12 Polanyi [1957] p 14. ポランニーは、重工業の上部構造としての金融資本が帝国主義、植民地戦争の原因となったとするレーニンとは反対に、むしろ国際通貨システムこそが、全面戦争を嚴重に防ぎ、バランス・オブ・パワー・システムをより強化し保障するものとして機能していた点に着目していた。ポランニーの経済思想については、カール・ポランニー著、玉野井芳郎、平野健一郎編訳『経済の文明史』日本経済新聞社、1975年も参照。

13 ブルームフィールドによれば、中央銀行の保証準備と正貨準備の増減が同一方向に動く時に「ゲームのルール」が働いているとされる。逆に増減する場合は不胎化(sterilization)に対応する(Bloomfield [1959])。しかし、日露戦後の日本は在外正貨制度により、この「ゲームのルール」が間接化されていたという(伊藤 [1987] を参照のこと)。

14 「秘 財政ニ関スル井上侯質問要領 明治41年4月1日」『斎藤実関係文書』書類33-9、および、山県 [1914] 12-13頁。出席者は西園寺首相、原内相、松田蔵相、林外相、堀田通相、阪谷男爵、水町次官、橋本主計局長、勝田理財局長、塚田整理局長、長島次官、松尾日銀総裁、高橋是清日銀副総裁、添田興銀総裁であった。

15 「井侯提言」『斎藤実関係文書』書類33-9。

16 明治41年6月4日付阪谷宛勝田主計書翰『阪谷芳郎関係文書』267-4。

17 JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.A09050001700、明治41年度予算施行並に42年度以降財政経画に関する閣議案/水町家文書第1号、(国立公文書館所蔵)。

18 『原敬日記』明治41年5月29日の項。

19 明治41年7月12日付若槻禮次郎宛勝田主計書翰、『阪谷芳郎関係文書』267-4。

20 明治41年6月2日井上馨宛桂太郎発信書翰『桂太郎発信書翰集』16-61、127頁。

21 明治41年6月2日桂太郎宛井上馨書翰『桂太郎関係文書』12-47、67-68頁。

22 明治41年5月12日伊藤博文宛桂太郎書翰『桂太郎発信書翰集』14-49、60-61頁。

23 明治41年6月11日桂太郎宛伊藤博文書翰『桂太郎関係文書』10-37、31-32頁。

24 明治41年7月13日付若槻禮次郎宛勝田主計書翰、『阪谷芳郎関係文書』267-4。

25 長島 [1928] 117頁。

26 同上、120頁。

27 同上、117-118頁。

28 同上、118-119頁。

29 「銀行家の要望 鰻会の会合」『中外商業新報』第8004号、明治41年7月10日、および「鰻会要求条件」『東京朝日新聞』第7860号、明治41年7月10日。

30 「全国交換所大会(国債整理会議)」『東京朝日新聞』第7886号、明治41年8月5日。

31 三菱合資会社銀行部長豊川良平「財政と経済の調和」『銀行通信録』通号301号、明治43年11月、21-22頁。

32 明治41年8月6日桂太郎宛井上馨書翰、千葉功編『桂太郎関係文書』10-37、68-69頁。

- 33 明治41年8月6日桂太郎宛井上馨書翰 前掲『桂太郎関係文書』、31-32頁。
- 34 『寺内正毅日記』明治41年2月19日、および山縣宛小松原書翰『山縣文書』二、127-128頁。
- 35 明治41年3月17日平田東助宛桂太郎書翰『桂太郎發書翰集』77-16、350頁。
- 36 内海〔1924〕170-171頁。
- 37 鷹陵山人「桂党帷幕の有象無象」『太陽』第19巻第4号、1913年3月、208-209頁、鎌倉窟「桂公周圍の人物」『太陽』第19巻第4号、1913年3月、113頁。
- 38 安達〔1960〕125頁。
- 39 明治41年5月15日後藤新平宛桂太郎書翰『桂太郎發書翰集』42-35、201頁。
- 40 徳富〔1917〕343頁以下参照。
- 41 戊申倶楽部〔1909〕39頁。
- 42 片岡〔1932〕314-315頁、素軒「新たに代議士に選ばれたる実業家」『太平洋』第7巻第10号、2-7頁。片岡は、土佐出身であったが、関西鉄道を経営している関係上、三重県に地盤があった。
- 43 同上、7-14、84-85頁。フランスのルソー流の共和政体を基調とする民定憲法論を唱える板垣退助の「立志社」に対抗して、君主立憲の政体を標榜し県民の指導に当たったのが、片岡直温等の「国民派」である。「国民派」は「自由派」のように中央政権の獲得を目的とする大衆的行動は採らなかった。専ら県民の実力涵養のための殖産振興の方策を講じ、外来思想を排除して、健全な国民思想と欽定憲法による立憲思想の涵養を目的として、土佐郡の中立社（百做社及び且行社）、幡多群の高陽社並びに修道社、香美郡の私学校、高岡郡の猶興社および猶興学校などの私立学校を創設した。高岡郡出身の片岡直温はこの猶興社の幹事、猶興学校の監事を務めていた。
- 44 同上、315-316頁。
- 45 『原敬日記』明治42年4月12日の項。「桂公と豊川氏」『東京朝日新聞』大正2年1月27日、「桂公に就て 豊川良平談」『東京朝日新聞』大正2年10月11日、および、大塚〔1913〕152-154頁。
- 46 「戊申倶楽部の組織」『東京経済雑誌』第58巻第1450号、明治41年8月1日、6-7頁。幹事には東京商業会議所会頭中野武宮、西村治兵衛、仙石貢、片岡直温、中村彌六、肥田景之、戸水寛人、蔵原惟邦、加治壽衛吉、八束可海の10名が推薦された。
- 47 前掲「戊申倶楽部の組織」6-7頁。
- 48 奥沢梅臯「時の人 代議士たらしむとする岩下清周氏片岡直温氏」『太平洋』第7巻第9号、24-27頁。商業会議所の目下候補者として、東京 中野武宮、京都 西村治兵衛、仙台 藤澤幾之輔、高崎 鈴木久五郎、前橋 磯村音介、川越 綾部総兵衛、静岡 秋山一裕、四日市 九鬼紋七、大津 谷澤龍蔵、奈良 米田實、岡山 大戸復三郎、松江 岡本金太郎、尾ノ道 橋本太七、広島 早速整爾、久留米 浅野陽吉、博多 奥村七郎があった。
- 49 大塚〔1913〕147頁、および細井〔1914〕19-20頁。
- 50 中野武宮君談「実業家たる立脚地より當期議會中の最大問題は何か、採るべき態度は如何」『太平洋』第8巻第2号、明治42年1月、28-31頁。
- 51 明治41年12月10日犬養毅宛小栗貞雄宛書翰『犬養木堂傳』上巻、794-797頁。
- 52 犬養毅の所信演説、明治42年3月22日憲政本党臨時大会、於神田青年會館『犬養木堂傳』上巻、799-800頁。
- 53 「土佐倶楽部の活動（高知）」『東京朝日新聞』明治41年10月7日、「戊申派内の暗闘」『東京朝日新聞』明治41年12月10日、「政客応接振り（9）風来 中野武宮氏（対軟化説弁解）」『東京朝日新聞』明治41年12月17日、「戊申倶楽部の内訌」『東京朝日新聞』明治41年12月26日、および、戊申倶楽部〔1909〕4-7頁。第25議事に臨むに当たり、総務3名は、院外総務仙石貢、院内総務戸水寛人、代議士会長中野武宮が、幹事は以下5名、院外幹事中安信三郎、同八束可海、院内幹事中村豊次郎、同加治壽衛吉、同小橋栄太郎が担当した。また、この時点での戊申倶楽部の会員は以下の41名であった。岩下清周、磯部保次、稲茂登三郎、井上敏夫、飯田精一、石田平吉、西村治兵衛、星一、戸水寛人、富田幸次郎、豊増龍次郎、千早正次郎、和田尊義、渡邊千冬、片岡直温、加藤恒忠、加治壽衛吉、米田稿、高橋政右衛門、中野武宮、中村弥六、中安信三郎、中村豊次郎、村田虎次郎、倉光藤太、八束可海、牧野平五郎、丸山孝一郎、松尾寅三、小橋栄太郎、江間俊一、安東敏之、齋藤巳三郎、木村省吾、木村良、清水市太郎、肥田景之、森田俊左久、仙石貢、世良清一、鈴木久五郎。
- 54 「戊申派の内訌」『東京朝日新聞』明治43年1月23日、および、中野武宮演説「余が候補に立ちし覚悟」濱中東郎『非課税政談演説集 国民之必読』1908年。
- 55 「大同倶楽部と戊申倶楽部と及び猶興會」『東京経済雑誌』第58巻第1454号、12-14頁。
- 56 「議長問題」『東京朝日新聞』明治41年10月8日、および、故岩下清周君伝記編纂會編〔1931〕、第一篇小傳、25-26頁、65-66、77-78頁、宮本〔1986〕271-272、277頁。明治16年頃、岩下は、三井物産でパリ支店長時代に桂太郎、寺内正毅、山本権兵衛、齊藤實といった陸海軍の官僚と親交があり、中でも外務省時代の原敬とは親友であった。岩下は、明治34年7月おける原の北濱銀行頭取への就任や第一次桂

内閣における原の選挙応援への協力を厭わなかったという。

⁵⁷ 戊申倶楽部 [1909] 14-15 頁。

⁵⁸ 「大同倶楽部の宣言」『東京経済雑誌』第 58 卷第 1471 号、明治 41 年 12 月 26 日、32 頁。

⁵⁹ 松岡辨談、薄田編 [1934] 354-355 頁。

⁶⁰ 大久保 [1956] 361-362 頁。

⁶¹ 東京商工会議所 [1966] 870-871 頁、および、薄田編 [1934] 236-237、247-249 頁。明治 42 年 7 月、法律第 43 号をもって商業会議所第 33 条第 1 項の規定、「経・費・又・ハ・過怠金ヲ滞納シ督促ヲ受クルモモ尚之ヲ完納セサルトキハ国税滞納処分ノ例ニ依リ之ヲ徴収スルコトヲ得」と定めた規定であり、最初の四文字を削除したものにすぎなかったが、この措置は組織の財政基盤を失うことを意味しており、商業会議所にとって大きな打撃を受けた。その後、第二次大隈内閣期に同法案は廃止された。

⁶² 中野武嘗「商業会議所法改正に對する善後策」『日本経済新誌』第 5 卷第 2 号、通号 50 号、明治 42 年 4 月、19-20 頁。

⁶³ 同上、21 頁。

⁶⁴ 『原敬日記』明治 42 年 4 月 11 日の項、ちなみに原は「彼（中野武嘗一筆者）を殺して其死骸を引取るが如きを好まず、暫くは其時機を待つべしと返答し置きたり。昨年彼が西園寺公に反対したるは蓋し大浦等山縣系の内々の教唆に由りたるものならんが、近頃桂等が政友会と提携して彼れを見捨てたるに因り、彼れ我に投じて其一身と其事業との安全を計るの決心をなしたるものならんかと思はる」と記している。

⁶⁵ 井上ほか [1996] 37-41 頁、および「政友会代議士会（一視同仁の撤回）（平凡なる秘密会）」『東京朝日新聞』明治 42 年 2 月 2 日。

⁶⁶ 『原敬日記』明治 42 年 3 月 24 日。

⁶⁷ 『原敬日記』明治 42 年 4 月 7 日の項。

⁶⁸ 「鰻会の開会」『銀行通信録』第 47 卷第 282 号、明治 42 年 4 月 15 日、40 頁。

⁶⁹ 「桂侯実業家招待 有益なる座談交換」『中外商業新報』第 8253 号、明治 42 年 4 月 21 日、「実業家の招待会」第 8298 号、明治 42 年 6 月 5 日。

⁷⁰ 「実業家の桂大蔵大臣招待」『銀行通信録』第 47 卷第 284 号、明治 42 年 6 月 15 日、74-75 頁。

⁷¹ 日本勸業銀行調査部編 [1953] 255 頁。

⁷² 内務省囑託法学博士小林 [1985] 19-20 頁。

⁷³ 寺西 [1981] 229 頁。寺西によれば、この時機、大量の国債発行が市中金利を高騰させ、民間の経済活動に抑制的な影響を与えていた（Crowding out）という。

⁷⁴ 「実業家の桂大蔵大臣招待」『銀行通信録』第 47 卷第 284 号、明治 42 年 6 月 15 日、74-75 頁。

⁷⁵ 神山 [1995] 253 頁、若槻 [1950] 146-147 頁。

⁷⁶ 「実業家の桂大蔵大臣招待」『銀行通信録』第 47 卷第 284 号、明治 42 年 6 月 15 日、74-75 頁。

⁷⁷ 両議員中銀行家並東京組合銀行有志第四回懇親会席上演説（明治四十三年二月二十二日）豊川良平の演説『銀行通信録』通号 294、明治 43 年 4 月、35-37 頁。

⁷⁸ 大塚 [1913] 153 頁。

⁷⁹ 近代国家における国家理性の変遷については、マイネッケ [1976] を参照。

⁸⁰ 「桂大蔵大臣の財政演説」明治 43 年 11 月 15 日『銀行通信録』通号 302、明治 43 年 12 月 15 日、71-72 頁。

⁸¹ 三菱合資会社銀行部長豊川良平「財政と経済の調和」『銀行通信録』通号 301、明治 43 年 11 月、23-24 頁。

⁸² 長島は桂の三女潔子と結婚した。（宇野 [2006] 274 頁）、大蔵省百年史編集室編 [1969] 別巻、57 頁。三菱合資会社豊川良平「国債発行と全国交換所連合会との関係」明治 44 年 4 月 7 日、第 9 回全国交換所組合連合大会（高橋 [1932] 所収、699 頁）。なおこの第 9 回全国交換所組合連合大会とは第 9 回全国交換所連合会のことである。（日本銀行調査局編『日本金融史資料 明治大正編第 12 卷』、1112 頁。）および、長島隆二「豊川翁を述懐して」、鶴崎 [1922] 382-383 頁。長島によれば、「財政経済に関する意見を叩く毎に殆ど無条件で翁の意見を基礎として之を拡充して行動するを常とした。恐らく桂内閣の財政経済の施設は総て此の意味で行はれたものと信ずる。同時に実際上の働に就ても色々翁に依頼して其の力を藉りた」と述懐している。また豊川自身、第 9 回全国交換所連合会で「桂内閣の旗は財政整理である。所で幸ひに連合会の趣意を御容れ下されまして、今日まで来られたと云ふことは、私はこゝに、御禮を申し上げます。」と述べている。

⁸³ 「政府と地方債（郵便貯金の利用）」『東京経済雑誌』第 60 卷第 1501 号、明治 42 年 7 月 31 日、32 頁。

⁸⁴ 「貯蓄及び郵便貯金貯蓄奨励ニ関スル通牒（若槻禮次郎）」明治 42 年 5 月『勝田家文書』第 67 冊-1。および、床次 [1910] 237-238 頁。

⁸⁵ 明治 43 年 10 月 13 日全国交換所連合会懇親会における小山健三君の演説『銀行通信録』第 50 卷第 301

号、明治43年11月15日、50頁。

⁸⁶ 「桂公と豊川氏」『東京朝日新聞』大正2年1月27日、「桂公に就て 豊川良平談」『東京朝日新聞』大正2年10月11日、および、大塚 [1913] 152-154頁。

⁸⁷ 若槻 [1950] 127-128、146頁。

⁸⁸ “Lord Rothschild Reasoning” The Economist, December 4, 1909. (岸田 [2012] 18頁より再引用。)

⁸⁹ 岸田 [2012] 18頁。

⁹⁰ 小野 [1943] 282-283頁。戦争前の1903年末の時点では、外債輸入はわずか1億100万円にすぎなかったが、勃発後の1904年から1913年までの間に、戦費あるいは産業資金として輸入した外資は、当時の通貨流通高1億3000万円の実に約10倍の17億6700万円まで膨らんでいた(高橋 [1954] 10頁。)

⁹¹ 山県 [1914] 203頁。小野 [1943] 286頁。東京側は、日本銀行(松尾臣善) 横浜正金銀行(高橋是清) 第一銀行(渋沢栄一) 日本興業銀行(添田寿一) 三井銀行(早川千吉郎) 三菱銀行(豊川良平) 十五銀行(園田孝吉) 第百銀行(池田謙三) 第三銀行及び安田銀行(安田善次郎) 大阪側は、三十四銀行(小山健三) 鴻池銀行(原田二郎) 住友銀行(志立鐵次郎) 北濱銀行(岩下清周) 浪速銀行(永田任助) 山口銀行(町田忠治) からなっていた。

⁹² 渋沢青淵記念財団竜門社編纂 [1963] 27-52頁。

⁹³ 深井 [1941] 94-95頁。および「日本銀行総裁松尾臣善による命令書」渋沢青淵記念財団竜門社編纂 [1963] 30頁、および、山県 [1914] 218-221頁。日銀は銀行組合に下請額の100分の1に相当する下請料を交付し、さらに再引受人に対し、引受保険料の半額即ち額面100円に付き金50銭を分与することになっていた。また第2回の募債にあたっては、5月6日大蔵省令第23号を以て特別規定を設け、5分利公債の償還を希望する者には、現金の代わりに第一回4分利公債を、5分利公債の額面100円につき95円の割合を以て交付することになった。

⁹⁴ 豊國銀行専務取締役坂田實君談「公債相場の維持と郵便貯金」『東京経済雑誌』第1502号、明治42年8月7日、11頁。なお、坂田は元日本銀行理事である。

⁹⁵ 渋沢青淵記念財団竜門社編纂 [1963] 29頁。

⁹⁶ 公債引受「シンヂケート」銀行申合『銀行通信録』明治43年11月15日、51頁。東京銀行集会所において、渋沢栄一(第一銀行)、高橋是清(横浜正金銀行)、添田寿一(日本興業銀行)、豊川良平(三菱合資会社銀行部)、早川千吉郎(三井銀行)、安田善次郎(安田銀行)、池田謙三(第百銀行)、小山健三(三十四銀行)、芦田順三郎(鴻池銀行)、中田錦吉(住友銀行)、小塚正一郎(北濱銀行)、阪野兼通(山口銀行)、永田仁助(浪速銀行)が協議したという。

⁹⁷ 日本銀行調査局 [1955] 56頁。

⁹⁸ 山県 [1914] 207-208頁。

⁹⁹ 「第八回交換所組合銀行連合会(明治43年4月7日於名古屋銀行集会所)における桂大蔵大臣の演説」『銀行通信録』第295号、46-49頁、および、「実業家の桂大蔵大臣招待」『銀行通信録』通号284号、74-75頁の豊川良平と桂太郎の地方財政についての対話を参照。

¹⁰⁰ 『原敬日記』明治43年1月4日の項。

¹⁰¹ 山県 [1914] 212-214頁。

¹⁰² 同上、223-224頁。

¹⁰³ 明治43年8月6日付 若槻禮次郎宛桂太郎書翰、若槻 [1950] 480頁。

¹⁰⁴ 園田孝吉「桂公の理想の桂公の實驗」『地球』第2巻第2号、大正2年2月、62-63頁。

¹⁰⁵ 山県 [1914] 239-240頁。

¹⁰⁶ 「官報号外明治四十三年一月二十二日 第二十六回帝国議会議事速記録第三号」5-8頁。

¹⁰⁷ 塚田昌夫『立憲民政党史 前篇』原書書房、1973年、218頁。

¹⁰⁸ 明治43年2月2日付山縣宛桂書翰『桂書翰集』92-57、414-415頁。

¹⁰⁹ 『原敬日記』明治43年2月8日の項。

¹¹⁰ 同上。

¹¹¹ 桜井 [1997] 65-67頁。

¹¹² 「愈本體出現す戊申大同の解散」「土佐派の態度」『東京朝日新聞』明治43年2月25日。

¹¹³ 「戊申の色別」『東京朝日新聞』明治43年2月25日。中央倶楽部への参加を見合わせたのは、仙石貢、片岡直温、和田尊義、富田幸次郎ほか、種々の事情により参加を拒否した、岩下清周、中野武當、稲茂登三郎、西村治兵衛、加藤恒忠、飯田精一、豊増龍次郎の7名であった。

¹¹⁴ 「新党成立の真相」『東京朝日新聞』明治43年2月27日、「中央倶楽部成る 新大合同団」『東京朝日新聞』明治43年2月27日、および安達 [1960] 117頁。

¹¹⁵ 安達謙三氏談、橋本 [1942] 34頁。

¹¹⁶ 『原敬日記』明治43年2月24日の項。

¹¹⁷ 『原敬日記』明治43年12月4日、11日の項。

-
- 118 小林 [2015] 155 頁。
- 119 同上、141 頁。
- 120 明治 44 年 2 月 24 日寺内正毅宛桂太郎書翰『桂太郎發書翰集』62-21、290 頁。大浦が中央俱樂部への 1 万円下附を要請した際に、資金不足のため、桂は寺内に総督予算で 1 万円の予算がないか問い合わせていた。
- 121 「土佐派の態度」『東京朝日新聞』明治 43 年 2 月 25 日。
- 122 明治 42 年 3 月 19 日付有松宛平田書翰（東京大学法学部近代立法過程研究会「有松英義関係文書(11)」『国家学会雑誌』88 卷 9・10 号、1975 年、131 頁）を参照。
- 123 「小政派の合同」『政友』116 号、明治 43 年 3 月、50 頁。
- 124 『原敬日記』明治 43 年 5 月 12 日の項。
- 125 『原敬日記』明治 43 年 12 月 2 日の項。
- 126 「桂内閣財政始末（十六）」『東京朝日新聞』明治 44 年 8 月 31 日、および「桂内閣財政方針の変更」『東京経済雑誌』第 62 卷第 1570 号、明治 43 年 11 月 26 日、3-5 頁。
- 127 神山 [1988] 27 頁。
- 128 大蔵省編纂 [1956] 453 頁、592-595 頁。
- 129 同上、595-596 頁。
- 130 同上、597 頁。
- 131 「渋沢男爵の桂内閣功罪論」『銀行通信録』第 52 卷第 311 号、明治 44 年 9 月、360 頁。渋沢は勝田理財局長から大蔵次官若槻禮次郎起草の『戦後財政整理概要』を受け取っている。これは桂内閣の財政政策をまとめたものであった。この中で、公債償還期限が迫っているものがあるため、一時に悪税を廃止することができないが、まず歳入の自然増加より生じる剰余金を標準として漸次減税し、減債基金を省けるようになれば、益々減税財源を増加し、最終的には悪財源を一掃し且一般の租税制度を整理改善できよう。それ故、悪税の廃止及び一般税制の改良を主位に置かない計画だからといって、財政整理案がないとは言えない、と記されていた。（山縣 [1914] 266 頁。および「桂内閣の財政計画綱要」『東京経済雑誌』第 58 卷第 1456 号、1-4 頁。）
- 132 犬養、大石述 [1911] 171-176 頁。
- 133 「大石氏と土佐派」『東京朝日新聞』明治 44 年 7 月 20 日。
- 134 「政府筋の樂觀 未成線と廣軌 政友会の賛成 仙石氏桂侯を訪ふ」『東京朝日新聞』明治 44 年 1 月 14 日。
- 135 「犬養氏廣軌評」『東京朝日新聞』明治 44 年 1 月 16 日。
- 136 『原敬日記』明治 44 年 1 月 19 日の項。
- 137 『原敬日記』明治 44 年 1 月 14 日の項。
- 138 『原敬日記』明治 44 年 4 月 14 日の項。
- 139 「廣軌調査總會」『東京朝日新聞』明治 44 年 5 月 19 日。
- 140 『原敬日記』明治 44 年 7 月 8 日の項。
- 141 『原敬日記』明治 44 年 6 月 28 日の項。
- 142 『原敬日記』明治 44 年 6 月 28 日の項。
- 143 『原敬日記』明治 44 年 7 月 7 日の項。
- 144 同上。
- 145 「国民党の内幕 土佐派と官僚派 純民派と大浦系」『東京朝日新聞』明治 44 年 3 月 26 日。鷹陵山人「桂党帷幕の有象無象」『太陽』臨時増刊第 19 卷第 4 号、大正 2 年 3 月 15 日、208-209 頁。
- 146 「国民党と政局 武富時敏氏談 官僚の手は二三」『東京朝日新聞』明治 44 年 3 月 28 日、「国民党内訌真相 包圍攻撃策」『東京朝日新聞』明治 44 年 3 月 29 日。
- 147 「桂式財政糊塗策 武富時敏氏の談」『東京朝日新聞』明治 44 年 5 月 19 日。
- 148 「桂内閣と政友会との提携」『東京経済雑誌』第 63 卷第 1580 号、明治 44 年 2 月 4 日、3-5 頁。
- 149 山縣有朋「大正政変記」（山本 [1970] 所収、資料編 643-644 頁。）
- 150 山本 [1970] 643-644 頁、および、入江貫一への桂太郎談、一月十九日、徳富編述 [1969] 830-832 頁。
- 151 「時事評 故桂公の同志会を組織したる動機」『東京経済雑誌』第 71 卷第 1791 号、大正 4 年 3 月 13 日、9-10 頁。
- 152 徳富 [1916] 118-119 頁。
- 153 「国民党の内幕」『東京朝日新聞』明治 43 年 6 月 3 日。

第2章 正貨危機と新党運動 —銀行界と実業界の分裂と大正政変—

はじめに

本章では、外債・金本位制における議論の対立から、陸軍の二個師団増設をめぐる、銀行家と実業家が次第に分裂し、大正政変を誘発していったことを明らかにする。なお、本稿で述べる「銀行界」とは、前章で見たとおり、第二次桂内閣で国債借換シンジケート団を構成した大銀行の経営者を指し、「実業界」は、銀行経営者を除く企業経営者全般を指すものとする。

時の首相や蔵相と銀行家が懇親や意見交換を行う手形交換所聯合会は、貴族院、衆議院に加え、あたかも「第三院」として機能し始めていた。しかし、第二次西園寺内閣の山本蔵相は、桂内閣が財政に対する銀行資本の優位をみとめて銀行家の意志にしたがって財政を運用しようとする傾向とは反対に、こうした傾向に一定の歯止めをかけようとしたのである。そして、貿易入超に伴う正貨枯渇が迫るにつれ、貿易の均衡が回復するまでの間、外債によって正貨を補充すべきか否かという問題をめぐって、銀行家と山本蔵相はなかなか意見の一致をみることができなかった。

また、この外債問題と密接に関係する減債基金問題・通貨膨張・金利問題といった点においても、消極的正貨政策を採る山本蔵相と積極的正貨政策を企図する銀行界の意見対立は決定的となった。政治学者 M. E. デイモックが、「もしプレッシャーグループによる政治が、政党ならびに形式的な立憲的機構よりも、その意義および影響力において増加するならば、早晚これらの集団を代議制組織のなかに包含させる運動が起こってくるであろう」と指摘したように¹、まさにこうした運動こそ、明治末期から顕現しつつあった、桂太郎による非政友合同運動、新党運動に他ならなかったのである。

外債償還における債務不履行（デフォルト）の危機がすぐ目前まで迫りつつある中、それまでの元老や手形交換所聯合大会および懇親会といった非公式チャンネルを介した、政府と銀行界の利害調整が機能しなくなったとき、一部の銀行家はこうした危機に対処するべく桂新党に結集し、議会および予算委員会という、いわば公式チャンネルを通じた調整システムを通じて、自らの財政方針の具現化を志向し始めたのであった。

具体的には、桂が政友会との「情意投合」を擲ち、豊川良平や渋沢栄一、早川千吉郎といった銀行家らの「共通の利害」を代表する三菱系土佐派や国民党改革派と行動を共にして、桂新党を結成するに至るまでの政治過程を分析する。つまり、銀行界および実業界において次第に、「財政と経済の調和」という「共通の利害」が表出し、これら「共通の利害」を掲げた集団を代議制組織のなかに包含させる運動が起こり、議会内における政治アクターとして次第に結集していったこと、こうした新党運動が政治システムの再編を促す結果となったことを明らかにする。

1. 第二次西園寺内閣と正貨危機

1.1. 桂の遺策

明治44年8月30日、桂は山縣に宛てた書簡の中で、第二次西園寺内閣の布陣について「山本達雄大蔵大臣これは意外千萬なり」とし、「殊に大蔵の如きは、覚束なきものと心配に御座候」と書き留めていた²。桂は第一次内閣で、当時日本銀行総裁の任期満了を口実に山本達雄を更迭したものの、第二次内閣時には勸業銀行総裁として山本を再び引上げた。そうした経緯もあってか、山本が政友会内閣の一員として、さらに蔵相後任として入閣したことは、桂にとって少なからず複雑な心境であったであろう。こうした桂の山本に対する反応について、原は次のように書いている。「是は左あるべき筈にて、山本は桂の為に日本銀行を逐はれ、先頃勸業銀行法の改正案にも山本を苦しめたる形跡あり、桂の喜ばざる所なる事は始めより予知せられたる事にて又然るが故に山本を挙げたる意味もある訳なり」³。もともと、後述するように、山本は原が考えるほど反桂派であったのかといえは甚だ疑問である。否、むしろ原の期待を大きく裏切り、積極財政・積極的正貨政策を採る政友会に反抗的でしたらあった。しかし、組閣人事の段階では、山本の新蔵相就任は原敬、松田正久ら政友会員に概ね好意的に迎えられたのであった。

また、山本新蔵相は財界人からも大きな期待をもって迎えられた。1911年（明治44年）9月1日の朝日新聞には「財界と新蔵相」との見出しで、銀行家では渋沢栄一（第一銀行）や園田孝吉（第十五銀行頭取）や早川千吉郎（三井銀行）、池田謙三（第百銀行取締役、東京手形交換所委員長）、証券業からは、小池国三（小池商店 後の山一証券）、それに商業会議所会頭中野武常、副会頭根津嘉一郎などから寄せられた、山本新蔵相に対する好意的な意見や、税制整理及び緊縮財政を期待する声が紙面を躍っていた⁴。ところが、銀行界と桂系官僚派は、山本蔵相の緊縮財政・行財政整理には概ね賛同するも、減債基金制度の維持、また正貨準備の維持のための外資導入の堅持という点では一步も譲らず、政府の方針と対立していくことになった。

その証拠に、これより遡る事3か月前の明治44（1911年）5月29日、桂太郎首相兼蔵相・若槻礼次郎大蔵次官・橋本圭三郎主計局長・勝田主計理財局長・山崎四男六国債局長ならびに高橋是清日銀副総裁（6月1日、総裁に就任）は正貨事項に関する会議を開いた。この会議に提出された、大蔵省作成のものと思われる案は、「現今の情勢を案ずるに、外低利の資本を輸入し内産業の発達を図るにあらざれば、正貨準備維持の目的は終に之を達すべからず」という見地に立って、45年度予算方針、財政組織・運用の改善、預金部經理の明確化、特殊銀行の貸出方法改善の4項目につき提言していた⁵。

この案をめぐる日銀内部でどのような議論が交わされたか定かでないが、「日本銀行総裁に於て一応本件に関する調査を行ふこと」が決定した。そして、同調査を踏まえて、6月1日付で松尾臣善に代わって新たに日銀総裁に就任した高橋是清は、7月上旬に正貨準備維

持に関する意見書（上申書）を提出した⁶。

後述するように、山本蔵相は緊縮財政、消極的正貨政策を掲げて、金本位制の自動調節メカニズムのもとで兌換券収縮による物価引下、ならびに一次生産的事業を含めた全般的緊縮方針を主張し、外債についても非募債の範囲内で応急処置として主張したが、これに対し、高橋日銀総裁は積極的正貨政策を掲げ、産業育成のため、鉄道などの政府の生産的事業には緊縮財政の枠内で対応しようとしたのであった。また、政府の生産的事業資金を調達するには、民間経済を圧迫しない外債が最適であると考えていたのである。正貨危機という状況下にあつて、財政政策の選択幅が狭いながらも打ち出した、苦肉の策ともいふべきものであった⁷。このように、高橋の経済政策の基調は積極主義と一概に単純化できるようなものではなく、敢えていえば「管理された成長」を志向した人物だった⁸。

高橋日銀総裁はこの意見書の中で次のように述べている⁹。

正貨問題の根本的解決は、要するに「産業を盛大にして販路を海外に拡張するに因りて始めて之を達することを得」ることと可能となるとの認識に立ち、その前提として「我が国に於て最も欠乏を感ずるものは資本」である。「新進我が国の如きにありては欧州低利の資本を輸入して之が利用を図る」のが当然であるから、「今後尚暫く従来の方針を継続」して外資導入を図るべきであると述べて、大筋で大蔵省の見解を支持した。とはいうものの、外資導入はさらなる債務の増加となるので、「必ず之を産業の発達に利用し、其の結果に依りて此の負債の年賦済潰をなす」べきであるとし、国債整理基金への繰入れ金額も既定方針を堅持して減額してはならない。

また高橋は、前桂内閣のように利子負担の軽減を主眼にして、金融経済情勢の如何にかかわらず市場実勢を無視し、低利借換による価格維持策を強行するようなことはせず、財政を確実にして国家の信用を高めて「常に発行国債は相当の価格を維持し、其の価格を以て市場に於ていつでも自由に売買せらるる状態にあらしむることに努め」るべきであるとし、大蔵省側のこれまでの財政政策に反省を促したのであった。既往の国債利子負担の軽減を第一義とするの国債政策ではなく、本来は、国債を募集するのに便利な状況を造出するという観点に最も重きをおいて国債政策を決めるべきである、と提言した。

そのためには、「所謂今日の計の爲め外資の輸入を図るにつきて我の信用の基礎をなすものは、国家財政の根本的信用」にあるので、「財政の根本的信用を厚くするに力を致すは今日の急務」であるとし、「国費の負担をして民力に相当せしむ」るとともに、「財政の組織運用を直截明白にして一点の疑問を容るるの余地なからしむる」ことが必要である。まず、明治45年度予算方針の決定に当たっては、歳出の膨張を避けることに努め、絶対に増税しないように進言した。

では、高橋は、金融政策についてどのような見解を持っていたのであろうか。日露戦後

の日本は極めて特殊な金融構造に下に置かれていた。在外正貨には日銀保有と政府保有とがあり、さらに日銀保有在外正貨は、兌換券発行準備正貨と準備外正貨に区別される。すなわち、在外正貨のうち兌換券発行準備に充当されるのは一部分にすぎず、在外正貨の増減と兌換券の増減とは直接に連動していなかった。日本の金本位制では、この兌換準備に充当されていない在外正貨（政府保有正貨および日銀準備外正貨）と保証準備発行制度が、対外均衡が国内に及ぼす影響を和らげる緩衝器の役割を果たした。つまり、通貨の発行量は、金の輸出入（在正貨の増減）にではなく、むしろ在外正貨の増減に対応することになり、しかも在外正貨の増減は、貿易ないし経常収支状況に対応するよりも外債の成否にかかっていた。こうした仕組みの中で、日銀は、「金本位制のゲームのルール」に拘束されずに、独自に金融政策を遂行する余地を持ったのである¹⁰。

高橋もこの仕組みを巧みに利用して、外債発行に伴う正貨の流出入と経済自然の作用によるそれとは当分の間、「今成るべく之を区別して」、あくまでも産業育成のための資金需要とのバランスを勘案して、公定歩合の変更を決定する方針を採用した¹¹。

しかしながら、日露戦後は慢性的な赤字に加えて、債務の元利支払いに追われて、「公債の利払いをする金もたらず、やむを得ぬから借金をするためにまた借金をする」状況となり¹²、1913年には、新規の外債発行が困難になるまで外債が累積して、この仕組みは行き詰りを見せた¹³。明治44（1911）年頃から、当局者の間では、政府・民間の外債による在外正貨の拡充の是非をめぐって、激しい議論が展開されることとなったのである。

	△は 入超	貿易収支 (千円)	外債利子支払額(千円)			正貨所有高(百万円)					
			国債	地方局	計	合計	うち在外	政府保有	日銀所有		
									在外準備	在正準備	その他共計
1901	△	3,467	3,905	15	3,920	—	—	—	0	71	—
1902	△	13,428	3,897	42	3,939	—	—	—	0	109	—
1903	△	27,633	3,903	162	4,065	139	19	6	0	117	133
1904	△	52,100	6,832	254	7,086	97	71	1	54	30	96
1905	△	167,004	41,336	258	41,594	479	442	363	79	37	116
1906		4,971	51,472	623	52,095	495	441	292	123	24	203
1907	△	62,054	61,943	1,143	63,086	445	401	237	124	37	208
1908	△	58,012	51,802	1,158	52,960	392	330	166	108	62	226
1909		18,914	51,759	2,947	54,706	446	329	144	102	116	302
1910	△	5,805	58,743	4,375	63,118	472	337	202	87	135	270
1911	△	66,372	62,634	4,372	67,006	364	231	113	98	131	251
1912	△	92,010	63,118	8,898	72,016	351	215	82	111	136	269
1913	△	96,971	65,452	8,926	74,378	376	246	91	94	130	286
1914	△	4,634	48,416	8,992	57,338	341	213	49	90	128	292

地方公共団体の外国債発行は、1899年の神戸市水道事業債に始まり、1902年横浜市水道事業債、大阪市築港公債と続き、1906年以降、東京・京都・大阪・名古屋の各市債が発行された、表中の地方債利子支払額は、長岡新吉『明治恐慌史序説』（1904年までは、長岡推計法の適用推計）である。
（三浦良一・原朗編『近現代日本経済史要覧』補訂版、東京大学出版会、2010年、94頁から引用。）

上述した大蔵省および日銀の調査結果を報告するため、明治44（1911）年8月1日、若

梶礼次郎大蔵次官は高橋日銀総裁を同伴して、元老山縣有朋を訪れた。正貨枯渇の危機に山縣も相当気が動転したようである。山縣は若槻から「明治四十八年ニ至レバ、我正貨ハ全ク消散シ尽クスベキコト」を聞くと、「予テ予想セラレアリタル所ト余程相違シタルモノノ如ク、思ノ外ニ困難ノ状態ナリトテ、是ニテハ何等ノ請求モ出来ヌトテ、大分心配」したという¹⁴。そこで山縣は、平時の財政を公債で賄うようなことでは将来の有事の際には差し支えると考え、若槻に非募債政策や減債基金の繰入れに非常に注意を払うよう、健全財政を奨励したのであった¹⁵。

ところが、高橋日銀総裁は大蔵省の緊縮財政に漸次歩調を共にするという姿勢を表向きは取りつつも、一方で桂内閣の遺策ともいえるべき国債償還策と正貨補充のための外債募集を踏襲・堅持するよう、元老の井上に予め含ませておくことに成功し、第二次西園寺内閣による財政方針の機先を制したのである。およそ1週間後の8月10日、再度、正貨事項に関する会議が開かれ、高橋日銀総裁のほか新たに水町袈裟六日銀副総裁も参加して、5月29日提出の正貨事項に関する会議案および上記の高橋「意見書」のほか、大蔵省と日本銀行とが協議作成した「国債利子仕払の為にする正貨の収支と自然の経済作用に依る正貨の出入とは之が取扱を区別」する具体的方策案について協議を行い、それらをほぼ全面的に原案どおり可決した¹⁶。その具体的方策案としては、

- (イ) 正貨準備に一定の平準点（たとえば2億円）を定め、正貨準備が上述のような「自然の経済作用」によりこの平準点を下回った時は、日本銀行は次第に公定歩合を引き上げて正貨準備の維持をはかる。
- (ロ) 正貨準備に一定の最低限度（たとえば1億8000万円）を定め、日本銀行が公定歩合を引き上げたにもかかわらず正貨準備が「自然の経済作用」によりこの最低限度を下回る場合は、「自然ならざる作用」により受け入れた正貨をもって最低限度まで徐々に補充する。「自然の経済作用」によって正貨準備が増加し、(イ)の平準点を上回るに至った時は、上記の補充正貨を順次準備外に組み戻す、というものだった。

もし公定歩合が引き上げられれば、「国債市価が比較的最も著しき影響を受けて今日以下に崩落す可き筈」と見られていたにも関わらず、明治44年9月27日に、日銀が実際に公定歩合の引き上げにあえて踏み切ったのは、大蔵省との決め打ちで、引き上げと同時に「其筋に於ては市場の情勢に依り減債基金を以て公債の買入銷却を為す事に内定」し、市場価格の急激な下落に対処するとの根回しがあったがためだった¹⁷。また、山本蔵相も就任早々、西園寺首相の仲介により、金利引上げの2日前の9月25日、原内相と松田を訪れ、日本銀行の金利引上げ実施に同意を取り付けていたのである¹⁸。

このように、「桂の遺策」である減債基金の現状維持と正貨維持のために、積極的正貨政策すなわち外資導入を場合によっては止むを得ずとしながらも、行財政整理について着手することが、大蔵省・日銀間で既に合意を得ていたのであった。同年10月5日には、元老井上馨の音頭により、先の高橋是清日銀総裁の調査書に基づき正貨準備の件について、西

園寺首相が主となり常盤屋にて晩餐会が開られた。井上は高橋、山本蔵相、原敬内相を前に、正貨の欠乏に関する憂慮を述べて「且つ其調査に係る書類をも示して山本に注意を促した」のである¹⁹。こうした元老の干渉により、山本が消極方針に踏み切ることが確實視されたが、原は「山本が余等と同心協力（積極的正貨政策一筆者）の方針なるや否や判然するを要する次第なれば、勸業問題と共に其瀬踏をなすべし」として、当面は松田とともに山本の様子を窺うこととなった²⁰。

1.2. 銀行界の財政意見書

山本蔵相は、勸銀の後任総裁問題、さらには鉄道予算や港湾改修補助費において積極財政方針の主張を枉げなかった原内相と鋭く対立するに至った。明治44年10月3日の閣議後、原は西園寺首相と山本蔵相と昼食を交えながら財政方針について議論した様子を次のように書き留めている。「山本は未だ財政を十分に飲込まずして普通財源と特別会計財源とを混同し居るものゝ如く、一切の新計画を止めて極めて消極の方針を取らんとするものゝ如くなりてに因り、生産的事業は大に力を盡さざるべからざる次第を述べて注意を促がせり、彼は何分にも新聞紙に云ふが如き単純なる議論に傾かんとするに似たり、他日具体的に財政を議するに當りては果たして如何なる態度に出んか憂慮すべき次第なり。海軍拡張案に就ては齊藤と直接内談して此問題の閣議の席に現はれざる様に処置する事必要なりと松田と共に注意せり」²¹。

実際に原の見立ては的中し、陸海軍をはじめとする閣僚たちも、山本蔵相の緊縮方針に反対の意を唱えた。西園寺は明治44年11月2日第一回予算閣議を開くと、大蔵省が提出した緊縮方針をもって提出した翌年度予算査定案を詮議し始めたが、陸海軍をはじめとする各省の新要求が出るなど紛糾し始めたのである。

ところで、海軍充実案が予算閣議に上ることを一番懸念していたのは他ならぬ、銀行業者であった。海軍充実費である約3億5千万が仮に10年の継続費事業としても、45年度以降毎年平均少なくとも3、4千万円の新歳出を計上しなければならない。そのために財源を公債に求めることもできず、増税も不可能であるため、行政整理も十分になされずに第二次桂内閣で増額した国債整理基金の一部を割いて、これに充てるほかなくなるような事態になれば、国債価格は下落し銀行業者は大きな損失となる。

そこで、銀行業者は第二次桂内閣成立の吉例にならぬ、井上を懲罰して海軍充実費を捻出するために西園寺内閣に行財政整理を行わせようと圧力をかけ始めた²²。まず、第一銀行の渋沢栄一、三井銀行の益田孝をはじめとする銀行業者は、緊縮財政を標榜する元老井上馨に対して働きかけた。内田山の井上の私邸にて、政府の財政政策に対して忠言を行ったのである²³。

井上他高橋是清らと財政経済に関する談話会を重ねた結果、11月14日、政府担当者に提出すべく談話会の合同意見書を作成することとなり、渋沢栄一、益田孝、水町袈裟六日銀

副総裁の3人が意見書を起草することとなり、水町袈裟六の起草した意見書により財政意見を渋沢が詳細陳述し²⁴、これに井上馨が二、三項目を加えた²⁵。

同意見書はこう述べる。日露戦後の国債総額26億円の過半は外債という現状にあり、利払に要する額は、年6000万円以上、このほか社債地方債で外資に頼るものは2億3000余万円で、同じく利払に要する額は、1200万余円に上るが、我国の経済発達はその負担増加に伴っていない。その上、連年の輸入超過に加え、国の政費増加は、国民の負担を加重し、産業の発達を阻害しているため、「外国ニ支払フベキ正貨ノ額ハ更ニ年々累積スルニ至リ、兌換制度ノ基礎ヲ破壊シ、国家ノ経済ヲ紊乱シ、遂ニ收拾スベカラザルノ勢ヲ来タスベキナリ」、と。そこで、「今財政ヲ整理シ経済ノ発達ヲ期スル所以ニ於テ、最モ急務ナリト信ズル所ノ事項」として、同意見書は以下7項目を上げた。(傍点は筆者)

- 第一、国内外の信用を失わないため、また「他日復己ムヲ得ザル事故アルニ鑑ミ、募債ノ余地アラシムルガ為メニ極メテ重要」として、前内閣で明治42年度予算と共に決定した、国債の既定償還計画を維持すること、
- 第二、行政整理を行い政費を節約すること、
- 第三、大博覧会の開設および議院新築等を延期すること、
- 第四、負担偏重を矯正する税制整理を行うこと、
- 第五、正貨準備を維持するため、輸出する物品の生産事業に必要な資金のために外資を輸入するのは良いが、外資によって正貨を補充するのは外国に対する正貨の仕払を年々増加するだけなので避けるべきこと、
- 第六、産業を振興し、輸出貿易を増加すると同時に輸入品に代わるべき国産品を内地で生産して「国際貸借ノ権衡ヲ回復スルコト」、
- 第七、煙草専売、鉄道幹線など公益上やむを得ないものを除き、民業を圧迫する官業経営を削減すること、

そして、同意見書の最後は、「今ヤ来年度予算編成ノ時期ニ臨メリ。之ガ実行ヲナスハ必ズ此際ニ於テ之ヲ決定セザルベカラズ」と締めくくられていた²⁶。

この水町・渋沢・益田ら銀行界の意見書の、第一と第五の意見は、内容的には先に見た高橋日銀総裁の意見書とほぼ同様のものであることが読み取れよう。

明治44年11月20日、井上は渋沢を伴い、同意見書をもって西園寺首相と山本蔵相のもとを訪れ、「先ず織物税、通行税、塩専売の如き悪税を始め、諸般の税制を整理し、次で行政整理を断行し、其余剰の一部を以て歳入の新規経費に充て、国債の整理に就ては前内閣の方針を継続」するよう忠告した。さらに、桂内閣の計画した鉄道広軌改築の延期、陸海軍の拡張、鉄道の延長、港湾の改修、大博覧会開設など、「政府又は政友会の公約的事業たと否と問はず、断然之を延期して四十五年度予算を編成せられんことを切望す」る、と述べた²⁷。

このように、渋沢栄一（第一銀行）、豊川良平（三菱銀行）ら銀行家等は、元老井上を介して山本蔵相と原敬、高橋日銀総裁と緊縮財政方針で意思疎通を図らせつつも、裏面においては、正貨危機を理由に、銀行業者に極めて好都合な減債基金の維持と外債募集という、「桂の遺策」である積極的正貨政策については、これを踏襲させるつもりであった。かつて信夫清三郎が、そもそも「山本を蔵相に迎え入れたのは、財政に対する銀行資本の優位を公然とみとめつつ銀行資本の意思にしたがって財政を運用しようとしたもの」であったと分析しているが²⁸、そのことを窺わせるような記述が『原敬日記』にある。豊川良平は、西園寺内閣発足直後からの山本蔵相と原内相の間の、日本勸業銀行正副総裁の後任人事と財政方針をめぐる確執に割って入り、高橋日銀総裁を交えて仲裁を図っていた。明治 44（1911）年 10 月 14 日、原のもとを訪れた豊川は、その時「内閣の鞏固且つ永続を望むの趣旨より山本と余（原一筆者）の間の融和せざる様なるは甚だ心配なり」、と原に忠告している。しかし、この豊川の発言が山本を操縦しようとする三菱側の意向であると見た原は、「山本は実業家より出たるも入閣後は実業家の代表者には非らざる筈なり」と豊川を牽制した²⁹。原の見立て通り、おそらく豊川には三菱系の山本達雄に渡りをつけて、銀行界の意向通りの財政金融策、つまり「桂の遺策」を踏襲させようとの思惑が働いていたのだろう。そもそも山本は、豊川が発掘した三菱系の逸材であり、かつて豊川が校長をつとめた三菱商業学校に学び、釜山の郵船会社支社勤務後に、豊川に見いだされて彼の推薦によって川田小一郎総裁時代に日本銀行に入行した人物でもあった³⁰。山本の元日銀総裁という銀行界における輝かしいキャリアは、豊川に負うところが大きかったのである。

ところで、銀行家の意見書を囲む議論の席には、もちろん原敬内相も同席していた³¹。井上としても、あくまでも積極財政を唱える急先鋒であった原をなんとか抑え込みたかったのであろう。「原内相は時々抗弁を試みたるも、到底理に於て（井上）候を屈服せしむること能はざるをみて遂に沈黙し」という³²。そして、西園寺は渋沢ら銀行界の意見書を受けた当日、早速、原に財政整理の覚書を作成させた。その内容は、「四十五年度に行政上の大改革をなし、その結果より得た余裕を以て、財政上の欠陥を補填し、又減税、生産的事業及び国防の資に供すべしとなし、其他大蔵大臣より列举して申出たる大博覧会、議院建築、国勢調査は延期し、電話第三期拡張及び港湾改修補助費は預金局の預金を流用して之に充つること、又鉄道資金は公債を募集することと内定し」、この覚書は西園寺から閣議に提出することに決定したのであった³³。

原の見立てでは、井上は政府が消極方針を採ることで野党の国民党に降参したという批判を避けるために、むしろ実業界の圧力によって当該方針を採用したと印象づけようとしていたという³⁴。実際、井上の懸念は的中し、消極的正貨政策、緊縮財政を主唱する国民党は、第二十八議会召集に先立ち、財政問題に対する意見書を発表して、わが党の多年の宿論をついに実施せざるを得なくなったと高らかに声明した³⁵。いずれしろ、こうした実業界の意向を汲んだ同意見書が、緊縮財政に大きく舵を切ろうとしていた山本蔵相にとっては得難い追い風となったのである。

1.3. 閣内の不調和

前述したように、第二次西園寺内閣が組閣されて間もなく、閣内では既に不協和音が生じていた。内閣における予算会議で大蔵省提出の緊縮財政方針を示した予算査定表を付議したものの、決定をみなかった。海軍充実費の拡充を目論む齊藤實海相、ならびに山本権兵衛ら薩閥と、薩閥と党略上から提携する原敬内相等が掲げる積極財政と、長閥の元老井上馨や渋沢栄一等銀行業者が掲げる緊縮財政との間で、対立が起きたのである³⁶。特に山本蔵相が原敬内相の積極財政方針に対して強い抵抗を示していた。

銀行家等からの意見書を受け取った翌 11 月 21 日、西園寺から原に財政整理の覚書が提出されたものの、例年通りに、各省とも大蔵省の査定に同意できないとして突っぱねて、予算の復活を求めて再調査を要請した。3 日後の 11 月 24 日、明治 45 年度予算最後の閣議が首相官邸で開かれると、山本蔵相は海軍大臣齊藤實の再提出した充実費も撥ねつけたものの、各省より求めた復活案には逋信省の歳入を遣り繰りして応じた。ところが、西園寺は先の覚書に反して、原内相に港湾修築補助費の削除に応じるよう求めた。原はやむなく、海軍の予算を決定するなら港湾修築補助費を諦めてもよいと述べ、結局、45 年度には港湾修築補助費については、何ら費用を計上しないことに決定し、電話第三期拡張と港湾修築補助費は 46 年度より実施する見込みとし、産業発達に必要な費用も排斥して、海軍拡張の予算案を優先した。そこで西園寺は、とりあえず緊縮方針によって来年度予算を編成し、諸般の制度を整理して冗費を節約して剰じた財源を以って、46 年度より海軍の充実計画に着手することを提案した。この西園寺の提案を受けて齋藤海軍大臣もようやく了解するにいたり、45 年度予算が編成されるに至った。原としては閣内の調和を維持するために、この西園寺による予算調整を表面的に容認せざるを得なかったが、内心は全く意に反したものであった。原は西園寺に対して、「海軍問題と関連せしめて其主張を放棄したれども実は迷惑至極なり、今や政府は所謂消極方針に變じ官僚派並に実業家は賛成の様子なるも、此賛成は何時まで継続すると思はるゝか」と問い質すと共に、第一次西園寺内閣では増税を決定した後に総辞職して、第二次桂内閣を利する形になった経緯を踏まえて、「行政改革をなして相当の財源を作りて忽ち内閣を去り後継内閣をして其恵に欲せしむるが如きは神は公平を称揚するならんも政事家としては之より愚かなることなかるべし」と諫めた³⁷。原自身にとって消極か積極かという財政政策上の相違は、国家運営の観点からというより、党略上の問題として捉えられていたのである。

さらに、原が内相辞意を決意するまでに至ったのは、党略上極めて重要であった鉄道予算に対する山本蔵相の反応であった。つまり、大蔵省において公債により 4000 万を調達し、その外は鉄道益金を使用することは内諾されていたが、それは 45 年度予算に限るというもので、次年度以降は内諾外として、特別会計においても一切公債を増加しない消極方針が貫かれたのである³⁸。しかし、原は松田から内相を留任するよう説得されたこともあり、

西園寺に明治 47 年度以降、新線敷設並びに改良には公債額の増加が必要であることを強く要請するも、結局は妥協せざるを得なかった³⁹。ここに、海軍充実費の拡充を目論む齋藤實海相、及び山本権兵衛ら薩閥と党略上から提携する原敬内相等が掲げる積極路線の素地ができ、長閥の元老井上馨や渋沢栄一等銀行業者が掲げる緊縮路線との間で、対立が先鋭化していくことになったのである⁴⁰。

2. 山本蔵相の緊縮方針の行方

2.1. 第二十八議会における予算審議

帝国議会では山本蔵相の緊縮方針について実際どのような議論がなされたのであろうか。山本蔵相は第二十八回帝国議会における所信表明演説で、昨今の貿易入超による正貨流出に対して懸念を示し、「今後ニ於キマシテハ、益々生産ノ振興ヲ図リ輸出貿易ノ進捗ヲ図ツテ、以テ我国力ノ充実ニ資スルノ最モ急務ナルコトヲ切ニ考ヘル次第デゴザイマス、之ヲ要シマスルニ、此四十五年度ノ予算ハ、歳入歳出ノ均衡ヲ保チ、一般経済トノ調和ヲ図ツテ、而シテ我財政ノ基礎ヲシテ、一層鞏固ナラシムル目的ヲ以テ立テタノデゴザイマス、而シテ此方針ナルモノハ、我財政ノ信用ヲ厚クシテ、而シテ他日国力発展ノ基ヲ為スモノト私ハ深く信ジテ疑ハヌノデゴザイマス」と述べた。

しかし、この山本の演説に対して、国民党改革派所属の片岡直温（三菱系土佐派）は、先の在外正貨の問題点と関連して大蔵省証券について取り上げ、山本蔵相の財政方針演説を批判した。片岡はまず、本年度予算は緊縮方針を採ったというも、「従来八千万円ヲ限度ト致シタモノヲ、此ノ際一億円マデニ増加ヲ要スル」理由は何かと質した。金融界における大蔵省証券の消化力は 5000 万円以上ないにも関わらず、現に日本銀行は未だかつてない程、兌換券を発行して通貨を膨張させており、日銀が抱える大蔵省証券はすでに 5500 万円にも上っている。これ以上、保証準備発行を増加するのは実に危険極まると批判したのである。

この片岡の質問に対して山本蔵相は、一般経済社会を圧迫する恐れがあるものの、実情をいえば従来特別資金若しくは余剰金が多く有ったが、漸次これが減少してきた結果、当面は止むを得ず証券発行額を増加し財政計画を円満にする外ない、と苦しい弁明にとどまった⁴¹。

さらに、広島商業会議所会頭で衆議院議員に当選した早速整爾から、物価騰貴、通貨の膨張、在外正貨の存廃に質問が及ぶと、山本蔵相は、「先刻片岡君カラノ質問ニ依リマシテモ、此財政ノ計画ニ依ツテ、財界ヲ大ニ圧迫シテ居ルト云フコトデアリマシタガ、如何ニモサウデアロウト思ヒマス」と述べ、「成タケ政府ノ経費ヲ省キ、又歳出ノ膨張ヲ来ス如キモノハ、成ルタケ慎ンデ、サウシテ此日本銀行デ以テ金ヲ借ルトカ、或ハ債権ヲ出シテ市場ニソレヲ求メルト云フヤウナコトハ出来ルダケ謹ンデ行キタイト云フ精神デヤツテ居ル」と答弁した。

そして、ついに、山本蔵相は在外正貨のうち日本銀行の兌換準備になっているもの2億2千有余圓を含めて、桂内閣時代には非公表となっていた政府・日銀の保有する正貨の総額がおよそ3億7000万円まで減少していることを明らかにし、油断を要さない状況であるとの見解を示した⁴²。

この片岡から提示された大蔵省証券の問題については、予算委員会でさらに追及がなされた。戊申倶楽部から中央倶楽部に合流した加治壽衛吉（広島商業会議所会頭、香川県丸亀市選出）からも、明治45年1月25日の予算委員会第三回において、山本蔵相について次のような質問がなされた⁴³。

元来この大蔵省証券は明治十七年の布告第二十四號に基づいて発行するもの、つまり一般会計に於ける歳出入の均衡を得られない場合に一時的発行するものと、それから明治三十八年法律第十七號に於ける煙草専売局及製鉄所の運轉資本を補足するために発行するもの、あとは四十二年ノ法律第六號ノ鉄道會計法第十二條に基づいての鉄道敷設資金に充當すべきもの、これら三つに分れているが、煙草専売局製鉄所のために発行する大蔵省証券については現に法律に於いて制限額を決めているが、この第一の明治十七年布告第二十四號に依って、即ち収入不足の場合に発行する大蔵省証券は制限額がない。これは収入不足の場合に、一時支払いが嵩んだ場合に、それに充當する額に依って決定されるといった法律の精神があると考えられる⁴⁴。ところがこの収入不足の額は年々減少しているにも拘らず、証券の発行額はこれに反比例をしている。収入不足額が3000万以内であるにも拘らず、この二十四號に基づくとところの証券発行高は、殆ど6500万円の巨額に達している。そして、この大蔵省証券の増発が通貨の膨張を招来し、財界に於ける弊害を来しているのである。このように収入不足額より大幅に超過して証券を発行することは、一時の遣り繰りはしばらくおくとしても、法律の精神に違背するのではなからうか。

さらに続けて加治の質問は、銀行団の最大の関心事である近年の公債価格の下落に及んだ。公債価格の高低は、「實ニ國家ノ信用ノ厚薄ヲトフ問題」であり、公債価格を高めるとするのは、すなわち「國ノ政治ノ信用ヲ高メル所以」になるため、看過すべき問題ではない。昨日の大蔵次官の答弁によれば、ロンドンの公債価格が下がったのは、悪しき風説がイギリスに伝播し、無学者がこれに雷同したためだと述べたが、原因は風説のみだけではない、西園寺内閣樹立後からずっと下がり続けている。この公債価格についてはいかなる方針によって価格を維持できると考えているのか。

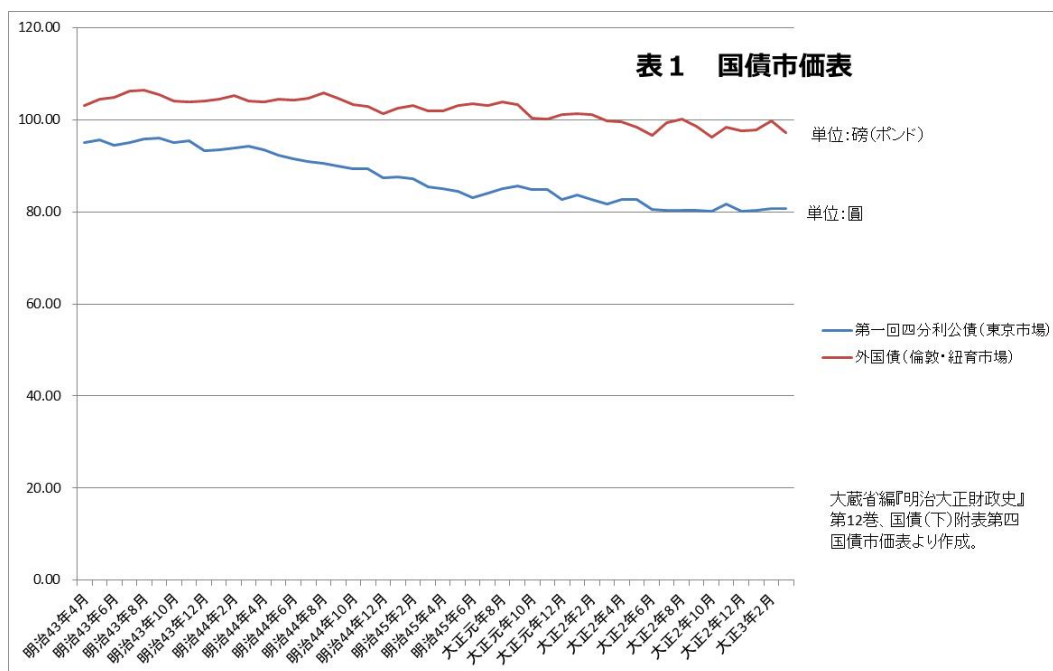
この加治の質問に対して、山本蔵相に代わり、政府委員で大蔵次官の橋本圭三郎が次のように答弁した⁴⁵。

これまで外債募集のうちの剰余金を一般会計に一億四千五百万円を繰り入れてきたが、

その剰余金も明治40年から、臨時軍事費に充てるなどして段々減ってきた。さらに、これまで同じく潤沢であった特別会計の資金が鉄道資金に使われた額が3700万円にも上り、貨幣整理資金の金もまた鉄道資金として五百万が融通された。また預金部の金も減少してきた。今迄はそれら特別会計の預金を歳入歳出の不足に充ててきたのだが、それも見込めない今となつては、一時の融通として大蔵省証券を殖やさなければならなくなったのである。その内訳を簡単に述べれば、明治45年4月に歳出入の差引額1247万1千円が歳入不足となり、明治46年2月には、歳入と歳出のバランスが特に崩れ、差引きした不足額は、3168万5千円となる予定である。その前にこれら不足額を累計すると、最大限9700万円になるという計算になるため、そこで1億円分の大蔵省証券を発行することにしたのである。また公債価格の下落については、何も日本内地の事情によって、すぐにロンドンの市場に響くというものではない。その他各国の事情にも左右されるのである。マラッカ事件、伊土戦争、清国動乱によつても各国の公債価格は等しく下落している。日本の信用が悪くなったということは、今日少しも影響していないので、こうした理由によつて国債価格が下落しているのであろう。

しかしながら、山本蔵相の同議会における正貨額の発表が、公債価格の下落に少なからず影響を与えていたのは間違いない。ロンドン市場での発行条件は明治45(1912)年に入ると徐々に悪化し、リスク・プレミアムも拡大していたのである。同議会における山本の発言内容を伝えた英国の「エコノミスト」の社説は、先の予算委員会における片岡の指摘と同じく、政府保有の在外正貨をバッファとする内外均衡遮断の金融構造を強く批判した。すなわち、東京市債といった外債発行によつて在外正貨を補充するのではなく、緊縮財政によつて自然に正貨収支の均衡を図るべきであると述べていた⁴⁶。ロンドンの「エコノミスト」だけではない。「ニューヨーク・アメリカン」においても、東京市債の募集は正貨補充のためであるとして、日本の財政に対する信用が欠乏しつつあることを懸念する声が掲載された。さらに、米国の「ニューヨーク・イブニング・ジャーナル」に至つては、満州問題をめぐつて敵国に成りえる日本に資金を融通すべきではないとの意見が社説に掲載され、日露戦争の外債募集以来、高橋是清と交流のあつたクーン・ローブ社

(Kuhn, Loeb&Co,) 頭取のジャイコブ・シフ (Jacob H, Schiff) が東京市債の引受に応じたことを非難する一方で、一般市民には決して東京市債に放資しないよう懇諭していた。もちろん、これら海外の日本の国債に対する不信感や山本蔵相に対する緊縮を求める国際世論は、大蔵次官の橋本圭三郎の耳にも届いており、こうした世論への対応につき、政府当局も神経を尖らせていたのである⁴⁷。



前桂内閣では、外国資本家の信用を最も懸念するため、毎年利鞘において損失を招くとは知りつつ、減債基金の中止を断行することができず、政府は地方自治体の外債募集金を買入れ、または私設会社の外資輸入金を預け入れて、在外正貨を補充していた。その一方で、鉄道事業資金を融通するためには、やむを得ず日本銀行に紙幣を増発させて、これをもって大蔵省証券を増発する方法を採ってきたのであった⁴⁸。しかし、その結果は、輸入超過と物価騰貴の激成という、山本蔵相が当初掲げていた持論とは真逆のものとなっていた。このように西園寺内閣は實に二重三重のジレンマに陥っていた。もはや、鉄道事業を中止するか或いは繰り延べるかして、借金の根源を断つか、または減債基金を中止するか、同内閣は容易ならざる財政整理の選択を迫られていたのである。

話を予算委員会に戻す。この橋本大蔵次官の答弁に引き続き、桂系官僚と気脈を通じる、いわゆる三菱系土佐派の片岡直温は、加治壽衛吉を援護するかのように山本蔵相を追及した⁴⁹。

本会議の大蔵大臣の回答によれば、大蔵省証券の発行増額は民間経済界を多少圧迫することになるかもしれないが、やむを得ないということであるが、その点から言えば、一方に生産発達を促し、輸出を奨励して正貨を吸収しなければならない時に、なぜ民間の資金をなるべく少なくして、政府だけの需要に応じるということを行うのか、政策に矛盾しているのではないか。

この片岡の質問に対し、山本蔵相は、金をこれだけ借りるとか、あるいは大蔵省証券をこれだけ減らすとかいうのは、ただその財政の総体についての内訳の遣り繰りであって、

総体の上で減じていかなければ、経済上や金融上に及ぼす圧迫もそれだけ減少することができない。民間にこれら融通証券を吸収する力がないため、日本銀行に引き受けてもらうほかはないが、この日本銀行の金でもって財政計画に応じていくという従来の方針は、なるべく解消しなければならない、と答弁した⁵⁰。

つぎに片岡は、山本蔵相の通貨収縮についての見解について問い質し、経済界の調節を努めるためには、むしろ通貨の引締めが必要ではないかと考えるが、その必要をすでに感じているということであるならば、今日までどの程度の実行をしたのかを承りたいと詰問した。これに対する、山本蔵相の答弁はこうである⁵¹。

今日のように、物価が騰貴して輸入が増えて、そうして通貨が流出していくということは、即ち通貨が多いということを示している。そのため、通貨を縮小しなければならないが、収縮に際しては、実業社会に激変を起こさないよう注意を払いつつ、「利子ノ如キモノヲ以テ自然ニサウ云フモノヲ支配スル」こととした。9月に大蔵大臣に就任して以来、大蔵省証券の利子が一銭二厘であったものを一銭四厘に、日本銀行の利子も、「素ヨリ大蔵大臣ガ命令シテヤルモノデハアリマセヌ、唯條令ノ中デ認可権ヲ有シテ居リマスガ、其日本銀行ノ如キスラー一銭二厘カラ今日一銭四厘ニシマシテ、自然ニ此金ノ上ニ付テ少シク締ッタ方針ヲ採ッテ居ル」と述べ、大蔵省が日銀と共同歩調をとって通貨緊縮の方針を実施していることを示した。

この山本蔵相の答弁に対し、片岡は、経済学の普通原理としては別に異論はないが、「如何セン日本ノ國ニ於キマシテハ、金利ヲ上ゲタカラト云ッテ少シモ這入ッテ来ナイ」経済状態にある。というのも「今日兌換ノ伸縮ト云フコトハ、勢ヒ當局者ガ茲ニ取捨ヲ要スル状態ニナッテ居ル」からで、政府保有の在外正貨や日銀保有の正貨準備によって人為的に正貨を補充しているため、利子を上げたとしても、実質的に緊縮の方策を採ったことにはならないのではないか、と山本蔵相の現状認識を問い質した。

この片岡の質問に対して、山本蔵相は、現在の流通する兌換券は、自然の貿易の結果できたわけではない。御承知のように外債を募ってできたもので、ただあるだけ総ての金に対して発行しては、緩慢となりすぎていろいろな影響がでるため、一部は正貨準備に入れず在外正貨に預けておいて、貿易の消長によって金が少なくなることで利子が高くなるなど様々な変化が起きた場合に、その中から正貨準備にいくらか組み入れて調整を計るために余儀なくやっているのである、と開き直った⁵²。

片岡の質問は最後に金利問題へと及んだ。今日の経済状態として金利の引上げは経済振興策になると信じているのか、その他の経済振興としてはどのような方策を考えているのか、大蔵大臣は外資輸入に反対の意見を持っていると聞いているが、先日以来からの答弁

に依ると、必ずこれを拒絶する趣意でないように聞こえたが、ここで一つ確かめて置きたいとして、山本蔵相に回答を迫った。

この質問に対し、山本蔵相は「外債ハ私ハ大変嫌ヒデス、一體金ヲ借ルコトハ嫌ヒデゴザイマスケレドモ、ソレモ事情已ムヲ得ナケレバ、是ハ借リナケレバナラヌト思ヒマス」と述べ、金利については、「ソレモ余儀ナキトキニハ上ゲマセヌト、金利ヲ安クシテ置イテ、ソレデ物価ヲ騰貴サセテソウシテ輸入超過ヲセシメ金ヲ流出シテ総テノ商品ノ原価ガ高クナッテ行クト云フコトモ、餘リ私ハコノミマセヌ、場合ニ依リテハ却テ緊縮ヲシテ、サウシテ置イテ利子ガ高クナッテ人ガ働イテ、遂ニハ輸出ガ超過スルト云フコトガ、自然ノ勢デ来ルコトデアラウト思ヒマス、必ズシモ金利ガ安イノガ振興策デアル、金利ガ高イカラ振興策ニ反スルトハ心得テ居リマセヌ、今日ノ状態ハドウモ餘リ金利ヲ緩メテ通貨ヲ膨張サセテ、而シテ物価ガ騰貴シテ、生活費ヲ高クスル、原価ヲ高クシテ而シテ品物ヲ高ク売ラウト云フコトハ餘程ムヅカシイ、或ハ通貨ヲ緊縮シテ利子ガ高クナリ、物ノ原価ガ安クナレバ仕舞ニハ外国ニ出テ行クト云フコトモアルノデアリマス」と述べ、飽く迄も消極的正貨政策を採る決意の程を示した⁵³。

そして、この経済振興策として公定歩合を上げるべきかどうかについて、高橋日銀総裁と山本蔵相の意見の対立を生むことになっていったのである。

2.2. 消極的正貨政策をめぐる銀行界と山本蔵相

2.2.1. 高橋日銀総裁と山本蔵相の確執

片岡直温（桂系官僚との合同を模索する三菱系土佐派）の帝国議会における質疑からは、山本蔵相が通貨収縮、金利引上、外債非募集の方針であったことがはっきりと窺える。山本蔵相は就任以来、物価と通貨との関係は密接であると確信し、物価騰貴の割合が欧米に比べて特に大きくなっているのは、外債で正貨を補充し、これに対して兌換券を増発したる結果に外ならないとして、この救治策として漸次金利を引き締めて通貨の収縮を計るほかなく、在外兌換準備が減少するに至るも従来のように急激なる補充手段に頼ることなく、寧ろこれを自然に放任し制度整理の実行と相まって財界を常道に復帰させようとした。それまでの間、当面大蔵省証券の利子を引上げて、財政の遣り繰りを行わざるを得なかったのである。

ところが、日本銀行当局はこの山本蔵相のこうした引締め方針に対して、貿易逆調によって正貨が欠乏し、兌換制度の維持が危険になりつつあると想定される状況においても、通貨収縮に関しあえて措置を施す意志もないかのような態度を示した。明治44年8月に大蔵省証券の利子が日歩1銭6厘まで引上られた際に、これと歩調を共にせず、大蔵省に対し公然挑戦を布告したるが如き態度に出たのである⁵⁴。また帝国議会における桂系議員による山本蔵相の緊縮財政政策に対する批判に加勢するかのごとく、明治45年2月26日の銀行倶楽部において、高橋日銀総裁の通貨論なる演説がなされた。高橋日銀総裁は、ラブリ

ン(Laughlin, James Laurence, 1850-1933.)の貨幣数量説批判を根拠に積極的正貨主義を展開し⁵⁵、「近來の物価騰貴をもって兌換券膨張の為なりといふものあれど、其は甚だしき誤謬なり。曾て七十年前には斯かる誤論も傳へられたれども、近來の学者は之を信ぜず。近來の物価騰貴は一に需要の増加に基く。兌換券の膨張は全然無関係なり」とする、当時としては極めて大胆な意見を發表して、山本蔵相を牽制したのである⁵⁶。

高橋日銀総裁がこうした発言に至ったのは、經濟振興策として、金利を上げるべきか下げるべきかという問題に対して、山本蔵相とは決定的に異なる金融政策上の持論があったからである。前述した予算委員会における発言に見たとおり、山本蔵相は、「金利ヲ緩メテ通貨ヲ膨張サセテ、而シテ物価ガ騰貴シテ、生活費ヲ高クスル、原価ヲ高クシテ而シテ品物ヲ高ク売ラウト云フコトハ餘程ムヅカシイ、或ハ通貨ヲ緊縮シテ利子ガ高クナリ、物ノ原価ガ安クナレバ仕舞ニハ外国ニ出テ行クト云フコトモアル」と考えていた。これに対して、高橋は、經濟振興策としての金利引き上げを次のようにとらえていた。

「金利を引き上げて通貨が縮小すれば品物が廉くなる、品物が廉くなれば物が出るといふ単純な譯には行かない」、なぜなら、輸出貿易が比較的不振であるのは物が高いから出ないからというよりも、むしろ粗製濫造品が多いから他国と比べて競争力がないことが原因であるからだ。このような輸出品を造っているのは、地方の身代が傾いた人たちである。「一厘金利が上げれば此人達にどれだけの苦痛を與へるか知れない、又製糸家などは何が一番苦痛で有るかと云へば、金利が一番苦痛で有るといふ、してみると此金利といふものは自然の趨勢に従ふ外か容易に動かすことの出来ないといふことを心得て居らねばならぬ」のである。また金利が上げれば人が金を使わなくなるというが、確かに金利は資本金を運用するには響くが、豊作で米を高く売って金を得た百姓が、金利が高くなったからといって物を買うことを止めるわけには行かないのである⁵⁷。

奇しくも、こうした高橋是清日銀総裁の山本達蔵相の金融政策に異議を唱える姿勢が、原内相が主張する外債主義、つまり積極的正貨政策への追い風となり、閣内分裂により拍車をかけることとなった⁵⁸。

大阪朝日新聞の經濟記者である本多精一は、この高橋日銀総裁と山本蔵相の閣内分裂について、いま一步進め、政治的な背景から興味深い分析をしている⁵⁹。

山本蔵相が、外債募集を離れて財政を緊縮し、通貨を緊縮し、併せて經濟界を緊縮することで、財政經濟を自立独行の状態に復帰しようとする緊縮主義者であるのに対し、高橋総裁は外債募集により、金融市場を緩和し、兌換制度の崩壊を免れようとする積極主義者である。また、高橋日銀総裁は、俗流銀行家の輿望を代表している。つまり桂内閣の公債償還に随喜し、四分利借換に奔走した銀行家は、公債価格の維持の観点から、高橋日銀総裁と共に金利の引上げを歓迎せず、内公債及び融通証券の發行を悦ばないが、機会があれば

ば生産的公債の名の下に低利な外債を募集し、内国市場の資金を充実して産業を助長し、輸出を奨励し、これによって財政経済の破滅、兌換制度の維持を図ろうとする考えである。だからこそ、山本蔵相の方針は、銀行者の興望に背馳するものであり、今日官僚政治家の一派の操縦も手伝って、銀行家の中に、山本蔵相を非難する声が上がっているのである。彼ら銀行団は、財政の不整理を認めつつも、尚国債償還に五千万円を求め国庫の窮乏を知りつつも金融の緩慢を望み、兌換制度の危機を目撃しつつも、尚外債募集の望みを絶つことができない。唯公債の下落を恐れ有価証券の下落を憂う「有価証券の現物商」である。桂内閣時に官選にて日銀総裁に就任した高橋が、こうした銀行家の意見に耳を傾けつつ、官僚系と目される次期後継内閣までその地位を保つためには、前内閣の面々から露骨に批難されている山本蔵相を対して、極力援助することはリスクがある。かといって、職掌上の義理立てもある。その他に元老の井上の意向も斟酌しなければならない苦しい立場にあったがためにとった態度だというのである。

この本多の分析もあながち穿った見方とは言えないかもしれない。山本蔵相と銀行界との間に横たわる意見の対立は、予算委員会における片岡直温と同様に、通貨、金利及び外債の三つであったが、銀行家の意図と山本蔵相の方針とは背馳していた。つまり、山本蔵相が通貨収縮、金利引上、外債非募債の大方針を示したものの、銀行界・官僚派の意中はその真逆であり、高橋日銀総裁の通貨論をあたかも金科玉条として、条件付きの外債募集、ならびに金融の緩慢を希求していたのである⁶⁰。

2.2.2. 銀行界の圧力政治

では、山本蔵相の消極的正貨政策に銀行界はどのように対峙したのか。明治43年10月24日、桂内閣で四分利公債引受に応じたシンジケート銀行団（以下、シ団）の代表者たちは、東京銀行集会所における協議を行った。この結果、シ団は今後も継続して政府の公債償還借換の引受けのみならず、確実なる社債を引受け、また清国において必要有る時は共同出資をなす等、日本銀行を中心として金融界の円滑を図る機関とすることを確認した⁶¹。第二次桂内閣以来、シ団は大蔵省を補翼する「帝国財政の中樞機関」として、より重要な政治的位置を占めるに至った。国家財政に対する銀行資本勢力の増大という単純な対立関係の裡に求められるべきでは無いが、国家財政が国民経済の推進的要因として構造的な重要性を確保しつつも、国債引受シンジケートの誕生という、特に銀行資本の財政に対するかかる貢献が促進的なモメントともなり、国民経済全般に対する銀行の指導的地位が確立され、これを背景として産業資本に対する銀行資本の広汎な支配的關係が展開されるようになった⁶²。鉄道業を含む一般の産業資金調達は、明治30～大正2年の平均で銀行貸出し57.5%、株式32.4%、社債6.5%であり、こうした銀行資本の産業資本に対する提供資金の割合からも両者の関係性を看取できよう⁶³。

そして、銀行家たちが意見交換の場として集う手形交換所連合大会は、第二次桂内閣以来、「政府の予算確定の際は特に連合会を開き財政方針を聴取する」ことが慣例となり⁶⁴、彼ら銀行界が希望するところの財政経済策を政府閣僚に対して進言する、いわば非公式な政治的チャンネルとして機能していたのである⁶⁵。金融業者はあらゆる事業に関係をもち、この金融業者に吹き込めば甲から乙に伝え、乙から丙に伝えることができるため、政府当局は、実業界全体への指示通達的手段として全国交換所連合大会を積極的に利用した。その一方で、金融業者にとってもまた、自らの意見を政府に建議できる官民調和の場として有効であった⁶⁶。

明治45年3月12日に開催された、手形交換所聯合大会及懇親会もまた、そうした機会場の場として例外ではなかった。この懇親会では政府当局者からは西園寺首相、山本蔵相、高橋是清日銀総裁が、銀行家側からは、渋沢栄一、豊川良平（前東京交換所委員長）、池田謙三（現東京交換所委員長）、小山健三（大阪交換所委員長）等による演説がなされた。なかでも同会で注目すべきは、高橋日銀総裁と豊川良平による、山本蔵相に財政経済策に対する手厳しい批判演説であった。

まず高橋日銀総裁は、山本蔵相が現状通貨膨張にあるとの認識とは正反対に、金融は一昨年の明治43年において緩慢の域に達したものの、昨年の明治44年からは段々と緊縮の方向に向かい、本年もまたその趨勢を保っていると述べ、さらに日露戦後以来昨年末に至るまでに成立した諸会社の事業が、追々実際に着手されるようになれば、資金需要は増し相当金融市場を緊縮するのは当然であるとの見通しを述べた。そして、巨額の外債利払の責任を有する我国は、国家の利害を考えて「勢輸出を増して輸入を減じ勝を貿易市場に制する」外なく、「輸出の超過を致し国富増進の基となるべき事業を選ぶことが肝腎」である、と主張した⁶⁷。

そして、豊川良平は、渋沢栄一と高橋日銀総裁の不満を忖度するかのよう、次のように述べたのである。

西園寺首相と山本蔵相以下、大蔵官僚の直轄の下に密室で進められている臨時制度整理局に対して、「お役人様が皆寄つて研究して居るといふことで有るが、其信玄袋の中へ此手形交換所の関係者、日本銀行総裁其他のお方も、幾分か心に有ることを申し上げて宜いもので有ろうか、黙つて居つて宜いもので有ろうか、新聞で拝聴して居ただけで宜いもので有ろうか、忌憚なく思ふことが有れば、満場の諸君を代表して総理大臣と山本大蔵大臣に言へと云へば、渋沢さんは御自身が信玄袋の中へ頭を突込んでなかなか仰しやると思ひます」と述べ、政府が銀行家の財政金融策に少しも耳を傾けようとしない状況について不満をぶつけた。

続けて豊川は言う。「高橋さんは露骨には申さぬが、内地品ばかりに力を入れてはいかぬ、或は電燈、或は遊覧の電車又は経便鉄道、其他装飾品、贅沢品といふやうなものに餘り力を入れないで、輸出向の事業に力を入れたい、斯ういふ希望と私は解釈した」、「要

するに高橋君のお説は製造工業、化学とか理学とかいふことの仕事をやろうといふので、ちょっと帝国座が立派に出来て、役者も一緒になつて儲かる、大きな建物で家賃が取れて宜いといふのではいかぬぞといふ意味では無いかと思ひます」と述べ、政府が政友会の党略と密接に関係している電燈や鉄道事業といったインフラ整備にしか目もくれない様を揶揄し、高橋の正貨吸収策として重化学工業を成長させるべきとの意見を支持した。さらに、大阪で事業熱が旺盛となっている紡績事業は、有望な輸出産業であるにもかかわらず、今日のような、一銭七八厘か一銭五六厘では、事業計画を行うのにも不都合であり、金融引き締めが続けば、二年三年後には反動不況が到来し、せつかくの事業意欲が萎えてしまう。さらに革命後の中国で一番不足しているのが金融機関であり、もし同地に金融機関が出来ない場合には商品も売れない。それまで見越して中国を考えなければ、大いに計画を間違ふ。つまり、豊川は「内地の金利が上り支那に於ては売れないといふと、こちらに恐慌が起りはせぬかといふ疑が起る」との懸念を示し、山本の金融引締め策を批判したのであった。次に、豊川は物価騰貴の影響へと話を進めた。

昨今の物価騰貴によって一番の影響を受けているのは大阪・東京・神戸・門司といった都会であり、紡績会社の工女の賃金が上昇しており、昨年の輸入超過は3000万円だったのに対し、今年はずでに70日間で4000万円を超えた。その原因は、「米が高い、税が高い、又一方には通貨が多くはないかと斯ういふ疑もある、学者も色々の説を唱へるが、之も一つ考へねばならぬ話で有る、此の手形交換所の立場としては余程研究せねばならぬ問題」であると述べ、山本蔵相と高橋日銀総裁の通貨論をめぐる意見対立の仲裁を図った。最後に、豊川は山本の予想をはるかにしのぐ速度で、今年度、輸入超過によって正貨が流出していることを指摘し、さらに加えて米の高値と東鉄の公債償還6500万円によって、正貨が枯渇しつつあるとの感想を示した。しかし、その一方で、6500万円にも上る、東京市の外債募集による借入金によって銀行屋を利用して交換所に出回るため、手形交換所は大いに発展するであろう、と述べて外資導入を概ね積極的に評価したのであった⁶⁸。

つまり、桂系官僚派につらなる豊川は、物価騰貴＝通貨論については慎重な態度を保持しつつも、高橋日銀総裁と同じく、低金利、外債募集による正貨補充については意見を共にし、山本蔵相の消極的正貨政策について警鐘を鳴らしたのである。

このように、銀行界は山本蔵相の財政経済策に対して圧力をかけたものの、山本蔵相は彼らの意見を異に介さず、ついには、この晩餐会閉会後にシ団の各代表者は大蔵省との協議を経て、シンジケートの存廃問題に就いて凝議をするに至った。この結果、四分利公債の借換も一段落を告げた今日、更に存続の必要なしと判断し、契約期限の満了を契機として、ひとまずシ団の解散を決定すると、翌13日、山本蔵相はシ団の各代表者を官邸に招待して慰労の宴を催したのである⁶⁹。山本は当面募債を行うつもりがないことを、シンジケート団の解散という形で示したのであった。

ところが、シ団は全く廃止されたというわけではなく、事実上国債公募の一定型として存続することとなった。国債の公募が決定すると大蔵省は先ず日本銀行と協議して発行条件を定めた上、一定の日時にシンジケート銀行代表者を招致してこれを内示し、その諒解を求めて各行の応募予約額を決定し、更に発行総額中に予約のなかつた部分については日本銀行の取引先である他の銀行に予約を勧誘するという慣行の下に、銀行資本は恒常的に公債政策それ自体に対して発言権を獲得するに至った⁷⁰。その後も国債価格の維持については銀行界が一致団結して政府にあたった。桂内閣時代から、シ団らが背負い込んだ四分利附公債の市価は、第二次西園寺内閣になってからも大幅に下落する傾向にあり、彼らの危機感は頂点に達し、公債価格を維持する観点から、「桂の遺策」であった減債基金の維持に躍起となった。

明治45年4月16日、大阪にて第14回関西銀行大会が開催されるにあたり、座長を務める三十四銀行頭取小山健三は梶原仲治日銀支店長を介して、山本蔵相と高橋日銀総裁の来阪を要請し、何ら政治的議論に渉る集会ではないことを約束して山本蔵相を誘致した。さらに、小山は大阪同業者とも協議を盡すこともせず、宴会の席上、突然銀行大会の決議事項として減債基金制度の継続を掲げて、山本蔵相に強く迫ったのである⁷¹。

公債は今日内債より外債の比重が大きく、むしろ対外関係と言っても過言ではない、制度整理のために減債基金を減額したり、廃止するようなことは最も避けなければならない、もしそうなれば、対外的な信用を失うことになりかねず、将来の政府の募債ばかりではなく、民間の社債を募債する場合においても、悉く信用を失墜することになりかねない。

この小山頭取の減債基金存続論がたちまち関西銀行大会の決議となった。ところが、銀行界もこの決議に対して一辺倒ではなく、翌17日の、シ団の一つであった住友銀行元頭取の志立鉄次郎は小山に反論し、非募債主義を一貫しなければ、償還制度の維持は低利の公債を償還して高利の公債にこれを借換えると同一の結果に陥ると述べ、減債基金改廃止論を訴えたことから、同問題をめぐって論争の火蓋が切って落とされた。大阪朝日新聞紙上において、存続の賛否をめぐり、小山と大阪朝日新聞経済部長の本多精一、小山と大阪朝日新聞を支持する志立鉄次郎との間で激しい応酬が繰り広げられた⁷²。東京側の銀行界の代表である渋沢は、小山の意見は銀行界全体の意見であるとして支持を表明し、山本蔵相に圧力をかけたのであった⁷³。一方で、志立の減債基金廃止論にいち早く大隈重信も賛意を表明し、また山本蔵相自身も志立の廃止論の意を仄めかすこともあったことから、政治問題化したのである。

では、こうした銀行界の圧力に対して、山本蔵相はどのような態度をとったのであろうか。山本蔵相は、同大会における演説で自らの財政金融方針を表明することで、事態の収拾を図った。

巨額の外債を負いその元利払いに要する資金の捻出には、各種産業の振興と輸出貿易の発展により、その決済にまたなければならない。その生産事業に所要の資金はなるべくこれを内地市場に求める方針である。そのため、昨月には鉄道短期証券 3 千万円を発行し、昨 15 日には 2 千 5 百万円を発行した次第である。割引の方法や日本銀行において買い戻すこと等大蔵省証券は一時的の融通にて銀行遊金の放資を目的とするものであり、この鉄道短期証券はやや長期的な資本を要するものであるため、なるべく公債としたい。また東京鉄道買収代金の支払によって、金融市場はさらに緩和したわけであるが、これに加えて政府は予定の公債償還を実施するため、過剰な金融緩和については注意を払い、これら遊金を適宜吸収分配するよう銀行家に協力してほしい。そして、中国借款については、6 千万円の借款に参加することを表明したが、該借款は巨額であるため、中国がその資金を要するまでは数年に亘ることが予想されるため、何れ相当の時期において銀行家の協力を求めたい⁷⁴。

このように、銀行家たちに対して融和的態度を取り始めた山本であったが、関西銀行大会からの帰京の途上、新聞記者から質問を受けると、減債基金存続維持は、「頗る財界の視聽を聳かしたるものの如く同時に余の意見も全然曲解誤伝せられたるは甚だ遺憾なり」と述べて、新聞社の報道に対して強い不快感を示し、減債基金の存廃如何はあくまでも制度整理調査の結果により決定すべきものであり、既定の国債償還方針を維持している現在において目下のところ、別に可否の意見を発表する必要はないと抗弁し、銀行家を牽制した。

このように煮え切らない態度を示す山本蔵相に対して、銀行家の蔵相に対する評価は下がる一方であった。減債基金削減問題で衝突し、再び大蔵省証券の利上げ問題で不平を買い、その消極主義も民間の世論に合致しているとはいっても、実際は逆行し、輸入はやまず、通貨は収縮せず、公約は食言となっているというのが、彼ら銀行家の言い分であった。何より、銀行家は「焦眉的国家の大事」である正貨補充問題について、山本蔵相がはっきりとした姿勢を打ち出せなかったことにいらだちを隠せずいた。山本蔵相に比較的好意的である銀行家は次のように述べている。

「…其の後（第 28 議会後一筆者）に於ける山本氏の態度は如何、財政の整理、財政の緊縮などは毫も行ふ色気なく、其金利政策の如きも却て経済界を圧迫しつつあるのみにして、氏の方針は國本培養に非ずして國本涸渇にありと云ふ外無きのみならず、氏就任以来の出来事たる対支借款問題、東京市債問題、日佛銀行設立問題、（東洋一筆者）拓殖会社社債問題、低利資金融通法改正問題の如き氏は常に自己當初の意見に拘束せらるゝのみにして、事を決す可き時に決せず、徒に國家に不利を與へし所少なからず、自己の意見の確固たるもの有りて之を段々乎として決行するならば是亦可なりと雖も、實は其意気若しくは確たる意見も存するに非ず、予等の好意も將た動かし難き周圍の事実の指導にも耳傾け得ず、唯だ迷ひ唯だ決せずして、徒に國家の大事を誤りつつあるのみ、而かも一度来年度の予算

問題眼前に迫り来るや、急に自分等に懇談を求め、夫れも自ら堂々申し込まずして渋沢男を發起人として申し込み来たるが如き、殆ど何の意たるやを解するに苦しむものと云はざる可からず、但コナ形式位はドーデも宜しいとして氏が、今尚ほ焦眉的国家の大事（正貨補充問題の如き）を等閑に附して決する所なきは予等の遺憾に堪へざる次第也、彼の山本氏の後援者によりて傳へられたる銀行家の外債懲適問題の如きも、實は某氏が見るに見兼ねて、若し山本氏にして當初標榜せし緊縮主義を採る能はずんば唯だ外債によるの外なし、是れ国家の爲め已むを得ざる也との理由を述べて好意的に忠告したるを、斯く誤報せしものにして、本尊の山本氏も亦遂に之を諒解するの色見えず、今に蠢々乎として國家の不利の刻々に迫れるに放任せるに非ずや、事茲に至て後予等何をか云はん」⁷⁵

果たして、山本に外資導入を懲適した銀行家の「某氏」とは、山本に原や高橋日銀総裁との協調を説いた豊川良平ではなかったか。

銀行団は、第二次西園寺内閣が制度整理を宣言して以来、桂内閣時代より、彼らが背負い込んだ四分利附公債が下落し続けていた。また、山本蔵相の通貨収縮に基く大蔵省証券の利上げによって有価証券がなお下落する恐れがあること、従来、銀行は保険会社から少なからず融通を受けているが、保険会社は銀行に融通する資金で大蔵省証券を買入れるようになり、銀行に打撃を与えていること、のみならず、蔵相の金利政策は今後も尚一層厳しさを増す傾向にあり、危機感は頂点に達していた。桂系の銀行家たちは、一度は渋沢を介して高橋日銀総裁と山本蔵相の意思疎通を謀るも失敗に終わったが、再び山本蔵相との懇親を温めるといふ名目で新たに意思疎通会を企画し、この会合で山本蔵相に「桂の遺策」である減債基金を踏襲させ、また外債募集をも実行させてようとしており、もし山本蔵相がこれを拒否したならば、「消極政策を不景気と名して国民を扇動して先づ財政の一角を陥れ此辞柄の下に少壮官僚党と相呼応して一挙西園寺内閣の牙城を覆」すのではないかとの憶測も立ちはじめていた⁷⁶。また日銀時代から山本蔵相を良く知る坂田實（元日本銀行名古屋支店長）もまた、「山本蔵相の立脚地は全然孤軍重圍に陥った者である。政党の味方なく、実業家の後援なく、更に身中の蟲たる日本銀行がある。之等の者は一団となつて山本蔵相を包圍し、首尾よくば内閣動揺の端を啓かんとして居る」と同様の見通しを示していた⁷⁷。

2.2.3. 日仏銀行設立問題と銀行界

政府当局に対する銀行家たちの不信感は、日仏銀行設立問題において頂点に達した。というのも、それまで非募債主義を堅持する立場から一転して、正貨補充のための外債募集のために日仏銀行を設立しようとしていたからである。またその出資形式や興銀を中心とした経営方針をめぐる、銀行家と政府当局は対立を深めていた。

仏国は1862年安南との西貢条約により印度支那に地歩を固め、1893年仏領印度支那を植

民地として確立したが、この間英国は印度を足場として南洋（1786年マライ、殖民地経営開始）、清国（1842年南京条約による香港領有）に進出しており、仏国は1861年英仏との清国との北京条約によって初めて清国、殊に広西省への進出を本格化したばかりで、英国に比してかなり遅れていた。日本の外資導入も明治初年以來、主として英国筋からであった。日露戦争後戦勝国となった日本に対する仏国の関心は高まり、明治38年の高橋是清の渡欧の折、投資の勸奨を受け、既に同年11月第二回四分利英貨公債25,000千ポンドの発行につき、12,000千ポンド消化したのを初めとして、明治年間に合計4億円以上の投資を行ったのである⁷⁸。

この仏国の潤沢な剰余資金に目を付けたのが桂太郎であった。日仏銀行の設立は、元老井上馨が主導する以前の、明治42年2月頃から、桂太郎と実業家たちによって検討されていた事案であった。富士紡績の和田豊治が社債募集の計画を立て、森村市左衛門、日比谷平左衛門、濱口吉右衛門と策動して仏国資本を内地に輸入して商工業の発展を行おうと試みていたのである。低利の資本を輸入すべく、仏国実業家メルレー氏と交渉し、明治42年正月、井上金次郎を仏国に渡らせた。そこでの日仏国間の関係者に於いて、同額資本を出資し銀行をつくるのが得策であるとの意見に傾いた。パリにおいてボニアトースキ公が頭取を務めるバンクブリヴェを親銀行として日仏銀行の後援者たらしめようとした。栗野在仏日本大使と会見したボニアトースキ公は、森村、日比谷、濱口ら実業人が交渉のバックにいることを知ると、交渉相手として不足なしと判断し、メルレーや井上金次郎とともに日仏銀行設立に向けて奔走し始めた⁷⁹。この時、富士紡績会社専務和田豊治と森村開作は、先方の銀行界の状態調査に当たり、森村、日比谷、濱口および服部金太郎が盟主となって考案を練り、濱口が首相兼蔵相であった桂太郎に会見して同案を述べると、桂はこれを支持して仏国大使に直接照会するなどの労を採り、同時に大蔵次官の若槻次郎と協議するよう促した。和田はこの間、自らが相談役を務める豊国銀行を増資して日本側の親銀行にする案、独立財団とする案、森村による持株割合などの諸案を作成して参考に供した。しかし、当時、和田と森村は桂を訪れて交渉するも、先方の提出条件ならびに若槻次官、在外財務官等の意向とも多少異なる場所があったため、結局見合わせる事となった⁸⁰。

そのため、再燃した日仏銀行設立に対して銀行界も機を逃すまいと、すぐさま動きはじめた。明治44年2月、仏国は設立趣旨を添えて日仏合弁の日仏銀行設立の議を日本政府に伝えた。仏国の見解ではこれを対日投資仲介機関とするものであったが、政府は同年7月3日、この議を受け入れると、翌45年1月13日には日仏銀行を対清国投資機関とすることに決定し、日本興業銀行添田寿一総裁が中心となって交渉にあたった。かくして、同行は仏国資本を利用した大陸政策機関として位置づけられたものの、仏国側では、印度支那銀行が日仏銀行の対清国業務に反対したので、興銀との間で妥協案を作成し、①協定なくして清国内に開店しない、②対清国政府業務については競争しない、③清国内の関係企業に関する利益は平等に日仏間で分配すること等を定めた。さらに、仏国においては、添田興銀総裁の勇み足で、明治45年3月、①日仏銀行東京支店は興銀が管理、②日本側重役は興

銀重役の兼任、③日仏銀行副総裁は興銀総裁が兼任とする覚書の交換が行われた。

まず、明治45年4月12日の午後、渋沢は大蔵省にて勝田主計理財局長と添田寿一興銀総裁と共に日仏銀行について議論した後、同じく日仏銀行の株主であった「三菱会社ニ抵り、岩崎、豊川ニ面会シテ日仏銀行ノ事ヲ談」じている⁸¹。明治45年4月17日、西園寺首相官邸において、元老井上馨、西園寺首相、内田外相、橋本大蔵次官、勝田理財局長、高橋日銀総裁、水町日銀副総裁、三島正金頭取、添田寿一興銀総裁が一同に会し、日仏銀行の定款について協議した⁸²。その席上、井上から日仏銀行の重役と興銀重役との兼任について、「若シモ興業銀行ニ過失アルハ直ニ日仏銀行ノ過失トナリ萬全ノ方法トハ云ヒ難シ」との言及がなされると、添田は「日本及ヒ極東ノ實際ノ仕事ハ興業銀行ニ託スルト云フ當初ヨリノ方針ニ従ヒ且ツ経費ヲ節約スル為メ又日常事務ノ敏活ヲ圖ル為メ兼任ヲ採用シタリ」と弁明した。これに対し、高橋が「日本ニテ株主トナリタル人々ノ考ヲモ参酌スルヲ可ナリトス」と忠告し、橋本大蔵次官も興銀の役員独占について「大蔵省モ永久兼任ハ不可ナリトシ當分位ノ制限ヲ付シタキ考ヘナリ」と述べて添田に譲歩を迫った。続けて、勝田理財局長から、「第十七條即チ何ノ仕事ヲ第一着トスヘキヤ御評議アリタシ」との提案がなされ、井上から、東洋拓殖会社の事業について質問がなされた。勝田は「該会社ニ於テ實際資金入用ニシテ其債務ハ既ニ宿題トナリ居ルモノナラズ正貨補充ノ為ニモ二千萬圓位ハ時期ハ明言出来ヌモ募集ヲ要スル旨ヲ陳述」すると、この勝田の発言に対し、高橋日銀総裁も「日本政府及朝鮮ノ要スル資金ヲ悉ク挙ケテ日本市場ヨリ吸収スルカ如キハ實際望ムヘカラス且ツ正貨補充策モ考ヘサルヘカラス」と同調し、橋本大蔵次官も「東拓債権ノ如キハ本銀行ニ拾當ノ仕事ナリト思フ」と述べて、外資導入による正貨補充、ならびに植民地経営資金の調達を添田に迫った。

これに対し、添田は「既ニ本件ハコホ（コッホー筆者）氏ニ内諾シタル事モアレバコホ（コッホー筆者）氏ト折合ヲ付ケ英仏ニ分ツ事ニシタキ腹案ナリ兎ニ角本件ハ他日條件ニヨリテハーノ仕事ト為シ得ヘキモノト思考スル位ノ程度ニシテ話スハ差支ナキヤ」と述べて、仏国側を刺激しないよう、植民地朝鮮の経営資金を英仏において募債する計画であることを述べて、その場の責をふさいだのだった。

ところで、山本蔵相もそれまでの非募債主義の立場から、正貨補充のための外債募集に対しては反対していたが、この日仏銀行設立では、一転して非募債主義を放棄する立場を表明した。山本蔵相は、政府が採用する内債主義と日仏銀行に依る外資輸入とは全く矛盾するものと考えている者がいるが、此は実に思い違いであるとして、将来輸出入の均衡が保てたととしても、外債の元利を償還するためには尚年々7, 8千万円の正貨が流出するため、今後数年間は在外正貨により決済ができるが、遠い将来を見越して、ある時期の間は忍んで意味のある借金をして正貨を準備しておかなければならない。日仏銀行設立はこのような大計から打算したものであり、「毫も政府現在の方針に抵触する所なきのみならず」、また真に生産的資本として外資を輸入する場合も、また然りである⁸³、と銀行家に理解を求めたのであった。

しかしながら、日仏銀行設立の協定案では、外資導入業務は、事実上、興銀が独占する形式となっていたことから、日本側出資銀行から非難が湧き上がった。日本側出資銀行の渋沢栄一（第一銀行）、三村君平（三菱銀行）、早川千吉郎（三井銀行）は協定案の覚書に対して反対を唱え、政府は日仏銀行の重役ポストについて、興銀の重役で全て占めることは不可能になったとする旨を在仏財務官に打電しなければならなかった⁸⁴。しかし、添田による日仏銀行設立の協定案という既成事実は覆す暇もなく、明治45年6月21日には公称資本金25,000千フランならびに第一回振込金6,250千フランの振込を修了し、同月24日創立総会を開き、日仏銀行の設立をみた⁸⁵。

渋沢はこうした添田の独断専権に対して不満を募らせていたのであろう。明治45年6月23日、再び山本蔵相を永田町官邸に訪れ、「目下ノ財政経済ニ関シ其意見ヲ縷述セラル、且、日仏銀行ノ事、東亜興業会社ノ事又ハ減債基金問題ニ付テモ充分ニ其考案ヲ示」⁸⁶した。

大正元年8月7日、井上侯邸で内田外務大臣、山本大蔵大臣、勝田理財局長、高橋日銀総裁、三島正金頭取、添田興銀総裁、渋沢栄一（第一銀行）、早川千吉郎（三井銀行）、三村君平（三菱合資会社銀行部）が一同に会し、日仏銀行設立問題につき会議が開かれた⁸⁷。渋沢は開口一番、「日仏銀行ノ設立ニ関シテハ同行ノ定款、設立ノ目的、重役ノ撰定及設立後ノ活動方法等ニ付少カラサル疑点ヲ存シタル」と述べて、とりわけ、仏国政府及び印度支那銀行との間における協約が、日仏銀行の中国における活動を拘束する懸念を示した。渋沢は、「例ヘバ江西鉄道借款ノ如キ東亜工業会社之ヲ引受内地銀行業者ニ交渉スル場合ニハ日仏銀行ハ印度支那銀行ノ同意ヲ得スシテ其交渉ニ応スルコトヲ得ルヤ如何」と問い質した。早川も「印度支那銀行トノ関係ハ今日ニ於テ尚懸念ニ堪ヘス成ル可ク其拘束ヲ受ケサルコトニ致シ度シ」と渋沢の意見に賛意を示した。

これに対し、山本蔵相は「已ムヲ得ス協約ヲ結フコトハナルモ多数株主ヲ網羅セル上ハ實際上拘束ヲ受クルコトナカルヘシ又日仏銀行ノ支那ニ於ケル第一ノ仕事ハ井上侯爵ノ云ハルル如ク江西鉄道ノ如キモノ最モ可ナルヘシ」と返答し、渋沢の懸念を払拭した。この結果、印度支那銀行と日仏銀行との契約はなるべく締結しない方向でまとまり、締結が止むを得ない場合には、政府及び渋沢ら株主に前もって相談し希望を聞き入れることが決まった。また、この席上で、「今後満洲清国ノ仕事モアルヘケレトモ先ツ第一着ノ仕事ハ朝鮮ノ東洋拓殖会社社債ノ見込」であることにつき、全員異議なしとされたのだった。

こうした渋沢ら銀行家の意見が斟酌されることとなり、添田総裁もとりあえず、重役選任問題については、うち1名を政府の指名に譲らざるを得なかった。4日後の8月11日、井上侯邸において、倉知外務次官、勝田理財局長、高橋是清日銀総裁、渋沢栄一、三島弥太郎正金頭取、添田寿一興銀総裁、それに日本側の株主側、早川千吉郎（三井）、三村君平（三菱）、井上辰九郎（早大教授）、斎藤恂（元大蔵省銀行課長、元興銀理事）、渡邊千冬（元興銀職員、衆議院議員）が一同に会し、日仏銀行専務重役につき協議した⁸⁸。日仏銀行の専務理事の人事については、日本側株主の意向を汲んで、井上侯と山本蔵相に一任されて調整がなされることとなった。しかし、山本蔵相は病気のため、結局は井上が山本蔵相

の意志を確認しつつも実際の役目を負う形となり、同案件の調整を行ったのである。井上は元興銀でフランス語に通じた渡邊千冬を専務に、井上辰九郎、斎藤恂の二人を理事に就任させることで理解を求めた。また、中国借款事務については、山本蔵相に諒解を得て「理財局長ヲ中心トシテ外務省ハ勿論其他関係ノ方面ハ全テ同局長（勝田理財局長―筆者）ニ電報書類等ヲ廻シ置キ共ニ協議シテ遺憾ナキヲ期セラレンコト」としたと述べた。

渋沢は株主一同、井上の意見と取計らいに謝意を述べ、異議なしと答えたものの、早川から添田に対し、「日仏銀行支店ト興業銀行トノ区別ヲ明カニセサルヘカラスコト、自分等ノ常ニ論シタル所ナルカ、専務重役ヲ置クノ儀モ実ハ此辺ニ胚胎スルモノト考フ、依リテ渡辺氏ハ興業銀行以外ノ株主ヲ代表シテ居ルモノノ意味ニテ業務ヲ執行セラレ度シ、又相談役ヲ軽視セラレサル以上ハ相談事項モ定メ集会日等モ定メ置クノ必要アリト考フ」と注文をつけた。これに対して、添田は「諸君カ相談役相談事項ヲ定メラルハ可トセラルハナラハ強テ異議ナキモ、自分ハ何事モ諸君ニご相談スル積ニシテ又興業銀行側カ専横ニ事ヲ処理スル等ノコトハ断シテナキコトヲ明言ス又相談役ノ氏名ヲ先方ニ通告ニ止メタルハ之ヲ軽視セルニアラス」と弁明した。こうした添田の発言を受けて、早川、渋沢の意見が採り入れられ、相談会は1月に2回開催されることが決まった。

また、渋沢からは、日仏銀行の業務の参考に供するため、明治38年に設立した日英銀行を始め、これまでの外国との共同事業における自らの失敗を披瀝し、「日仏銀行ニ付テハ前者ノ覆轍ニ鑑ミ充分注意セラシムコト希望ニ堪エサルナリ」と苦言が呈された。この渋沢の忠告に対し、高橋日銀総裁は「此際渋沢男爵ニハ甚タ御気毒ノコトナルモ一言御参考マテニ申上置キタシ、先年政府ハ興業銀行ヲ以テ外資輸入ノ唯一ノ『チャンネル』トナス目的ヲ以テ同行ノ増資ヲ行ヒ、自分ハ其資本金半額ニ付外国人側ノ株主募集ノ任ニ当レリ、其後日英銀行成立ノ時、自分ハ一英人ヨリ渋沢男及大倉氏ハ興業銀行ノ監査役タルニ拘ハラス、興業銀行ノ競争機関タル日英銀行ヲ発起セラルハカ如キハ、外国人ノ信用ヲ増進スル所以ノ道ニアラサルヲ以テ、日仏銀行ニ付キテモ例ヘハ其株主タル三井家等カ日仏銀行ヲ離レテ個人的ニ外資輸入等ノコトヲ為サレサルコトヲ切望シテ已マス」と切り返した。今後はあくまでも政府の特殊銀行である興業銀行を中心とした外債の募債事業に従うよう釘をさしたのである。

また、井上も「高橋君ノ説ハ尤モナリ支那借款等ニ付テモ同様ニテ之ヲ成ルヘク一所ニ纏メ通ルヘキ機関ヲ通スコトニ致シ度三井ノ山本（条太郎―筆者）等ニモ既ニ此事ヲ注意シ置ケリ」と述べて高橋の意見に賛意を示し、渋沢に興銀を中心とする外債の募債に協力するよう要請した。渋沢は日仏銀行から、自らが中心となって設立した東亜興業株式会社（対清投資を目的とした企業シンジケート）への融資を考えていたが⁸⁹、井上もまた高橋の意見に同調し、それまでとは態度を一転して、日仏銀行、強いては興銀の中心とする活動領域を侵さないよう注意したのである。

渋沢ら日仏銀行の出資者の添田興銀総裁に対する不信感は、ついに抜き差しならないところまできていた。大正元年9月14日、大蔵省理財局長勝田主計列席の上で開かれた日仏

銀行相談会で、添田興銀総裁より、東洋拓殖株式会社の社債発行については興銀が正式に引受けることに決定したとの報告がなされると、渋沢栄一（第一銀行）、早川千吉郎（三井銀行）、三村君平（三菱合資会社銀行部）ら出資者は、これにつき事後承諾を求められた⁹⁰。これに対して、早川は「東洋拓殖株式会社社債発行ノ決定セラレタルハ、日仏銀行ノ成立ト関係ナシト言フヘカラス、自分ノ希望トシテハ、寧ロ日本興業銀行ノ手ヲ経スシテ、直接ニ日仏銀行ニ依託セラルルヲ以テ至当ノ順序ナリト信ス」と述べた。また、10月18日の同相談会において、列席しなかった山本蔵相も早川に近い意見であるとの報告がなされたものの、株主らの意見が斟酌されることはなかった⁹¹。渋沢は、その後の10月23日の日仏銀行相談会において、「此契約ニ依レハ、日本興業銀行ノ手先タルニ過キサルノ観アリ」と激昂し、「井上侯爵ノ勧誘ニ依リ株主タルニ至リタル当時ノ事情、並ニ本月十九日井上侯爵ト会見ノ模様、並ニ侯爵モスル契約ノ存在ハ毫モ知ラレサリシ等ノコトニ付キ述ヘ」と、「若シ当初此契約ノ存在セルコトヲ熟知セハ、必ズヤ日仏銀行ニ投資セサリシナラント思ハル、今ニ於テ深ク自ラ不明ヲ恥ツルトコロナリ」と述べて、添田興銀総裁に対する不信感を顕わにした。渋沢のみならず早川、三村も相談会員の辞任も憚らぬ強硬な態度を示したが、もはや為す術はなかった⁹²。

かくして渋沢等は井上、山本蔵相、高橋、添田に梯子を外され、日本側株主には事後承諾のやむなきに至った。大正元年11月31日原案通りで日仏、印度支那両行協定が締結されたのであった。添田興銀総裁は、大正2年1月、10年以上にわたる初代総裁の地位を辞し、代わって志立鉄次郎が第二代総裁に任命された。ところが、日仏銀行は大正2年3月第一回東洋拓殖債権、50,000千フランを発行するも、大正3年に勃発した第一次世界大戦によって、日仏資本による対清投資は杜絶した⁹³。このように、第二次桂内閣期の蜜月関係から一展して、第二次西園寺内閣期においては、シ団解散だけに止まらず、元老ならびに政府当局と銀行家との関係は完全に冷え切ったものとなっていたのである。

3. 大正政変と銀行界

3.1. 行政整理案と桂系官僚派

齊藤實海相との約束に基づき、西園寺内閣は四十五年度に於て行政整理を行い、其結果で浮いた予算で財政上の欠陥を補填し、また減税、生産事業及び国防費に充てるため⁹⁴、「総理の手許にて減額すべき総高を内定して閣議に諮る」⁹⁵こととなった。そこで、第二十八議会後の明治44年12月9日、内閣に臨時制度整理局を置いて、諸般の制度ならびに税制の整理に関する調査を始めた。この整理局の総裁は西園寺首相であり、調査局は歳末、年始それに議会と続くので三月一杯は、事務当局で予備的な調査や立案に過ごし、四月になつて真剣に問題と取り組むようになった⁹⁶。当時の大蔵次官橋本圭三郎は、次のように回想している。

「ある日山本さんが私に、日本の今日の現状が一目瞭然と判るやうなものを作ってくれ、即ち財政がどう、経済がどうと赤裸々なものを極秘で作成せよとの命令があつた。使用目的は判らないが、各局に資料を出させて作り上げた。さうすると山本さんはそれを西園寺首相に提出して説明したらしい、もしかしたら首相から依頼されて、山本さんが私に命ぜられたのであつたかも知れない。それを持つて首相、蔵相が明治天皇に拝謁されて御説明申上げ、どうしても根本的な行政整理、財政整理、税制整理をしなければならないことを強く進言された。陛下は黙つて聞いて居られたが、説明が終わると非常に御心配な御様子に見受けられた。そこで西園寺さんが『陛下の御憂慮は御尤もであります、然し今日陛下の御英断でこれを断行せられましたならば、日本の将来は大磐石であります』と申上げた」⁹⁷。しかしながら、このように勅令によって行財政整理を行おうとしていた矢先に、明治天皇が崩御したため、「この整理案は山本権兵衛内閣で踏襲して実行した」⁹⁸。

ところで、野党である国民党改革派は山本蔵相の財政方針にどのような態度で臨んでいたのであろう。国民党改革派の武富時敏は『制度整理要論』なるパンフレットの中で、西園寺内閣の制度調査が完全なる実績を挙げない限り、「現西園寺内閣も又前桂内閣と同様、財政の緊縮、税制の整理などを呼號しつゝ、事實は未だ伴はずして却て前内閣の計画を踏襲し継承して殆ど革めれるところを発見し得ない」と、むしろ西園寺内閣の方が一定の政綱もなく未だ一つも具体的成案を示していない故に禍根は多いと批判した⁹⁹。最大の禍根は、昨年末からの通貨大膨張という状況である。では、なぜこのような状況になったのか、武富はこう述べる。

政府が鉄道資金、次に国債償還のために借換する目的で発行した大蔵省証券を日本銀行が引受けたことによる通貨膨張を食い止めなければならない。国債償還をしなければならないからといって在外正貨を温存し、代わりに大蔵省証券を発行して償還していることも理由の一つである。この通貨膨張の結果、物価騰貴を惹起し、国民の生活を困難にし、貿易の出超を來たしているのである¹⁰⁰。ただ正貨準備の維持にのみ腐心して借金の利払に借金をすることにのみ苦心している政府の当局者は、当面は外債を募集して正貨準備を補充し、産業の保護をすれば貿易が発達し輸出が超過してくると思つているようだが、むしろ今のような遣繰策をやつていれば、物価騰貴により製作品が高くなるため輸出の伸びは期待できない¹⁰¹。何より、帝国議会における衆議院議員の早速整爾の質問に対して、山本蔵相が「入るを量つて出づるを制するの主義を採る」と弁明したが、45年度予算を実行するには二億円の借金をしなければ実行できない結果となつており、山本蔵相が言う「入る」とは借金即ち公債、借入、証券発行等による一時の収入を含むものではないのか。借金を當てにした予算に対し、責任を以つて遂行すると力説されても信じていけない¹⁰²。明治45年度予算の財源を捻出するために唯一の残された道は、国債整理基金を流用し、公債償還を止めて、此の方に使ふと云ふより外に手段が無い¹⁰³。そして、六七千万圓の節約をもつて行財政整理を行わない限りは根本的に改めることはできないだろう¹⁰⁴。

では、山縣系官僚派の平田東助らが注視する、西園寺の臨時制度整理局の案とはどのようなものであったらだろうか。この内容について、驚くことに山本蔵相本人が閣議未決定の案にも関わらず桂系官僚の後藤新平にリークしていたのである。山本蔵相の真意は、詳らかにできないが、情報をあえてリークすることで新聞などのメディアを通じて、自らが進める行財政整理に対して世論の理解を得ようとしていたとも考えられる¹⁰⁵。いずれにしろ、山本蔵相から得た内容を、後藤は桂に次のように報告していた。長文だが、秘密裡に進めていた山本蔵相の行財政整理を窺い知る唯一の史料につき、全文を引用する（以下、下線は筆者）。

- 一、 整理に関する大体の秘密原則は、（一）議会の公約を履み、（二）内閣に対する与望を収め、（三）与党たる政友会の発展に資するに在り。
- 二、 臨時制度整理局の官制を設け、法制局長官、各省次官等を委員に任命せしと同時に、独り陸海軍の委員は単に次官のみならず、更に局長、課長輩も網羅せしは、他各省の節約額より大きすぎざるを予想し、陸海両軍をして比較的多量の整理を遂げしめ、且つ多量の節約を為さしめん底意に出でたり。
- 三、 首相は当初思へらく。過去において屢ば企てられたる整理事業は、各省協議に随したため、各省皆な自省の利益を保留するに汲々たりしがため、充分の効果を得る能はざりしなり。是の故に今回は特別委員会を設け、総裁たる首相之を董督し、其の手許において一個の成案を為し、之を以て天引的に各省に割振り、圧迫遂行するに如かずと。因て首相は行政整理に就ては南内閣翰長・岡野法制局長官を、税制整理に就ては山本蔵相統率の下に橋本大蔵次官、市来主計局長を特別委員に挙げ、調査の内容は一切厳秘を守り、各省大臣・次官に対しても談話せざらしむることとせり。
- 四、 同時に首相は特別委員に対して左の整理方針を内示せり
 - a 海軍充実に財源を得ること
 - b 進んで減税を図ること

（備考）二個師団増設計画は除外しおりたり

（注意）(a) は海軍の希望を容れ、かつ議会における公約履行するものして、(b) は蔵相の議会における言明を全うし、かつ政友会の人気を好せんためなり
- 五、 特別委員会の調査は進捗し、本年七月十二三日頃に及び、行政整理部は税制整理部の整理案に対応して成案首相に進達せり。

其の大綱は、

 - a 海軍充実を遂行すること
 - b 約一千万円の減税を行うこと

内容の詳細は厳秘に附せられ窮知る能はざるも、山本蔵相より首相に提出されたる

税制整理案は三種より成り、一に首相の採択に任せたりと蔵相の予に親しく語れるところなり

- a 増税的税制整理 (煙草、酒、郵便税等)
- b 非増税的税制整理案
- c 減税的税制整理案 (所得税、営業税、塩専売収入金減少)

要するに首相は (c) 案を採択することとせしなり。然るに問題は (一) 如何にして海軍充実の財源を得しか、(二) 如何にして減税の資源を得しかに在るも、未だ詳らかにするを得ず。去れば (一) 行政に就ては局課の廃合、人員の淘汰其他に留意し、(二) 税制においては台湾其他の特別会計廃止、繰越費の整理、不要額の塩梅に在りとも言い、又台湾製塩を台湾内地の需要に足る分を除き、其他全部内地の専売に帰せしめ、其他遺繰をなさんとするにありとも称す

何れにせよ完全の整理至難なるが如く目下観測するに至り、政府筋は頻りに貴族院方面の鼻息を窺いつつある模様なり。蓋し減債基金の減少することを得ば、整理は比較的容易なりしならんも、山本蔵相の予に内話せしところによれば、(一) 桂公等前内閣系の反対、(二) 貴族院の反対、(三) 銀行家・実業家の反対を憂慮し、首相とも協議の上之を減少せざることとせりと云えり。

- 六、 特別委員会は未だ調査を要するものありて整理の脱稿を見ざるも、大体において結了に近づき、首相は九月下旬より十月上旬にかけて閣議を纏め、其結果に基き大正二年度の予算を編成せしめん決心なるが、其の如何にして閣議を纏むべきかは、内心非常に危懼しおれり。予が聞くところによれば首相は閣議一たび開かれんか、少なくとも兩三回は血の迸る位の観を呈せんといい、蔵相もまた三四度大喧嘩を見んかと云へり

是に於てか例の如く内閣中心部の融和結託をなすの必要あり。七月廿四日を初めとし、爾来数回首相邸に首相以下松田司法、原内務の両相鼎座、秘密会を開らき、南・岡野の両特別委員を招き内議せり。蓋し他の各相は常に除外されつつあるが、その会合は他に漏れ、各相の感情を傷けんことを憂い居れり

- 七、 然るに予想外の重大問題は、頃者上原陸相より提議されたり。ソハ朝鮮二個師団の設立にして、内閣にして之を容れんか、前記整理案と衝突し、容れざらんか、上原陸相は掛冠するの虞あり、為に首相は政府部内にある薩州出身の親近者に秘命を啣め、数回延期を諭せしかば、陸相も今は如何ともすべからず。最早一身の進退を決するより外途なしとの覚悟さえ示めしければ、首相はもはや陸相の制御を断念し、八月三十日山県公を訪れて陸軍を圧迫すべく懇談したり。結果不明なるも山県公は先年来切に朝鮮二個師団の必要を認め居れば、決して之に応ぜざるべく、同時に陸軍部内の気焰当るべからざるものあること予の親しく見聞しつつあるところなれば、或は首相に於て之を容るるに至るにあらざるか。整理事業の前途は益々悲観さるるに至れり

- 八、 政機は整理事業に関連して胚胎さるべく、予が貴族院有力者を歴訪せしところによれば、皆な首相の偷安姑息を許るさずと云い居れり。而して師団増設は同院七分方の賛成あるなり
- 九、 政友会幹部連は内心師団増設に大反対なるも、現内閣の重大案件なるにより緘黙せり。又国民党は根本的に反対しつつあり
- 十、 然かも官僚系より見れば、現内閣に之を遂行せしむるを得策とすると云ふ迄もなし。故に内閣崩壊の危機は遂に除去せらるるの方法あるべしと雖も、現内閣は之により或は人気を沮喪するにあらざるか、今後最も注意に値ひすべし¹⁰⁶

この段階で、銀行家が強硬に反対する減債基金の減額は見送られることとなった。しかし、ここで注目すべきは、山本蔵相が閣議未決定のことを、あえて桂系官僚派である後藤新平に二個師団増設問題が整理事業に大きな障壁となっていることを述べた点である。桂に山縣と利害調整をしてほしいとの思惑があったからだったのかもしれない。では、後藤の報告にあるように、西園寺首相が「もはや陸相の制御を断念し、八月三十日山県公を訪れて陸軍を圧迫すべく懇談した」内容は、果たしてどのようなものであったのか。ちなみに入江貫一の談話筆記によれば、西園寺が山縣の元を訪れたのは、8月29日である。山縣は、行政整理を実施するにあたり、かねてより陸海軍だけは一般の行政費と別にして調査をした上で、整理を計るべきである、と忠告していたことを繰り返して述べた。つまりところ、既定の経費をそのままにして、その中で按排して、「一師団なり半師団なり、増設の出来る丈け自ら増設せしめること」が山縣の考えであった。そして、山縣は、「増師か充実か、兎に角上原陸軍大臣の立ち場に困難ならざる様、纏まりをつけられ度きものなり」と西園寺首相になお折衝妥協するよう釘を刺したのであった¹⁰⁷。

ところが、その二日後の8月31日、山本蔵相が西園寺の命により、この臨時制度整理局の調査結果を携えて、元老山縣有朋のもとを訪れた。山本は機先を制し、一般財政の計画を予め山縣の耳に入れておくことで、上原陸相が掲げる二個師団増設を封じこめるつもりであったのであろう。山本曰く、約4000万円が不足し、その理由として、減税1500万円、海軍充実費1000万円、米価騰貴の為に生じた陸海軍糧秣費、および監獄糧食費の予算増加額400万円、予備費の増加300万円、昨年度の収入なき予算600万円、準継続費250万円、公債繰替費600万円を要するため、この財源を捻出するための各省の整理案を提示した。その中で陸軍の節減額である900万が際立っていたのである。

山本蔵相が示した行政整理案に対して、山縣は「大蔵省は少しく贅沢に過ぎずや」と揶揄し、各省ともに此の表の通りに実行するつもりであるのか、「財政の困窮今日の如くにして、尚減税の余地あるや」を訊ねた。これに対して山本蔵相は、行政整理案はあくまでも整理局で出したものである、減税のことは議会で公約した手前、程度については何等儉約がないものの実行する所存であると答えた。これに対して山縣も、「税制整理と云へば、一方に減ずると共に、他方に増す者もある可き乎」と応酬し、妥協案を何とか見出そうとし

たが、山本蔵相はそれについても色々調査したが、結局増税の余地がないと、きっぱりとはねつけた。結局増師問題について話が纏まらず、山本はその後、経済金融などについても雑談後、辞去したのであった¹⁰⁸。

こうした状況を見かねた元老の松方正義は、井上馨とともに国家財政及び国民経済について大に憂慮するところあり、一篇の救済意見書を草して、西園寺首相に提出して採択を求めた¹⁰⁹。大正元年10月15日、西園寺首相を始め、齊藤海相、林通相、松田法相、原内相、内田外相、牧野農相、長谷場文相、山本蔵相、上原陸相は首相官邸に参集し、また大山元帥、松方、井上各元老も参邸して閣議の席に列し、松方より閣僚の参考に供すため、財政意見が陳べられた。松方の財政意見は大山巖、井上馨ら元老も大体において同意見であり、既に世間に伝わるような緊縮財政意見を陳述したものであった。その意見については閣員ももとより同意であるので、何等質問等も起こらず閣員は之を聴取せるのみにて散じたという。ちなみに松方が開陳したという財政意見は、

- 一、向ふ五ヶ年間一切の新事業を見合はす事
- 二、公債は一切募集せざる事
- 三、生産及経済の発達を阻害する虞ある悪税は廃止する事
- 四、實行不能なる継続事業を打切る事
- 五、国費の分配を公正にして専ら力を生産方面に傾注する事
- 六、輸入品を出来得る丈阻止する政策を執る事
- 七、鉄道の建設改良費は鉄道益金の程度に超過せざる事¹¹⁰

というものであり、なお松方の持論として国有鉄道の建設改良費は其の財源を郵便貯金の増加額及び鉄道益金の限度に縮小すること、其の結果として地方低利資金を大蔵省預金部より融通することを廃止するよう勧告したという¹¹¹。しかしながら、肝心の増師案については何もふれず、政友会が党勢拡張のために積極的に推進する鉄道の建設改良費に注文をつける程度のもので、これら元老のあまりにも漠然とした緊縮財政の意見は、閣内の対立を融和するには、余りにも無力というほかなかつた。

その後、西園寺首相・山本蔵相の行政整理案は固まりつつも、増師問題については上原陸相との間で交渉を重ねたものの何等進捗もなかったため、業を煮やした西園寺は、11月17日に山縣を再び訪問したのであった。この日、西園寺首相は陸軍を別として一千六百万円を絞り出したことを報告し、台湾及び関東州の特別会計を整理すれば、二千万円を削減することも不可能ではないと述べ、併せて枢密院の経費削減を山縣に求めた。また西園寺は、上原との交渉が完全に決裂したことを告白した。

山縣はこの西園寺の報告に対して、「去る明治三九年年、帝国戦後の地位を考慮したる結果、軍事参議会に於て、帝国の国防は陸軍廿五師団、海軍五十万噸を要すと決定し、先帝陛下に上奏して御裁可になり、陛下より其の實行の方法を内閣に御諮詢あり、当時の首相

たりし貴官は、現下の財政にては如何ともする能はざるにより、他日機を見て之を執行すべき旨奉答せられたるに非ずや」と、かつて自らが約束した増師案を反故にするのは無責任ではないかと問い質した。さらに、山縣は、西園寺が陸軍を拡張する時は列強の嫌疑を招きかねないとの意見に対し、「海軍の拡張が列国の嫌疑を招かずして、陸軍の拡張のみが之を招くと云ふは、自分の領会し能はざる所なり」と述べて、ロシアが東洋に兵を増置し油断ならない状況にあり、また中国において一朝大騒動が起きれば、地理上の関係からして我国も大兵を派遣しなければならない、故に一概に増師計画を排斥するのは得策ではない。陸軍大臣も主義上、面目上このことを黙従することはできないであろうと述べ、再度閣議を取りまとめるように忠告した¹¹²。

ところが、事態はいよいよ深刻となった。ついに上原陸相が12月2日辞表を提出するや、現役武官制が大きな障壁となって、後任の陸相選出に困難が生じることが予想されたため、西園寺は止む無く内閣総辞職の意を山縣に告げたのである。山縣は、増師問題について首相が辞職すべき時期ではないと引き留めた上で、桂からの情報によれば、閣員中にも現に原内務大臣のように、折衷協定を可とし、原内相は大演習地に於て桂に会見し、頻りにその意思を語ったと聞いていると述べ、あくまでもなんとか平穏に閣議をとり纏めるよう勧告したのであった¹¹³。

西園寺内閣は、制度整理を遂行して財政を節約し行政を緊縮して、その結果を大正二年度の予算に計上し、まさに議会に提出してその協賛を仰ごうとした際に、増師問題に於いて陸軍と衝突した。そして、西園寺の予想通り、上原陸相は辞職し、後任者に関しては現役武官制を楯に陸軍は同盟罷工的態度に出て、西園寺首相を窮地に追いつめたのだった。さらに陸軍は、陸軍省の整理をも拒絶しようとし、その余波は陸軍将官を通じて総督若しくは都督となった台湾朝鮮及び関東州に及び、これら各地の特別会計もまた一斉に整理を拒絶しようとする氣勢を示した。結局、陸相の後任が決まらずに、西園寺内閣の制度整理の結果は、陸軍省及び特別会計を除いて各省の予算はようやくその緒に就き、大正二年度の予算に計上して、新内閣に引き継ぐこととなった。その大綱は以下の通りであった。

一、制度整理減額	20,000,000 円
一、歳入自然増加額	16,000,000 円
一、四十四年度剰余金	10,000,000 円
合計	46,000,000 円

制度整理減額の内訳は、経常費において1000万円を節約し、臨時費において1000万円を繰り延べるもので、経常費節約の割合は一割乃至一割五分に当たった。しかし、肝心の上原陸相の提示した陸軍の節約額は195万円にして、わずかに三分一厘に過ぎなかった。そして、上記財源は以下の使途に供せられることとなった。

一、減税に充てる金額	10,000,000 円
一、海軍充実費	9,000,000 円
一、歳入不足補填額	6,000,000 円

合計	25,000,000 円
差引残余金	21,000,000 円

残余金 2100 万円は、緊急にして止むを得ざる新事業費に充当し、予備金を増加して、かつ朝鮮特別会計の国庫補充金を増加し、これによって公債募集額を減少する計画が立てられた。また減税の内容は所得税、営業税、取引所税及び外国米輸入税の軽減も併せて行い、かつ財政と経済との調和をはかるために、鉄道建設改良費の年額 5000 万円に約 3 割の繰延を断行し、改訂年割額 3500 万円の内 1500 万円は鉄道益金収入と同特別会計の整理節約額を以て充当し、公債支弁財源を既定計画の半額即ち 2000 万円に減らす方針を採ろうというものであった¹¹⁴。結論から言えば、陸軍の節減額 195 万円を以て、二個師団増設を行うのは到底無理であることは、誰が見ても一目瞭然であった。

3.2. 立憲同志会の結成と経済界の分裂

さて、これより少し前の明治 45 年 6 月 26 日、渋沢会長、早川副会長主催にて銀行家による桂系官僚の桂太郎・後藤新平・若槻禮次郎の洋行出発に向けた壮行会ともいべき送別晩餐会が銀行倶楽部に於いて開催された¹¹⁵。若槻によれば、この欧州訪問は、イギリスにおける二大政党の視察を目的としたものであったというが¹¹⁶、この席で、桂は「従前其重職に居りました所の場合を顧みて想像を下される向きもあるかと考へられるやうでございます、故に漫遊ではございますけれども私の無責任中に持ちまする処の責任は十分に心得て此旅行を致す積りでございます」と抱負を述べて、政界への復帰を仄めかしていた。

さらに桂は引き続き次のように述べた。減債基金について言及し、爾来この計画は決して誤っていないし、この点においては諸君と意見を同じくしていることを信じて疑わない。そして、国家の信用を回復すると同時に次いで、財政および行政の諸般の整理を致すべし、とのかねてからの私の希望も、本年の議会において既に発表にしたように、この方針を西園寺内閣も採用したことを受けて、「即ち取りも直さず我々の希望が達し得て而して両報告を吾々海外に於て受取ることを信じて疑わぬ」、「諸君も多分其邊の御希望で有ろう¹¹⁷。桂は政界復帰後を見越して銀行家の歓心を買うことも忘れなかったのである。

この壮行会には、銀行部長を既に退任し、来賓として招待された豊川良平の姿もあった。そして桂の演説を受けて、豊川は挨拶を行い、桂公は西園寺内閣が桂の希望する財政政策を踏襲しつつあるので、安心して洋行してくるという訳であろうが、「桂公爵閣下と此銀行集会所は離るべからざるもの、又後藤男爵も此家と離るべからざる関係が有る」と述べ、むしろ現内閣と銀行界が良好な関係が築けていないことを暗に仄めかした。豊川はいう。桂と銀行界の関係、その一つ目の因縁が、日清戦争時の第二回の軍事公債五千万円の募集を当時第三師団長であった桂によって、この銀行集会所で発表されたことであり、それから日露戦争における第一回、第二回国庫債権の募集を同じく銀行集会所で発表されたこと

が二つ目の因縁であり、そして明治41年の鉄道国有化の際に、公債が下落した際に、西園寺内閣が倒れて第二次桂内閣が出来た時、後藤通信大臣がこの銀行集会所で鉄道公債の相談をし、政府と民間の意見を相一致して減債基金を設けることになったこと、これが三つ目の因縁である。そして、「若槻君に至っては説明の必要は無い、勿論離るべからざるもので有る、三人とも離るべからず、それから此度お三方が御洋行なさるにて御招待を申し上げました所、離るべからざる関係を思うて斯くお揃ひでお出下された」と謝辞を述べた。そして、最後に豊川は、桂公のこれまでの財政運用の経験を政治家、学者、財政家も聞きたいと思うし、「又それを利用するの機会も有らう」と述べ、桂の政界への復帰を期待すると共に、今後も共同歩調を取っていくとの意思統一を図っていた¹¹⁸。

西園寺内閣が二個師団増設問題で総辞職を迫られる中、桂系官僚派や彼と気脈を通じる国民党改革派、ならびに三菱系土佐派の動向はどうであったのだろうか。桂がかねてから新党構想を持っていたことはよく知られている。大正政変のおよそ一年前の明治45(1912)年1月、桂は山縣の元を訪れていた。桂は、「今政党を組織すとせば、之を大浦若しくは後藤男に任するも、到底不可なり。若し其の政党の必要ありとせば、弟(桂一筆者)自ら之に當るべし」と自ら進んで決意を表明したことに対し、山縣の方は「卿自ら之に當らば固より可ならむ。然れども此の事たるや、最も慎重なる考慮を要すと」と述べて諫めた¹¹⁹。桂は新党構想については内密にすると山縣に約束しながらも、その翌日大浦兼武に、新党組織が必要であることを説き、これに山縣も同意した旨を語った。

こうした桂の態度に山縣は不信感を抱き始めた¹²⁰。桂としてみれば、かねてより山縣から新党組織の勧告を受けていたこともあり、自らの政治主導で実行に移すことは、自然の成り行きであると考えていたのではないか¹²¹。しかし、山縣自身の考えとしては、幅広い支持を調達するためにも「議會解散ノ已ムナキニ至リ、始メテ実行スルモノト」と考えており、こうした桂の迂闊な判断を性急すぎるとして快く感じていなかった¹²²。というのも、山縣はあくまで政党操縦の観点から第三の新党を目指していたのであり(三党鼎立論)¹²³、これに対して桂は自らの政治指導で二大政党制を視野に入れた政界再編を試みようとしていたからである。山縣は、桂が自らのコントロールから逸脱し始めたことに対して猜疑心を募らせ、これ以後二人の間に懸隔が生じていくことになった¹²⁴。それ故、明治天皇の崩御を受けて、洋行から急遽帰国した桂に対し、山縣は新党結成を目論む桂に新帝の輔弼の任を命じ、内大臣兼侍従長として宮中におしこめることで、政界からの引退を迫ったのである。明治45年8月28日に、後藤は極秘に、山縣が桂との間に対立関係があるかの世評に憤慨し、「世間が何んと云おうが、自分は桂をして長く輔弼の重任に在らしめ、予もまた老軀を至尊陛下に捧げん決心をなせり」と、親近者に口外したことを伝えて、桂を激励した。

このように官僚派は、山縣派と桂派に二分されたのであったが、山縣閥の領袖である平田東助も「諒闇中は幸俱樂部も研究会も謹慎静肅なるべし、予は其後桂公と面会せしかど、要件は済生会の事にして、談は未だ政治に亘らず、予等は政友会に対しては何等の敵意も

挟まず、随て西園寺内閣が速やかに仆れんことも希望し居らず。只だ切に希望しつゝあるは、議会に公約されたる行財両政の整理を完了し、かつ海軍充実を遂ぐべく、西園寺内閣が大に努力せんことにあり。もし西園寺内閣にして之を果たさずんば、貴族院は決して黙過せざるべし」と、桂と政府攻撃に一致団結して対抗することも辞さない姿勢は崩していなかった。しかしながら、貴族院各派は、桂自らが再び後継内閣を担うとは考えておらず、世評もまた、山縣が選ぶ新たな後継者が担うのであらうとみていた¹²⁵。

ところで、銀行界はこの増師問題に対して、どのようなスタンスをとったのであらうか。海軍充実費では、国債償還廃止の懸念から西園寺内閣の財政政策に干渉したシ団であったが、陸軍の増師問題に対しては沈黙を守った。その理由を本多精一は次のように分析する。

「銀行団の沈黙は洪沢男の為に非らず、増師賛成の為に非ず、銀行団の操縦者たる桂公に憚りて反対の意思を發表すること能はざりしこと其の一なり、桂公の手先と為りて公と腐れ縁を結びたる銀行者は、増師問題の為に竊かに西園寺内閣の瓦解を希望したりしこと其の二なり、而して其の結果は銀行団をして其の立場を失はしめ、国債の償還や大蔵大臣の金融政策に関しては、姑の如く干渉もし要求もするも銀行者は、徹頭徹尾沈黙を守りて空しく財政の危機を看過し去りぬ…今日の銀行団は桂内閣の置土産なり、桂公宮中に入りて以来、銀行団は其の操縦者を失ひ心寂しく月日を送り居たる折、増師問題に対する輿論の激昂は、端もなく銀行団を沈黙せしめて商業會議所を蘇生せしめ、衆望期せずして商業會議所に集まり、銀行団をして遂に其の正体を暴露せしめ了はぬ、銀行団としては時節到来と諦めて可なり、經濟界は此の機会に於て永久に銀行団を葬り去るべし、其の遺骸は今後或は交換所大会と為り或は又国債償還の決議と為るとも、信用も無ければ權威も無し、増師問題が事実上經濟界における桂派の没落を伴ひたるは、増師案否決以に一大快事と謂はざるを得ざるなり。…商業會議所連合会の指摘せる通貨膨張の一大原因は即ち此（外債募集一筆者）にあり、此の点において、商業會議所の立場は、国債償還に熱中して其の他を顧みざる銀行団の立場と、両立すること能はず」¹²⁶と。

ところが、元老井上馨の変節によって事態は急展開する。これまで見てきたように、元老の井上馨も山本蔵相と同じく正貨の涸渴を懸念しており、とりわけ非生産的な陸軍の軍備拡張については反対の立場をとり、緊縮財政の立場にたっていた。しかし、高輪会幹事の渡辺世祐が陸軍の田中義一軍務局長を井上に紹介したことから、事態は一変する。陸軍の二個師団増設に銀行界が屈し始めたのである¹²⁷。田中軍務局長は、山本蔵相から増資案は財政にはそれほど影響はない、また減税等にも甚だしい影響を及ぼすものではないとの言質を取付けると¹²⁸ まず、元老井上馨を口説き落とした。このように、井上が増師賛成に急遽転向したのは、田中との密約が大きく作用しているとの噂が立った。その密約とは、陸軍が増師と引換えに、井上が管理する三井や大倉財閥の競争標的ともいえる千住製絨所を三井に払い下げようとするものであった。洪沢がかねがね、財政の整理と民業発達のために官業を民業に払い下げるべきであると、井上に説いていたことは、そうした内容を含んだ「財政整理意見書」に基づく行動であったともとれなくはなかった¹²⁹。

大正元年の11月以後、井上は田中を渋沢、早川、豊川ら財界世話人に紹介すると、「増師の止むをえざる」を説いてまわり、その他実業人たちの支持をとりつけて、増師賛成の世論の形成に努めた¹³⁰。三井銀行常務取締役の早川千吉郎に至っては、歳計5億7千万円中の約一割五分にあたる9千万を行政整理と財政整理によって節約し、これを陸海軍の充実費と減税にあてるべしと呼びかけた。

「今や我国は此上増税すべからざるは勿論、減税的の意味に於て財政を整理せなければならぬ場合に立ち至つて居る…一方に減税し、一方に於て減債基金制度を維持せなければならぬと云ふのであるから、我財政の局に当るものも非常に苦しい訳である。殊に帝国が朝鮮を併合し大陸に版図を擴めたる以上は陸軍も亦相応の位地に拡張せざるを得ぬ、近來世上となり居る二個師団増設の如き之れ已むを得ざるものなるべし…五億七千萬圓中、九千萬圓を節約することは随分の大節約である。近頃新聞紙上に現はれたる政友会の整理額約四千萬圓で、中央倶楽部の聲言する約五千万圓と合した者と同額である。…私の考えでは預金部を専ら国債運用の機関に供したい。即ち預金部の資金を利用して、減債基金に依り五千萬圓宛年々償還すると同時に四分利公債を発行し預金部に於て引受買入れを為し漸次五分利公債を四分利公債となすに於ては、結局四分利を以て標準となさざるを得ざるに至るべく、従つて歳計上国債費の負担は為に大いに軽減するであろう。私は他日の準備のために、如何にしても、今日に於ては成るべく速やかに預金部を楽な状態に復せしめなければならぬと思う。」¹³¹

このように井上までも山縣系官僚派の意見に屈して二個師団増設を支持すると、渋沢、豊川良平もこれに同調した¹³²。こうした豊川の変節を、同じく慶應義塾出身で旧知の仲である国民党非改革派の犬養毅は、豊川が二個師団増設問題で財界の支持を得るために奔走したのは、田中軍務局長との関係からでない、上原勇作陸相に対する友情からである。上原と義兄弟になっている林民雄（日本郵船専務）は豊川の従弟でもあり¹³³、だから上原に二個師団増設の功を為さしめ、同時に陸軍の大整理を執行させる心算であったのだろう、と述べている¹³⁴。

一方、彼らに増師を説いてまわった田中義一本人は、後年「あの問題で内閣が倒れたのを、山県・桂一派の陰謀とするのは間違っている。おれどもが動いたのは、師団増設を必要とする陸軍多年の懸案を解決するために、勿論あんなことになろうとは思はず、中堅どころの意見を結託して、内外に働きかけたのだから、元帥などは寧ろ却って引摺られた方で、煽動した方ではない。もしおれどもが喉けたものがあるとするなら、それは桂公でも山縣公でもない井上であつた」¹³⁵と述べているように、井上と銀行家の増師案における変節が、増師反対世論をさらに喚起し、硬化させていくことになった。いずれにしる、こうした井上、渋沢、早川、豊川ら銀行団の変節が大正政変を誘因したことは疑うべくもない。

1912年（大正元年）11月22日、政友会の尾崎行雄は、二個師団増設支持にまわった渋沢栄一に会見を申し込んだ。田中軍務局長の、陸軍省の経費節約により二個師団増設分を捻出するとの説得に易々と乗った渋沢に対し、尾崎は、一度認めれば陸軍を増長するだけであり、一兩年の後に陸軍は必ず更なる増設要求をする、これは「到底財政の許す所に非ざる」と、渋沢の変節を窺めた。これに対し、渋沢は、田中軍務局長が云うように財政整理を妨げない限り、「強て二個師団増設に反対せずと云へるのみにて敢て財政の基礎を危くし兌換券を膨張せしめ経済上に悪影響を及ぼすも尚増師可なりと云ひたる訳には非ず」と、非常に歯切れの悪い弁解に終始した¹³⁶。翌日23日には、東京会議所会頭中野武宮と副会頭大橋新太郎も、山本蔵相を訪れ、渋沢ら二三人の実業家の意見は、要するに各個人の意見に過ぎず、決して実業家の公論ではないことを強調して、渋沢等の変節によって、経済界における減税運動が失速しないよう事態の收拾を迫った¹³⁷。こうした実業界の批判を受けて、渋沢は火消しに躍起にならざるを得なかった。渋沢は、「今更余が田中軍務局長らを訪ひて譲歩を説くも詮なきこと」と半分諦めつつも、同年11月24日に官僚派に通じた豊川良平を訪れ、「元老をして民論に鑑み陸軍の増師団を撤回せしむべく盡力せられたし」と依頼した。豊川も、渋沢と「同意見にして爾来刻下の政局に対し平和の解決を與ふべく元老間に斡旋せし」が、時期を失し、「遂に効を奏せず今回の政変を見るに至れり」というのが事の真相だった¹³⁸。

大正政変の火蓋を切って落としたのは、外ならぬ政友会であった。桂が新党結成を発表するまでは、原は桂から妥協を申し込んで来るのを待っており、政友会が本格的に憲政擁護運動に参加するのを避けようとしていた¹³⁹。実際のところ、原は、犬養毅ら国民党非改革派と政友会との提携を進めようとする、政友会硬派の岡崎邦輔の動きを制止していた。

しかし、桂が元老の影響力を排除するため山縣系を一切退け、政友会との提携を打ち切る形で第三次桂内閣の布陣を西園寺に発表するや¹⁴⁰、原は岡崎に犬養との「合同は不可にして提携に止むるを可とする事を」許可した¹⁴¹。桂に見切りを付けられた政友会は、海軍の薩閥と黙約を交わして対決姿勢を示し、これに商業会議所の商工派が付和雷同する形で、憲政擁護運動は一気に熱を帯び始めた¹⁴²。岡崎は、桂に倦怠感を感じていた同党硬派にして交詢社社員、竹越三又、小山完吉、林毅陸、福沢桃介、菊池武徳ほか政友会党员26、7名と提携し、同じく交詢社社員で国民党非改革派の領袖であった犬養毅に協力を仰いだ。さらに、岡崎は犬養と一緒に第一線に立って国民を動かすには、「我党では尾崎（行雄一筆者）の外ないと考へ」、尾崎がいやがるのを何も構わず、内閣弾劾演説会の壇上に起たせた。しかし、壇上に立つや、尾崎はまるで「悍馬は自分の足音に調子づいて足の折れるまで走る」かのように、自分の演説に調子づいて突進し、岡崎が今度は手綱を締めるのに困るほどであったという¹⁴³。世論も、二個師団増設を強引に要求し西園寺内閣を倒したのはまさに、陸軍を背景とする長州閥の領袖山縣有朋だと見てとった。大正元年（1912）12月16日の明治座における尾崎行雄等による政友会の大演説会では、それまでの「情意投合」か

ら一転、「山縣ヲ殺セ閥族ヲ剷滅セヨ」「閥族ニ爆弾ヲ與ヘヨ焼ケ斬レ山縣ノ白髮首ヲ刎ネヨ」といった罵声が飛び交い、不穏どころかもはや殺気さえ漂っていたのである。そして、同月 19 日には歌舞伎座にて、犬養毅等国民党と政友会との合同立会演説会には二千二百名余りの聴衆が集会し、官憲の監視の中で、両党は激しい政府批判のキャンペーンを展開した¹⁴⁴。

山縣は、この憲政擁護演説会における自身の暗殺説の報告を、国民新聞の徳富蘇峰から受けると、「実に無政府の有様なり、世間にては余を魔王国賊と呼ぶ者ある由なれども、政権の争ひに人身攻撃を為すは言語道断なり」と動揺を隠せずにいた¹⁴⁵。こうした状況の中で、同年 12 月 21 日、三度、桂太郎が再び政界に再び咲き、第三次桂内閣を組閣したのであった。

3.3. 第三次桂内閣と銀行界

ところで、桂は三度目の内閣でどのような財政経済策を模索していたのであろうか。まず、増師問題の後処理として、首相後任決定以前から、山縣と桂の間で国防費問題が擬せられていた¹⁴⁶。まず、「増師問題ハ国防ノ方針ノ大体ニ付調査シ、其結果ニヨリ定ムルコトトシ、陸海軍共ニ右調査決定スルマテ施行セサルコト」という同問題を繰り越すべき大方針が打ち立てられた。そして、「陸海軍ノ整理ハ国防論ノ決定スルマテハ各省ト區別スヘキ必要ナキニ依リ、其整理額ハ各省同様ノ振合ヲ以テ提供セシムルコト」となり、「但陸海軍ノ整理ニ依リテ一般会計ニ提供スヘキ金額ハ将来国防会議ノ結果ニヨリ増師ヲ執行スル時ニ到レハ、其金額又ハ一部ヲ使用セサル可ラサルカ故ニ、此金額ハ一般会計ニ於テ予メ経常支出（例ヘハ減税等永久不動ノモノ）ニ振り向ケサルコト」とされた。

そして、財政全般の方針としては、「行政及ヒ財政ノ整理ハ其ノ採ルヘキハ之レヲ採リテ予算ニ上セ、其ノ直チニ行ヒ得ヘキモノハ執行スル事」「予算ハ右ノ目的ヲ以テ編製シ、成ルヘク速カニスヘク、若シ期遅レ遂ニ議了セサル前ニ会期尽キタルトキハ、予算不成立ノ規定ニヨリ前年度豫算ニ依ル事」「経済及ヒ財政ノ問題ハ全テ首相ノ方針ニ従ヒ、鉄道モ同ク其方針ニ依ル事」「若シ議會ニ於テ、例ヘハ一省一部ニ対シ不信任決議等ノ如キ暴行ヲ敢テスルトキハ、断然解散スル事」という方針が示された。

こうした方針を受けて、貴族院における山縣系会派の十金会において、大浦から第三次桂内閣成立の経過と以下の政綱が発表された¹⁴⁷。

一、大正二年度予算は政綱編製の時がないので明治四十五年度の予算を踏襲の事。

一、海軍充実・陸軍増師問題は、之を後年に譲り、国防会議を開き決定の事。

但し海軍充実費に限り三百万円を（大正一筆者）二年度予算を増加の事。（是齋藤海軍大臣留任の条件也。是に先だち桂公、海軍問題延期の議を立つるや、海相断乎留任を肯ぜず、將に西園寺内閣覆るの轍を踏まんとし、本日午後、桂公邸に於て反覆交渉、

遂に此の条に依り留任を諾す也。)

- 一、直に行政財政之整理に着手し、鉄道費以外、実行経費五千万円を節減する事。
- 一、鉄道建設改良費五千万円之内、貳千万円を削減し、益金千五百万円自給の外、一千五百万円は預金部の流通を仰ぐ事。製鉄所、製絨所等、成るべく民業に委する事。
- 一、従来の低利資金二千万円の内、一千五百万円、前項費途に充用し、残額五百万円は従来の低利資金に充つる事。但し農工銀行低利資金貸附は、之を停止す。
- 一、大正三年度予算編成の時に於て、以上整理其他の結果により、初めて予算に編入の事。但し減税は之を行はざること(傍点一筆者)。

このように、当初から行財政整理によって「実行経費五千万円を節減する事」と、但し減税は行わないことが決定した。

ところで、外債・正貨問題については、第三次桂内閣はどのような構想をもっていたのであろう。日露戦後経営は、外債募集により軍備増強と官業育成に必要な産業資金を賄ってきた。ところが、大正2年末には国債・市債及び民間外債を含めて19億6900万円に達し、これに対して年額8千7、8百万円の利子を払わねばならず、その他、政府の海外支払

の金額も5千5、6百万円を示し、合計1億4千万円以上の正貨が、年々海外に流出する状況に至った。当然の成り行きとして、正貨準備の減少となって、デフォルトの危機、および兌換制維持を危ぶむ声が次第に大きくなっていった¹⁴⁸。このように、正貨政策は外債利払が嵩んで来るに従って方向転換を余儀なくされた。すなわち、政府支出の削減(官業の消極方針と各省海外払の削減)を行い、外債募集という人為的手段による在外正貨準備をまず停止するという政治判断がなされ、日露戦争以来その根底となっていた在外正貨制度は、むしろ兌換制度の機能を麻痺させる「大病根」であるとされ、段階的な廃止が説かれていたのである。

正貨危機への対応をめぐるのは、第三次桂内閣前後にかけて、大蔵省・日銀間で対策が練られていた。なかでも大蔵省理財局国庫課長田昌にかかる『正貨吸収二十五策』

表2 大正元年度予算 各省海外払の見込額中重要なもの(単位 千円)

外務省		
×	在外公館費及海外電報料	3,192
内務省		
◎	治水費(機関車・器械代)	479
大蔵省		
◎	建築用器械並材料(主に建築部)	1,149
◎	煙草及塩購買費(専売局)	914
◎	鉄道用品費其他(鉄道院)	11,126
◎	阿片購買費(台湾総督府)	3,667
◎	煙草購買費(同)	730
◎	鉄道用品及鉄道用架橋材料(同)	792
◎	築港用、電気用機械、電信電話用品等(同)	1,377
陸軍省		
○	兵器材料	4,335
○	被服材料	2,356
○	馬匹購買費	456
○	空中飛行研究用器械材料	347
○	其他	684
海軍省		
○	軍事費	884
○	軍備補充費	14,099
○	材料物品費	4,112
○	其他	1,425
農商務省		
◎	製鉄材料及石炭	2,842
◎	製鉄器械	2,568
逓信省		
◎	電信電話燈台用品其他機械	2,231
◎	海外信文払金及外国郵便通送料差金	2,038
×	其他	1,967
	計	63,770

一、この表の中には国債費と朝鮮総督府の分は含まない。

二、○印は軍費で合計28,698千円

三、◎印は官業で合計29,913千円

四、×印は普通行政費で合計5,160千円

JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.A08071676300

「正貨吸収二十五策」昭和財政史資料第1号第86冊(国立公文書館)から引用。

は、日露戦後における正貨制度の特異性を析出している点で最も注目すべきで資料である

149。まず第一点として、『正貨吸収二十五策』は、日本銀行の在外正貨制度を非難しつつも、「日本銀行正貨準備ニ病根ヲ生シタルハ主トシテ政府ノ外債急激ニ増加シタルニ基ケハナリ」とその根本的責任が政府の積極的財政・積極的正貨政策にあったことを認め、まず正貨擁護策を確立するには政府の財政方針を正さなければならないとし、「政府ハ各策ノ成功ニ依リ貿易並国際貸借ノ順調トナル迄外債募集ヲ中止スル方針ヲ確立スルコト」と述べる。ところが、この非募債主義には「過渡時代ノ不足ヲ補フ為一億二千万円ヲ限起債スルコト」については可とすることの但し書きが書かれている。つまり、「将来ニ於テ自然的ニ流入シ来ル正貨ヲ以テ之ヲ仕拂ヒ得ルノ境ニ達スル」まで、一時的応急策として従来通り、やはり外貨に頼る他ないとしていたのである。まずは、日本の「輸出増進率」年 2,000 万円を年々横浜正金銀行の輸出手形取扱中より政府が先取りし、5 年後には政府の所要外貨資金 1 億円をもっぱら日本の輸出代金中から賄えるようになるまで、この 4 年間に合計 2 億円の不足額が生じるため、2 億円にかぎり外債の募集を行い、その間に国際収支を改善しようというのである。「各策ヲ実行セハ四年間ニ相当ノ正貨ヲ流入ヲ見ルニ至ルヘク且後述ノ通り政府ノ海外払ヲ極力節約スル等ノ途モアルコト故ニ二億円ヲ起債スル必要ナシト認ム依テ鉄道公債約一億円、東洋拓殖債権二千万円合計一億三千万円限トシ其他ノ分ハ各策ノ成功ニヨリ外債利子ヲ自然的ニ仕拂ヒ得ルニ至リ始メテ起債ヲ許スコトトシ当分外債募集中止方針ヲ確立スルヲ要ス」（第十八策）としていた。

明治 40 年から大正 3 年までに書かれた大蔵省の正貨擁護策の内、このように正貨擁護策として非募債主義の原則を明瞭に打ち出しているのは、この『正貨吸収二十五策』のみである¹⁵⁰。政費削減と非募債主義を明瞭に方針として示し、日銀の在外正貨制度の漸次的廃止、外債利払資金の横浜正金銀行取扱輸出手形代金中からの天引きという強硬方針を策するものであった。とりわけ、在外正貨は、日露戦後経営は軍備増強と官業育成のための外債募集の前提となっていた制度であるため、日本の外債募集を停止するという時の内閣の政治的判断が無い限り、大蔵省の同案も先回りして在外正貨制度の廃止を日銀に指示することはできなかつたと考えられる¹⁵¹。

こうした内容から判断するに、『正貨吸収二十五策』は、第三次桂内閣期間中の大正元年（1912）12 月頃に執筆が開始され、大正 2 年（1913）2 月頃まとめあげられたと推察される。というのも、ちょうどその頃、桂太郎が新党（立憲同志会）結成に際して、国民党改革派五領袖との政治的妥協として非募債主義の立場を採ったのがちょうどこの時期であったからである。こうした経緯は、桂新党に参加した武富時敏の回想からも伺える¹⁵²。

桂が大蔵省に調査させていたと思われる、『正貨吸収二十五策』では、財政政策の方針をどのように盛り込もうとしていたのか。大方針としては、「政府ノ海外払ヲ減少スル為官業豫算編製ニ際シテハ當分消極方針ヲ厳守シ且政府ノ物品購買方針ヲ改善シ内國品使用ニ注意セシムルコト」（第二十一策）とされた。つまり「政府ノ海外払ノ内容斯ノ如キカ故ニ予算ニ於テ軍費、官業ノ経費ニ大節減ヲ加フルニアラサル以上到底取締ノミニ依テ海外払節

約ノ目的ヲ完全ニ達スルコト頗困難ナリ、故ニ海外払ヲ節約セントスルニハ軍費、官業費ヲ予算上制限スルヨリ以外ニ確實ナル実行方法ナキモ軍費節約ヲ加フル能ハサル以上官業費ノ豫算編製ニ當分（正貨吸収ノ目的ヲ達スル迄）消極方針ヲ厳守スルハ極メテ必要ナリト認ム」と述べる。第二十一策が述べる官業費とは具体的には表2のような費目であった。

大正元年度予算の内、各省の海外払の見込み額として、費目を軍費、官業費、普通行政費（一般行政費）の3項目に分けて記載している。この費目の中で一際大きな払込金となっているのが、なんといっても官業費の鉄道用品費其他（鉄道院）及び軍備補充費（海軍省）である。桂内閣が存続していたら、まず年々5千万内外を必要とする鉄道関係の官業費を削減し、「當分その年額を三千万円内外に止め、その一半は益金に由り支出し、不足する處の一千五百萬圓は預金部に融通せしめ、以て（募債に向けた一筆者）内外市場の改善を待ち、時宜に応じ、その改良普及の計画を立てんとする」予定であったという¹⁵³。これを受けて、同策では、政費削減にむけた今後の方針について、次のように計画していた。

「最大ノ海外仕払者タル海軍省並鉄道院ニ於テ海外払節約ニ関シ深く注意セラレ居ルコトハ大ニ喜フヘキ次第ナレトモ、陸軍省（海軍省の誤りか一筆者）及鉄道院以外ノ官業ニ向テモ節約ノ注意ヲ求ムヘキナリ、其實行ニ関シテハ閣議ニ於テ取締方針ヲ定メ會計法規ノ改正ヲ要スルモノハ之ヲ改正シ、實際ノ運用ニ関スルモノハ各省大臣ニ於テ之ヲ内規トシテ部下ニ命セラル、ノ必要アルヘキモ、大蔵省ノミニ於テ取締方針ヲ立案スルトキハ、専門的知識ヲ有セサルト実行者ニアラサルトノ二點ヨリ、到底適切ナルモノヲ得ルコト能ハサルヘシ、故ニ各省専門部局ニ於テ海外払節約ノ実行案ヲ充分ノ善意ヲ以テ立案セシメ、大蔵省ニ於テ総合シテ閣議案トセハ稍々理想的ノ案ヲ得ヘキカ」

この計画からもわかるように、あくまでも立憲同志会の財政政策に沿う形で政費節減を目指そうとするものであった。第三次桂内閣で大蔵大臣を務めた若槻禮次郎によれば、大正二年度の予算方針としての経費節減額は五、六千万円を予定していたというが、同内閣の予算案は各省の承認は後で取り付けることにして、大蔵省が各省に事前の相談もなく独断で減額計算をしたものであった¹⁵⁴。

さらに『正貨吸収二十五策』は、日露戦役中から外債募集という人為的手段によって調達した在外正貨を以って正貨準備を補充してきたことは、兌換制度の機能を麻痺させる「大病根」であるとして、その廃止を促した。なぜならば、「主トシテ在外正貨ニ依ル人為的補充ニ依頼スル結果、日本銀行割引日歩カ必ラスシモ正貨準備維持上ノ緩急ニ依テ上下セラレサル為、其割引日歩ハ金融市場ニ於テ權威ヲ失フニ至リシコト、換言スレハ我割引政策ノ運用カ各國中央銀行カ割引政策上第一目的トスル點ヲ閉却」しているからである。ところが、「内外金融疎通ノ世界的移轉トハ全然没交渉ナリト世人ヨリ信セラレタルモ、今ヤ世界交通ノ發達内外金融業者ノ連絡有価証券ノ増加等ハ此形勢ヲ一變スルニ至」った。大正元年の内地・朝鮮・台湾の輸入超過は、合計で 117,180,518 円に上るも、貿易上の決済は

僅かに金貨取付 23,053,990 円、大口為替 12,013,185 円で合計 35,067,175 円に止まっている。これは内地の金利が高かった為に内地金融業者が外資を輸入したためと判断せざるを得ない。これら外資を輸入した金融業者とは、横浜正金銀行（300 万円）、台湾銀行（400 万円）、朝鮮銀行（175 万円）、三菱合資会社銀行部、十五銀行その他である¹⁵⁵。つまり、「日本銀行ニシテ割引日歩ヲ二銭ニ引上クルトキハ一方輸入ヲ減少シ他方民間ニ於ケル外資ノ流入ヲ促シ此双方ヨリシテ政府並日本銀行ノ人為的正貨調達ノ必要ヲ緩和スルニ至ル」¹⁵⁶と、日本における資金市場の発達とそれに伴う金利の作用の効果をある程度評価し始めていたのである。

また、『正貨吸収二十五策』でもう一つ注目すべきは、「将来減税セラルト場合アラハ輸出奨励、輸入防遏ノ主義ニ基キ營業稅中製造業ニ課スル稅率ヲ輕減又ハ全廢シ且朝鮮米ノ輸入稅ヲ全廢スルコト」（乙 第二十二策）¹⁵⁷と明記され、渋沢栄一、中野武嘗といった商業会議所を中心とした産業資本家のかねてからの希望であった營業稅廃止については将来的に、減額あるいは廃止する方針が示された点である。つまり、正貨吸収のためには、内地金融を当分引き締めておく必要があるが、その結果、輸出品並輸入防遏品の生産費を増加させることになり、正貨吸収の主旨に抵触してしまう。そこで、生産費を軽減する手段として、營業稅中製造業に課している稅率を輕減又は全廢しようとするものであった。但し、この營業稅の一部減税については、第三次桂内閣の成立時の政綱で「減税は行わない」ことが謳われていたことを考えれば、実現性は低かったのかもしれない。

いずれにしろ、こうした中小商工業者の意見が盛り込まれた政綱は公表されることも無く、桂に弾圧された商工派は政友会に与する形で、第三次桂内閣の倒閣を目指す護憲運動に参画していったのである¹⁵⁸。

年明けの大正 2（1913）年 1 月 10 日、桂が新党結成を発表した直後、国民党内の内訌が再燃し、桂との提携を模索する土佐派の片岡直温は犬養毅ら非改革派から除名処分を受けた。同月 21 日には、大石正巳、河野広中、島田三郎、武富時敏、箕浦勝人の改革派五領袖が脱党するや、豊川は仙石の斡旋によって同月 27 日、桂と五領袖を会見させることに成功した。五領袖は自分たちの政見を新党の政策とする確約を取り付け、新党への参加を決めたのである¹⁵⁹。翌 28 日には、桂は後藤新平を大隈邸に遣わし、政党組織の決心を開陳すると協力を要請した。こうした桂の新党への呼びかけに対して、大石ら五氏も同月 28、29 日の両日にわたって協議し大隈を訪れ、指示を仰いだ。大隈は、桂内閣が掲げた財政方針を、減税的税制整理、大蔵省証券発行額の削減、不自然なる兌換券膨張の弊を矯め、これまでの積極財政による経済上の圧迫を除去するものであるとして支持した。また、選挙権を拡張して憲政の基礎を拡充し、文官任用令を改正して人材登用の途を開くといった政策は、往年の国民党の主義主張をそのまま採用したものであり、これらを政綱として新政党を組織するのであれば、大石正巳、武富時敏等改革派が桂の官僚派党と行動をともにするのは寧ろ当然であると、大隈は桂新党結成を後押ししたのである¹⁶⁰。さらに、豊川や土佐派の富田幸次郎による大隈重信への桂新党への参加の呼びかけが功を奏したのだろう¹⁶¹、大

隈の後ろ盾に力を得た三菱系土佐派による新党結成の機運は一機に高まった。また、国民党改革派領袖等は隈重信を推戴し、これに加藤高明も加え、また大浦・後藤ら官僚派が三菱系土佐派とともに糾合して、ここに立憲同志会の宣言をみたのである¹⁶²。

大正2年1月20日、桂は後藤の立会のもと、新聞記者たちを前に、新政党組織の意見を発表した。とりわけ、「日本新聞」を主催する伊藤欽亮は、桂の新政党のために「頻に勧誘運動を試みる由記載した」ために、経済界でも批判が上がった。三井財閥の高橋義雄の日記によれば、同月23日に福澤捨次郎は、豊川が「政局に関係するは岩崎家の為には面白からずと思ひ岩崎久弥男に忠告した」と書きとめている。またその日の晩に、高橋是清日銀総裁の主催による宴会からの帰途に、豊川は官僚派の田健治郎と共に、木村清四郎、福澤捨次郎、鎌田栄吉、門野幾之進、伊藤欽亮、福澤桃介、藤山雷太、坂田實らの宴会に合流し、伊藤欽亮と席上口論となった¹⁶³。

おそらく、福澤捨次郎の岩崎久弥への助言が決め手となったのであろう。同月25日に、豊川良平は三菱会社の管事を辞職した。この報を聞いた高橋義雄は、豊川を「政治家めきたる所あり、今回桂公の新政党組織に就ても多少斡旋する所ありしものゝ如く、之が為め三菱会社は迷惑すべしとの説もありしが遂に此辞職を見るに至れり。斯くて氏は政治方面に自由に奔走し得る身と為りたれども、背後に三菱なき豊川は殆ど斑文銭の価なかるべし。」¹⁶⁴と評しており、その政治力が急速に低下していったことを書きつけている。しかし、豊川を失った桂は、第三次桂内閣では三菱系の加藤高明を外相に就任させることに成功し、以後、加藤を利用した三菱操縦策に望みをつないだ¹⁶⁵。

さらに、大正2年1月29日には、経済界とのパイプ役として調整役を一身に引き受けてきた元老井上馨が脳溢血で倒れた。桂首相は井上に代わり自ら直接、実業界とのパイプ役を買って出た。桂は加藤高明の就任まで外相を兼務し、同職権を利用して、ブラジル植民会社創立を計画し、大正2年1月13日に実業家のおよそ40名を召集して賛同を求めた。桂は東京市債のシンジケート団の組成を企図し、渋沢を創立委員長に、近藤廉平、武井守正、中野部営、佐竹作太郎（東電社長）、大橋新太郎（博文館社長）、末延道成、大谷嘉兵衛、川田鷹を委員に指名した。また、15日には若槻蔵相が渋沢と高橋是清日銀総裁を招待している。

そして、日仏銀行の件で桂の知るところとなった和田豊治は、渋沢栄一、豊川良平や濱口吉右衛門の推奨も手伝って、大正2年1月、第三次桂内閣時に添田壽一の後任として、新たな興銀総裁の就任を桂から打診されるにいたった¹⁶⁶。

この日、渋沢は永田町の官舎に桂首相を訪ね「和田豊治氏身上ニ付テ縷々依託ヲ受ク」と、翌16日、和田の後見人である日比谷平左衛門と会見し、「昨日桂公爵ヨリ依頼アリシ日本興業銀行総裁ノ事ヲ内話」した。二日後の18日、渋沢栄一は、和田豊治が相談役を務める「豊国銀行開催ノ新年宴会ニ出席」して、浜口吉右衛門と豊川良平氏と落ち合っている。その後、「宴半ニシテ更ニ常盤屋ニ抵リ鮫鱈会ニ出席」し、その場に若槻禮次郎蔵相や阪谷芳郎、目賀田種太郎、高橋是清の諸氏も来会した。この席で和田の興銀総裁の人事

が話題となったかは定かではない。しかしながら、森村市左衛門の慰留や交詢社の三田系（慶應義塾）出身の実業家や政治家は、桂の好餌に誘われようとしていると和田の興銀総裁就任に反対した結果、和田は興銀総裁就任を辞退するにいたったという¹⁶⁷。この結果を受けて、渋沢は3日後の21日に再び桂を三田私邸に訪ずね、「和田豊治ノ事ニ付日比谷氏ヨリノ回答ノ旨ヲ復命ス」と、桂より「政党組織ニ関スル顛末ヲ内示」された¹⁶⁸。

若槻礼次郎によれば、桂は銀行家を中心とする「鰻会」になるべく実際財界で活動している働き手を加えたいと、鐘淵紡績の武藤山治や富士紡績の和田豊治など、若手の実業家を招待したという。そういう実業人の意見こそ、桂の最も聞きたいところであったと回想している¹⁶⁹。低利借換の募債での失敗以来、銀行家の支持を失っていた桂としては、外債募集を担う興銀総裁に和田を就任させることで、銀行家や実業家を再び自家の勢力圏内に引き入れる公算があったのであろう。

和田の興銀総裁の辞退を受けた豊川良平は、志立鉄次郎を興銀総裁に若槻礼次郎蔵相に推薦すると、桂はこの人事に同意した。当時の風評通り、こうした桂の判断には、減債基金廃止・行財政整理の強硬派である志立を任命することで、彼の古巣である大阪朝日新聞の政府の財政方針への反抗を和らげ、福沢諭吉の娘を妻にもつ彼の親族関係から時事新報の批判も鎮めて、政権を安定させようとする思惑が働いていたというのも、あながち穿った見方ではないかもしれない¹⁷⁰。

また、桂は新党結成後の大正2（1913）年1月、東京商業会議所の役員改選の期を利用して予て憲政擁護の急を唱えた中野武宮に代わって、根津嘉一郎を同商業会議所の会頭になるよう慫慂し、東京商業会議所を自らの支配下におくことで新党に対する批判を和らげようとしていた。その後、根津嘉一郎は、明治45年5月の総選挙に当選し、国民党所属となり、大正2年桂が同志を募って立憲同志会を創立するや、根津は国民党より立憲同志会に合流した¹⁷¹。

しかしながら、桂新党はここにおいても唾棄された。中野は全国の商業会議所と連携して、「実業界を政策の渦中に投じるの不可なる所以を飛檄せんことを声明して見事に跳ね附けた」という¹⁷²。このように桂は、もはや実業界を背景とする政治基盤を確立することもままならない状態となっていたのである。中野武宮も山縣と同様、桂の誠意なき政党組織について、「事を為すには凡そ順序がある。若し順序を妄り名分が明らかで無い時には、如何に其趣旨は立派であっても天下の信を得ることが出来ない」と述べた。そのうえで、桂が政権を維持するための一時の方便として組織しようとしているとの疑惑を払拭するためには、この際、政権を第一党である政友会の西園寺に委譲し、潔く民間に下りて誠意を披歴した上で、国民を基礎とせる政党を樹立すべきであると忠告したのであった¹⁷³。

この第三次桂内閣について、かつてシンジケート銀行団に参加した安田善三郎は次のように述べている¹⁷⁴。

二個師団増設問題によって、著しく欧州の資本家に対する信頼は失墜したため、兌換性維持のための外資輸入も当分は不可能である。さらに注目すべきは、桂内閣と「四分利借換に犬馬の労を惜しまなかった」銀行団の動静であるが、もはやその国債価格の暴落といった余弊に苦しんでいる銀行団は、二度とその手には乗せられぬ事と思うが、巧言な桂公のことであるから、財界有力者に諮って、ある種の機関を設ける場合もあるかもしれないし、民間の有力者と提携して桂の財政政策に参助させる事がないとも限らないが、それにしても第二次桂内閣の下におけるような熱心な期待は見事もないであろう。

洪沢もまた、新党結成は「時機宜しきを得ず」と考えており、「桂公が政権を把持して新に政党を組織す、高潔の心事を以て之に馳せ参ずるもの果たして幾人か」、「蟻の甘きにつき蠅の臭きに集まるの類に非ざるなきか」と皮肉を交じえて桂の新党構想を痛罵した¹⁷⁵。

このように、桂新党の新たな船出は、元老山縣有朋や、それまで蜜月であった洪沢にも見放され¹⁷⁶、中野をはじめとする実業家からの批判にも晒されながら出発せざるを得なかった¹⁷⁷。そして、政友会、犬養ら国民党非改革派は、「閥族打破・憲政擁護」を掲げて、憲政護憲運動を全面的に展開した。桂が新党樹立の意思を発表した翌年1月20日以降、同内閣のもとに開かれた第30回帝国議会では政友会の尾崎行雄が登壇し、内閣弾劾の緊急動議を提出するや、こうした政党の反撃と相まって、大勢の国民が反桂内閣の声を上げて衆議院議会を取り囲み、この一大騒擾がついに第三次桂内閣を倒し、53日間という短命政権は幕を閉じたのであった¹⁷⁸。

小括

以上、大正政変前後において、桂系官僚と銀行界との連携から、立憲同志会が宣言されるまでの経緯をみてきた。「桂の遺策」ともいふべき減債基金の維持が、公債価格の維持という観点から、銀行界にとっての至上命題であったこと、さらに低利な産業資金の必要性から、銀行界は山本蔵相の金利引上げ策に反発したこと、さらに正貨枯渇に二大政党制が成立した前提条件として、まず日露戦後の「変態的」な財政金融構造が大きく作用していたことはまず留意されるべきである。欧米からの信用を維持するべく、公債整理策が財政政策の主要課題となり、これら公債を引き受けた財閥系大銀行を中心とするシンジケート団の組成を契機として、大銀行家の外債償還を要望する声が政権運営にとって無視し得ないものとなった。正貨危機に苛まれながら、桂は財政と民間経済の調和を図るために非募債・緊縮財政の必要に迫られたのである。絶えず政権の後ろ盾となっていた山縣、井上など元老の政治力が陰りをみせるなか、桂は政友会との提携・対抗を繰り返しながらの政権運営を余儀なくされた。もはや、政友会との妥協による「情意統合」という旧来の桂園体制では、健全財政に向けた議会運営を行うことができなかったのである。桂は、銀行界や実業界が望む「財政と経済の調和」を行うための財政整理の実現には、元老と財界世話役

による利害調整ではもはや望めず、財界を背景とした強力な支持基盤を持つ新党を組織し、その絶対多数をもって立憲主義に基づいて政策を施行していくべきである、とする考えに至った。いわば桂は立憲的国家理性に目覚めつつあったのである。

桂は政権運営を安定化するために、元老の息がかからない豊川良平ら銀行界の支持を取り付け、彼らの利害を取り込みつつ非政友会合同の政治勢力として結集しようと試みた。だからこそ、桂は彼ら銀行家の利害を最大化すべく公債政策にのみ傾注したのである。しかし、その一方で、桂は、膨張する財政や重税によって圧迫を受けていた中野武宮ら商業会議所を中心とする中小商工業者の利害を等閑に付した。これによって、銀行界と実業界は分裂を余儀なくされたのである。中野を中心とする商業会議所の不満は緊縮主義および廃減税運動となって表出したが、これら運動が第二次桂内閣によって弾圧されるや、今度は中野が偏武的財政の矯正を掲げた政友会に接近していった。そして、二個師団増設の支持に回った渋沢栄一、早川千吉郎、豊川良平ら銀行家に対する実業界の不満は、政友会が主導する反政府運動として一気に噴出し、大正政変を誘発することになったのである。

一方、桂系官僚は、中野武宮ら商工派らに見切りをつけ、豊川良平を介して三菱系土佐派を操縦し、国民党改革派を糾合して、政友会に対抗する新たな政治基盤の確立を目指した。桂新党すなわち立憲同志会は、桂系官僚と豊川ら三菱系土佐派の政治主導によって構成されたと言えよう。否、むしろ、自らによる日露戦後経営が招いたとはいえ、大正政変、デフォルトの危機に逢着した桂には、豊川、片岡、仙石を通じて、消極路線を呼び水に大石正巳ら国民党改革派を糾合する以外、もはや現状を打開する道は残されていなかったのである。

¹ Marshall E. Dimock “*Modern Politics and Administration*”, 1937, pp155-156.

² 山本四郎『大正政変の基礎的研究』御茶の水書房、1970年、665-666頁。

³ 『原敬日記』明治44年8月30日の項。

⁴ 「財界と新蔵相」『東朝』明治44年9月1日。

⁵ 日本銀行百年史編纂委員会『日本銀行百年史』第2巻、278頁。

⁶ 日本銀行総裁高橋是清「正貨準備ニ関スル上申」『井上馨関係文書』書類の部、677-30

⁷ 神山恒雄『明治経済政策史の研究』橘書房、1995年、288-289頁。

⁸ リチャード・J・スメサースト、鎮目雅人、早川大介、大貫麻理訳『高橋是清 日本のケインズ その生涯と思想』東洋経済新報社、2010年、249-256頁。

⁹ 日本銀行総裁高橋是清「正貨準備ニ関スル上申」『井上馨関係文書』書類の部、677-30

¹⁰ 伊藤正直「日露戦後の日本金本位制と中央銀行政策」藤瀬浩司・吉岡昭彦編『国際金本位制と註銀行政策』名古屋大学出版会、1987年、及び、山澤逸平、山本有造『長期経済統計：推計と分析 14 貿易と国際収支』東洋経済新報、1979年、60頁。

¹¹ 日本銀行総裁高橋是清「正貨準備ニ関スル上申」『井上馨関係文書』書類の部、677-30

¹² 井上準之助『我国際金融の現状及改善策』岩波書店、1926年、3頁。

¹³ 浅井良夫「第8章 円の国債史とアジア」上川孝夫、矢後和彦編『新・国際金融テキスト 2 国際金融史』有斐閣、2007年、256-257頁。

¹⁴ 明治44年8月2日付若槻礼次郎桂太郎宛書簡「財政及び正貨状況ニ関スル件」、『桂太郎関係文書』第7冊 67-1。

¹⁵ 若槻禮次郎『古風庵回顧録』読売新聞社、1950年、147-148頁。

¹⁶ 『日本銀行百年史』第二巻、206頁。その具体策としては、(イ) 正貨準備に一定の平準点（たとえば2億円）を定め、正貨準備が上述のような「自然の経済作用」によりこの平準点を下回った時は、日本銀行は次第に公定歩合を引き上げて正貨準備の維持をはかる。

(ロ) 正貨準備に一定の最低限度（たとえば1億8000万円）を定め、日本銀行が公定歩合を引き上げた

にもかかわらず正貨準備が「自然の経済作用」によりこの最低限度を下回る場合は、「自然ならざる作用」により受け入れた正貨をもって最低限度まで徐々に補充する。「自然の経済作用」によって正貨準備が増加し、(イ)の平準点を上回るに至った時は、上記の補充正貨を順次準備外に組み戻す、というものであった。

¹⁷ 同上、209頁。

¹⁸ 『原敬日記』明治44年9月25日の項。

¹⁹ 同上、明治44年10月5日の項。

²⁰ 同上、明治44年10月5日の項。

²¹ 同上、明治44年10月3日の項。

²² 山県明七『財政十年』303-304頁。

²³ 山本達雄伝記編纂会編『山本達雄』昭和26年、322頁、三十四銀行編『小山健三傳』昭和5年、598-599頁。

²⁴ 「渋沢栄一日記」、明治44年10月24日、11月10日、14日、15日、17日、18日、19日、20日『渋沢栄一伝記資料』第56巻、631頁、及び『渋沢栄一伝記資料』別巻第一、710頁。

²⁵ 井上馨伝記編纂会編『世外井上公傳』第五巻、263-265頁。

²⁶ 『渋沢栄一伝記資料』第56巻、632-636頁。

²⁷ 山県明七『財政十年』、307頁。

²⁸ 信夫清三郎『大正政治史』、129頁。

²⁹ 『原敬日記』明治44年10月14日の項。

³⁰ 大塚豊次編『三井と三菱』實業之世界社、大正2年、155-156、190頁、『豊川良平』97、133頁。

³¹ 『原敬日記』明治44年11月20日の項。

³² 前掲『財政十年』、308頁。

³³ 『原敬日記』明治44年11月20日の項。

³⁴ 同上、明治44年12月3日の項。

³⁵ 「財政問題に関する意見書」樋口秀雄校訂『憲政会史』、478-479頁。

³⁶ 前掲、『財政十年』307、309-311頁。

³⁷ 『原敬日記』明治44年12月12日の項。

³⁸ 同上、明治44年12月22日の項。

³⁹ 同上、明治44年12月25日、26日の項。

⁴⁰ 前掲、『財政十年』、307、309-311頁。

⁴¹ 「官報号外 明治四十五年一月二十四日 衆議院議事速記録第三号」、3-5頁

⁴² 「官報号外 明治四十五年一月二十四日 衆議院議事速記録第三号」、17頁。

⁴³ 「第二十八帝国議会衆議院予算委員会議録(速記) 明治四十五年一月二十五日」、20頁。

⁴⁴ この三つの大蔵省証券の根拠法令については、大蔵省編『明治大正財政史』第12巻 国債(下)、「第五章 大蔵省証券」509-533頁を参照のこと。

⁴⁵ 「第二十八回帝国議会衆議院予算委員会議録(速記) 明治四十五年一月二十五日」、21頁。

⁴⁶ “Japan’s gold reserve in London” *The Economist*, March 9, 1912. 18. 在倫敦我在外正貨ニ対スル痛評ニ関スル件、明治四十五年三月、JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B11100065100(4画像目)、金融経済関係雑件 第一巻、外務省外交史料館所蔵(B-3-4-2-40_001)。

⁴⁷ “If You haven’t bought, any Japanese bonds- Don’t buy any and save your money.” *The New York Evening Journal*, April 10, 1912. 及び、“Why the Tokio Loan Failed Money was needed to replenish Gold Reserve-Debt recently heavily increased” *The New York American*, April 11, 1912. 東京市債外国ニ於テ発行一件、明治45年2月6日~大正5年11月22日、JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B11090735900(14-15画像目)、東京市債外国ニ於テ発行一件、外務省外交史料館所蔵(B-3-4-4-50)。

⁴⁸ 同上、なお四十二年ノ法律第六號ノ鉄道会計法第十二條に基づいての鉄道敷設資金に充當できる大蔵省証券の額についても制限はなかった。

⁴⁹ 「第二十八回帝国議会衆議院予算委員会議録(速記) 明治四十五年一月二十五日」、26頁。

⁵⁰ 同上、26-27頁。

⁵¹ 同上、29-30頁。

⁵² 同上、30頁。

⁵³ 同上、31頁。

⁵⁴ 「社説 大蔵省日本銀行の不調和」『大朝』大正元年9月7日。

⁵⁵ 当時日銀調査局にいた田中鉄三郎によれば、高橋はラフリン(Laughlin, James Laurence, 1850-1933.)の“*The principles of money*” New York : C. Scribner's Sons, 1903. の貨幣数量説批判を根拠にしたという。「高橋是清さんが通貨数量説などを言われまして世間が大分にぎやかになつて来たことがありました。高橋さんはしやべつてしまつたあとからそのお説に都合のよいものを集めて書いてくれといわ

れます。しかも急いでやつてくれという注文が出るのです。そこでかれこれと参考書をさがしましてラブリンのマネーという本が高橋さんの説に都合のよいものだと見たものですから、ずいぶん厚い本でしたが、徹夜して読んだことがあります。高橋さんは公債政策に非常に関心が深く、公債政策のために海外で大へんな努力を払われた功労者でありましたが、ある時はドイツ人の書いた公債政策の本をもつてこられて、これを訳してくれといわれたこともあり、その他臨時にいろいろとやらされておりました。」(日本銀行調査局『通貨金融史資料 田中鐵三郎氏(日本銀行理事)金融史談速記録』1960年、5頁。)

⁵⁶ 「兌換券と物価騰貴」『東朝』明治45年2月27日、及び「社説 通貨数量説と日銀総裁の強弁」『東洋経済新報』第588号、明治45年2月25日、10-11頁、「雑報 高橋日銀総裁の通貨論」『東洋経済新報』第590号、明治45年3月15日、45-47頁、法学博士天野為之「演説 高橋日銀総裁の通貨と物価論に就て」『東洋経済新報』第592号、明治45年4月5日、31-32頁も参照。

⁵⁷ 「高橋日銀総裁の通貨論 明治45年2月16日銀行倶楽部における演説」『東洋経済新報』第590号、明治45年3月15日、46-47頁。なお、この演説の速記は公表前に高橋総裁の訂正を経て発表されたもので、当夜の演説とは余程その趣を異にする所があったという。

⁵⁸ 『原敬日記』大正元年8月30日の項、原は「午後日本銀行総裁高橋是清来訪、金貨問題其他財政経済の問題に付意見申出あり、余の持論と全然同一なり、山本蔵相の意見に反対の點多し」と記述している。

⁵⁹ 本多精一「山本蔵相と高橋総裁」『地球』第1巻第7号、1912年10月、2-13頁。

⁶⁰ 「時事観 蔵相と銀行家」『東京経済雑誌』第66巻、第1666号、大正元年9月28日、8頁。

⁶¹ 「公債引受「シンデケート」銀行申合」『銀行通信録』明治43年11月15日、51頁。東京銀行集会所において、渋沢栄一(第一銀行)、高橋是清(横浜正金銀行)、添田寿一(日本興業銀行)、豊川良平(三菱合資会社銀行部)、早川千吉郎(三井銀行)、安田善次郎(安田銀行)、池田謙三(第百銀行)、小山健三(三十四銀行)、芦田順三郎(鴻池銀行)、中田錦吉(住友銀行)、小塚正一郎(北浜銀行)、阪野兼通(山口銀行)、永田仁助(浪速銀行)が協議したという。

⁶² 小野清造『日本証券史論 上巻』日本評論社、昭和18年、290頁。

⁶³ 志村嘉一編著『日本公社債市場史』東京大学出版会、1980年、15頁。志村は、第一次世界大戦後において、株式市場による社会的資金の動員がきわめて重要であったと指摘しているが、大戦前の当該期については、社債による資金調達との比重は低かったとしている。なお、戦前の金融システムの性格については、銀行を中心とする間接金融型であったという後発資本主義国論の立場からの見解が通説となっていたが、近年、株式など資本市場中心の直接金融型だったといった見解の間で論争となっている。(寺西重郎「戦前日本の金融システムは銀行中心であったか」、岡崎哲二「戦前日本における企業金融・企業統治の進化：寺西論文「戦前日本の金融システムは銀行中心であったか」に対するコメント」、石井寛治「戦前日本の株式投資とその資金源泉：寺西論文「戦前日本の金融システムは銀行中心であったか」に対するコメント」、いづれも『金融研究』第25巻第1号、2006年3月に所収。)

⁶⁴ 「第十回交換所連合会」『銀行通信録』第53巻第318号、明治45年4月、58-64頁。

⁶⁵ この点については、拙稿「第二次桂内閣期における銀行界と政党—外債問題を中心に—」『早稲田政治経済学雑誌』第387号を参照のこと。

⁶⁶ 明治43年10月13日全国交換所連合会懇親会における小山健三君の演説『銀行通信録』第50巻第301号、明治43年11月15日、50頁。

⁶⁷ 「第十回交換所連合会 高橋日本銀行総裁の演説」『銀行通信録』第53巻第318号、558-559頁。

⁶⁸ 「第十回交換所連合会 豊川良平君の演説」『銀行通信録』第53巻第318号、558-559頁。

⁶⁹ 「銀行団の解散」(雑報)『東洋経済新報』第591号、明治45年3月25日、46頁。

⁷⁰ 小野清造『日本証券史論 上巻』日本評論社、昭和18年、292頁。

⁷¹ 『小山健三傳』昭和5年、593-599頁、「再び小山君の寄書を読む」『大朝』明治45年4月27日(同書掲載、634頁)。

⁷² 雪堂生(本多精一)「一筆啓上」『大朝』明治45年4月19日、志立鉄次郎「国債償還に関する小山君の寄書を読む」『大朝』明治45年4月24日、「再び小山君の寄書を読む」『大朝』明治45年4月27日(『小山健三傳』昭和5年、611-634頁所収。)

⁷³ 伯爵大隈重信 男爵渋沢栄一「減債方針存続の利害」『地球』第1巻第2号、1912年5月、78-85頁。

⁷⁴ 山本達雄「財政経済上における余の所見」『経済評論』第12巻6号、1912年5月、12-13頁。

⁷⁵ 「時事観 蔵相と銀行家」『東京経済雑誌』第66巻第1666号、大正元年9月28日、7-8頁。

⁷⁶ 「官僚派の陰謀」『東朝』大正元年9月22日。

⁷⁷ 豊国銀行専務取締役坂田實「若様と三太夫の衝突」(「大蔵省と日本銀行の反目」所収)『地球』第1巻7号、1912年10月、87-90頁。

⁷⁸ 日本興業銀行臨時史料室『日本興業銀行五十年史』1957年、113頁。

⁷⁹ 1. 日仏「シンデケート」ノ件、JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B11090727000、本邦ニ於ケル外資輸入関係雑件(B-3-4-41)(外務省外交史料館所蔵)、10-15画像目。

-
- 80 和田豊治伝編纂所編『和田豊治傳』1926年、195-196頁。
- 81 「渋沢栄一日記」明治45年4月12日『渋沢栄一傳記資料』別巻第一、1966年、734頁。
- 82 「秘 明治四十五年四月十七日午前九時西園寺首相官邸ニ於テ」『勝田家文書』R35
- 83 「山本蔵相の談」『東朝』明治45年5月6日、2面。
- 84 前掲『日本興業銀行五十年史』、114-115頁。
- 85 前掲『日本興業銀行五十年史』、114-115頁。
- 86 「渋沢栄一日記」明治45年6月23日『渋沢栄一傳記資料』別巻第一、745頁。
- 87 「大正元年八月七日井上侯邸会議街録」『勝田家文書』R35
- 88 「大正元年八月十一日井上侯邸会議概録」『勝田家文書』R69
- 89 「澁澤栄一書簡白岩竜平宛、大正元年6月3日、大正元年8月3日」『澁澤栄一傳記資料』第54巻、496-497頁。東亜興業社長白岩竜平からの清国広西鉄道への投資の仮契約の件につき、渋沢は大正元年8月3日の書簡において、「井上老侯と面会いたし、貴兄御会話之段承り及申候、日仏銀行之事も近日百事決定と存候間、其機会ニ東亜之義も一步ニても相進候様仕度と心掛罷存候」と返答している。
- 90 「株式会社日仏銀行相談会議事録、大正元年9月24日」『渋沢栄一傳記資料』50巻、340頁。
- 91 「株式会社日仏銀行相談会議事録、大正元年10月18日」同上、341頁。
- 92 「株式会社日仏銀行相談会議事録、大正元年10月23日」同上、342頁。
- 93 前掲『日本興業銀行五十年史』、115頁。
- 94 『原敬日記』明治44年11月20日の項。
- 95 同上、明治44年12月5日の項。
- 96 山本達雄伝記編纂会編『山本達雄』昭和26年、322-323頁。
- 97 同上、322頁。
- 98 同上、322-334頁。
- 99 武富時敏『制度整理論』大勢社、明治45年4月19日、30、46-47頁。
- 100 同上、74-76頁。
- 101 同上、78-80頁。
- 102 同上、101-104頁。
- 103 同上、111頁。
- 104 同上、130-131頁。
- 105 『原敬日記』明治44年9月14日の項。
- 106 明治45年9月4日付後藤新平桂太郎宛書簡「秘密情報」『桂太郎関係文書』第1冊 6-22
- 107 『大正初期山縣有朋談話筆記』、27-28頁。
- 108 同上、29-30頁。
- 109 「社説 松方侯爵の財政意見如何(第一)」『東京経済雑誌』第66巻、1669号、大正元年10月19日、4頁。
- 110 「財政会議 時報」『東京経済雑誌』第66巻、1669号、大正元年10月19日、31頁。
- 111 「社説 松方侯爵の財政意見如何(第一)」『東京経済雑誌』第66巻、1670号、大正元年10月26日、2-3頁。
- 112 伊藤隆編『大正初期山縣有朋談話筆記』山川出版社、1981年、32-33頁。
- 113 同上、33-34頁。
- 114 「西園寺内閣制度整理の結果如何」『東京経済雑誌』第66巻、1676号、大正元年12月7日、4-6頁。
- 115 「桂公爵一行送別晩餐会演説」『銀行通信録』第54巻321号、明治45年7月20日、32-37頁。
- 116 前掲『古風庵回顧録』、177-179頁。
- 117 桂公爵の演説「桂公爵一行送別晩餐会演説」明治45年6月26日於銀行倶楽部『銀行通信録』第54巻第321号、1912年7月、33-34頁。
- 118 豊川良平君の演説「桂公爵一行送別晩餐会演説」明治45年6月26日於銀行倶楽部『銀行通信録』第54巻第321号、1912年7月、36-37頁。
- 119 山縣有朋「大正政変記」(前掲、『大正政変の基礎的研究』所収、資料編641頁。)
- 120 大浦氏記念事業会編輯『大浦兼武傳』、135-136頁。秋山定輔伝別冊附録『秋山定輔と二六新報年譜』、13頁。なお秋山は官僚派の後藤新平の案内で桂との会談を行った。秋山定輔は元二六新報の主筆をつとめ、桂内閣打倒の急先鋒のキャンペーンを張っていたが、この会見を機に桂と和解に至り、官僚派との民党合同路線を推進することとなった。
- 121 「時事評 故桂公の同志会を組織したる動機」『東京経済雑誌』第71巻第1791号、大正4年3月13日。長島隆二(桂公の娘婿)は、秋山定輔氏の政権発表会の演説に於いて、同志会の結成は秋山定輔、阪本金弥の発起にて、桂公は之が賛成者にしか過ぎなかったと述べて二人の政治主導を強調しているが、第二次桂内閣期に山縣が既に官僚党構想を桂に勧告していた点を見逃すべきではない。(大津淳一郎『大日本

憲政史』第七卷、原書房、1970年、16頁。）

¹²² 「大正元年十二月十七日付 桂首相ト対談及ビ往復之書簡也」、大正二年一月十二日（山縣有朋「大正政変記」（前掲、『大正政変の基礎的研究』所収、資料編 641頁。）

¹²³ 同上。なお、山縣の「三党鼎立論」は終始一貫したものであり、寺内内閣期の総選挙の際に、立候補働きかけ工作には三井財閥顧問で財界の元老格である益田孝を関与させ、三井の高橋義雄、有力地方財閥の安川敬一郎などに声をかけていた。（「大正6年2月17日付高橋義男宛山縣有朋意見書」高橋義男『山公遺烈』慶文堂書店、1925年、136-141頁。）

¹²⁴ 前掲、『大日本憲政史』第7巻、16頁。大正元年12月17日、この時、桂は山縣の病状を見舞って、「国政の事及ばずながら、弟の在するあり。多く老兄の心を痛ましむるを須みず。暫くは淋しからんも幸に心を安んじ別業に起臥して静養せられんことを請ふ」と述べたことを芳川顕正、清浦圭吾に告げたことで、桂首相の元老押込策と誤解されるに至ったという。

¹²⁵ 明治45年8月27日付 後藤新平桂太郎宛書簡「秘密情報」『桂太郎関係文書』第1冊 6-21

¹²⁶ 本多精一「増師問題に対する實業家の態度」『地球』第1巻第9号、1912年12月、11-13頁。

¹²⁷ 前掲、『世外井上公傳』第五巻、280-281頁。田中義一伝記刊行会編『田中義一伝記』上巻、原書房、1981年、517-522頁。高輪会とは、築地の精養軒で毎月15日に毛利家を中心として旧来の情宜を温めるために組織された山口県出身者の会合であり、山縣有朋や井上馨も度々出席していた。高橋義雄『萬象録』巻1、思文閣出版、1986年、11月18日の項。

¹²⁸ 『田中義一傳記』上巻、1958年、514頁。

¹²⁹ その翌年の大正2年1月14日に、洪沢と東京毛織物株式会社社長の日比谷平左衛門、さらには専務取締役の諸井恒平ともに、毛織物工業を合同して千住製絨所の払い下げを井上に請願している。「洪沢栄一日記」大正3年1月14日、『洪沢栄一伝記資料』第52巻、464頁、及び、日本毛織株式会社編『日本毛織三十年史』昭和6年1月、33頁。

¹³⁰ 河谷從雄『田中義一傳』、1929年、297頁、及び「陸軍部の運動振」『大朝』大正元年11月20日。「増師問題現状」『東朝』大正元年11月18日。

¹³¹ 三井銀行常務取締役早川千吉郎「海陸軍の充実と政費の節約」『地球』第1号第5号、1912年8月、120-121頁。

¹³² 「桂公と豊川氏」『東朝』大正2年1月27日。

¹³³ 土佐出身の林民雄は三菱の人物であった。かつて岩崎弥太郎が設けた私塾で大石正巳に師事し、ペンシルバニア大学を卒業後、三菱財閥の総本山である日本郵船株式会社に入社した。豊川との従兄関係以外に、近藤康平とは親戚関係であり、三菱の岩崎久弥と同窓である。（『進境の人物』世界公論社、1917年、33-35頁。及び渡辺慎治編『天才乎人才乎』東京堂、1908年、199-200頁。）また、林民雄の妻栄子は陸軍大将野津道貫の次女であった。（大塚豊次『三井と三菱』實業之世界社、大正2年、183-184頁。）

¹³⁴ 犬養毅「民党合同の機運と桂の作戦計画」『地球』第2巻第2号、大正2年2月、23-24頁。

¹³⁵ 小泉三申『隨筆西園寺公』岩波書店、1939年、269頁、石上良平『原敬歿後』中央公論社、1960年、276-277頁。

¹³⁶ 「洪沢尾崎両氏会見 増資問題に就て」『東朝』大正元年11月23日。

¹³⁷ 「増師と実業家」『東朝』大正元年11月23日。

¹³⁸ 「洪沢男の政局談 松侯勧誘の顛末」『東朝』大正元年12月12日。

¹³⁹ 宮地正人『日露戦後政治史の研究』東京大学出版会、1973年、303頁。季武嘉也「桂園時代の野田卯太郎」『創価大学人文論集』3号、1991年3月を参照。

¹⁴⁰ 『原敬日記』大正元年12月18日の項。桂は西園寺に、「今回は山縣系は一切之を退けたりとて手柄顔」で、「元老が全く口出の出来ぬ様になしたことにてお互い仕合なり」と言い放ち、「政友会に対しては厚意は望むも別段此事を希望すと云ふことなし」と述べたという。原は「妥協を申し越さずと云ふ意味か」と記述している。

¹⁴¹ 『原敬日記』大正2年1月26日、28日の項。

¹⁴² 「寺内正毅宛徳富猪一郎書翰 大正元年12月8日 党人狂叫 各地商業会議所附和雷同 政友会・薩派黙契 情勢判断困難 松方正義・桂太郎」『寺内正毅関係文書』書翰の部 330-13。

¹⁴³ 『晩香 岡崎邦輔』昭和12年、松雲荘文庫、205-208頁。（岡崎邦輔述『憲政回顧録』福岡日日新聞社東京連絡部、1935年を再引用。）

¹⁴⁴ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.A06030015800、大正二年騒擾事件記録・前編(国立公文書館)、6-9画像目。

¹⁴⁵ 高橋義雄『萬象録』巻1、大正元年12月12日の項。なお山縣は憲政擁護演説会について、国民新聞の徳富蘇峰からの親展によって報告を受けていた。

¹⁴⁶ 「大浦子爵書取、大正三(元)年第三次桂内閣組織ノ際ニ於ケル政策ニ関スルモノ歟」『桂公伝記資料』(山本四郎『大正政変の基礎的研究』御茶の水書房、1971年、258-259頁所収)

- 147 櫻井良樹・社団法人尚友倶楽部編『田健治郎日記』2、芙蓉書房出版、2009年、238頁、明治45年12月19日の項。
- 148 吉川秀造「大正初年の正貨吸収論」『同志社大学商学部創立五周年記念論文集』、同志社大学商学会、1953年、160-161頁。
- 149 津島寿一『森賢吾さんのこと（下・事績）』芳塘刊行会、昭和39年、17頁。田昌は大正元年12月から理財局国庫課長を務めていた。（大蔵省百年史編集室編『大蔵省人名録：明治・大正・昭和』大蔵財務協会、1973年、115頁。）ちなみに、田は昭和3年2月第16回衆議院総選挙で立憲民政党（立憲同志会の後身）から出馬し当選。昭和6年4月14日に成立した第二次若槻内閣では大蔵次官を務めた。
- 150 この時機の大蔵省の正貨擁護策としては、「正貨維持ノ方針」（明治44年8月）、正貨ニ関スル応急措置策（明治44年8月）、「本邦正貨ノ将来ニ就テ」『勝田家文書』第48冊第3号（大正元年9月16日）があるが、いずれもほぼ同様の内容であり、非募債主義を宣言してない。
- 151 「資料解説 四、大蔵省文庫蔵『正貨吸収二十五策』（推定、大正二年一月―二月に成立）に関する所見。」小島仁『日本の金本位制時代（1897～1917）―円の対外関係を中心とする考察』日本経済評論社、1981年、328-337頁。
- 152 渋谷作助『武富時敏』1934年・附録「大隈内閣財政回顧録」、6-8頁。武富時敏によれば、国民党改革派五領袖の「最早予算が目前に迫って居るが、政府は如何なる財政計画を立て居らるるか。我々は従来の財政方針は反対することが多く、特に年々外国債を募集するが如きは最も反対する所で、之を廃止するには何としても歳出総額の約一割を節減しなければならぬ而かも経常歳出の上に五六千万の節減を断行しなければならぬと信ずるが如何」との要求に対し、桂は「其通り私も考へて居る、折角大蔵省で調査中で、経常歳出の節減額は今日の計算では約五千七百万円を得る積になって居る。孰れ各省と協議しなければならぬから、其上で如何になるか、今少し多くなるか、或は寡くなるか分からぬが、孰れにしても五千万円以上六千万円以下の節減を為し得ることは確実である。猶当局の若槻と会見して一般の計画を承知して貰ひたい、恐らく諸君の従来の意見と背馳することはあるまい」と答え、新政党の声明には、五千万乃至六千万の政費節減を明記することに決定したという。
- 153 若槻禮次郎「立憲同志会の財政計画」『地球』第2巻第3号、1913年3月、34頁。
- 154 前掲『古風庵回顧録』、194-195頁。若槻によれば「第三十帝国議会は十二月二十四日に召集せられ、翌大正二年一月二十日まで休会となっていたが、大蔵大臣としては、それまでに予算案を提出しなければならぬ。新たに作って議会に出すのでは到底間に合わない、そこで私は、新たに予算案を作らず、前年度の予算を一文も改めないで、それを新たに印刷させ、これを大正二年度予算として提出することにした。そしてこの予算を説明するときに、これをこの通りに執行せず、この中から五、六千万円を整理して執行する旨を、議会で声明する手筈になっていた」と回想している。
- 155 『正貨吸収二十五策』乙、JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.A08071676300、昭和財政史資料第1号第86冊(国立公文書館)、63-65画像目。
- 156 『正貨吸収二十五策』乙 第十三策、JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.A08071676300、昭和財政史資料第1号第86冊(国立公文書館)、82画像目。
- 157 『正貨吸収二十五策』乙 第二十二策、JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.A08071676300、昭和財政史資料第1号第86冊(国立公文書館)、115画像目。
- 158 政友会と商工派の護憲運動については、拙稿「第二次桂内閣における銀行界と政党―外債問題を中心に―」『早稲田政治経済学雑誌』第387号、2015年3月を参照のこと。
- 159 「国民党動揺 昨日の党議員会」『東朝』大正2年1月22日。
- 160 伯爵大隈重信「桂と西園寺と吾輩の立場」『地球』第2巻第2号、大正2年2月、64-66頁、「新政党組織顛末」『太陽』臨時増刊第19巻第4号、大正2年3月15日、105頁。
- 161 前掲「桂公と豊川氏」、及び、靜山處士「現内閣の背景 大隈伯と豊川良平」『地球』第2巻2号、1913年2月、16-20頁、及び、馬場恒吾、『政界人物風景』中央公論社、1931年、178頁。また富田幸次郎は、大石を党内の片岡直温、坂本金弥を通じて桂に接近させたという。
- 162 伊藤正徳編『加藤高明』上巻、1929年、689-693頁。「脱党者の奔走 隈伯総理推戴運動」『新政党組織事務』『東朝』大正2年1月28日。前掲、『政界人物風景』、179頁。
- 163 高橋義雄『萬象録』巻1、218頁、大正2年1月23日の項。
- 164 同上、220頁、大正2年1月25日の項。
- 165 前掲、『豊川良平』、259頁、前掲「現内閣の背景 大隈伯と豊川良平」、16-20頁。
- 166 有聲居「興銀総裁の新総裁 併て添田前総裁辞職の内情」『地球』第2巻2号、154-156頁。
- 167 前掲『和田豊治傳』、198-201頁、「興業銀行総裁決定難 倉知鐵吉氏候補説」『東京朝日新聞』大正2年2月2日、4面。
- 168 「渋沢栄一日記」大正2年1月15日、16日、18日、21日、『渋沢栄一伝記資料』別巻第一、750-752頁。

169 前掲『古風庵回顧録』、158-159頁。

170 同上。

171 根津翁傳記編纂会『根津翁傳』昭和36年、212頁。なお、根津はその後の第二次大隈内閣時には河野農商務大臣と東京米穀取引所の問題に付き感情の疎隔を来たし、東京米穀取引所理事長辞職するとともに、立憲同志会をも去った。

172 前掲、上田『大正の政変』、135頁。

173 東京商業会議所会頭中野武宮「桂公が世間の攻撃を避け得る術」『地球』第2巻2号、大正2年2月、33-36頁。

174 安田善三郎「第三次桂内閣と銀行團の動静」『地球』第2巻第1号、大正2年1月、45-46頁。

175 「実業界と新党▽渋沢男爵談」『東朝』大正2年1月22日。

176 「実業界と新党▽渋沢男爵談」『東朝』大正2年1月22日。

177 東京商業会議所会頭中野武宮「桂公が世間の攻撃を避け得る術」『地球』第2巻2号、大正2年2月、33-36頁、及び、前掲『大正の政変』、135頁。

178 『明治大正史 第6巻、政治篇』朝日新聞社、1930年、234-292頁。

第3章 日本工業倶楽部の誕生 —和田豊治による財界世話業の組織化—

はじめに

日本工業倶楽部の設立準備は、第一次世界大戦勃発後の大正4年11月頃から着手された。欧米の総合経済団体の結成と比較すると、イタリアの産業総連合会（1910年）、アメリカの全米商業会議所（1912年）、イギリス産業連盟（1916年）、また業種別ではあるがドイツ帝国産業連盟（1919年）となっており、同時代的な現象であったことが見えてくる¹。こうした事実からも、第一次世界大戦の戦争経済の刺激が日本工業倶楽部の設立に大きく作用していたことは否めないであろう。

そこで本章では、日本工業倶楽部の設立に至るまでの経緯を、外債ならびに正貨問題をめぐる政官財の提携・対抗関係から捉え直してみたい。正貨の収支に関する問題は、国庫収支、国際収支といった財政のみならず民間経済、外交にも密接に関連する事項であるにも関わらず、その情報は日露戦後、国家機密として政府、大蔵省、日銀、そして元老らによって独占され、運用されるに至っていた。ところが、第一次世界大戦前夜の正貨枯渇の危機という事態に、それまでの井上馨、松方正義ら元老や渋沢栄一（財界世話役）を中心とした元老政治（インナーポリティクス）による利害調整ではもはや対処できず、効率的な財政パフォーマンスが望みえなくなっていたのである。そして、そうした元老政治に代わり、二大政党制という新たな政治システムを補完する中間団体として、日本工業倶楽部が誕生したのであった。本稿ではその前身にあたる経済研究会や日本実業協会の設立目的を踏まえながら、日本工業倶楽部が設立するに至った背景を明らかにしてみたい。経済研究会は、それまで銀行家の意見がすなわち「財界」の意見とされてきたことに対して不満を持つ実業家が中心となって誕生した研究会であり、こうした研究会での人的ネットワークが権力核となって、欧米の商業会議所のように政治的に中立な立場から、政府の財政政策や正貨問題といった「社会公共の利害に関する問題」に対処できる経済団体としての役割を担うべく、日本実業協会は誕生したのであった。しかしながら、日本実業協会は「少数者による専制」や「市場の失敗」といった問題を緩和・調整するまでの機能は未だ有していなかったのである。

その後、第一次世界大戦の「天佑」により、正貨問題は霧散霧消したかに見えたが、今度は逆に大量の正貨流入により、正貨の有効な活用方法をめぐって議論が噴出したこと、こうした正貨問題や戦時中の産業構造の転換に対処するべく、日本工業倶楽部は設立されたのである。工業化の進展に伴い、ようやく実業エリート（専門経営者）が社会階層において抬頭を始め、彼らの政治的、経済的発言力も活発となったことから、これらを総合経済団体において具象化しようとする動きが活発化した。そうした背景から誕生したのが日本工業倶楽部であった。日本工業倶楽部は、「少数者による専制」や「市場の失敗」を緩和・

調整するという国家的見地から、特定産業の利害を代表する経営者ないし実業家集団の域を超えて、個別業界間の利害対立を大企業優位に調整し、それを経済界全体の「共通の利害」として政策に昇華させ、その政策を政府や官僚に組織的に働きかけて実現させる機能を初めて持つようになったのである。

本稿では、その設立過程において、第二の渋沢栄一として、財界世話役としての頭角を現した和田豊治の動向に注目し、彼の求心力によって「財界世話業」が次第に総合経済団体として組織化されていったことを明らかにしたい。

1. 正貨危機と日本実業協会

1.1. 山本内閣における『正貨吸収二十五策』の波紋

第三次桂内閣の倒閣後、政友会と薩州の山本内閣が成立する。西園寺は、山本権兵衛は早くから政友会に同情的であり、山本ならば政友会の政策を実行するとみて推挙したのである²。閣僚の選考は、山本が中心となり牧野伸顕（外相に就任）を参謀格として、政友会と密接な連絡をとって進められた。山本は当初、大蔵大臣に貴族院の財政通として知られた三島弥太郎を据えようとしたが、三島は貴族院研究会に気兼ねして入閣を辞退したため、結局、元老松方正義の推薦する政友会党员となった高橋是清が蔵相に就任した³。

大正2年2月21日、政友会本部に出席した山本権兵衛は、「政友会の主義綱領により施政の方針となすべく、又西園寺内閣に於て調査せし行政財政の整理を遂行するの宣言をなす事に取り極めた」のち⁴、同日の閣議で、「桂内閣提出の予算案はひとまづ撤回し更に提出する事に決」した。さらに、この桂の案に対して、山本内閣で内務大臣に就任した政友会の原敬は、大正2年3月6日の政友会総務長および予算委員長と会合し、「勝田次官（第三次桂内閣から大蔵次官を務めていた一筆者）は、桂の査定案を弁護し此予算の儘にても五千万乃至六千万の減額の見込みある事を述べたるも是れ強弁にて、桂の査定案なるものは各省にも相談せず単に見込額を予算案の上に加へたるまでに固より成案にもあらず、然るに此未熟なる案を新政党は提出して柵減の余地ある様に云ひ居るものなり」と述べて、立憲同志会の予算案を踏襲しないよう要請した⁵。

鉄道敷設事業などを通じた地方利益誘導により政党の地盤拡大を目指す政友会にとっては、同志会が掲げる官業費の削減は痛手となるものであった。そのため、原はかねてから政友会の立場としては、「行政費は可成節約の方針を取り、国力発展に必要な費用（官業費一筆者）は之を投ずる事を惜しまざるの方針を取るに在りて、斯くせざれば輸出入の不平均も到底之を料理するの途なく正貨欠乏も之を救ふに由なし」⁶と、積極的財政の継続を訴えたのである。結局、山本内閣の政費削減は、結果的に陸軍が固執する二個師団増師については、大正3年度以降に繰越す方針とし、大正2年5月、普通行政費の大幅削減となる行政改革を実施することになった⁷。こうした政治的経緯をみても、第三次桂内閣を倒閣した護憲運動の背景には、鉄道事業等の官業の抑制に反発する政友会の存在があったこと

は理解できよう。

山本内閣の大蔵大臣に高橋是清が就任するや、自らがまとめた「正貨収支に関する問題」と題する意見書を山本首相に提出し、生産的事業資金に限るとの方針から、内地および朝鮮の鉄道資金に限って外債募集を求めた。とりわけ高橋は、当時の国際情勢を勘案して、「日露両国の間に事端なからしむる為め、露国の同盟国たる仏国と帝国との間に密接な財的關係を作り置くの必要」から、仏国市場に外資を仰ぐことを進言した⁸。高橋は蔵相就任後このプランを実行に移したことで、結果的に第三次桂内閣で『正貨吸収二十五策』で掲げられていた、非募債主義は採用されることはなかったのである。

高橋是清は、政府が外債によって在外正貨の補充することで兌換券の膨張を来し、その結果物価騰貴を誘致し、益々輸入の増加を助長して正貨流出を招来すると考える貨幣数量説を不通の議論であると考えていた。輸出貿易を伸張して、輸出超過の差額によって外債利払を支払えるようになれば、外債による在外正貨の補充は初めて必要がなくなるが、政府が財政の信用と外債の価格維持を計るためにも当面は必要な処置であると考えていた⁹。元大蔵官僚の津島寿一は、当時の状況では、たとえ提案された二十五策を実行したとしてもなかなか事態に善処することはむずかしかったであろうと述べているが¹⁰、いずれにしろ、『正貨吸収二十五策』で掲げられた非募債主義、金融引締めが政府の方針として定着するまでには、大正三年の春まで、すなわち、第三次桂内閣、山本内閣、第二次大隈内閣と、三期の内閣を経なければならなかった。

1.2. 高橋蔵相の財政運営に対する銀行界の反応

高橋蔵相の財政方針は果たしてどのようなものであったか。大正2年12月8日三重県津市において開かれた政友会東海十一州会大会席上における演説で、高橋は、政友会の行財政整理の精神を、「事務を簡捷にして冗費を整理節約し以て国運の発展上必要なる事業に投ぜんとするものにして若し尚ほ費用に不足を生ずるに於ては借金をなすも大に遣るべし」と位置付けた。消極論者の主張は「我国は二十六億の公債を有し貿易は入超を重ねて止まず斯くの如くんば国家は遂に破産するの外なきに至るべし故に通貨を縮小して物価を下落せしめば茲に初めて出超となり外債を銷却することを得べし」と言うが、その場合は「人為的に金利を引上ぐるの外なく而も人為的に金利を引上ぐる結果は資金欠乏」するため、すべての事業を妨害するから決して採るべき政策ではないとし、「世間には正貨問題に就て議論喧しく正貨減じなば直に国家亡ぶるが如く唱ふる者あるも元来世界の公債は千億円もあるに拘はらず正貨は百億円に過ぎず正貨の多少は左程恐怖するに及ばず」と述べて、消極的正貨策を一蹴した¹¹。

実は、高橋は大蔵大臣就任直後の大正2年2月24日、渋沢栄一に面会を求めて、日本銀行総裁に就任するよう要請していた。高橋は、シンジケート団の中心メンバーにして銀行界からの信頼が厚い渋沢を日銀総裁に据えることで、彼らの支持を取り付け、外債募集を

中心とする積極的正貨政策に弾みをつけようとしていたのである。こうした高橋新蔵相の要請に対して、渋沢栄一は大蔵省から民間に下って以来、民間事業の発達に貢献するとの初心を貫きたいとの理由から、日銀総裁の辞退を願い出た¹²。渋沢は、先の政変で豊川良平を初めとする銀行家や中野武蔵ら実業家が桂新党、政友会にそれぞれに与して政治運動に没頭したことで混乱を来し、行財政整理の実行が遅延してしまったことを悔いていた。渋沢はいう。

政治は財政を基礎とし、財政は経済を基礎とする以上、経済機関の運転士たる実業家は、あらゆる政治問題に対し、常に中心的勢力であらねばならぬ。同様に実業家は必ずしも政治家であることを必要としない。政治舞台の役者であることを必要としないけれども、政治を理解し、政治を批判し、政治舞台の役者としていかに動作するのが可能であるかを了得した観客でなければならない。観客中の最も上等席を占める者であらねばならない¹³。

これが渋沢の政治に対するスタンスであった。そして渋沢は次のように高橋蔵相に注文をつけた。

今日の問題の根幹は、政府の財政方針の不安定性にある。財政の基礎が定まらぬから民間金融は何時如何なる圧迫打撃を被むるか少しも安心ができない。このような不安の財政を抱いて、政治家は昨年秋以来、政争に明け暮れ、国務の荒廃を眼前に露呈しているのは慨わしい。財政上の不安を去り、其基礎の鞏固を図るには、行政整理に俟つ外無い。西園寺内閣は一度是を志したが、陸軍による二個師団問題にて斃れ、桂内閣またこの志を抱いて僅かに五十餘日を以て崩潰したが、今日の問題は増師よりも、海軍拡張よりも、乃至は政治家の権力争奪戦よりも、必要なのは行政整理を断行して財政の鞏固を図ることである。独り中央政府のみならず、殖民地も地方行政も、皆等しく大整理の余地がある¹⁴。

渋沢は高橋が日銀時代は、シンジケート団のメンバーとして共同歩調を取ってきたが、高橋が政友会に入党し、党派性を帯びた積極財政方針を打ち出し始めたことに対し、警戒感を強めていたのであろう。渋沢が日銀総裁を辞退したもう一つの理由は、高橋が進める金融政策とあまりにも隔たりがあったからであろう。渋沢は、高橋の貨幣数量説批判を「誠に陳腐な説」とし、政費の膨張のみでなく兌換券の増加が物価騰貴を促すことは全く明瞭な事実であるとして、高橋が進める外債募集による正貨補充、積極的正貨策を批判していた。そして、「輸入貿易の自然的調節を誤り尚更に兌換の基礎にも恐るべき動揺を與へんとす」る在外正貨を改廃するためにも、行財政整理を直ちに着手すべきであると説いていた¹⁵。

また興業上の金融の要である社債についても、渋沢は、「我国は兎に角社債の取引といふものが平生行われぬ。従つて興業上の金融に差支を生ずるやうな場合があるのは誠に已むを得ないが、これは未だ一般の社債の性質や、信用が普及されていないから、社債募集

の挙があっても一般の放資をここに向はしめることが困難で自然保険会社とか銀行などの少数団体に其引受を求めなければならない始末である」と不満を募らせていた。そのため、利益の的確なる民間事業に対して低利の外資を輸入するのは賛成である。しかし、政府が不急の鉄道事業や何年後に利益を生むか解らない事業に濫りに生産的公債の名を附して外資の輸入を企てるのは決して歓迎することはできない¹⁶、と高橋蔵相の公債政策を批判した。

日仏銀行の設立問題で意見の対立が尾を引いていたのであろうか。高橋があくまでも特殊銀行である興銀を中心とした担保付社債事業を推進したことに対する、渋沢の不満が窺えよう。

では、渋沢等銀行界の非募債主義・消極財政の要望に対して、高橋蔵相はどのような方針を示したのか。大正2年4月4日の第11回全国手形交換所連合会に於いて、高橋蔵相もまた渋沢と同様に過去の反省を踏まえて、銀行家が政治に容赦することを牽制し、手形交換所、銀行倶楽部、銀行集会所は、政界外に超然たる態度を取るよう求めた。つまり、銀行界は党利党略から政府を批判することを戒め、常に国家経済のことを研究し、国運の発達、国富の増進について鞏固なる意見を定めて政府の更迭政界の変動等に関係なく「我経済界の羅針盤」となるべきである。そうなれば、銀行界が「政府の措置其宜しきを得ざるものあれば之を鞭撻し之を矯正する」理もあろう。このように高橋は述べた上で、次のように自らの財政方針に理解を求めた¹⁷。

政府借入金の始末並に計画については、詳細は帝国議会に於いて説明した通りである。鉄道益金に関しては、明治42年度以降特別会計からの融通金並びに鉄道証券を以て支弁する方針で経理されてきたが、其額が1億円を超えて居り何れも整理を必要とする次第である。そこで内地に於いてこれを整理するつもりであったが、今日の我国の金融状態は到底その実行が出来ないから、やむを得ず外国市場に於いて募債の上、これを整理することにした。既に英貨短期債300万磅を起債し一部分の整理を断行致したことは諸君の御承知の通りである。残部は外国市場の状況を見計り募債の上整理する計画になっている。もっとも外資の輸入に付いては「慎重の注意を払い兌換券発行額又は内地金融市場等に激変を来さぬ様に致す積り」である。また将来鉄道の建設改良に要する資金は当分鉄道の益金と国庫預金部特別会計の余力とに依って補填するつもりであり、市場で募債しない決心である。朝鮮事業公債については国庫預金部からの融通及び朝鮮銀行からの借入金等で当分経理をして行きたい。これら借入金の整理及び、なお将来要する資金に関しては追って相当の計画を立てる積りである。大蔵省証券の発行額については議会に於いても種々疑議があつたが、政府は金融市場を庄迫するようなことを避けるため、最高五千円以上を発行しない決心である。総理大臣が陳べたように整理節約の結果、自然増収等の状況になればこの実行は決して困難でない。国債の償還については従来の

方針に依り、五千万円の内約千万円は外債の償還に三千万円は抽籤償還に充て、千万円は必要に応じ市場より買入銷却をする大体的方針である。償還時期等に付きましては国庫金繰及び金融市場の状況に順適するよう、それぞれ最良の措置を取りたいと思う。

同大会の席上、演説に立った大阪手形交換所委員長の小山健三は、この高橋の外債償還策に対して一定の評価をしつつも、今日の経済上の困難、若しくは金融上の不安は、その多くは政府の経済策に起因しているのではないかと苦言を呈した¹⁸。

また『東京日日新聞』も山本首相と高橋蔵相に対する批判キャンペーンを次のように展開した¹⁹。

本年度の予算は既に其施行期に入り、政府が何等財源を確定しないで立案した改正所得税法の施行と共に、塩専売価格も亦低減されようとしている。予算の施行に遺漏なく、而して減税の計画が歳計の均衡に支障を生じないか否かは、政府の計画中の制度整理の程度によるため、この一事は内外の世論が注目する所である。首相と蔵相が手形交換所大会の招聘に応じ、財政上の意見を発表する以上は、必ず議会に示したのものより詳細な財政方針を公にし、また議会閉会後に着手しつつある制度整理の経過を明かにし、政府の懐抱する現在の計画が所得税改正に止まらず、如何なる種類の税法に及ぼそうとするか大体的方針を披瀝して、世間の疑惑を解くべきである。然しながら、両相の演説は少しもこうした実際問題に触れず、単に世間の熟知せる、又其推測に苦しまざる事実を列挙して、責を塞いだに過ぎない。内債不募集、外債募集、大蔵省証券の制限、公債償還の固守といった蔵相の演説は、銀行業者に好都合なる点のみを列挙して、支持を取り付けるためのものであろう。

大阪朝日新聞にいたっては、高橋蔵相が外資輸入によって兌換券発行高並に内国金融市場に激変を与えないよう注意を講じると明言したことを受けて、高橋のこの発言とそれまでの彼の見解（貨幣数量説批判）との矛盾を指摘し、高橋蔵相と雖も外債募集の悪影響、つまり通貨膨張について認めていると述べ、高橋蔵相の財政運営は「抑々亦経済界の堅実なる発展を図る所以に非ざるなり」と批判したのであった²⁰。

山本内閣の財政方針に対する批判はこれだけには収まらず、高橋蔵相にかかる予算案は無計画であるとして、議会からも厳しい批判が上がった。第30回帝国議会で、山本内閣は第二次西園寺内閣の臨時制度整理局が作成した案に基き、翌年大正3年度から減税額560万円の所得税法改正案を提出した。高橋は減税により可処分所得が増加することで需要を

喚起し成長を刺激しようと考えていたのである²¹。

同改正では、第三種所得（個人所得）については、課税最低限三百円を四百円に引き上げ、千円以下の小所得者に対しては五十円乃至百五十円を控除した残額に対して課税することで、小学所得者の負担を出来るだけ軽減するよう努めた。その一方で、第一種所得（合名会社及合資会社）の所得税率は多少これを引上げ、第三種所得と同様に現行の単純な累進課税に替えて超過価格累進課税率を採用することで税負担の公平を図った。さらに製造業保護のため重要物産の製造業に対しては、開業の年より三年間所得税を免除することとした。高橋による所得税改正法案に対して、議会は税率その他に若干の修正を施した上、その試行期を繰上げ、大正2年度から施行することに修正し可決した。このため、所得税の減税見込み額は714万円となり、かつ試行期繰上に依り国庫財源の欠陥を生じたが、政府は、歳計剰余金及行政整理に依り生ずべき余裕を以て補填することで議会の修正に同意した。その一方で、減税額313万円の営業税法改正案は、同議会に提出され、衆議院はこれを修正可決したが、会期切迫のため貴族院の議決を経るには至らなかったのである²²。

実際のところ、高橋蔵相は外債募集と通貨膨張の関係をどのようにと考えていたのだろうか。高橋は大正2年4月23日新聞記者を招集し、政府の既定方針には何等の関係ないと断りながらも、自らが考える金融調整策を次のように披瀝した。

大蔵省証券の発行こそ一般経済界を圧迫するとの論者もいるが、従来から同証券の一般金融界を調節する効果は大きいと考えている。今回たまたま東西銀行家と意見を交換した結果、私と全く同一の意見であったため、この機会に平生所信の一端を述べて公明なる諸君の判断を仰ぎたい。一般経済界は常に一定不変ではなく種々の経済関係に依って一時資金の潤沢なる場合、各金融業者は往々にして預金の死蔵を避けようとするので、勢い不謹慎なる放資を行い、その結果各種事業の濫興を促して一般経済界に対し悪影響を及ぼすことがある。この場合に於いて大蔵省証券を発行して民間の資金を吸収すれば、ただ単にそうした弊害を防止し得るだけではない。金融業者側にとっても資金の必要に依って60日乃至90日と云うような償還期限以内に日本銀行に売戻して資金を回収するという便宜で確実なる放資物件であるから、それほど一般経済界を圧迫しないばかりか、却て一般経済界を調節する効果の方が顕著である。また、これを日本銀行の側から見れば、従来大蔵証券の発行に際して同行の背負込みとなる分は問題（通貨膨張一筆者）となるが、従来日本銀行は常に5千万円乃至6千万円というような多額の長期公債を所有しているので、これら長期公債に代わって短期証券を所有させるようにすれば、金融の状況に応じて通貨の伸縮自在を計らせることが出来るため、何等不都合もなくなるだろう。先年公債募集の用務を帯びて独逸に行った時、同国の中央銀行総裁より大蔵省証券の発行が一般金融の調節上必要であるとの説明を聞いたことがあるが、要するに同国は為替を利用して、一般金融を調節する方法を取る以外に、大蔵省証券をも発行して金融の調和を計ることとしている。以上

のように、大蔵省証券は一般金融を調節する上で必要物件であるため、他方に多少の欠点を伴う所もあるも、今日の我国の財政経済状態では、必ずしもその発行額を減少することのみが肝要であるとは言えない²³。

このように、高橋は政府短期証券の売買を利用した金融調節を重視した²⁴。高橋が考える正貨吸収策は、外債募集による正貨補充→在外正貨→公益事業の開發→通貨膨張→物価高騰→大蔵省証券等の発行による民間資金の吸収→輸出の防遏→減債基金制度による外債償還→公債価格の維持→再び外債募集へ、といった人為的方法で金融市場を安定させつつ、輸出貿易を伸張して出超に転じ、この輸出超過の差額によって外債償還を進めて国際貸借の均衡を図ろうとするものだった。

しかしながら、それまでの日露戦中・戦後の外資輸入の主なる使途は、事実上、軍事費、大陸経営、港湾、上下水道、電鉄乃至内債償還に利用され、国際収支の改善に直接貢献することが比較的僅少だった。当時の日本の工業は、軽工業中心であって、重工業は殆どみるべきものがなく、国内及び大陸における各種の事業建設及び軍備拡充は、国内重工業を潤す作用は毫もなく、その殆どすべては輸入の増進となり、入超の増大となって国際収支を圧迫していた。入超は、明治44年以降、急激に増大して、同年6700万円、大正元年9200万円、大正2年9700万円まで膨らんだ。加えて、外債の元利支払は政府関係のみで年7300万円（大正元年当時）あり、ほかに海軍の対外支払2000万円を算していた。即ち以上のみで年1億8千万円の外債支払が必要であり、従って少々の外債募集をしても、その資金は忽ちに消尽されてしまう状況であった。その上、明治45年以降、公債の市価は内外において急激に低落し、明治43年中、倫敦市場で96ポンド以上の価格を保っていたが、第一回四分利英貨公債は83ポンドに下落し、同じく、96円以上あった第一回四分利内国債は、84円に下落した。この結果、内外における公債所有者に多大な損害を与えていたのである²⁵。

高橋もこうした経済状況を踏まえた上で、大正2年5月1日、大阪における第15回関西銀行会席上で、再び次のように銀行家たちに外債募集についての理解を求めざるを得なかった²⁶。

政府は1億円の外債を発行したが、その内300万ポンドを英国にて募集し、内2000万円は3月14日及び4月14日期限の鉄道短期債の内償還に充て、残額は鉄道特別会計が国庫預金より借りている短期借入金の内を償還した。また4月24日発行の仏貨国庫債券2億フランについては期限の大蔵省証券2000万円及び同日30日期限の鉄道短期債権2500万円の償還に充てその残額は国庫預金部其他よりの借入金を償還する計画を立てた。要するに今回の外債はすでに使用済の鉄道建設改良費に関する整理に外ならず、已むを得ない措置であると御諒察願いたい。今回朝鮮事業費国庫債権3000万円を内地にて発行する計画を定めて発表したが、本債券発行の主旨は外債により鉄道短期内債を償還するので、金融市場に

なるべく激変を来たさないようにこれを調整することを第一とし、その結果、朝鮮総督府特別会計において整理することとなった。日露戦争以後に急増した不生産的公債を償還することが必要であるが、これも漸次減少し、生産的公債はそれに代わっている。たとえば、明治39年度の初めでは、不生産的公債が公債総額の約8割9分3厘強であったが、本年5月初めには、6割8分になっている。また明治39年に国債整理基金を設置して以来、今日まで約3億1600余万円を償還しているが、内約2億9千余万円は不生産的公債を償還している。民間外資輸入については敢えて防遏的な政策はとる考えはないが、なるべく直接生産的資金に局限したい。公共団体等の直接政府の監督下にあるものについては、ぜひこの方針に依りたい。資本の比較的豊富でない国においては、外資を利用することは極めて必要であるが、必要であるだけ一層事業の選択を慎重にすることが重要である。

高橋蔵相はこのプランを実行に移し、これら外債発行によりひとまず正貨危機を回避することはできた。しかし、正貨準備は大正2年4月末には4億円台に達し、同年末の正貨準備は3億7649万円と減少したが、兌換銀行券発行高は前年末比7.3%増と通貨は膨張しており、問題が基本的に解決されたわけではなかった。輸出の増大にもかかわらず、大正2年中の貿易収支赤字幅は前年を9.1%上回る1億2800万円に上っていた。その一方で、外債発行代金による国債と政府短期証券の償還額が9000万円に上ったが、銀行界が予期したほど金融は緩和しなかった。朝鮮事業国庫債権3000万円の新規発行に加えて、金融緩和期待に伴う事業の新設・拡張と引続く輸入超過による資金需要の増大がみられたためであったが、決算期を迎えた6月中旬以降、金融はむしろ引締りに向かった。折しも、日本興業銀行における波佐見金山に対する不良債権の整理問題、東京電燈・日本電燈会社の合併不調、第二次バルカン戦争の発生、袁世凱独裁に対する第二次革命といった中国の政情不安などが続き、市中銀行が一層警戒的な態度をとったため、金融は引締りの傾向を強めた。秋以降も関東、北陸、北海道の暴風雨禍と北海道・東北地方の早冷による凶作から人身は阻喪して商況不振に陥り、資金需要の伸び悩みから、金融は小康状態を呈したものの引締まりの域を脱せず、翌3年上期には「地方及下層の金融は経済界不振の為め往々円滑を欠き、遂に都邑小銀行の破綻を暴露するものあり」、景気の回復は到底望みがたい情勢となった。この間、年末の兌換銀行券発行高は前年末より0.5%減少したものの、なお4億円台に上り制限外発行高は8202万円の多額に達した²⁷。

こうした民間における経済状況とは裏腹に、資金需要の強さは民間産業の需要を圧迫する公益事業の開発計画について顕著であるため、長期的観点においても後進国は他国よりの借入に一層依存せざるを得ない。海外から資金を得る場合は、借入れ国の公定歩合に影響されることはない。この場合、公共事業の需要を調節するために公定歩合を変更するのは無意味である。また後進諸国においては、国内の貯蓄増加と証券市場が発展して始めて公定歩合の大きな重要性を保持し得るため、その段階に至るまで、長期金融は銀行機関を通じて調達されるわずかな資金に限定されざるを得ない²⁸。このように、高橋が公定歩合

の引上に対して消極的であったのも、公定歩合の引上による事業資金の欠乏や倒産を危惧したこともさることながら²⁹、むしろ日露戦後恐慌後は、民間経済を圧迫しないよう、外債を発行しながら巨額の内債を市場に償還することで国内金融市場を緩和し、産業資金の需要を満たそうとしていたからだった³⁰。

また、高橋は長期金融機関の充実も試みた。もともと、預金を資金源とする普通銀行では、貸出金が長期固定される工業への供給は不向きであるため、債権を発行して長期固定資金を供給することが可能な日本興業銀行にその役割が期待されていた。しかしながら、設立が当初の計画より遅れた上に、日本興業銀行は波佐見金山等金銀山への貸付けが焦げ付き、明治45年10月の日銀借入金（預金勘定処理）の期限到来と共に、何らかの手段を講じる必要に迫られていた。大正2年6月30日、これら金銀山に対する滞貸金と共に所有有価証券の値下りによる評価損等を一挙に整理し、併せて「工業金融助長ノ為ノ」特別資金の融通方を懇願する志立鉄次郎興銀総裁からの内願書を受けていた³¹。高橋蔵相はこれを機に外資導入施設の要である日本興業銀行の挺入を行った。大正2年8月8日、志立興銀総裁の内願書を承認して、特別融通及び金銀山貸付に充当分の興業債券の借換継続を認めた。更に日銀、正金から興銀に対し低利特別融通（年2分）を行い、経営の健全化を図った上で、大正13年末を期限として償却に努めるよう要請すると同時に、あくまでも整理のための特別措置というわけではなく、「特別資金の融通は其行整理と相俟つて工業金融を円滑ならしむる趣旨を以て一層奮励製造工業の助長を期すべし」と興銀に努力義務を課したのだった³²。

こうした状況では、銀行分業構想の枠を超えて、日銀が抵当金融を拡大する中で中央銀行・普通銀行が長期金融にも進出せざるを得ず、とりわけ普通銀行が国内民間金融の中心となって、業務を拡大せざるを得なかった。そのため、国内民間金融市場における長期金融機関の比重は低く、その貸出残高（手形割引を含む）は第一次大戦前の1913（大正2）年でも民間銀行全体の20%に過ぎなかった（表1参照）。

						単位(百万円, %)	
民間銀行					長期金融機関 小計(d)	c/a	d/a
年(年末)	小計(a)	国立銀行	普通銀行(b)	貯蓄銀行(C)			
1888	85	58	28				
1893	130	80	49	1		0.8	
1898	470	1	438	31	11	6.6	2.3
1903	808		725	82	57	10.1	7.1
1908	1,245		1,098	147	121	11.8	9.7
1913	1,933		1,671	262	396	13.6	20.5

(注) 貸付金・当座貸越・手形割引・荷為替手形の合計 但し1898年以前の民間銀行は一部の項目不明
1888年は貯蓄銀行を含む。原則として政府・外国関係を除く。
(出典)『銀行営業報告』、『金融事項参考書』(神山恒雄[2000]より引用)

1.3. 日本実業協会の結成

大正2年10月2日の原敬日記によれば、「高橋蔵相は余（原一筆者）に対し、松方が、外債を鉄道並びに朝鮮事業費のために募集する事は絶対に反対するにつき、過日その不可なるを説き、強てその意見を実行せんとするならば自分を更迭せしめられたしとまで極論せり、松方の背後には松方を利用する色々の者あり誠に困る、と言うにつき、余は昨年も松方が同様の意見（但し、今回は日銀の金利を引上げて物価を低落せしむという事は、前説謬れりとして取消したる由なるも）を主張して困らせたり、老人の言を聴くことは到底不可能なり、と言えり」として書きとめているが、こうした非募債主義と金利引上げを主張する声は元老たちのものだけではなかった。

貴族院研究会に地盤を持つ三島弥太郎日銀新総裁も、高橋が進める外債発行を主軸にした積極的正貨策に反対し、非募債主義の姿勢をとっていた³³。三島は、正貨流出の勢いが止まらなければ、最悪の場合兌換制度を停止せざるを得ない事態も覚悟し³⁴、金融引き締めにより物価の下落を図り、なんとか輸出超過を食い止めようと機会を窺っていたのである。三島は、「高橋は、資本なきゆゑ借ると云ふも、資金は日本内地にも十分あり、高橋は銀行が警戒を解くを可とす云ひしゆゑ、自分は警戒を解けば危険を早め、且金の流出を早むべし」と忠告し、「日銀の遣り方に、公定歩合と実際日歩のあるは高橋式にて、正当なる方法にあらず。日銀は利上げの時期を失したり、今之を引上ぐるは財界の波乱を生ぜしむ恐れあり、時期を待つ可し」とし、個人貸出についても十分用心して「市中金利と日銀金利と近付きたる時、之をなすべし」と高橋に進言したという。三島は非募債主義で消極的正貨政策を採り、成るべく緊縮の方針で経済の立て直しを図ろうと考えていたのである³⁵。

緊縮財政、消極的正貨策を主張する元老松方正義の意向を受けた三島日銀総裁は、政策に強く政財界の根回しに長けた木村清四郎理事に全幅の信頼をおいて、政策面および外部折衝を任せていた³⁶。木村は財界と財政方面の長老である長州閥の井上馨との間を円満に運ぶためのパイプ役に徹した³⁷。営業局長を経て木村が理事に就任すると、深井営業局長、片山調査局長をはじめ、その配下に調査役の政策スタッフをおき、「中央銀行官僚ともいべき一団を形成する」に至った。日露戦争以来、日銀は大蔵省の一極の如き観を呈していたが、こうした政策グループは、通貨価値安定重視の立場から金融政策を立案し、政策が政治的に歪められないよう理論武装しながら、三島日銀総裁に進言した³⁸。

というのも、日本銀行条例（明治15年6月27日太政官布告第32号、明治23年8月改正）の第10条に「総裁、副総裁は任期は五カ年とし、総裁は勅任、副総裁は奉任とす、但し任期中は他の官職を兼任するを得ず」と規定され、一国の経済界を支配する重大使命を持つ中央銀行総裁は、大蔵省の銀行局長にあたり、副総裁は高等官三等以下の課長級と同格で、大蔵大臣の配下に置かれていたため、内閣毎に総裁の更迭を行えば、中央銀行が政党の力によって動き、従って政党勢力によって財界そのものが動かされる危険性をも孕んでいたからである³⁹。

こうした三島と高橋のやり取りについて、大正2年11月8日発行の『東京経済雑誌』は、「今日の経済界の問題は、樂觀とか悲觀とか云ふが如き、浮いた問題の時代にあらず、実

に政府当局者が憂慮し、又日本銀行の首脳が苦心しつつあるは日本銀行兌換券に対する正貨準備の維持を完うし得るや否やの、絶対的問題に逢着しつつあるなり。最近日本銀行の三島総裁が、此の点に就いて高橋蔵相に意見を提出したるは、日銀総裁の立場として、其の苦心察するに余りあり。唯惜しむ所は、同総裁は唯意見として提出し、無責任なる蔵相の一喝の下に問題を葬り去らるるに甘んぜられんとする事なり」と報じていた⁴⁰。このような政府当局の一員という立場上もさることながら、貴族院最大会派である研究会をバックに持つ三島といえども、衆議院の第一党たる政友会の勢力を背景とした高橋蔵相に対し、正面切って反対を唱えるほどの政治力はなかった。

一方、元財務当局者からは反対に、高橋の外債主義の不徹底ぶりに対して批判の聲が上がった。つまり、公債株券の暴落に基づく、財界資産の大凡の欠損額を見積もれば、内地公債総数 10 億円の 1 割、1 億円、会社払込資本金 15 億円の 2 割と見て、3 億円、合計 4 億円の巨額に達していた。この暴落に伴い金利は暴騰し、明治 43 年から明治 44 年に至っては最低日歩 1 銭であったが、大正 2 年 12 月の時点で、最低 2 銭 2 厘の高騰を示していた。要は不景気の最大要因は、公社債の暴落に伴う金利の高騰、そして、明治 44 年以後の貿易の逆調、巨額な海外正貨支払、外債募集の困難等による資金の欠乏が大きく起因しているというのである⁴¹。

これら批判に対し、高橋は不景気の原因は銀行業界の営業が不謹慎なために起きていると、彼らに責任を転嫁した。つまり、協定利率を守らずに、預金金利を高利に設定して預金の争奪を行っているがために、その反面として貸付利子の騰貴を誘致し、その結果、「資金の運用に虧からざる支障を興ふる」状態になっているというのである。そして、金利が騰貴すると、必然的に株式も下落するのは経済上の通則であり、銀行家は極端な警戒心をもって株式のような配当金を目的とするものには目もくれず、自衛策として、公債市債のような回収の確実なるものにはしか放資しなくなってしまう。すなわち、資金は必ずしも欠乏しているわけではなく、銀行家の警戒心から発生している不景気といえる。銀行家はこうした営業方針を慎み投資先の選択に周到の注意を払って経済界の健全な発達に資することを心掛けたならば、今日のような不景気は起きないはずである、と反論した⁴²。

この高橋の批判に反論したのが太陽生命保険株式会社専務取締役の清水文之輔であった。清水の論説は当時の金融業界の代表的な意見として注目に値する。清水は資金欠乏の理由を銀行の貸し渋りに求める点では高橋と同様の見解であるが、銀行の貸し渋りは、むしろ政府のあらゆる政策が優柔不断のために、営業方針を決めかねている銀行家の止むを得ない措置であると弁護し、政治に対する不信感を表明したのである。

数字上、全国の銀行の資金高は、明治 42 年末 23 億 7 千万、43 年末 26 億 7 千万、44 年末 27 億 7 千万、大正元年末 29 億 6 千万円で毎年約 2 億円の増加率であり、元年末の時点で 2 億 8 千万円の遊金と 2 億 2 千の預金を貯蔵しているにも関わらず、その一方で新設会社の資本金払込と既設会社の資本増加による増加の割合は約 1 億円でしかない。現状の金

融緊縮も資金需要の増加に起因していないことは確かである。つまり、今日の金融緊縮と金利騰貴の原因は、銀行家が需給の原則という経済自然の道理に背反し容易に放資しないためであるが、このように金融機関が資金貸出を警戒するのは、「政治が金融を威嚇する結果」である。つまり、財政・外交・軍事・興業に関して政府が方針を確定しないためであり、その結果、銀行家は財界の前途を測知することができない。将来の動揺を慮って貸出を引締め、已むを得なく貸出を承諾する場合に於いては、万一の危険に対する保険料としてその金利を引上げて自衛の方策をとっている。つまり、「政治の方針、優柔不断、因循姑息、なるが為に経済界は、常に其迫害を蒙り、事業の前途は不定不明の状態に陥り、資金供給の機関たる銀行者をして五里霧中に昏迷せしめ」ているのは、むしろ政府の方であると述べた⁴³。

加えて、清水は政府の方針が優柔不断であるとして、以下4点を挙げて、山本内閣に猛省を迫った。

1つ目が外交上の優柔不断である。対支那、対米外交は久しく解決しないため、両国との関係が深い商工業は前途危惧の念に襲われ、活動の自由を失い、事業の計画を阻まれている。従って金融業者は綿布、綿糸、綿花、水産、材木、銅鉄、米、小麦、製茶、生糸、羽二重、養蚕、石油、諸雑貨等米支両国関係の商工業、会社、株式に対する放資を引締め、金利を引上げて将来の変動に備えている。2つ目が財政政策上の優柔不断である。外債募集は打切なのか否か、剰余金は如何に処分するのか、減税は断行するのか否か、消費税の整理を実行するのか否か、剰余金は如何に処分するのか、民間商工者は、ただ手をこまねいて、政府の方針の成行を傍観するのみで、事業界の前途を懸念する他ない。3つ目が軍備問題の優柔問題であり、陸軍は増師するのか否か、海軍は拡張するのか否か、巨額の国費を不生産的の軍費に投じるのか否かは、もし投じるのであれば、財界を圧迫することになる。4つ目が公益事業に対する政策の優柔不断であり、満鉄、東拓その他の保護会社は放任か干渉か、航路補助は継続か全廃か、瓦斯電気事業は公営か私営か、または統一か分立か、これ等の事業は貿易商業と経済に重要な関係があるがゆえに、商界の安寧と発展を阻害すること実に甚大なものがある。金融業者は郵船、商船、電燈、瓦斯その他の諸会社及株式の前途に対し警戒をはらい、放資を躊躇している。

このように、清水は、金融緊縮、金融騰貴、株式の暴落の原因は政治にあり、政府当局の措置が優柔不断であるためだと批判し、政府は、財政、外交、軍事、興業に関する従来優柔不断と決別し、果断速決の処置を行って、商工者及び金融業者に適充を知らしめて安心させることが重要である、と述べた⁴⁴。

清水が言う外交上の問題とは、米国カリフォルニア州の土地問題と対中問題に対する山本内閣の態度であった。前者は、日本移民の増加と土地獲得に対しアメリカの労働者および土地所有者が反対して、移民が最も多かったカリフォルニア州で、大正2年5月、日本人の土地所有権を奪う排日土地法案が州議会で可決された⁴⁵。政府も大統領に手を廻して

法案の阻止をはかり、大統領および国務長官も尽力したが、州権の範囲内のことにて、法案は5月2日、3日に州の上・下院を通過、知事も19日に署名せざるをえなかった。田健治郎を初めとする、貴族院有志が牧野外相を訪れて、国家の多面に関することにて、一步を誤れば国論沸騰して收拾できなくなる恐れがあると述べて、政府に善処を要望し、翌17日、山本首相にも意見を陳べたが、山本は解決が困難であることを語っただけであった。この問題につき、貴族院は政府に善処を要望し、山縣有朋もこれを憂慮しており、立憲同志会、東京商業会議所、太平洋会、新設の日米同志会も4月中旬に政府を激励し、各団体の決議も出されたが、山本内閣は手をこまねいていた⁴⁶。

また後者について、中国国民党の領袖宋教仁が暗殺されたのを契機に、軍閥の袁世凱と南北の対立が激化し第二革命が起きたにも関わらず、政府は牧野外相の方針で不干渉政策を貫いて中立不偏を採り、紛争に乗じて特殊利益を獲得する意志を放棄していたことである。領土占領論には主義上、財政上反対であったとした政務局長の阿部守太郎が右翼の岡田満に刺殺され、南方援助派の内田良平と満蒙独立派の川島浪速らの対支連合会による中国出兵の輿論が沸騰していた。山本内閣は、「与論沸騰の動機は陸軍系（特に参謀本部）及び桂公の新政党側に在り」と判断し、「陸軍系は出兵を希望し且つ満蒙問題を起こして増師の宿論を貫徹すべく期し」と見て、「断じて予定の方針（二個師団増設不可-筆者）を採りて渝らざる覚悟」で各方面に緩和ないし軟化工作を展開するとともに⁴⁷、山本は高橋蔵相が財政上増師可能と言ったことにつき口外を禁じるなど、陸相楠野幸彦の増師要望を抑えるのに苦心していたのである⁴⁸。外交、国防、財政のバランスをいかに保つべきか、山本内閣は国難ともいえる様々な課題に直面していたのである。

実際、清水のような見解は、銀行界、実業界の全体の声でもあった。その証拠に郷誠之助、和田豊治、大橋新太郎等実業人が中心となって新設された日本実業協会の議題として取り上げられていくのである。

予てから、商業会議所の一部議員及び株式仲買人等の間に経済研究会を組織しようとする計画があり、大正2年8月5日に交詢社で発議が行われた。発起人として郷誠之助、和田豊治、前川太兵衛、藤山雷太の五氏が推され、郷誠之助が座長席に着き、「我国現下の経済状態に於ては実業家時々相合して貿易の発展事業の発達等に就き研究すべき機関の必要ある所以を述べ」と、満場異議なく郷誠之助、岩下清周、和田豊治、藤山雷太、若尾幾造、大橋新太郎、稻茂登三郎、前川太兵衛、小野金六、根津嘉一郎の十氏を世話人とし諸般の打合をした上、廣く案内状を発送して発会式を開催することに決まった⁴⁹。翌8月6日に、早速、和田豊治、郷誠之助、藤山雷太、前川太兵衛、稻茂登三郎氏等主唱の下に岩下清周、根津嘉一郎、大谷嘉兵衛、中野武營、佐竹作太郎、福澤桃介、小池國三、杉原栄三郎、利光鶴松外、東西30余名が発起者となり、「刻下の財政経済に関する諸問題を講究し、政府当路者を鞭撻して実業界の健全なる発達を計らん」との趣旨で、東西の有力なる実業家を参集して、経済研究会を組織した。同会の設立は「従来政府が実業界の意見を徴するに當り、単に金融業者のみを眼中に置き一般の事業家を度外視し居たるを以て、斯く

の如きは一般実業界の健全なる発展を期する所以にあらずと為し、此点に就ても大に政府の覚醒を促す」というのが、実のねらいであった。まず、差当り問題とする所は以下4点について必要に応じそれぞれ各種の専門家を招聘して根本的に調査することになった。

一、大正元年度国庫剰余金処分問題

一、輸出貿易奨励助長に関する件

一、日米及び対支問題

一、東京市の事業及び財政問題

その上で成案を得た上で全国各地の実業家を東京に招集して協議を遂げ、全国実業家の同意を求めた後、時宜をみて山本首相以下各国務大臣を招待して意見を交換し、政府に適當の処置を取らせることとなった⁵⁰。

ところが、財政及び経済に関する問題を研究し、この実行を期するために設立された経済研究会は、折柄東京電燈の合同問題が沸騰したことに加えて、発起人中に電燈会社に関係が深い甲州派がいたことから、電燈合同後援会と見做され一時立消の状態に陥っていた。しかし、経済研究会を「実業同志会」と命名し直し再度立ち上げを計ることとし、大正2年8月中に第一回発企会を開き、更に数次会合を重ねて、いよいよ大正2年10月7日、東京商業會議所に京浜間の主なる銀行会社の幹部を招待し、該会設立の賛否を問うことに決定した⁵¹。当日の参加者は、郷誠之助、稲茂登三郎、根津嘉一郎、若尾幾造、藤山雷太、小野金六、和田豊治、大橋新太郎をはじめ、中野武宮、角田新平、荒井泰治、村井吉兵衛、小池國三、渡邊修、杉原栄三郎、朝吹英二、佐竹作太郎、福沢桃助等60余名の銀行家、実業家たちであり、郷が発起人を代表して、従来経過を報告し、同氏の発議で中野氏を当日の会長に推薦した。次いで実業同志会の名称、規則について討議したところ、渡邊修、鈴木梅四郎、藤山雷太、和田豊治の間で議論が沸騰した末に、日本実業協会という名称に改称することに決まった⁵²。次いで細則を議了したる後、郷の発議にて「実業家の蹶起と云ふ條、渋沢男中野武宮の両氏を除外しては社会上の信用の極めて薄き」ため、両氏をそれぞれ会長、副会長に推すことが決まり、常議員幹事は会長に一任することになった⁵³。商業會議所は公法人であるために、関与すべき重要問題があつたとしても法律的に活動の制限がある上、代表する業態を全て網羅できるわけではなかつた。中野は日本実業協会が自治団体であるので、各方面の実業家を網羅する上において便利であり、また活動の自由度も高く世論を表示する機関となることが出来るため、商業會議所という公式機関は非公式な実業協会の後援翼賛によって一層敏活に活動して有効な働きをすることができると見て、その活動を支持した⁵⁴。

大正2年10月10日、商業會議所にて、渋沢栄一、中野武宮と、日本実業協会の発起人側との会見が行われた。発起人の一人である郷誠之助曰く、「本会設立の趣旨は本邦の財政経済の将来に関し真摯なる研究調査を試み、其是とする所を実行するに在りて、決して他

意無きも、只時に各自の主張するが如き事起こらずとも保し難し、之を牽制して万全の發達を期せんが為めに、思慮深く経験に老けたる二氏を煩はさんとする也」と述べ、渋沢を会長に、中野を副会長に就任するよう求めた。これに対し、渋沢は「本会が果たして一点私心を挟まず、一意公共の利を思ふものとせば、余が会長就任不承諾は折角の計画に一頓挫を与ふるに似たるを以て其厚意に対し承諾すべし」と述べ、中野武宮と共に就任を承諾したのであった⁵⁵。同月17日、渋沢は諸氏と協議の上で、郷誠之助、大橋新太郎、藤山雷太、和田豊治、若尾幾造、根津嘉一郎、小野金六を常議員に指名し、21日、会員諸氏を帝國ホテルに招いて協議会を開催した⁵⁶。

ここで注目すべきは、日本実業協会の経済団体としての性質である。それまでの選挙制度に基づく議員選抜を行う商業会議所等や、銀行家のみが参加する手形交換所といった職業別の経済団体とは全く趣を異にしていた。つまり、同協会の会員は商工業に従事する者及び会社、銀行、その他経済団体の代表者で且つ、会員2名以上の紹介と、会費として一月当り2円を収めれば会員となることができた。これは、日本の商業会議所が「特定の法律を遵奉し、その保護監督の下に設立されたる公設商業会議所」であるのに対し、日本実業協会はいわば、英米の商業会議所のように商工業者が自発的に相集まって組織された「私立の商業会議所を以て任せん」とするものであった。また、現在の商業会議所の議員や特別議員といった選挙制度、経費徴収制度によって、真に有為な人物が排除される形となっており、「商業の異同親疎に因って、其の得失を異にする」ばかりである。そこで、従来の商業会議所に代わり、「商業全体の利害に注意し、農工業亦各組合を持って進退し、或は貨幣会議を起し、或は博覧会を催うして、以て愈々其の関係を周密に」することを目的とした欧米の商業会議所のように、政治的に中立な立場から、政府の財政政策や経済問題といった「社会公共の利害に関する問題」に対処できる経済団体としての役割を、日本実業協会は期待されていたのである⁵⁷。つまり、地域別団体（商業会議所連合会）や業種別団体同士の全国的な連合体とは本質的に異なる、国家の庇護と束縛とから完全に解放された自由な独立性の高い有力な実業家の結集により、日本実業協会は結成されたのである⁵⁸。

大正2年12月22日、この日、渋沢は日本実業協会会長として、山本首相以下、高橋蔵相、山本農相、元田逋相、黒田文部といった各大臣ならびに勝田・福原・本郷・財部など各省次官、水町袈裟六日銀副総裁、大岡下院議長等を生命保険協会に招待し、日本実業協会の設立披露を行った。その際、同協会の設立の理由をこう述べている⁵⁹。

まず第一に「偏に武力のみ是主とする場合は、或は自尊自助で個々相当に發達」するかもしれないが、しかし世界的な秩序を保って国運の發展を期する場合には、「どうしても進んで互助を必要とせねばならぬ、自分から社会、社会から国家、共に進むことを考へねばならぬ」のである。そして、なるべく実業界が相共同して「政治に、軍事に、宗教に、法律に説を述べ論を戦はす」ことにより、「公共の利益を進め妨害を除くことに努めたい」と

いう趣意で、この団体は生まれたのである。そして、第二に「目前に横つて居る種々の問題、例へば財政の整理、行政の整理、税制の軽減的整理、兌換制度の鞏固、我帝国の富の程度は如何であろうかと云ふやうな實際的調査杯に就て吾々の意見を陳上する」ことを目的として組織したのである。しかしながら、吾々の精神は、決してこの機会に於て政治の中枢たる諸公の面前に申上げるのは、権勢に接近することを求めるものではないことを御諒承願いたい。

つまり、渋沢は、日本実業協会という自発的な中間団体を、私的な要求と公的な利害を調整する場、つまり財政と経済を調整する場として位置づけ、實際的調査に基づいて政府中枢と財政経済策について議論する施設として発展させようと企図していたのである。

渋沢の日本実業協会の設立趣旨の演説に対し、山本首相も「多士濟々たる実業界の計画に成り、殊に吾人の平日最も尊敬する渋沢・中野正副会長の関係せられ居る以上は成功期して疑はず、殖産興業は固より貿易に対しては此実業家の自覚を要し、偉大なる励精を要する秋なり」と述べて、同協会に正貨吸収策の施策についての協力を求めたのであった⁶⁰。こうした山本の要請に対して、日本実業協会も大正3年1月12日、早速商業会議所にて幹事会を開き、数年来の懸案である正貨問題に就き協議し、結局正貨の状態を研究し内外に於ける正貨準備を調査する事となり、大橋新太郎、堀江帰一の両氏は大蔵省へ出頭し当局と打合せて、更に日本銀行正金銀行等をも調査する手筈を整え始めたのだった⁶¹。

まず行財政整理にあたり、大蔵当局は大正2年9月18日、国庫剰余金の総額が9,889万円に上ることを発表し、うち8,187万円が大正3年度に繰り越すべき剰余金として算出された⁶²。この処分方法については概ね3つの異なる意見が表出し、政治問題化した。立憲同志会、国民党の各政党、銀行家、実業家各者の利害が錯綜する形で大きな問題となっていた。

一つ目が内外公債（四分利公債）の償還、二つ目が国庫収支の改善、三つ目が各種基金の補填であり、どの処分案を主とするべきか各政党・政派の中で意見が割れた。

とくに渋沢をはじめとする銀行家たちは、四分利公債の価格が著しく下落しているため、価格維持の観点から早期の繰上償還を望んでいた⁶³。その根底には、予算の大部分を不生産的事業である朝鮮二個師団増設に割かれる恐れがあったため、軍事費対一般経費、軍閥対財閥というような憲政擁護運動の背景にあった対抗関係があったことも否めない⁶⁴。ところが、結局は償還という資金の散布により市場資金を充実させ、直接的には四分利公債の減少と相俟って、公債市価を釣り上げて桂内閣のために引き受けた四分利公債を有利に処分し、損失を一般国民に転嫁するものにほかならず、間接的には金融逼迫の大勢を一時阻止しようとしているに過ぎないと、世論からは疑惑の目が向けられていた。その一方で、剰余金をこの内債の償却に充てようする場合は、一時租税の吸収によって緊縮していた市場は再び資金の充溢を来し、物価は再び騰貴し、貿易は益々逆調を来してしまい、正貨

は益々流出して国際貸借を悪化しかねないという懸念も持たれていた⁶⁵。

ところが、この銀行家の意見に対し、立憲同志会の武富時敏は剰余金処分について、兌換券の増発を防ぐためには、四分利公債の償還よりも大蔵省証券の償還を優先すべきだとして、次のように述べた。

四分利公債が甚しく下落し、これによって経済界の景気が低迷しているから、剰余金を以て四分利公債を償還せよと言う者があるが、この剰余金を仮に全部国債償還に使用するとすれば、一方で国債は償還するが他方では大蔵省証券を増発しなければならなくなる。大蔵省証券は年末には返還されるので一時の融通に過ぎないが、この大蔵省証券の増発は種々弊害がある。今日大蔵省証券の発行高は3500万円あるが、そのうち民間に消化されている額は僅かに1800万円内外であり、残りの1700万円は日本銀行の背負込である。然るに、国債償還を行うために5000万円の大蔵省証券を増発してこれを無理に民間に消化させようとするには、大蔵省証券の金利をかなり引上げしなければならない。そのため民間の金融は非常な圧迫を被る。もし金利を引上げないで大蔵省証券を5000万円だけ増発したならば全部日本銀行の背負込になる。日本銀行の背負込みというのは、日本銀行が大蔵省証券を引受けてその代りに兌換券を政府に出すため、これによって兌換券は膨張を来す。その結果は物価騰貴し輸入超過は止まることなく正貨は絶えず流出することとなる。このようなことは財政上の施設のために一国の経済を誤るものだと謂わねばならぬ、国債償還の利益と大蔵省証券増発の弊害とは相殺にならないのである。またこの剰余金を以て電話の拡張とか港湾の設備とかいう所謂積極政策の費用に充当しようと思っている者が政府部内、特に政友系にいるようである。併しこの話はあまりに蟲のよい話でそんな事をする位なら財政整理した理由が少しも分らぬことになる⁶⁶。

剰余金の処分問題はその方法もさることながら、その執行にあたる法的根拠をめぐっても議論となった。剰余金を支出に充てる場合、正式に予算に編成して議会の協賛を求めることが必要となる。政府が議会の協賛なしにかかる資金を処分することは会計法上では禁じられていたが、明治憲法第70条では、已むを得ざる必要ある緊急の場合には支出後に帝国議会の承諾を得さえすればよいことになっていた。そもそも、明治憲法には剰余金支出について明文化されていないため、帝国議会の開設以来たびたび剰余金支出が違憲か合憲かをめぐって議論となり、第31帝国議会や法学界でも同議論が堂々めぐりしていた⁶⁷。そこで、高橋蔵相は、予備金は責任を以て使っても良いとの議会の協賛を得たものであるが、剰余金支出にはそれがない。つまり、剰余金支出は違憲としながらも、「ソレヲ棄テ置イテハ政務ニ差支ルト云フヤウナ重大ナ事デアレバ—無論支出スル場合ハ政府ハソレダケノ責任ヲ負ッテヤリマス」と述べて⁶⁸、先例に鑑み、あくまでも政府の判断によって剰余金支出を行うことを宣言した。

結局、山本内閣は、剰余金の大部分を軍艦水雷艦補充基金に繰入れ、残余で教育基金、

森林基金、国庫予備金等に割り充てることで積極財政を推し進めることとなり、酒税納期繰下げより生じる欠陥に割り充てることを主張した立憲同志会と真っ向から対立した。また銀行界が期待する公債償還に充て、実業界が期待する減税に充てる案もなかなか斟酌されることはなかった⁶⁹。剰余金支出では、政友会の党派的利益が優先される形となったのである。

また、山本首相、高橋蔵相から一向に減税計画が示されていないことに、銀行界は不満を募らせていた。第百銀行頭取の池田謙三は、今回の整理に依って得た金は、陸海軍充実拡張に振り向けるのではなく、是非とも減税及び通行税等の悪税の廃止などに充当すべきであるが、同整理に依って得た金額位では、彼の所得税改正や鹽の値下げ、営業税の廃止等をすれば最早他に及ぼす餘裕がなくなる有様であるから、さらに大英断を下して一層大整理を行う必要があると政府に要求した。池田は過重の租税は、あらゆる生産物の生産費を増大させ、勃興し発達すべき産業を萎靡させてしまい、この結果やがて輸出入の均衡を失うこととなり、輸入の大超過を招来することを懸念していた。また、「多くの政府事業の中、其の性質よりしてこれを民間の事業に移すべきものであるに拘らずそれに何等の方法も設けられないものもある、此等にして大英断を施して民間に移せば政府も亦民間も大に利益を得るもので所謂一挙兩得の策」であると述べて、政府のさらなる行財政整理の徹底を迫ったのである⁷⁰。

大正2年12月10日の全国交換所組合銀行連合懇親会における高橋の演説を受けて、渋沢は「肝腎の税法整理に関し高橋蔵相が一言の茲に及ぼざるは聊か物足らぬ感を起さしむ高橋蔵相は余りに遠慮に過ぎて之を喜ばざるか又は明なる計画を為せるが故に説明せざるものか何れにしても我々銀行業者中少しく失望せる者もあらん」と批判した。更に小山健三は追い打ちをかけるように、「豫金部の公開と在外正貨の実数を明らかにして経済界に安心を与えられんこと」を希望すると述べた⁷¹。政府の行財政整理の施策が全く見えないことに対する銀行家たちのいらだちは募っていた。そして商業会議所をはじめとする実業家は営業税全廃運動を展開し、また各政党も競って廃減税を主張し、同志会は営業税及び通行税の全廃を、国民党及び中正会は営業税及び通行税、織物消費税、石油消費税の全廃並びに塩専売法廃止を訴えた⁷²。

こうした状況の中、大正3年1月第31回帝国議会に於て、山本首相はその施政方針に於て相当の税制整理案を本議会に提出することを言明した。高橋蔵相自身は、営業税の漸次撤廃の考えを支持していたが、原は1月20日「高橋が営業税は悪税なので漸次減税をして遂に全廃するべきとの持論は一理あるが、目下反対党がこの問題をもって政府に迫る際においてこのような論をなすのは対議会対策として妙であるだけではなく、営業税全廃論は他の税の減免も誘発すべき原因になるので輕輕しくこれを口にすべきではない」と述べて、高橋を窘めた⁷³。

そして、大正3年2月6日の第31回帝国議会衆議院予算委員会において、質問に立った

石橋為之助から、大正三年の予算は6億4千万円、そのうち1億4千万円は公債償還と利子で、これを取除くと実際の国費は5億円で、それが如何に分配されて居るかという、2億円が陸海軍費、3億円が普通国民の利益を進める事業に費やされることとなっているが、昨年来整理をして国庫に餘裕が出来た場合には、国民の最も苦痛としている悪税を廃すべきだが、そういう方針になっておらず、大部分は海軍の拡張に充てられており、偏武的に国費の分配が出来て居るのではないか、との質問が出ると、これに対し、高橋蔵相は、我国は一等国に列しているというものの、これは武力の一点に於てこの位地を今日占めてゐるに過ぎず、もしこの極東の平和を維持するに足る力が不足したならば、日英同盟の基礎も揺るがすことになる。不幸にして我国の財力は微々たるものであつて、専ら之を涵養しなければならぬ時期ではあるが、武力に欠陥が生じるとその地位を失ふことになる。政府は減税さえすればこの国力を維持していけるという考えは持つておらず、財政（歳入）の発展に力を注がなくてはならない、国力を増進すれば、歳計上においても偏武的ではなくなると弁明し⁷⁴、海軍を背景とする薩閥の党派的利益を優先したことに対して、いささか齒切れの悪い答弁で責をふさいだ。

そこで山本内閣は野党との妥協案として、政府提出の税制整理案として、営業税の減税約460余万円、相続税の減税約180余万円及び取引所税の減税8余千円を行うこととした。実際、行財政整理についての立案は主として、高橋蔵相ではなく山本首相の懐刀であつた文相奥田義人を中心に進められていた。大正3年予算の整理額は3909万円、継続費繰延は所定年割額に対し3割前後行い、4297万円であつて、一般会計歳入6億6600万円の当時の予算としては、全額に関する限りは相当な成績であつたが、その整理方法がいわゆる天引整理で、経費の性質と行政の能率を本位とした整理ではなかつたため、後年度において折角の整理も大部分復活した。さらに高橋は海軍軍備補充費の計画を改めて1億60万円として大正3年度支出額1千万円、陸軍の整備費追加300万円、電話拡張費400万円国庫予備金の増加500万円（従来の300万円と併せて800万円）等の新事業のほかには軍艦水雷艦艇補充基金（4671万円）、教育基金（1054万円）、貨幣整理基金（218万円）、森林基金（506万円）合計6450万円を返還補充、治水費資金繰入300万円増加等を計上した⁷⁵。

こうした予算の審議中の1月23日、予算委員会で、長閥元老山縣有朋と陸軍の資金援助を受けたという島田三郎が、シーメンス事件（海軍瀆職事件）につき政府攻撃を始めたことを受けて⁷⁶、原は齊藤實海相と協議し、戦艦1隻（3000万円）を削ることに同意させ、政友会院内総務らに軍艦水雷艦艇補充基金を返還させて産業奨励基金とすることを山本首相に迫つて了承させると、これを政友会案として提出し、大正3年2月12日に衆議院を通過させた⁷⁷。原は野党や実業界におもねり、なんとか山本内閣に対する批判の矛先をそらそうとしたのであろう。

しかし、シーメンス事件の捜査とともに国会での追及も激しさを増し、絶対的な多数を持つ政友会を中心とした山本内閣といえども、野党の攻勢に妥協を余儀なくされていく。日程を繰り上げて大正3年2月14日から始まった衆議院の税制審議も、政府の営業税・相

続税減税に対し、立憲同志会は営業税・通行税全廃、中正会はさらに織物消費税を加え、国民党はさらに石油消費税を追加し、他に田租七厘減・塩専売廃止を唱えて政友会の支持地盤である地主層の切り崩しに掛った。これに対して政友会も営業税の減額を増やし、地租軽減（二厘）を出さざるをえず、これを通過させた。加えて、貴族院勅選議員らの最大会派である研究会は政府攻撃の足並みをそろえて、海軍補充費 7000 万円（補充費 1 億 5400 万円で、第 30 回帝国議会で認めた 8400 万円を除く）の削減を要求した。これが山本内閣の倒閣の決定打となった。シーメンス事件にからむ山本首相ら内閣に対する不信任と相まって、朝鮮二個師団増設を計上せず、海軍偏重の予算案であるとの非難が貴族院に起こり、ついに貴衆両院の院議の衝突により総予算は遂に不成立となり、山本内閣は予算不成立の責任をとって辞職を迫られたのだった⁷⁸。山本内閣は圧倒的な議員数を占める政友会が第一党としてより藩閥官僚派と対決路線を強め、第二次西園寺内閣の行財政理の完遂を目指すも、高橋蔵相は正貨政策の透明性と、徹底的な行財政整理を望む銀行界と実業家に対して、友好的な関係を築くことができなかったのである。

2. 財界世話業の組織化

2.1. 第二次大隈内閣と日本実業協会

大隈内閣は、元老井上馨が「キャビネットメーカー内閣製造者」となって誕生した内閣だった。大正 3 年 4 月 7 日、井上は脳溢血による半身不随の身をおして興津から上京し、山縣、松方、大山の三元老と会談して大隈推薦の了解をとりつけた。4 月 10 日、井上は大隈を自邸に招き、政権担当を要請すると同時に元老会議の意向を伝えて、政友会勢力の温床となっているに官営主義、積極財政に歯止めをかけるよう忠告し、次のような政権運営上の留意点を述べた。

政友会を与党として組織した山本内閣には、根本的な経済政策というものがまるでない。したがって財政においても国防においても、不安は少しもと除かれていない。外交についていえば、今日とくに中国に着目しなければならないが、欧米諸国の事業家は中国に行つて十分にその利源を調査し、公使はこれを助けていくという「コンビネーション」があるが、これに反して日本は全く外交と商売人との連絡がない。これではいけない。まず外交の基礎を固めて国防計画に移り、国防と財政を対応させるようにしなければならない。

大隈はこの井上の発言に賛成の意を示し、国防は外交から割出してまず財政の充実をはかり、大蔵と外務・陸海軍と内閣の四者が連絡をとり、財政の調和を図ることを約束し、4 月 16 日に組閣した⁷⁹。そして、同年 6 月 22 日には、大隈は井上の国防論を履行するため、新たに防務会議規則を勅令で公布し、陸軍・海軍の施設に関する審議機関として、自らが議長となり、外務・大蔵・陸軍・海軍の諸大臣と参謀総長・軍令部長で構成される防務会議を設置した。大隈は「陸海軍の計画に関する施設については、今後の解決をはかるため軍事・外交・財政の調和を必要とする」方針を示した⁸⁰。

一方、大隈内閣の財政方針の提示に先立つ、大正 3 年 5 月 13 日、日本実業協会は郷、根

津、大橋、藤山、和田、小野、若尾、中野の 8 氏による幹事会が開催され、財政経済に関する時事問題につき意見交換を行った。その内容は即ち、以下の 7 項目についてであった。

- 一．歳計の状態並に剰余金の金額内容及び償還
- 二．減税問題
- 三．正貨問題
- 四．輸出貿易振興策
- 五．官業の整理
- 六．官権に対する實業家の独立
- 七．市政の革新等

政府に関する事項に関しては実行委員が当局大臣を訪問し、所志の貫徹を図ることに決めた⁸¹。また、経済不振に陥り、株式市場においては恐慌の危惧に見舞われようとしている中で、実業協会は率先して救済振興の方策を講じ、銀行団よりなる臨時財政経済調査会と提携して連合協議会を開催する他、全国商業会議所とも連携して、当局に救済振興策を要望しようとしていた⁸²。しかし、こうした財界振興運動も、かつて産業資本家と銀行家の間で幾度か繰り返してきた失敗の後を顧みず、財界の根本的整理を達成することなく、公債の臨時償還或いは外債募集など、専ら一時的興奮剤の投下といった人為的弥縫策にまたもや終止してしまうのではないかと憂慮されていた。こうした世論の不安の声を払拭するかのよう、実業協会副会長の中野武宮は、このたびの運動の実際の目的を次のように述べている。

財界が不振となった主因は、「財政経済策の不明曖昧なるにあり」、たとえば国庫に巨額の剰余金が発生したというものの、この所在やどのような運用をされているのかという真相、預金部の資金消長の内容はどのようなものなのか、正貨政策及び兌換準備の実情はどのようになっているのか、公債政策の根本方針はどのようになっているのか等の諸問題は民間財界の前途に重大な関係があるにも関わらず、「飽く迄其内状及意向秘密曖昧に附し僅二三の大蔵並に日銀當局者の私見に依り之を左右する」状況にある。そのため、往々財界は金融の騰落、兌換の増減といった正貨の消長と共に極めて不自然の動揺を来たし、物価の高低貿易の順逆等悉く乱調を免れない。多少の識見を有し相当の計画を樹てようとするも忽ち財界前途の変動に覆へされてしまい、ほとんど所期の成果を収めることができず、勢い会社、銀行の各方面にわたって次第に姑息的投機的な計画乃至経営に走り、財界は「薄弱浮動の境涯に陥入らしむる」に至った。それ故、今日「財界の根本的整理恢復を期せんには須く財政の實状を公開し経済の常調を招き以て真乎健全の発展を促す」他ない⁸³。

それゆえ、実業協会はこの趣旨を骨子として、先日及び5月13日の実業協会幹事会並に定議員会を始め、銀行家及び全国商業会議所等と連合の上、幾多の調査協議を試み、財界

振興策の第一策として財政公開その他を大隈内閣に要望するつもりである。もし同内閣が我々の要望を汲みいれ、「其財政の秘庫を公開するの快挙を敢行せんか隈閣は之のみにても已に一大功業」といえよう。これによって「財政経済の真相を知り財政経済策の帰趨を察し以て能く金融の潮勢貿易の順逆を究め各種事業の計画を遂行する」ことができれば、財界は健全な進歩を遂げることが可能であろう⁸⁴。

実際、実業協会幹部は、大正3年8月5日に東京商業会議に水町袈裟六日銀総裁を招聘して、正貨の保有額について説明を求めた。この質問に対し、水町は日銀の正貨準備は2億1千万円でこの外尚所有の正貨及地金銀は9千万円あり、また政府所有の在外正貨は5千万円ある。日銀としては、予備準備で正貨準備を増加しないのは、その増減の変動を抑えるためである。貿易の輸出入によって平均して尚約3千万円の正貨が流出しているが、必ず近い将来に於いて正貨の減少は解消すると信じている。輸出を増加するには、化学工業其他に鋭意努力するのが得策であるが、「正貨問題は将来杞憂を要せざるものあれば官民一致して此が改善を図らざるべからず」と協力を呼び掛けた⁸⁵。

また、渋沢は実業協会における調査を進めると共に、東都銀行家によって組織された経済調査会のメンバーと連絡して、佐々木勇之助（第一）、池田成彬（三井）、三村君平（三菱）、串田万蔵（三菱）、成瀬正恭（住友）、池田謙三（第百）、日銀営業局長深井英五らと共に、大正3年9月11日、銀行集会所に会合し対支発展策を研究するため、当業者たる三井物産、大倉、高田各商会社員を招いて、対支貿易上改善を必要とする事項について聴取した。右諸氏は対支為替の期限の従来六十日であったのを三十日に短縮されたのは一般当業者の不便となっていると雖も、正金銀行は必要に応じこの延長を認めていることから特に対支貿易を阻害する程、不便も感じられない、むしろ対支貿易の不振は銀塊相場（ロンドン銀塊相場の暴落と外国為替の停止状態一筆者）が立たないために一般取引を阻害していると共に、借款が不成立であったため、結果として同国民の消費力が大に減退したためであると述べ、この救済策について尚協議することとしていた⁸⁶。

大隈重信もかねてから、日本の財政は危機に瀕しているが、この病原は在外正貨である、と考えていた。政府が在外正貨の消長増減を明白に示し、そうして一般の金融社会及び実業界がこれによってそれを研究し、財政経済の方針を立てて行かないと誤ってしまうとの持論を持っており、この点については金融界、実業界ともに利害の一致を見ていた⁸⁷。

こうした日本実業協会の要望に沿って、大隈内閣は大正3年5月22日、大蔵省の調査に基づき正貨の収支状況を公開した⁸⁸。その内容は、正貨の純支払経過は一昨年頃迄は1億円近く上ったが、最近の実況によれば満一ヶ年で約4千万に止まっているため、世間が想像するよりも正貨の流出は急激ではない。さらに本年の貿易は昨年に比べて形勢頗る改善し、輸入超過も5月20日迄に3600万円減った。この調子が続けば、本年は輸入超過額つまり正貨純支払額も大きく減少し、正貨問題の解決に好影響を与えるだろう。政府は非募

債方針を取るも民間の外資輸入を禁止した訳ではない。現に交渉中である外資流入は政府の計画のために何等変更を受けることはない。海外における我国の信用が回復するに伴い、公債を海外に売出すものが増加し、外資が自然流入してきた。そのため、正貨の総額は最近3億5千万以上にもなり、正貨問題は世間が想像するような差し迫った問題ではなくなったというものであった。欧州交戦国向けの軍需品の海外輸出の増加によって国際収支が好転し、兌換制の危機は遠のいたのである。大隈内閣は、これを以て事実上正貨危機の収束宣言を行ったのだった。

これに加えて、大隈首相、若槻禮次郎は大正3年5月15日の地方官会議において施政及財政方針の訓示を行った。若槻蔵相の財政政策の大綱は以下の七項目からなっていた⁸⁹。

- 一、財源の状況を審にし国民負担の程度を考え相当の減税計画を立てる。
- 二、治水、鉄道及朝鮮総督府特別会計に必要な資金は公債募集に依らない。治水費については、大正2、3年度は預金部と一般収入の支弁とし、大正4年後以降は一部借入金に求めることを廃し一般収入に支弁に移す。後者の支弁については、国債整理基金5千万円を3千万円に減額し、その減額した2千万円を当てる。
- 三、酒税第四納期、田租第三納期を繰下げ、教育基金、貨幣整理基金及び森林基金返還を実行し、納税者の便宜を計ると同時に大蔵省証券の発行額を制限して、金融の疎通を計る。
- 四、大正4年度の財政計画に於いてなるべく節約主義を採ると同時に、懸案となっていた国防問題（二個師団増設一筆者）その他解決未了のため財政計画及経済上の不安の念を惹起している問題を解決する。
- 五、特殊銀行本然の機能を發揮させると同時に、地方産業開発を助長するべく低利資金の供給を行う
- 六、予備金を増加し国庫剰余金濫出の弊を除去すること
- 七、官営事業をなるべく民営に移すこと

この財政方針の訓示を受けて、浜口雄幸大蔵次官は、今回の財政方針は、「内容分量の豊富なる点は歴代蔵相の試みたる月並的抽象演説と其の趣きを異にし、憲政の一進歩たると共に財政公開の端緒を開きたるもにして、知らしむべからず主義の舊弊を打破する」ものであると宣言し、「大體の方針は緊縮主義消極政策なるも、其の基本とする處は民力の伸張を圖り、国庫の収支を改善して市場と財政の調和を保ち、公債政策及借入金制度を整理して財政の基礎を確立し貿易の逆潮を轉回し、動もすれば動揺せんとする兌換制度を安泰たらしむるにあれば、単に非募債主義の消極政策と云ふが如き平板単調のものにあらずして、財界振興の妙諦は発表せる全箇條を吟味せば自ら判明すべし」と述べて若槻蔵相を援護した⁹⁰。

ところが、この若槻の財政方針に対して、政友会や銀行界や実業界からは減債基金の削

減に対して不平を述べる者、又或いは減債基金の削減は当然廃税に充当すべきものであり、鉄道建設改良資金に振向くべきものでないにも関わらず、同志会が在野党時代に山本内閣に迫った営業税通行税の廃税についてはなぜ明言しないのか、といった批判の声が上がった⁹¹。

たとえば、政友会の高橋是清は、減債基金を減額し、その分を鉄道資金その外に利用するのは根本的に誤った方策であり、むしろ当然廃減税に資金として充てるべきだとし、若槻蔵相は「一般会計と特別会計の精神を滅却混合」しており、決して国税中より支出すべきではない、そもそも特別会計における募債は生産的資源に充てるものであり、事業そのものに見込みが確立しないため必要な公債を募集することは何等悲観すべきことでない、償還は徹頭徹尾該事業によって生み出された純益金を以て償還するべきである、と飽く迄も外債募集を主張した。

第百銀行頭取の池田謙三は「減債基金を減額するは自ら信用を傷つくるものにして感服する能はず」とのべ、何度も予算不成立となって事業縮小、通貨減少、物価下落となって不景気に向かっているのも、若槻の財政方針が原因であると批判した。

三十四銀行頭取の小山健三は「営業税の全廃の舌根尚乾かざるに減税論を以てお茶を濁さんととは横着千萬也」、「桂内閣以来歴代政府者の約定せし五千萬圓以上償還の計画は當時のシンデケートと銀行と桂内閣との間に堅く締結せられしものなれば、之に改正を施す要ありとせば債権者たる銀行に先づ一應の相談ありたきものなり」と不満漏らす始末であった。

また大隈と懇意であった東京商業会議所会頭の中野武常も、「減税のみを言明して廃税に一語も言及せざりしは余等の甚だ遺憾」であると述べ、「大蔵大臣一個の小刀細工のみを以て財政を縦横するの幣を改め、国民と共に国家の財政を行」うよう方針を改め、財政の実情を明示するよう注文を付けた。

そして安田銀行頭取の安田善三郎からは、「営業税の如き即ち産業奨励の趣旨よりせば是非とも撤廃す可き」であるとして、若槻ほど長く大蔵省に長くいた人間が「我国財政の実情を知悉す可き」立場にも関わらず、在野の時の見込み違いであると述べて営業税全廃の意見を一擲したとすれば、「政治家の徳義上決して黙過す可からざる」と厳しい批判も飛び出した。

こうした中、豊川良平は、大隈内閣の財政方針を擁護し、昨年来幾度か繰り返した政変の原因として「国防問題の解決と財政経済の調理」に原因があったとし、大隈内閣が国防について「陸海軍備統一基礎の下に百年の計を樹立せんこと」に賛同を示すと、行財政整理、減税実行及産業の奨励発達に根本方針を置き、公債借入金支弁事業を淘汰して内外非募債主義を徹底したことを評価した。

若槻蔵相は、大正3年5月15日の地方長官会議で訓示した財政方針中、第一に掲げた減税計画に対し減税の種目及び其減税総額を明示しなかったことに、疑惑が向けられている

ことについて、「同志会が第三十一帝国議会に於て叫びたる廢減税案は、當時政府には減税に充つべき一定の恒久財源ありしが為なるも、今日に於ては此恒久財源は既に使用し盡されて殆ど餘す所なし」と述べ、従つて減税計画を遂行するためには、歳出減其他の方法に依り、まず一定の恒久財源を捻出する方法を講じなければならない、そしてこの方法をどうするかは政府の財源状況を審らかにし、国民負担の程度を考へて定むべきものであり、「未だ具体的に成案を得る迄の運びに至らず、是れ減税の種目、其総額等を示すこと能はざりし所以」であるとその場を取り繕うしかできなかつた。実はこの時、若槻蔵相は財政が立ち行かなくなるため営業税を全廢する気はなく、営業税の減税で十分であると考えており、予てから営業税廢止を主唱していた大隈にも営業税減税に方針轉換するよう説得していた⁹²。加えて、大正3年6月3日、若槻蔵相は実業協会請待会席上において、次のような弁明的演説を行った⁹³。

公債政策の改正に世間では二三の異論がある。第一が5千万円の償還額を維持しないことを非難する論議である。しかし、今後4、5年にして明治三十七八年戦役に関する内国債は殆ど存在しなくなるため、敢えて5千万円の償還額を維持することは正貨を維持する上で行うべきではない。今日は寧ろ新規募債を制限することを一層の急務としており、5千万円の償還定額を削減しても、本邦の信用に悪影響がないのは、今回公債政策変更の方針を決定したる後、我国の外債が一樣に其の価額の騰貴したことを見ても一目瞭然である。

第二の非難は、高橋是清をはじめ政友会から発せられた異論である。つまり、鉄道のような生産的事業の財源は事業の利益で公債償還に充てるべきで、如何に巨額の公債を募集しようとも何等心配はない、むしろ、政府はこれを一般的収入に求めようとするのは財政の常道に反するものであるという意見である。確かに生産的事業に要する資金はこれを公債に求めるのは財政の常道であり、既存公債の価額に甚しき悪影響なく且つ相当有利の条件で発行できるならば公債を発行して生産的事業を経営することは必ずしも不可ではない。しかし、目下の状態は果たしてこの場合に相当するといえるか。英貨公債本年4月の価額と明治43年4月の価額と比較すれば四分利附英貨公債では15磅乃至19磅、四分半利附英貨公債では8磅半下落している。この下落の原因は新規公債の募集にのみにあるわけではないが、急激に増加した外債の価額を相当に維持することが既に容易でない場合において、絶えず募集を継続する時は、新規の募債が既存の公債価額に悪影響を及ぼすことは間違いない。

加えて、生産的公債発行を主張する論者にもう一つ注意したい。すなわち今から約十年の間に期限の到来する多額の公債又は短期債権を有しているという事実である。大正4年には英貨鉄道証券凡そ4千万円の期限が到来するし、大正6年には朝鮮公債3千万円を償還しなければならない、大正12年には四分利附英貨公債5億5千万円の期限が到達する。これ等公債又は証券は期限迄には若干償還されるとしても、大部分借換をする外なく、四分利附公債5億5千万円の借換其の一だけでも実に大事業であり、今からこの借換の素地

を作ることに苦心せざるを得ない。このような情勢下にあるにも拘らず鉄道の為には新規公債の募集は問題ないと主張する論者は如何なる名案奇策で其の新規募集を旧債借替と併せて円満に終了しようと考えているのか。これは言論上の問題ではなく実行上の問題である。

第三に国債整理基金中、日露戦役に関する公債の元利に充てるべき 1 億 1 千万円は非常特別税を継続して其の資金に充てたるものであれば、それを減額する以上は其の余裕資金は減税の財源に充当すべきであって、これを公債支弁事業の財源に充てるべきものではないとの論議である。この議論は一応道理にかなっているもののように聞こえるが、帝国鉄道特別会計及び朝鮮総督府特別会計は公債財源を以て支弁すべき事業であり、既定の計画によって毎年数千万円に達しており、しかも鉄道並びに朝鮮交通運輸事業の現状は一部論者が主張するように、これらの計画を全廃することができないため、問題は其の公債政策から判断して償還元金 5 千万を維持した上で、この公債支弁事業に要する資金を更に公債を募集してこれに充当する従来の政策を踏襲することを可とするか否とするかにかかっている。大隈内閣は上述の形勢に鑑み、従来の方針を継続するよりも、この際これを一変し償還元金中より 2 千万円を削除して、これを公債支弁事業の財源に充てるのが我国にとって最も利益ありと信じている。

次に財政方針の発表に際し正貨問題に言及しなかったことに関して二三の批評があったようであるが、此の機会に一言述べたい。政府が特に非募債主義を掲げたことで正貨問題を閉却したと考える者があるようだが、外資の輸入が直ちに物品輸入となる時は正貨の補充にはなり得ず、またこれに反して正貨の補充たり得る時は通貨の膨張物価の騰貴を来し、且つ内地金融を不自然に左右し事業計画を勃興させ、惹いては輸入超過の原因となり、結局正貨を流出させてしまう。したがって外資を急激に輸入するのは、却って成果を駆逐する作用を生じる傾向があるため、外資の輸入は僅に正貨問題の一時的解決方法たるに止まり、永久に依頼し得うる手段とはなり得ないのである。今後、正貨問題は自然の作用によって解決される運命の下に立つ。今後の正貨問題解決の議論は主として中央銀行の金利調節にかかっていると見えよう。

このように若槻蔵相は正貨問題を政府の財政問題と切り離し、日銀の管掌範囲に復帰させること、つまり金融問題に収斂させることによって、政府への反論を封殺したのである。かつて第三次桂内閣で起草された『正貨吸収二十五策』で展開された非募債主義を実践に移そうとしたのであった⁹⁴。

しかしながら、このように非募債主義で意見の一致をみた立憲同志会ではあったが、営業税廃税か減税で党内は意見が割れていた。結局、大隈首相も若槻蔵相の説得により営業税の減税方針に転じ⁹⁵、上記の財政方針に則り、翌年度から減税計画を実現するため、浜口雄幸大蔵次官によってその財源の調査を進めることとなった。浜口自身は減税財源は行政整理と自然増収の二方面より捻出すべきであると考え、第一の行政整理について、三個

の目標を立てていた。

一つ目が山本内閣時よりさらに徹底した政費の削減である。但し、浜口は「一般の政費中には大蔵省の国債整理基金、逓信省の恩給年金の如く絶対に整理節減の不能なるものと然らざるものとあり、之に対しては既に数種の成案を得たるが、此等の成案中何れのものも閣議に於て採用せらるゝかは其他関係ある財源調査と相俟つて決定実行さらべきものなれば、此の意味に於て前述の成案は全く未定」と述べ懸念を示していた。浜口次官が若槻蔵相の財政方針と意見を異にしていた点として、この国債整理基金の削減に反対していたことは注目に値しよう。

そして、二つ目が官業の整理である。産業の貿易振興の転回を標榜した現内閣の財政方針の根本であり、民業圧迫の虞れまたは事実圧迫しているものを民業に移すことを主眼としていた。しかし同整理については未だ成案を得るまでには至っていなかった。

三つ目は三十有余に上る特別会計の整理である。第31回帝国議会において立憲同志会は治水特別会計を一般会計から支出すべきものとして主張し、議会で承認後廃止されたが、治水会計のみに止まらず一般会計に移すべきことを主張した⁹⁶。特別会計が政友会の積極財政の温床となり党勢拡張に利用されていることに対する対抗措置であった。実際、立憲同志会では地租、営業税、通行税、織物税の軽減において、合計で3134万円を見込んでいた。その内訳として、地租7512万円中5厘を減じ375万6千円、営業税は2643万余円中これを半減し1321万1千余円、織物税も1954万円を半減し、977万2千余円、さらに通行税の全部を廃止し459万9千余円であり、結局営業税の全廃は到底財源がないため、直ちに撤廃することは困難であった⁹⁷。

この間も、営業税廃止運動を代表する東京商業会議所会頭の中野武宮は、「政府の廃税に対する立場能不能ないしその程度を論議するの問題に非ずして絶対の問題なりしと断行の成否を今月中に宣言すべしと要求した」ものの、大蔵省当局者は、今なお調査中であり、防務会議の進行によっては廃税の実行は不可能になるかもしれない、仮に実行しようとしても議会に付議するまではこれを宣言できないと述べて明言を避けていた⁹⁸。

ところが、大隈内閣は営業税廃止運動を絶叫する商業会議所や実業者の期待を裏切り、元老や軍部の期待する軍拡の途を選ばざるを得なかった。大正3年7月末、欧州で第一次世界大戦の火蓋が切って落とされた。独逸の東洋艦隊を駆逐し極東における日英同盟の利益を防護されたしとの英国からの希望もあり、大隈は8月8日の閣議で、元老の参集を要請し、その意見を求めると正式に参戦を決定した⁹⁹。この大戦の勃発を井上は「大正新時代の天佑」ととらえ、大正3年8月10日に大隈首相と山縣有朋に意見書を寄せた。その中の一條には「此天佑ヲ全ウセンガ為ニ、内ニ於テハ此年暮々タリシ廢減税ノ党論ヲ中止シ、財政ノ基礎ヲ鞏固ニシ、一切ノ党争ヲ廢シ、国論ヲ世界ノ大勢ニ随伴セシムル様指導シ、以テ外交ノ方針ヲ確立セザルベカラズ」とあり、「此戦局ト共ニ、英・佛・露ノ団結ハ更ニ強固ニナルト共ニ、日本ハ右三国ト一致団結シテ、茲ニ東洋ニ対スル日本ノ利権ヲ確立セザルベカラズ」と、参戦こそ帝国の世界的発展の絶好の機会であることを井上は進言した

のであった。この井上の意見書の趣旨に大隈、山縣双方とも賛成したため¹⁰⁰、またしても経済界の要求していた営業税の廃減税は画鋲に帰すことになった。

参戦決定後の大正3年8月18日、大隈は、東京、京都、大阪、横浜、神戸、名古屋の六大都市を代表する実業家を永田町首相官邸に招致し晩餐会を開催した。そして大隈首相は席上、「我日本の商工業も此機会に乗じて大に発展すべき望みありと云ふべしされば我國民たるもの此特に政府の決定せる態度に対し挙国一致之を援助」するよう支持を求め、日英同盟による対独逸参戦に理解を求めた。加えて若槻蔵相もまた参戦にあたり、非募債主義により戦費のため正貨維持にそれほど支障をきたすことはないと理解を求めた。

この演説に対し、翌19日、渋沢は實業家を代表して、「東洋の平和を維持し多面日英同盟の信義を完ふするため英国と共同し独逸國に対し適当なる手段を執るの外途なし」と述べて、挙国一致に邁進することを誓った。また中野も東京商業會議所会頭として「私共は此機会を逸せず國民一致の力を以て軍國の事に當るのみならず此際に於て生産發達貿易の發展の為に大いに力を致さんければならぬと覺悟して居ります」と述べて、参戦を支持した¹⁰¹。この大隈の呼びかけに応じて、挙国一致の実を得るため、商業會議所もまた東京、大阪、京都、名古屋、神戸の幹部会を開催し、協議を行った結果、営業税全廃運動の中止を決定したのであった¹⁰²。大隈は中小商工業者のさらなる支持を取付けようと、第二次桂内閣が営業税全廃運動の弱体化を狙って商業會議所から剥奪した強制徴収権を復活させる改正案を、第35回帝國議會に提出するも、あえなく議會解散となったが、翌年大正5年4月27日、商業會議所の強制徴収権を復活する商業會議所法の一部再改正（法律第39号）を可決した¹⁰³。

また、大正3年の對外貿易は輸出が増進し前年に比べて良好であったが、大戦勃發後は一転して輸出入ともに激減した。特に輸出の途絶は、株式市場だけではなく綿糸、生糸といった輸出品市場を崩壊させ財界を不況に陥れたのであった¹⁰⁴。外国為替が殆ど停止状態に陥り、銀行も警戒を嚴重にしたことから金融は梗塞した。こうした状況を受けて大隈内閣は大正3年12月5日から始まった第35議會に蚕絲業救済法案および米価調節法案等を提出して財界の救済を継続しようとした¹⁰⁵。

その一方で、大隈内閣はこの機をとらえるべく、防務會議規則第二條に基づき¹⁰⁶、山縣や軍部の意向を受けて二個師団増設案を提出したが、依然として衆議院において絶対的多数を有する政友会（同志会は93、中正会36で合計は129名、対して政友会は202、国民党34で合計236名）の激しい抵抗によって否決されるにいたった。大隈内閣と野党との間の政争は激しさを増していた。原をはじめ政友会としても全くの反対というわけではなく、不況の折、予算を縮減するためには増師を1年延期すべきで、また国防計画は第一次世界大戦の経験を十分に検討した上で決定すべきだと考えていた¹⁰⁷。

渋沢は予算不成立による解散総選挙を一番警戒し、大隈内閣と政友会の政争調停に乗り出した。大正3年11月11日から、渋沢は大隈や大浦農相と会見し、一方で原敬とも会見し、両者の妥協の途を探っていた¹⁰⁸。大正4年1月8日には、商業會議所にて実業協会の

幹事会を開き、与野党の政争調停についてそれまでの経緯を報告した。同幹事会の出席者は会長渋沢栄一、副会長中野武宮をはじめ、幹事郷誠之助、大橋新太郎、和田豊治、小野金六、藤山雷太であり、時事問題に就いて協議した結果、予算が不成立に終わり、議会解散となれば、不況に苦しむ経済界に及ぼす影響は計り知れないとして、日本実業協会は率先して政府並びに政党に対して、経済界の現状を具陳して反省を求めることに決めた。この幹事会の決議に基づき、同月18日評議員会が開かれた。その席上、渋沢は日本実業協会の政治活動に対して、次のように理解を求めた。

「昨今の政界は甚だ危険状態に陥りつゝあり、我実業家としては衝突問題が果して那邊にありとするも、本年若し議会の解散を来すか或は内閣の更迭を見る如きあらんには、茲に三箇年連続して予算の不成立を来す次第なれば、国家の事業は果たして如何に成り行く可きや甚だ心元なき事なり、実業家として今日の戦時中及び戦後経営の両方面になす可き事は甚だ多し、然るに此際政治上徒らに混乱を重ねるに於ては、其禍する所稀少と云ふべからず、国家のために最も憂ふ可し、而して今回の政争に就ては実業家各自意見を異にする所もある可しと雖も、去る八月政府が独逸に対して最後通牒を發せし時、政府は我等実業家を招きて種々懇談する所ありしが、其折我等は総て一致の行動を取り、多少の利害関係を之を省りみず、軍国の事に従ふ可きを決せり、故に当時の覚悟を以てすれば、此際多少の不平、多少の不利益の如きは之を忍び、以て一致共同、実業界の将来の爲めに尽す可きは至当なりと信ず、而して我等は敢て今回の政争の仲裁を為さんと欲する者に非ずと雖も、今は誠に国家大事の秋なるを以て、政府及び政党にして其旨を陳述し度きものと思ふ次第なり。」¹⁰⁹

続いて中野部宮も演説を行うと、志村源太郎、藤山雷太が賛同を示し、全会一致で、政争調停における全権を渋沢と中野に委ねることとなった。渋沢と中野は大隈首相と政友会の原敬総裁を歴訪し、政争調停に関する日本実業協会の希望を述べることになったのである。しかしながら、渋沢、中野が大隈と原の妥協を斡旋するも遂に甲斐なく、大正4年1月8日、第35回帝国議会は予算不成立のまま、ついに解散したのだ¹¹⁰。

渋沢自身は、元来大隈内閣が進める減債基金の減額に反対であり、二個師団増師案にも不同意であったが、青島が陥落したといえども、戦局は未だ終結せず不安定な状況にあり、外交も多岐多端であり、財界は引き続き不景気に沈んでいるといった内憂外患の状況を受けて、「此際自己の主張を悉く之を放擲して顧みず」に、「一意国家の安泰と福利の増進否少なくとも之が維持を冀」つて、共に妥協するよう大隈と原を説得した。しかし、政府が予算不成立となるや、とりわけ救済を目的とする施設等、差当り今や成立しようとしていた蚕糸業の救済、米価調整、航路補助は今や全く水泡に帰し、従来の不景気を一層深刻化する事態を迎えた。

財界世話役の渋沢の政治力を以てしても、政局の收拾には及ばなかった。この時、渋沢

は、各政党の首領が「徒らに些々たる感情に囚はれ、区々たる事情に拘泥し、以て単に自ら政争に勝たんとのみ焦りて国家の大事を忘るゝは、党弊其極に達せるものといふべし」と朝日新聞の記者に自らの憤懣を吐露していたのである¹¹¹。

増師案を否決された大隈内閣は議会の解散を命じ、総選挙に依って与党の勢力を拡大して、同案の可決を目指した。総選挙の決定を受けて、大正4年1月20日、商業会議所において、渋沢、中野、根津等各幹事が出席し、実業議員の候補等について協議したが何等纏まるところがなかった。渋沢は当初の信念をより一層固くし、「私は終生行政官にも、立法者にもならぬと極めて居るから、親戚知己の選挙に関する相談に与る事はあるが、自ら其渦中に投ずる杯は思いもよらぬ。若し日本実業協会が候補を立てたり、選挙に関係したりする如き事があれば、自分は自分の主義に基いて即刻会長を辞退します」と述べ¹¹²、同協会が政治活動に投ずることで党弊に流されないよう、牽制したのである。もはや日本実業協会も何等影響力を持つことなく、当初の目的を果たせずにその使命を終わろうとしていた。

2.2. 「第二の渋沢」和田豊治の抬頭

「財政と経済の調和」させるため、外債依存の引下げ、健全財政主義とならんで、日本の国家目標として顕著になったのが、前述した衆議院予算委員会での高橋蔵相の発言にみる、産業文明国として世界の中で真の「一等国」としての地位を確立したいという欲求であった。資源が乏しく国際収支上の困難に見舞われやすい日本を国際競争力ある産業構造に転換し、高度化していくにはどのような方策をとるべきかが政治課題となったのである。高橋自身こうした課題を自らに課して、次のように述べている¹¹³。

自国の製品でその需要を満たすだけ用意しなければならないと国産奨励と輸入品防遏を同一に考えている者が多い。しかし、自分が考える真の国産奨励とは、そうした考えとは異なり、「我国で将来充分発達するものを奨励して、国に不適當な産業は却つて外国の補給に俟つと云ふ主義」である。今日戦争の結果、日本ではドイツからの輸入杜絶により化学工業品が欠乏したため、化学工業を盛んにして、常に国産品をもって充実するという意見が多いが、平和克復後はもちろん輸入が再開される。その時、外国品は品質も良ければ価格も安い、そうした優等品が我が粗悪品と競争すれば敗戦に終わる。我国の産業界は多大の労力を費やし、多額の資本を投じて結局得る所がないということになる。それなら、化学工業なり、工業技術について外国と同一に研究したらよいという意見もあろう。しかし、現在の我産業界は他に幾多の有利なる事業がありながら、常にその資本金に困窮しているため、外国から精巧なる機械さえ輸入できれば、立派に有利な製品を作り得る望みはあっても、製造に必要な大規模工場を作ることすらできない状況である。多数の研究費を投じて欧洲諸品と比肩する研究を行うことなどは到底不可能であろう。

では、どのような方針に基づいて、我国に適した将来性のある産業を奨励すべきか。高橋いわく、それは「貿易を以て標準を取つて行く」という方針に基づくべきである。つまり、現在我国にとって適品にもかかわらず、製造方法が発達していないために海外から輸入されていて、その輸入額が幾百万円に達するもの、そして、これに対して若干の設備投資を行えば製造できるということが直ちに明かなものを奨励すべきである。そうした適品の製造のためであれば、設備投資をしても決して失敗に終わることなく、製造業者もまた安心して従事できる。当事者としても安全だけれど国家としても有益である。ただ悲しむべきは、今日の日本は本当に資本金に乏しい事である。国産奨励をしようとする者は、まずこの事実にも十分注意を払わねばならない。

高橋が「国産奨励と輸入品防遏を同一に考える方策」として槍玉にあげたのは、まさに明治44年の条約改正以後の保護関税政策であった。

明治44(1911)年7月16日(仏・奥二国は8月3日)、明治32年の条約改正の満期に伴い互惠対等の原則に立つ双務的関税協定の締結に成功し、日本は関税自主権を獲得した。明治32年の条約改正では、関税自主権の部分的回復に止まり、日本にとって様々な片務的規定を残していたからである。その代表的なものが、イギリス、ドイツ、フランスからの主要輸入品には従価一割見当の協定税率 (conventional tariff, 相手国の承諾がなければ自由に変更できない不利益な協定) であり¹¹⁴、これら三国以外の諸国も最恵国約款によって、この協定税率の適用を受けていた。この協定税品 (これは有税品輸入額の4割余をしめていた) の中には、綿織物・毛織物・鉄類・染料・薬品などの重要物品が含まれ、国庫収入を減少させ、国内産業の発達をはばんでいたのである。

改正交渉以後、片務的な規定はすべて排除され、日本は初めて税権の完全な回復を実現した。旧条約に比べて協定品目の範囲はほぼ半減し、また税率も高められた。確かにこの改正により、輸入総額中に占める協定税品の割合も、旧条約締結当時の49% (改正直前の明治43年には35%程度になっていた) から11.5%に減少した。この新協定によって関税収入は上がり、明治45年ないし大正2年の平均収入額は、6,591万円で、明治39年から41年の3ヵ年平均の実収額に比べて、2,158万円、改正直前の明治41年から43年の3ヵ年平均実収額3,877円にくらべて、2,741万円の増収となった (但し、移入税分を除き、物価騰貴は無視する。表3を参照)。

年次	輸入額		關稅收入額(C)	平均稅率	
	總額(A)	うち有稅品額(B)		輸入總額に対し (C/A) 單位%	有稅品額に対し (C/B) 單位%
明治39年	418,784	281,337	41,230	9.9	14.7
40年	494,467	307,358	46,960	9.5	15.3
41年	436,257	281,400	44,818	10.3	15.9
42年	394,199	221,715	35,438	9.0	16.0
43年	464,234	232,140	36,073	7.8	15.5
44年	513,806	278,290	42,008	8.2	15.1
45年	618,992	312,690	58,243	9.4	18.6
大正1年					
2年	729,432	368,257	73,580	10.1	20.0

(典拠)『明治大正財政史』第8卷附表による。
(出典)大蔵省關稅局編『稅關百年史』上巻、日本關稅協會、1972年、283頁。

この新關稅定率は、國庫收入の増大をもたらしたが、また多面では、国内産業を保護する役割を果たす基礎となった¹¹⁵。綿糸布業と化学工業（ガラス、洋紙、ペイント）がその最たる保護産業となった。日本で生産されない細いものの稅率を7分5厘としたほかは、大体1割見当に引上げ、また綿布については、稅率の基準を1割から2割に引き上げたことで、綿糸布業はさらに發達していった。そして、化学工業部門のうち保護政策が強く打ち出されたのが、ガラス、洋紙、ペイントの三品だった。ガラスは旧條約による低い協定稅率（従價八分）がなくなり、國定稅率が2割5分に引上げられたために国内生産の發達を促した。洋紙類は、新聞用紙について百斤1円の旧協定稅率を國定稅率として据え置いたほか、2倍近くの引上げを行った。ペイントは造船業の見地から船底塗料などを据え置いたほかは、大体において3倍程度に引上げ、国内生産の發達を助長していた¹¹⁶。

しかし、高橋が言うように、ヨーロッパ諸国との國際經濟競争で肩を並べていくためには、より競争力ある資本集約型産業への轉換が必要であったが、現状では工業資金に乏しく、そうした産業構造の高度化もままならなかったのである。こうした資本と産業の関係を脱して、民間資金を長期の産業投資に動員するための環境をいかに整備するか。つまり、先行き不安な時期に投資するにあたって、資本、技術、労働など生産要素の将来の供給について、また当該産業の生産物の需要について予測可能性が高く、不確実性が低いことが、投資のリスクを引き下げるのに役立つ¹¹⁷。こうした長期の産業投資に動員するためのリスクを低減するための施策あるいは情報共有や調査研究を行う「場」が必要となったのである。

もちろん、工業を發展させるリスクを極力回避するためにも、事業整理、調停、合併による合理化ないし資本の集中を進める、渋沢のような財界世話業が欠かせなかった。もともと財界世話業とは、その時代に新聞、雑誌界が渋沢を奉った敬称でいわば俗語であり、もとより嚴密な定義があるわけではない。その適用の範圍も曖昧である。しかし、今一般の通念に従って分析すれば、第一に財界世話業とは事業整理、調停並に合併等の斡旋、第

二にその範囲が金融、産業の各部門、つまり財界全般に広く互るものとされる。その包括性がなくて、例えば紡績事業といふ一産業部門に限られた会社の合併を斡旋し、又は紛争を調停したというだけでは取り立てて財界世話業とは言えない。第三に、その斡旋に當る人物の財界に於ける地位、つまり「顔」といふこと、これが財界世話業の不可欠の条件でなければならない。たとえば新聞、雑誌界が、渋沢に対して財界世話業の敬称を与えたという事実から考えても、その人物が、財界の大御所的存在でなければならないことは明らかである。第四にその斡旋の目的が公利、公益にあつて、個人的な利益ではないことが、財界世話業の重要な条件であつた¹¹⁸。

これより少し後の大正5年7月25日、70歳を迎えた渋沢栄一は、自家経営事業の他一切銀行会社の関係を断つて退隱することを第一銀行株主總會において表明した。「後身の進路を開き他は餘生を国家公益事業の爲めに盡したい」とする渋沢の決断であつた。明治42年に数十社の社長その他重役から身を引いていたが、「第一銀行頭取外二三職に留任し、爾來専ら公共事業とか、財界全般に関する世話役とし顧問役として公益事業に盡すことを主として来た」¹¹⁹ 渋沢の引退は、經濟界に権力の空洞化をもたらし、その後の「財界」の組織化を誘発することとなつた。郷誠之助は、渋沢の引退後、「財界世話業のやうな範囲のことでも、渋沢子爵の時代は、大体に於て子爵個人の力で出来たのであるが、今日はもはやその段階を超え、經濟全般の發展につれて財界の縦や横の複雑な関係を組織化して、その集中力に據らなければならぬ」と危機感を募らせていたのである¹²⁰。

というのも、商業會議所は財界世話業を組織的に行う機関として十分な役割を果たせなかつたからである。商業會議所の権能としては、総則第四條の第七項には、「關係人の諸氏に因り商工業に関する紛議を仲裁すること」とあり、この定款によつて商業會議所には仲裁部といふものが設けられていた。従つて、仲裁部は「法律權利淘汰の争ひを円滑に調停して人情的和衷諒解を相互に得さしめて和解の實を行ふ」ことになっていたが、煩雜な規約を持ち、かつての渋沢や中野といった衆望と人格を備えた人物を擁していない商業會議所に、仲裁を申し込む商工業者はいなかつた¹²¹。また商業會議所は、商業組合若くは商業協會といった性質のものであり、これは金融や生産よりも商業が優位を占めていた当時の經濟情勢を反映したものであつた。しかし言うまでもなく、商業會議所の目的は「商工業ノ發達ヲ図ルニ必要ナル方案ヲ調査スル事」「商工業ニ関スル法規ノ制定、改廢、施行ニ関シ意見ヲ行政庁ニ開申シ及商工業ノ利害ニ関スル意見ヲ表示スルコト（商業會議所法第七條一項、二項）」にあつて¹²²、商業會議所は商工業全般の機関でなければならない。従つて当然經濟の發展につれ、金融又は生産の部門の規模が大きくなり、その位置が重くなるにつれて、これらの部門の代表を商業會議所の内部に巧みに採り入れ、これを包括して行かなければならなかつた。ところが事實、商業會議所は中小資本の商工業だけを代表する機関のやうなものになり、特に大規模の工業資本を代表するやうな機関が無かつた。その欠陥を満たすため、大正4年末に發起準備會が開かれ、大正6年4月7日に設立されたの

が日本工業倶楽部であった¹²³。

そして、この日本工業倶楽部の生みの親にして、「第二の渋沢」と称せられたのが、富士瓦斯紡績会社社長の和田豊治であった。和田豊治が「第二の渋沢」と言われるようになったのは決して偶然ではなかった。和田は慶應義塾時代からの懇親を重ねてきた浜口吉右衛門の後押しもあって、1901年に富士紡績会社に専務取締役として入社すると、経営危機にあった同社の再建に尽力し、経営規模の拡大を成し遂げた¹²⁴。和田はさらに浜口の紹介で三菱合資会社銀行部長の豊川良平と相知ることになった。和田は後年、豊川良平を「私の引立役」であったと回顧している。豊川は和田を引っ張り出して、各方面の有力者に紹介の労を採るなど、三菱と何等関係のない和田であったが特別贖身にした¹²⁵。一方、和田も、浜口家同族の機関銀行である武相中央銀行の破綻を救った際、豊川の協力を得て豊国銀行を設立するなど二人は信頼すべき同盟者として行動を共にするようになった¹²⁶。

明治42年7月、富士紡績も資本金300万円の増資のため、社債を募集しようとして和田豊治から豊川に相談すると、豊川は今が好機会だといって募集を勧め、三菱銀行を始め他の有力な銀行に掛合った。その結果、引受先は三菱銀行84万円、三井・第一銀行が各行が83万円、森村・豊国銀行が各25万円で、額面百円にして5分5厘、三年据置で七年償還という、第二次桂内閣の金融緩慢期とはいえ社債利子が一般に年6分ないし8分であった当時、「この記録を破った成績で社債が成立した」のは三菱合資銀行部長であった豊川良平の尽力によるところが大きかった¹²⁷。このように、豊川は和田を「乾兒」として贖身にしていたため、一時和田を三菱に入れる相談まであったが、岩崎久弥が頭を横に振ったために適わなかったという¹²⁸。前述したように、和田は桂から添田寿一の後任として興銀総裁への就任を求められて辞退したが、これ以後、和田は興銀の為に非常の尽力したこともあって、興銀の重役からの信頼も頗る厚く、この時から和田と興銀は密接な関係が生まれたという。和田の興銀に対する尽力とは、小野英二郎（元興銀副総裁）の回想によれば次のようなものであった。

大正3年、シンジケート団の一つであった岩下清周頭取の北濱銀行破綻の影響を受け、岩下系統の才賀藤吉の電気信託株式会社、ならびに日本興業会社の事業も不幸にして破綻した際、同株式会社の整理問題が浮上した。同社の救済方法に関して、高橋蔵相は日本興業銀行に対して交渉すると、同行はさらにこれを和田に諮ったという。和田は、電気信託株式会社取締役郷誠之助と日本興業会社取締役であった中島久万吉からもこの問題の解決に助力を求められ、電機信託株式会社を九州水力電気株式会社だけでなく、日本興業が保有する多数の大分水力電気会社の株券もすべて引き受けると、更に九州水力電気株式会社を拡張し、その後、一大会社として成長させた。一方反対に、富士瓦斯紡績株式会社、九州水力電気株式会社等の社債発行の件に関して、和田は興銀に相談し興銀はその都度これに対して相当の助力を与えた。後年、財界世話役として諸会社の悲境を救う際、一旦援助

の交渉を興銀に聞くや興銀もまた和田の要請を受け入れ、「常に利害を離れてよく銀行の為に安全の策を講じくれたるを思ひ、銀行と豊治君とは実に精神的融合一致を為せるの観ありき」という関係にあった。こうした事実は、その後の和田による日本化学肥料株式会社の救済或いは辻紡績株式会社及び台南製糖株式会社等の救済事件において顕著に現れており、興銀がいかに和田の言動に重きを置いていたかを物語っている¹²⁹。

また、和田は不偏不党の立場から桂の新党運動に参画しなかったことが幸いし、実業界におけるその声望は増していた。大正2年3月には東京商業会議所特別議員に選任され、死去するまで事後毎回の選挙で必ず当選された¹³⁰。大正2年以後、和田は「財界に関する事件に就いては権威ある発言権を有し」、「一たび紛糾解き難き事件を生じ、或いは其の計画拡大にして信用薄き実業家の克く之に當難き場合には必ず豊治君に依頼して其の紛糾を解き、其の計画を遂行」させる人物と目されるようになった。和田も渋沢とともに企業間の合併問題等の解決に奔走するなど、火中の栗を拾うことも厭わず、その調停役として引き受けた数は多数にのぼった。また、和田の交友関係も拡大して政治家とも交遊を重ねるようになり、彼の政変、政治家に対する常に公平な姿勢は評価され、自然と国家的事業、社会的事業に関係することとなった。大正3年以後、和田は「実業界事業起伏の権を握る」ようになり、大正3年には国産奨励会創設評議員、翌4年には米価調整調査委員会、富士瓦斯紡績会社社長に就任した大正5年には、第1次世界大戦の産業経済の変化に対応する経済政策を調査審議する目的で設置された経済調査会といった、国家的公務に参画するまでになり、「第二の渋沢翁たるの名實を享有するに至」った¹³¹。ちょうどこの大正4年12月頃から、和田は日本工業倶楽部の創立運動に着手し始めたのだった¹³²。

3. 財界の成立

3.1. 新たな正貨問題の浮上

話を少し前に戻したい。正貨に関しても劇的な変化が見られた。大正3年(1914年)11月末には3億2658万円まで減少した保有正貨(政府・日銀保有分の合計)は、その後増勢に転じて大正4年5月末には4億円を超え、4年末には5億1608円(前年末比51.3%)に達するに至った。これを国内正貨と在外正貨に区別してみると、国内正貨は4年中通計で828万円弱(6.4%)増加したにとどまったのに対し、在外正貨は1億6669万円増え、その年末残高は3億7390万円と前年比78.4%の大幅増加となった。そのため在外正貨については、政府・日銀による正貨買入れ代金の散布が金融緩慢の行き過ぎを招来するのではないかと懸念され、正貨の「活用」問題として盛んな議論が展開されることとなった¹³³。日銀は大正4年下期に入ってから、「内地に於ける異常の緩慢を来たせる金融界を調節」して「時局再転の場合に備ふる所あらしめん」とし、①対外投資の奨励、②産業の発展に必要な原材料の輸入促進、③本邦外債の漸次償却などの方法を講じて、金融緩慢の大勢を阻止する

ことに決定した¹³⁴。

和田が日本工業倶楽部の創立運動に着手し始めた頃、正貨利用問題は、大正4年末ごろから財界における議論の的になった¹³⁵。当時主唱された正貨利用策を日本銀行臨時調査委員会「欧州戦争ト本邦金融界」（1918年12月調）は次のように要約している¹³⁶。

- 一．外債償還の消極論であり、あくまで外債の買入鎖却をすべきであるとの説
- 二．中間政策として将来のため正貨の蓄積をすべきであるとの説
- 三．積極的な産業奨励、販路拡張、支那市場投資論で、これに関連して満蒙、日支銀行の設立を唱道する説
- 四．内地に於て外国債を募集させるとの説

在外正貨の利用処分の方法については、各政党政派からまちまちの意見が表出した。政友会は減債基金の復旧を主張し、貴族院は大体において外債の整理を要求し、銀行業者は大正14年までに償還が要する外債6億3千万円の内、2、3億円を償還するべきと唱えて内債を募集して外債を償還することを希望し、実業家は概して在外正貨を取り寄せ、既に閉却した金融を益々緩和させて、企業の興業発展に役立てようと考え、大隈内閣は鉄道資金2000万円は前年のように一般会計から融通し、国債償還額は依然として3000万円に止まるものの、その3000万円は外債償還に充当し、なお他に外債償還の方法を講じて、来年度に総額5、6千万円の外債を償還する方針だった¹³⁷。

なお、大正4年末の時点で当時償還期限が迫ったものとしては、仏貨五分利付鉄道国庫債権約7千7百万円（償還期限は大正12年5月1日）、英貨四分半利公債約5億5千万（同じく大正14年2月15日及び同年7月10日）があった。そこで、三島日銀総裁は、正貨利用策として、木村清四郎日銀理事の発案に係る政府内外債の借換を採用した。交戦諸国は戦後各自国の整理に忙殺され、資金の貸与は期待できず、今後外国に於いて借換のため公債を募集するにしても不利な条件で行わざるを得ないだろう。今日たとえ内債外債の借換に依り、後日外債を募集した場合よりも高い利率になろうとも、これによって外債を償還することができれば、国家将来のためには必要であり、その損益は問題ではないとの木村の意見を三島も共有するに至った。そして、内外債の借換は立法事項であるため、政府の決意と議会の協賛が必要であるため、木村が主として政府との交渉にあたった¹³⁸。

大隈内閣は議院を解散後、大正4年3月25日に第12回総選挙の結果、立憲同志会は大きく躍進し、95議席から153議席となり、大隈伯後援会が12議席、中正会は少し下回り33議席に止まった。これに対して、野党の政友会は185議席から108議席と大きく激減し、国民党もまた27議席と前回より下回ることとなった。この結果、与党198議席、野党135議席、無所属48議席となり、法案可決に必要な過半数の議席を獲得し、自らの掲げる財政経済策を実現させるに足る議席数を獲得したのである¹³⁹。

大正4年9月、「戦時経済政策の根本方針」を確立するための会議が、大隈邸で開催された。列席者は、新蔵相の武富時敏を初め、大蔵次官菅原道敬、三島弥太郎日銀総裁、水町袈裟六日銀副総裁、日銀理事木村清四郎、横浜正金銀行頭取井上準之助であり、この会議で正貨利用問題が討議された。席上、水町日銀副総裁は木村清四郎らの日銀関係者の意見を代表して、金融緩慢の現状と説くと、内債の募集を主張した。また、大蔵次官の菅原もまた、国庫の遊金も限りがあるので、累増する正貨を買込むことは到底出来ることでなく、内債募集によって正貨を吸収する以外に途は無いと述べ、政府の非募債主義の変更の可否を問うた。これに対して、武富蔵相も、現内閣の非募債の根本主義は通貨膨張、物価騰貴を防ぐにある、このための内債募集は取りも直さず非募債の根本主義を遵守するものであると返答した。大隈もまた「外債償還の件、外債を内債に轉ずる件、全然同意なり、松方侯へ其の通り答へられたし、斯くの如き時期の来りたるは天佑と云ふべし」と述べ賛同した。

かくして正貨利用策として、内債募集による外債償還案が大隈首相により採用されることとなった¹⁴⁰。大蔵当局は日銀当局と協議を重ね慎重に実行上の方法手続を研究調査した上で定案を作成するよう要請した。しかしながら、外債償還を行い、また在外正貨は維持するもよし、できるかぎり海外放資にも努めようということで、意見は一致したものの、正貨利用の配分をどうするかは未定のままであった¹⁴¹。とりあえず大隈首相の進言もあって、出来るだけ海外投資も実施することで意見は一致をみた¹⁴²。これ以後、対中国投資計画として日支銀行、及び満州銀行法案が計画されることとなった。

大正4年11月6日、大隈首相は武富蔵相、菅原次官、三島日銀総裁、水町日銀副総裁及び木村日銀理事等に会し、「在外正貨増加の原因は種々ある可きも、主として輸出入貿易の『バランス』の結果に或るは、国家の為に喜ぶ可き事相にして、即ち是に依て以て多年国民一般に懸念したる外債軽減を実行するを得べき時運に際会したるものなれば、此好機会を逸すべからず」と述べた¹⁴³。明治末期から大正初期にかけて外債元利払いの重圧に苦しんだことを考えると、大隈首相の発言も理解できるが、単に増加した在外正貨で外債を償還するのであれば、累増する国内正貨を吸収するには役立たないと考えられていた。

政府は、第一次大戦前半から、輸入を減退させ、輸出を増大させるために、通貨膨張に伴う物価騰貴を抑制しようとしていた。大正4年12月7日、第37回帝国議会の衆議院において、大隈内閣の新蔵相となった武富時敏は、外債募集によって「濫りに国の通貨を膨張せしめて貿易の逆調を招く如きは国家の経済上極めて不利なりと云ふの主張を現内閣は持って居る。此主張は何時になっても現内閣は決して変更は致しませぬ」と非募債主義を採用することを断言した。大隈内閣のかかる政策は、前蔵相の高橋是清に代表される、外債と日本銀行の信用を楨桿として生産業を発展させて、国富を増進させようとする積極的政策とは真つ向から対立するものであった。高橋の所属する政友会のように、外債を募集して正貨を補充するのではなく、大隈内閣は、兌換券の不自然的膨張を抑制し、輸入を減少させ、輸出を増加させて国際収支を改善し、これによって外債利払等のための正貨獲得

を行おうとしたのである。ただ大正 5 年になると、国際収支の好転とともに、大隈内閣のもとにおいても産業奨励策方針が重視されるようになり、物価騰貴抑制の論拠としての輸出増進や国際収支改善方針が政策体系から後退した。この傾向は大正 5 年 10 月の寺内内閣の成立以降、一段と明確になっていく¹⁴⁴。

銀行界は日銀・大蔵の内債募集による外債償還方針を歓迎した。早川千吉郎（三井）、池田謙三（第百銀行）、佐々木勇之助（第一銀行）、串田万蔵（三菱）ら主要銀行代表も東京銀行集会所で会合を開き、内債を募集して外債を償還すべしとの結論を得た。遊資の処分難に悩む市中銀行に絶好の放資対象を与え、国内正貨を吸収する案であったが、正貨活用策としては、なお物足りないとする向きもあった¹⁴⁵。この点については後述するが、この会合の後、大正 4 年 9 月 25 日、日本銀行に武富蔵相を初め三島日銀総裁、水町日銀副総裁、木村日銀理事、渋沢栄一、佐々木勇之助（第一）、松方幸次郎（十五）、小野英次郎（興銀）、井上準之助（正金）、早川千吉郎（三井）、池田謙三（第百）、安田善三郎（安田）諸氏の外、大阪銀行側の代表者、小山健三（三十四）等が会合し、政府は来春償還期に達する英貨鉄道債券 300 万磅を現金償還する代りに、これを内債に借替える事に決定し、政府と銀行側との内債発行条件の詰めに入った。その結果、発行総額 3 千万円、発行価額は額面 100 円に付 96 円 50 銭で利率は年五分で発行されることとなり、償還期限 5 年期限とする短期債権となった。ちなみに引受銀行は、第一、第百、安田、第三、三井、三菱、十五、興業、正金の 9 銀行（以上、東京）と、山口、浪速、鴻池、三十四、住友の 5 銀行（以上、大阪）の合計十四行であった¹⁴⁶。

ところが、武富蔵相は一度は上記方針を諒解したものの、なかなか外債償還のための内債募集の手続きは進まなかった。一方で、日銀としては、このまま座視していれば、国内に資金が横溢して物価騰貴を来し投機思惑を助長することになりかねないため、早期に増加する正貨を吸収することを望んだ。遅々として進まない理由は政治上の事情があるとみた日銀の木村清四郎は、立憲同志会総裁の加藤高明を訪問し、同施策の実現を説いたが、加藤はなかなか諒承しなかった。というのも、先に詳述した、大正 4 年 6 月の臨時議会における貴族院と減債基金繰入問題を巡って対立した経緯が大きく影響していた。貴族院予算委員会は、減債基金に充当すべき資金の一部を鉄道建設に振り向けるのは一時の例外であって経済界の事業が内債募集を可能とする場合にはこれを復活すべし、との主張をなしていたからである。そのため、外債償還のために、内債を募集することとなれば、それはあたかも貴族院の決議にいうところの内債募集を可能とする場合となる。つまり、外債償還前に従来鉄道改良費に充当していた減債基金の繰入を中止して、その分の内債をも発行しなければならなくなる、これは大隈内閣にとっても一大政策の方針転換であって、加藤もまた政治上の行き掛りで実行し難いと考えていた。

しかしながら、加藤も対華 21 カ条をめぐって政治上不利な立場に置かれていたため、大局的観点に立ち、国家の為に必要な施策として日銀の提案に賛成せざるを得なかった¹⁴⁷。

ついに、大隈内閣は非募債方針を転換した。国内の需要に応じて内国債を発行し、10 月

鉄道債券 3000 万円を国内で募集すると、大正初年以來、短期で借換えを続けてきた英貨鉄道債券 300 万磅を償還整理した。政府は状況に応じて同方針をさらに継続する考えで、仏貨債 4000 万円の償還計画を立てた。これは、額面以上の償還で国債整理基金特別会計法に反することとなり、本来は鉄道建設改良費に充当する分を償還に充てることになるため、第 37 回帝国議会における大正 5 年度予算の審議では貴族院において大問題となり、減債基金還元論が浮上した。鉄道の建設改良費を公債財源とし、減債基金を毎年 5000 万円に戻すべしとの声があがり、予算審議は難航を極めたのである¹⁴⁸。

しかるに、それ以前の大正 4 年春ごろから、大隈内閣の対中外交は非難の猛火に包まれていたが、中心人物に貴族院茶話会の平田東助と小松原英太郎、そして田健治郎がいた。そもそも大隈は孫文の南方政府に巨額の資金を与えるかと思えば、その仇敵である北方の軍閥にもある種の援助を与えてなど、その対外方針に一貫性を欠いていたことが、彼ら貴族院議員の反感を買う要因となっていた。また、大正 4 年 5 月 6 日、中国に対して山東省におけるドイツ利権をはじめとする譲渡を要求した対華二十一カ条の交渉過程で、山縣ら元老は英米との外交関係が悪化し、日本が国際的に孤立することを恐れていた。そのため、山縣等は、最後通牒案を発して中国を追い詰め、日本政府の要求をあくまで通すという遣り方は拙策であるとして加藤高明外相をせめていたのである¹⁴⁹。平田、小松原、田等は密かに山縣、松方ら元老の支持を取り付けた上で、大隈内閣の倒閣運動に踏みきった。そして、「対支問題を例の減債基金還元問題といふオブラートに包んで持ちだす」という戦術が採られた。つまり、還元問題を「対支外交の攻道具」として利用したのである¹⁵⁰。

まず、第 37 回帝国議会の大正 5 年 1 月 18 日に、田は大隈内閣が予算に減債基金の繰入を実行しないのはおかしいと攻撃をしかけると、貴族院は総出となって政府の予算案に反対した。

減債基金繰入の減額をめぐって予算の修正を要求する貴族院と、政府及び衆議院が対立し、予算不成立により、総辞職が避けられない情勢となりつつあった。大隈内閣は予算案の成立を危ぶみ、対外投資のために提出していた日支・満洲銀行法案を廃案として、貴族院の妥協を取付けようとしたが失敗に終わった¹⁵¹。そこで、大隈は万策尽き、第 37 回帝国議会後の退隠を仄めかしつつ、元老山縣有朋に調停を求めた。「思を将来に致すに、伊公、井候既に去り、予亦老衰いて何時をも計り難し」とする焦燥感も手伝って、元老山縣自ら進んで調停を申し出る始末であった¹⁵²。

大正 5 年 2 月 1 日、大隈は永田町官舎で山縣を迎えると、「欧州戦争の結果帝国所有の正貨九億余に達し、外国に支払ふべき三億減除するも六億を残す程なれば、此の際僅かに二千万円公債を起すは必しも不可能にあらざれども、従来行き掛り上政府の言明を曲ぐることを得ざるの境遇に在り、且又昨年貴族院に於て公約したりと称する外債償還の事に付ても、加藤男は其の事なしと主張し居り、現に二個師団問題に際し明言せるに拘らず、此の如き主張を為して曲げざるは誠に不可解なり」と加藤に対する不満を述べ、立憲同志会内部の状況、とくに若槻禮次郎と加藤高明及び浜口雄幸との間に財政上の意見の相違があ

ることまで吐露した¹⁵³。

これに対し、山縣は大隈に対して、「若し今日の情勢を以て相譲らず為に衝突することが如きことあらば、又大正元年二年の騒乱を惹起すべし。桂内閣瓦解当時の紛乱は、山本内閣成るに及びて一時収まれる如き観ありしも、一年にして又々紛雑を生じたり。其の時に於て閣下老軀を以て局に当り、爾後二年に垂とし、幸いに内政緒に着き陸軍兵備の件も解決を告げ、次で海軍充実のことも將に緒に付かむとす。然るに今本問題の為に衝突を起し、之が為め又々予算の不成立を見るに至らば、世上人心の動乱計るべからず」と述べ、政友会への譲歩を求めた。山縣としても、何度も政争政界の紛擾のために予算が不成立に終わり、国政が停滞することは国家にとって不利益であると考えていたのである。山縣は大隈に議会後退隱の決心があることを時局融和の手段とすることで了解を得ると、田健次郎に貴族院の攻撃を止めるよう説得に当らせた。田は、「若し研究会にして態度を変更せざる限りは、遺憾ながら自身も之に従はざるべからず」と強硬な姿勢を示しつつも、山縣の意向を汲んで研究会領袖にて日銀総裁の三島弥太郎らと協議し、大隈内閣との妥協を図った¹⁵⁴。結局、大隈は「貴族院にて、鉄道資金を公債にて募集し、一方減債基金を増加せんとせば、自分は之に同意すべし、是れ借換と同結果を生ずべし」と三島に確約した¹⁵⁵。これによって、大隈と貴族院側で妥協が成立し、「即基金法中借換は低利のものに限りあるを、此の際単行法を以て必しも低利なるを要せざることとなし、且つ別に二千万円の借換公債を発行し以て外債を償却せんとする」ことを条件とする、国債整理基金特別会計の特例法案を議事に提出し、第2回鉄道債券4000万円を募集し、仏貨国庫債権の約半額を借換整理する計画に加えて内国債2000万円を募集して、明治38年の四分半利英貨公債の一部を償還することを決定した。大正5年2月13日、大隈内閣の予算案は原案通り成立し、大隈内閣の公債償還方針は漸く変更なく遂行されたのであった¹⁵⁶。またもや銀行家の利益が重視され、産業資本家（工業家）の利益は顧みられることはなかったのである。

3.2. 工業資金問題と実業界

こうした大隈内閣の正貨利用策に対して、大正5年1月25日の銀行倶楽部晩餐会の席上、高橋是清は「強ち日本銀行の兌換券の発行が多くなつたから是を警めなければならぬとか、斯う通貨が膨張しては又物価が騰貴するから通貨を収縮しなければならぬとか云ふようなことでは、進むに進まれず勢ひ停滞の状態に陥」と述べて、政府ならびに日本銀行の消極的正貨策を批判し、激増した正貨を利用して殖産興業に供して、国の生産力を増進するよう説いたのである¹⁵⁷。

また、この高橋の演説に触発された豊川良平（日本窒素肥料株式会社取締役、猪苗代水力電気株式会社社長）も産業資本家としての立場から、一転して外債償還論に疑問を呈した意見が述べられた。「政府の予算の取り方を見ると外債を帰すと云ふこと許り重きを置いて」おり、鉄道証券の3000万円、減債基金の3000万円、それから追加予算の3860万円は

外国債を償還するためのものであるが、これに加え民間の工業会社、例えば富士紡績、鐘淵紡績など手形の形で外資を借入れて居るものが少なくない。これらも資金を借入れている外資を返すはずである。政府で公債に裏書きをして輸出したのも同様である。政府は濫りに染料会社や化学工業、製鉄会社等を奨励しているので大分金がいることと思う。昨年通り本年も輸出超過であれば安心だが、そうでないと事業資金に向ける金が不足してしまう、との懸念を示すとともに、「今少しばかり金融が緩慢だからといふて無闇に公債を還すことばかり急ぐのは少し早まり過ぎた考えでは有るまいか」と大隈内閣の正貨利用策を批判した¹⁵⁸。

表3 第1次大戦期(1914~1919年)の資本移動主要項目
(単位:百万円)

流出項目	
対連合国貸付(支払額推計)	518
対支貸付(支払額推計)	366
国債ほか外債償還	246
在外正貨増加	1096
その他対外投資増加	200~300

(出展)山澤逸平、山本有造『[1979]、52、54頁

武富蔵相としては、正貨を工業資金に利用するのが望ましいと考えていたものの、「内地の事業界は戦争の成行を気構へて容易に新事業を起さふとせぬ」から、事業資金需

要の起こるまでの間に合わせの手段として外債償還を行ったにすぎなかったのである¹⁵⁹。表3からは、戦後の国際経済競争に備えて、かなりの資金が在外正貨として保持されていたことが窺えよう。大隈内閣の正貨利用策に期待が持てない中で、リスクが高いと考えられた工業の事業資金需要を掘り起こすために、金融家と工業家が密に連絡をとるための施設が要請されてくるのは、自然の成り行きであった¹⁶⁰。

大隈内閣における官民合同の経済調査会委員に就任した和田豊治、大橋新太郎、植村澄三郎(大日本麦酒常務取締役)、金澤仁作(帝国製紙社長)は共同で「工業資金調節に関する件」という意見書を提出している¹⁶¹。後述するように、和田、大橋、植村は日本工業倶楽部の中心的な設立メンバーとなっていく。同意見書で、和田等はこう述べている。

「一國ノ工業ヲ振興スルノ道ハ素ヨリ多岐ナリト雖モ、工業資金ノ供給ヲ以テ、其根本義トス我國ニ於ケル工業資金供給ノ現状ヲ見ルニ、工業資金ノ調節ニ関シテハ官民合同ノ施設トシテ、日本興業銀行ノ存スルアルモ、資金ノ充実ヲ欠如スルト制度ノ不備トハ漸ク勃興ノ氣運ニ向ヘル我工業界ノ資金欲求ニ適応スベクモアラズ、又資金ノ充実セル富豪普通大銀行及保險業者等ハ、工業本然ノ性質トシテ投資ノ長期ニ亘ルヲ以テ動モスレバ貸付ヲ回避スルノ傾向アリ、近時大工業ニアリテハ此傾向幾分緩和セラレ低利資金ノ融通必ズシモ難事ニアラザレドモ、中小工業ニアリテハ之ヲ得ルコト殆ド絶對的ニ不可能ト云ハザルベカラズ、我國ノ工業界ガ資金調節ノ特殊機関ヲ欠如スルガ為メニ、中小工業家ノ或ハ事業ヲ半途ニ抛棄シ或ハ其発展ヲ阻止セラルハモノ尠ナカラザルハ、国家ノ進運ヲ阻害スルノ不祥事トシテ、常ニ吾人ノ痛嘆シタル所ナリシガ、今ヤ當局者ノ深く此点ニ留意シ此種提案ノ本調査会ノ議ニ付セラレントスルニ至レルハ国家ノ為欣幸ニ堪ヘザル所ナリ、而

シテ我国ノ現状ニ於テ最モ緊急且ツ其制度ヲ改善シテ、対中小工業投資ヲ容易ナラシメ同行存立ノ本能ヲ發揮セシムルニアリ」

同案では、やはり日本興業銀行の資金を中心とした施設の充実が念頭に置かれ、①大蔵省預金部は必要に応じて興業債券引受を行い、低利資金を供給すること、②政府は適当の方法により在外正貨を工業資金として低利に供給する途を開くこと、③一定の金額に限り日本銀行に興銀が所有する国債地方債社債株券及工業手形を担保として短期の貸出をなすこと、④興業債券は政府が保証し随時海外市場に売出すことによって資金を供給すること、⑤特典として割増付興業債権の発行を許可し資金を供給することを提案した。また、中小工業家への資金供給方法としては、①興銀に無担保貸付を行わせること、②中小工業家の産業組合（信用組合）を組織し、組合はさらに連合会を組織し、興銀はこれら組合、連合会に貸付を積極的に行うこと、③興銀を普通銀行に対する親銀行として位置づけ、興銀に普通銀行の所有する工業に関する手形の再割引をさせること、これにより普通銀行と競合することを回避することが可能となるだけでなく、長期貸付を喜ばない普通銀行も安心して貸付を行わせることができる、というものであった。

さらに、和田は正貨利用策として、次のような産業奨励、販路拡張、中国市場投資論を提唱した。

戦後において、「東洋貿易の覇者たらんが爲め」の準備として、隣邦支那に対して思い切って放資すべきである。世間には正貨利用策として、外債を償還するために内債を募集すべきとの説もあるが、外債を償還すべき期間はなお十年の後であるから、これを償還するには及ばず、ましてや償還するために、それより高い利子で内債を募集するのでは国庫の損失は多大となる。銀行家にとっては金融の調節を謀るために、内債募集には歓迎する所であろう。けれども事業者としては潤沢な金融の疎通を希望するため、内債募集は同意することができないだろう。それ故、銀行家は寧ろ意を転じて、放資の手段としては、シンジケートを組織し、支那に向かつて放資するのがよかろう。五国借款団は、支那に放資するための金融機関であったが、欧州戦乱の結果、全く有名無実化した。この時宜を得て、我国が独力で支那に投資すれば、最も機宜に適うに違いない。仮にシンジケート団によって、1億円の資金を支那に投資したら、5千万円の利益を得ることは容易であり、そうすれば、一面においては支那における我製製品の勢力を扶植することも可能となり、支那の我製製品需要額は従来よりも一層巨額になるであろう。¹⁶²

このように、世界の一大市場の中国に対する「我国権商権の伸不伸は頓がて吾国運の将来を決定するもの」である。ところが、「在支白人」の中国における地方的投資は（鉄道、鉱山及び支那外債を除いて）計上すると3億円を超過し、その所有地建物も3億円以上に達し、またそれに付帯する事業、保険、航運、倉庫、電車、電話、貸家、仲買、医師、弁護士等も多大の収益を上げつつあるのに対して、我国の「在支法人」の所有資材は到底比

較にならぬ程、微々たるものである。単に対中国輸出品の増加のみを見て、樂觀するのは浅薄といえよう。

これまでの「在支邦人」の不成功、無勢力も要するに金融上の孤立無援が其主因である。目下、横浜正金銀行と台湾銀行の支店が中国市場の玄関まで送り届けてくれるが、一步内地に入れば金融の便は欠けている。とくに中流以下の商工家の金融上の苦痛は筆紙に盡しがたく、中国に我政治的経済的地歩を築き上げるためには、中国政府の借款に応じたり、上海その他貿易の重要地点に住友、三菱、三井のような大銀行が進んで支店を設置したり、日支銀行のようなものを設置して、地方銀行の職務を採らせるのが得策であろう。

また商工業者においても国内においても躊躇せず、一大発奮と真面目な計画を立てて、銀行業者から提供される金融によって熱心着実に経営するようになれば、両者とも相俟って順調な発展を遂げ、これに付帯する各種事業を誘起することとなり、「帝国々権の伸張を致す」こととなる。和田は最後に、この好機において、「真面目なる事業家と大銀行家が相提携して躍進を試みられんことを衷心より希望する」と述べて、あくまでも積極的な産業奨励策を主唱した¹⁶³。

このように、日本工業倶楽部の創設が画策された時期（大正4年）は、工業化の進展が著しく、それを背景とする産業の一層の対外的拡充が目標とされていたことが窺い知れよう¹⁶⁴。

3.3. 日本工業倶楽部の誕生

財界の代表者といえれば銀行家であり、あるいは未だ経済を動かすほどの日本橋方面の大問屋といった商業経済の団体である日本橋倶楽部が財界人の社交の場、あるいは交歓の場として大きな役割を果たしていた。それ以外にも、政治的影響力を有する経済団体、例えば、明治30年代の「有楽会」や「鰻会」が存在したが、それらは当時の代表的な財界人を網羅的に結集したものではないし、長期間にわたり存続したわけでもなかった。またこれまで見てきたように、都市を単位とする当時の商業会議所では、参加事業主が限定され、織物税、通行税、営業税の廃減税運動に見られたように、結果的に中小企業の利害に影響されやすかったのである。ところで、日本工業倶楽部の設立背景について、同倶楽部理事となった中島久萬吉は後年、次のように回想している¹⁶⁵。

「日露戦争の場合でも、政府が財界に接近して、財界の援助を得たり協力を求める場合に、必ず銀行家だけを招ぶんだ。私は総理大臣（桂太郎）の秘書官として、しばしば大蔵省の役人と一緒にそういう集まりの御膳立てをしたことがあるが、総理官邸に集まる人はみんな銀行家なんで、軍事公債を募るとか、外債とタイアップしなければならぬとか、尤もこうしたことは直接には金に即した事柄であるからだが、誰もこれを怪しむ者はなかった。われわれもそういうものだと思いついでいた。それだからそのころは財界人といえれば必ず

金融業者のことだった。

ところが、企業も発展してきたところで落ち着いて考えてみると、銀行家銀行家というけれど、一体銀行営業の根拠になっている金は誰が作るのか、銀行はわれわれ工業家が経営に努力して作り出した金を営業的に利殖しているまでだ、もとを糾せば金は俺たちの努力の結晶ではないかという議論が出てきた。その急先鋒が後に（日本工業倶楽部一筆者）理事になった福澤桃介君で『何かというと政府は銀行家を引っぱり出し、そのところが財界の輿論なり意見ということにされる。とんでもないことだ。その金は誰が作ったのだ。私ら工業家ではないか。その工業家は終始垣根の外に立たされ、垣根の中でおもしろおかしくやっているのは銀行家だけだ、これは怪しからん』とあちこでかんかんがくがくと露骨にぶった。これに自から共鳴する者が出てきて、やっぱりわれわれ工業家の政治的、経済的な立場をもっとハッキリ打ち出すべきではないか、と工業家の地位を向上させようと空気が期せずして広がった。」

しかるに第一次大戦を機に、産業は大いに拡大を遂げた。紡績・製糸等の輸出産業、海運に直接つながる造船業はもとより、従来ドイツに依存していた輸入が杜絶し自立化を余儀なくされた化学工業、その関連産業等が異常な膨張を遂げたのである。また大戦中を通じて輸出が拡大し、国際貸借関係においても債務国から債権国に転じつつあった。この時代になって、ようやく工業化の進展に伴い実業エリートが社会階層において抬頭し始め、彼らの発言力も活発となったことから、これらを総合経済団体において具象化しようとする動きが活発化したのである。それまで銀行家の意見が財界の世論とされてきたことに対する不満から、工業家の地位を向上させ、政治的、経済的な立場を明確に打ち出すべきという空気が期せずして広がり、こうした議論を受け、工業家団体を組織することを主題として、大正4年12月頃よりたびたび、浜町の日本橋倶楽部にて会合し協議したのが、和田豊治、大橋新太郎、吉村鉄之助、植村澄三郎、諸井恒平、藤原銀次郎などであった¹⁶⁶。

加えて、日本工業倶楽部の結成の背景には、東京商業会議所内での派閥党争が大きく関係していたようである。渋沢が東京商業会議所会頭を引退するに当たり、次期会頭と目されていた大倉喜八郎、雨宮敬二郎をはずして、中野武営を会頭に据えた。これ以来、会議所内での派閥争いが激しさを増していった。やめた大倉と雨宮、井上角次郎が集まって、同期倶楽部を立てるとこれが後に、副会頭杉原栄三郎を中心とした二一会本部となる。この二一会に対抗し、中野は大橋、岩出惣兵衛、星野錫を引き連れて「財界内閣」を作った。しかし、中野がとりしきった米国視察の際の団長と団員の差別待遇でけちがつき、大橋が渋沢を笠に着て、中野を無視して会議所を一人でかき廻したため、大橋は皆から憎まれることとなったという。中野の会頭辞任後、大正6年改選時、大橋は添田寿一を会頭に推したものの、時の農相仲小路廉が政党臭味の濃厚なものはいけないといって実現せず、杉原の二一会を背景にして、藤山雷太がとんだ拾いものをする形となって会頭に就任し、「藤山内閣」が出来た。それまで「政府党」だった大橋、団、中島、服部金太郎という連中は野

に下って工業倶楽部をもち立てることになった¹⁶⁷。奇しくも和田豊治は豊川良平の仲介により大橋新太郎と邂逅していた。そして、日本工業倶楽部の設立もまた二人の発意によって展開し、和田と旧くから親しく、また三菱に近い郷誠之助が協力する形で進められることとなる¹⁶⁸。『東京朝日新聞』は、こうした経緯について、会議所を追い出された大橋新太郎が和田を担いで捏上げたもので、大橋が藤山と喧嘩するために和田が利用されたというのが当たっている、と分析している¹⁶⁹。

ところで、工業家団体組織の協議が始まる直前、工業家の団体として、明治33年に創立された金子堅太郎を会長とする日本工業協会（当初は工業倶楽部）が産業上の意見を發表し、当局者を動かしてはいたが、大正4年11月3日の総会席上、同協会が小規模で不振であるとの不満の声が上がり、協会の刷新拡張を図るべしとの意見が出ていた。同協会の理事である大橋新太郎、及び幹事吉村鐵之助、諸井恒平は12月3日、会長の金子堅太郎と会合した結果、大橋は同協会が「内部不整頓にして事業挙げず、曾を拡張せんと欲するも資金集まらずして甚だしく不振」である上に、「一二圓の会費にて徒らに甲論乙駁議論倒れの觀」があったため、協会の発展策として従来の個人組織の少額の会費を改め、法人単位として三井、三菱、渋沢、大倉、安田、日比谷等の各財閥系統の代表的人物を網羅して中堅を形成する方針を提議し、この方針を和田に諮ったところ、和田が「新しい酒は新しい革袋にもれという諺が西洋にある。古い革袋に新しい酒をもるなんてのは勿体ない。別に新規のものを作るべきだ」と述べたことから、日本工業協会はそのままとし、別途新規に京浜工業家を糾合する東京工業倶楽部を創設することを決議し、同方針について金子堅太郎の諒解を得たのであった¹⁷⁰。

翌大正5年1月20日、帝国ホテルにおいて、京浜地区の各工業家の協議会を開き、有志者134名が出席し、和田豊治が首唱者を代表して、一場の挨拶を行い、大橋新太郎が趣旨説明にあたり、大倉喜八郎が座長に選挙され、倶楽部組織の件を協議した。倶楽部組織を満場一致で可決し、日比谷平左衛門の発議により、首唱者ならびに座長を加え、創立委員40名を選挙し、倶楽部設立に関する事務を一任した。大正5年2月2日、東京ステーション、ホテルにて、第一回創立委員会を開き、座長、大倉喜八郎により、創立委員中より、大橋新太郎、和田豊治、門野重九郎、中村房次郎、中島久萬吉、植村澄三郎、藤山雷太、有賀長文、木村久壽彌太、諸井恒平の10名を常務委員に選挙して、定款の起草、出資者募集、事務所設立等の要件を一任した¹⁷¹。

そして、中島久萬吉が日本工業倶楽部設立趣意書の草案を書くことになったが、金融家を排斥するのではなく、更に一層金融家と連絡・協力していくという工業家の立場に立脚した内容のものを書いたという。そして、和田、大橋、中島は、三菱の岩崎久弥、三井（三井八郎右衛門及び団琢磨）、大倉、古河、安田といった財閥から醸出を願い出て承諾を得たのであった¹⁷²。植村甲午によれば、大戦前までの工業力では無闇に輸出は伸ばせず、どちらかといえば国産奨励、輸入防遏的な傾向が強く、そうした時に外国から物を購入するにはやはり大財閥の片面の事業である国際貿易、金融面の協力を仰がざるを得なかったこと

から、このように日本工業倶楽部に財閥が加わってくるのは自然の成り行きだったと述べている¹⁷³。

なお、中島にかかる同設立趣意書の草案は残っておらず、最終的な決定稿となった、以下の『日本工業倶楽部設立趣意書』からは、金融家と工業家の連絡・協力といった直接的な表現は見当たらないものの、輸出促進による正貨吸収により、国民外交として一役を担おうとする工業家達の気概を強く感じる。

「方今吾邦各種の工業は、欧州大戦の影響を受け、燦然として一大盛観を呈し、既設の事業は益々其基礎を鞏固にし、新創の事業又甚た多く、此後の隆運更に大に刮目して観るべきものあらんとす。然るに各事業の間、交互連絡の便を闕き、相倚り相助け、斯界共同の発展を期図する上に於て、猶遺憾あるを免れず。殊に学問の純理と、技術の実際とを調和せしめ、諸般の工業に共通する所の利害を講究し、同業者互に其弊を除き交も其利を進むるの方法を立つるは、即今最も之れか切要を感ずる所なりと雖、我か工業界の現状、未だ此種の有力なる研究機関を存せず、且今や国際上、諸多の關係益々頻繁ならんとするの秋に當り、内外実業家の交際を親密にし、彼我の事情を疎通し、工業家としても所謂国民外交の一端を行ひ、當局間接の援助たる所以の道を必要とするは、識者の共に認むる所ならずんはあらず。

吾等時局に対し、茲に感ずる所有り、工業家の連絡を鞏固にし、斯業の発展を圖ることを目的とする公益法人を組織し、此目的を達すべき方法として、主として工業に関する諸種の問題を調査し、工業に関する知識の完備普及を圖ると同時に、努めて之れか研究発明を奨励し、更に会館を建設して、会員相互の親睦と其知識の交換とを計り、各般集会の用を弁し、併せて外賓接待の便に供し、猶会員各自の為に、事業場の調査研究に資する所あらしめんと欲す。我か工業界の士、冀くは吾等微意の存する所を諒とし、進て此計画を贊襄せられんことを。」¹⁷⁴

このように、日本工業倶楽部の定款その他倶楽部の組織につき協議を重ね創立事務所を三菱二十一号館の一室に設けると、大正5年は創立事務と資金募集とに暮れたのだった¹⁷⁵。なお、日本工業倶楽部の会館敷地も三菱から提供を受けた。和田が三菱地所社長の渡辺武次郎に計り、岩崎小弥太に話をつけてもらい、「どうせ決めるなら南向きの鉄道に近いところがよいだろう」というので、現在の東京駅近くに建設することになったという¹⁷⁶。

大正6年3月10日、ついに日本工業倶楽部創立総会を東京市麹町区有楽町1丁目帝国鉄道協会において開催し、第一議案たる定款を附議した。同定款によれば、会員となる条件は、「工業ニ關係アル個人又ハ法人及ビ其主要ナル役員」（第7條）であること、そして一口一千元の出資をなすこと（第8條、9條）、また会員2名以上の紹介が必要とされたが（第11條）、二口以上の出資をした会員はその口数に応じて会員を推薦することができ、これによって加入した会員は出資をする必要がなかった（第10條）。また、東京府下神奈川県下

以外の地方会員の会費は半額とする（第13條）など、当初より全国的経済団体として拡大していくことが見込まれていた¹⁷⁷。しかしながら、その後も地方会員は伸びず、この点については和田も気にかけていた。日本工業倶楽部の設立から4年後の大正10年11月25日、和田は工業倶楽部会館開設1周年記念晩餐会における演説で、「どうぞ会員諸君に於かれても、御知合の方を御勧誘下さいまして、地方会員を増加するやうに一つお願を致したいと思ひます。さすれば吾々は最初此倶楽部を創立致しましたときの目的を充分に達することになりますから、其邊は宜しく御尽力を願ひたるとございます」と呼びかけていたことから、そうした事情が窺い知れよう¹⁷⁸。工業倶楽部結成後、和田は会費を10口、1万円を出資して¹⁷⁹、岡部三郎、鹿村美久（富士瓦斯紡績株式会社営業部長）、小川政次郎（旭セメント株式会社専務取締役）、曾木普（大分セメント株式会社専務取締役）、村上巧（九州水力電気株式会社取締役）といった、郷里にあつて自らが創立にあたって相談役あるいは創立委員となつた会社役員を推薦する等¹⁸⁰、積極的に地方会員の獲得に努めたものの¹⁸¹、昭和17年に至つても在京会員1285名に対して、地方会員は212名とふるわなかつた¹⁸²。

続いて、第二議案である役員選挙に移り、常務委員の有賀長文の発議によって、役員（評議員120名、理事25名、監事5名）は座長の安田善三郎及び大橋新太郎、和田豊治と協議の上、座長より指名することに満場一致で決定した。また、評議員は互選を以て評議員会会長一名、同副会長二名を定めることとなつており（第20條）、和田豊治の発議により、会長副会長の選挙は座長の安田善三郎（安田銀行）の指名により決定し、豊川良平を評議会会長に、副会長に馬越恭平（大日本麦酒）、日比谷平左衛門（富士瓦斯紡績）を指名した。次いで、有賀長文の発議により、理事及び監事選挙は会長豊川良平の指名によることとされ、理事に磯村豊太郎（北海道炭礦汽船）、井上公二（古河鋳業会社）、服部金太郎（服部時計店）、大橋新太郎（博文館）、大川平三郎（富士製紙・樺太工業）、和田豊治、神戸挙一（東京電燈）、門野重九郎（大倉組）、団琢磨（三井合名会社）、内藤久寛（日本石油）、中村房次郎（横浜製糖、松尾鋳業）、中島久萬吉（古河鋳業）、植村澄三郎（大日本麦酒）、久米良作（東京瓦斯）、山本悌次郎（台湾製糖）、藤原銀次郎（王子製紙）、藤山雷太（大日本製糖）、福澤桃介（名古屋電灯）、郷誠之助（東京株式取引所）、有賀長文（三井合名）、木村久壽彌太（三菱合資）、白石直治（東京帝国大学教授）、白石元治郎（日本鋼管）、諸井恒平（秩父鉄道）、茂木惣兵衛（茂木合名会社）の計25名を決定した。

また豊川会長は、名誉会長推薦の件を提議し、満場一致にて会長より指名推薦することを決定し、金子堅太郎、清浦圭吾、渋沢栄一、三井八郎右衛門、岩崎小彌太、近藤廉平、大倉喜八郎、森村市左衛門、古河虎之助、安田善次郎、中野武蔵、益田孝、荘田平五郎、朝吹英二、手島精一の15名を指名推薦した。また同日、理事会が開催されると、定款22條により、互選によって専務理事に和田豊治、大橋新太郎、郷誠之助（三井）、中島久萬吉（古河）の4名に決定し、専務理事会において互選によって理事長に団琢磨（三井合名会社理事長）が決定したのであつた。こうした経緯から、和田豊治、大橋新太郎、そして両者を引き合わせた豊川良平といった3者の人的ネットワークを中心に、日本工業倶楽部が

結成されていったことが窺えよう¹⁸³。さらに出資金払込取扱銀行として、第一銀行、三菱銀行、三井銀行、安田銀行、そして和田が相談役を務める豊国銀行に決定したことから見ても、日本工業倶楽部の設立における財閥銀行の影響力を窺い知ることができる¹⁸⁴。

同倶楽部の名誉会員に指名を受けた金子堅太郎は、第一次大戦における戦時における米国の経験として、官で軍需物資を造る職員の賃上が、労働問題として浮上し、米国の財政を圧迫している事実に言及し、こうした問題を回避するためにも「一朝事有る秋には全国の工場が軍需製造所になり、軍用品製造所になる、然れども平時に於ては必要な物を造って外国に輸出し又内地の需要を充すと云ふ方針」で経営する必要性を説いた。そして、「政府をして亜米利加で目下調査しつゝある所の方針に伴い十分官と民との分界を明らかにして、而して官と民との間の連絡は十分取って、官で作らぬでも民間で出来るものは民間に造らせるやうにして政府は當然の仕事をする」よう、日本工業倶楽部にも注文をつけた¹⁸⁵。それはあたかも大正7年初頭の第40回帝国議会上に提出される総力戦体制に工業家を組み込む、軍需工業動員法を織り込み済みかのように、工業倶楽部に支持を取り付けようとするものだった。

寺内内閣組閣後、和田の財界における権勢はさらに増していった。大正7年8月7日、中島久萬吉、郷誠之助、池田成彬、井上準之助、藤山雷太、志村源太郎、内藤久寛等と後藤新平外相、田健次郎逓相を招いて談話を行い、話題がシベリヤ出兵問題に及ぶと、和田は、「我國が連合國の一國として今日袖手傍観するは、他日平和會議の席に於て發言權なからん、且つ今日西比利亞は其儘放任し置く時は、獨逸の勢力を東方に導き、他日臍を嚙むの悔あらん、今に於て我が勢力を扶植するは、國家百年の大計上より一日も猶予すべからざる」と出兵論を展開した。和田がかつて本野一郎前外相に出兵論を話すと、今度は本野が後藤外相に話し、後藤外相は閣議並びに外交調査会で披瀝し、大に出兵論者に氣勢を添えていたという。その後、和田は軍需評議会の委員と力を盡し、陸軍と工業家との接触を図ろうと郷誠之助と共に、田中義一陸軍大臣及び次官、兵器局長を賓客として、日本工業倶楽部の理事全部、評議委員会の正副会長、各幹事などを招待し、意思疎通に努めた¹⁸⁶。

また、工業倶楽部は労使協調問題についても非常に力を入れ始めた。大正元年に鈴木文治が友愛会を結成していたが、大正7年頃、渋沢栄一が鈴木友愛会事業に相当入れ込み、日本工業倶楽部からは和田と中島が招聘された。工業倶楽部内部でも、団琢磨や藤原銀次郎等が、工業界が一致して鈴木を支援するというのは困るとの反対もあったため、渋沢の話の承ったぐらいに止めていた。しかし、中島が原内閣の床次竹二郎内相から呼び出され、渋沢から工業倶楽部の方にも話をしてあるらしいが、この際労使協調のなんらかの施設を設けたい、政府は社会局を設置することになったが、ここで社会問題を取り上げるつもりである、その手始めが労使の問題であるが、工業倶楽部の意向はどうか、「内務省内部には組合論すらある、しかし、政友会はそこまで考え方を飛躍させるのはどんなものかという

態度であり、また内閣はなにか一つ労使協調のための機関を作らなければならんと政治論としては一致しているが、行政論としては未だ決着をみていない。一つ財界において考えてくれないか」と懇願されたという。こうした政府の要請に応え、この時三井、三菱両家を始めとして、東西の資本家が労使協調会に参加するから、組合法の制定は待ってもらいたいと政府に掛け合い、その結果、芝公園に協調会が結成されたのであった¹⁸⁷。このように、日本工業倶楽部は雇主団体機能も保持するようになり、財政経済問題、労使問題を中心に官民協調の連絡機関としての役割を果たしていくことになったのである。

小括

商業会議所という制度が、公法的な性格を付与されて、国家の庇護を受けながら発達してきたことは、中小企業の存立発展に資することになったが、逆に自由経済の原則に立つ近代的大企業が発展した後は、国家の庇護を受けなければ商業会議所は成立し得ないということが大きな弱点にもなり、政府に対する発言力の弱さにもつながった。商工会議所連合会とは別個に日本実業協会が組織されたのは、政争に左右されず、国家の庇護と束縛から解放された自主的な、独立性の高い立場から公共的利益に基づいて、政府に対する意見を具申するためであった。しかしながら、渋沢、中野を中心とする日本実業協会も、大隈内閣と政友会との政争においては、元老の果たしてきた政治的調整力や財政経済策の提言を肩代わりする実力もなく、未だ不十分なものでしかなかった。

ところが第一次世界大戦中を通じて輸出が拡大し、国際貸借関係においても債務国から債権国に転じ正貨危機が霧散するに伴い、状況は一変する。重化学工業化の進展で高まっていた実業エリート層が階層社会において抬頭し始め、政府における経済調査会等を通じて彼らの発言力も増し、これらを総合経済団体において具象化しようとする動きが活発化した。それまで「銀行家」と「実業家」の関係は、公債償還策と産業資金問題、廃税問題等でとかく疎隔の観があったが、重化学工業における資金需要が増すにつれ両者の連携・協力が要請されることとなった。そして、工業家の社会的立場は徐々に拮抗しつつあった。銀行界と工業界の紐帯となったのが、三菱銀行の豊川良平とその同盟者である和田豊治、大橋新太郎等であった。和田は当初、京浜工業家を中心に組織した日本工業倶楽部を全国的な経済団体組織へと発展させるだけでなく、官民の連絡機関へと導いたのだった。ここにおいて、銀行界と実業界の「共通の利害」が統一され、「財界」が形成されたのである。

ところが、和田自身後年に述べているように、工業倶楽部の活動に決して満足していたわけではなかった。工業倶楽部における戦時利得税の調査がいかに精確であるか政府に対して運動しても、吾々の意見が十分徹底せず効を奏しない。政府としては議会は相当な調査をした上で成案を提出するため、それに対して吾々がいろいろな意見を定めて運動しても意味はない、そもそも吾々が議会政府に関係も有していないからである、と不満を募らせていたのである。大正11年2月、貴族院勅選議員となった和田は工業倶楽部の祝賀会に

において、自分が貴族院議員に任命された以上は、「矢張り出来るだけ我が実業界の意志を政府及議員の諸君に通ずるといふ事に及ばずながら力を盡してみたいと考えて居る次第であります」と抱負を述べて、公然とロビー活動に専心することを宣言した¹⁸⁸。

これ以後、和田豊治を中心として財界は貴族院ならびに陸軍に根を張り、国益と称する経済界全体の利害を追及していくことになった。そして、和田は政界の地盤を貴族院の研究會に置き、同じく貴族院で加藤友三郎内閣で内相を務めた水野錬太郎などとは別懇の関係があることから、民間実業家が利権運動をするには和田を通じてやるに限るという空気が出来上がっていったという。以後、日本工業倶楽部は、「倶楽部と云ふよりも、名実ともに立派な資本家御殿となり、国家を搾取する所の利権獲得運動の参謀本部」と言われる存在にまで成長していったのである¹⁸⁹。

1 社団法人経済団体連合会編『経済団体連合会前史：日本経済連盟会史重要産業協議会史』1962年、第三章 わが国総合経済団体の特質、20-21頁。

2 坂本辰之助「三島弥太郎傳」昭和5年、113頁。『原敬日記』大正2年2月14日の項。

3 林茂・辻清明編『日本内閣史録』2、第一法規出版、昭和56年、168頁。

4 『原敬日記』大正2年2月21日の項。

5 『原敬日記』大正2年3月6日の項。

6 『原敬日記』明治44年11月24日の項。

7 『原敬日記』第三卷、310-311頁。

8 藤村欣市朗『高橋是清と国際金融』上巻、1992年、299-302頁。

9 日本銀行総裁男爵高橋是清「在外正貨存置の可否（其一）存置論」『東西時報』（10）、1913年3月、41-42頁。

10 津島寿一『森賢吾さんのこと（下・事績）』芳塘刊行会、昭和39年、40頁。

11 「高橋大蔵大臣の財政経済方針演説」『銀行通信録』通号338号、大正2年12月20日、97-98頁。

12 高橋是清宛書簡、大正2年2月25日、『渋沢栄一傳記資料』別巻第四書簡二、4頁。

13 青淵先生「政治上に於ける実業家の位置」『龍門雑誌』第299号、大正2年4月、35-36頁。

14 青淵先生「政治と金融」『龍門雑誌』第298号、大正2年4月、16-17頁。

15 男爵渋沢栄一「喫緊なる財政々策」『大正公論』第3巻第3号、大正2年3月、12-13頁、及び、青淵先生「在外正貨と軍備問題」『龍門雑誌』第310号、大正3年3月、16頁。

16 青淵先生「政治と金融」『龍門雑誌』第298号、大正2年4月、16-17頁。

17 「手形交換所大会に於ける高橋蔵相の財政演説（一）」『時事新報』大正2年4月6日。

18 三十四銀行編『小山健三傳』1930年、640-642頁。

19 「手形交換所大会に於ける高橋蔵相の財政演説（二）」『東京日日新聞』大正2年4月6日。

20 「財政整理手段の矛盾（社説）」『大阪朝日新聞』大正2年4月12日

21 今村武雄『高橋是清』時事通信社、1985年、76頁、および、神山恒雄「日露戦後の正貨政策と財政」『史学雑誌』98巻1号、1989年、68-70頁。

22 大正2年3月11日衆議院議院「非常特別税法廃止ニ関スル法律案」、大正2年3月13日衆議院議院「營業稅改正法律案」における大蔵大臣高橋是清の演説概要、故伯爵山本海軍大将伝記編纂會編『伯爵山本権兵衛傳』巻下、原書房、1968年、984-985、987-988頁、および、勝正憲『日本税制改革史』千倉書房、昭和13年、109-110頁。

23 「蔵相の大蔵省証券論」『銀行通信録』通号331号、大正2年5月20日、70頁。

24 ちなみにセイヤーズは「国際金融の中心地では、金の流出、つまり対外収支への迅速な影響を及ぼすために、公定歩合の引き上げによって国際的資本移動の調整が可能であったが、後進国では公定歩合が対外収支に迅速な効果を及ぼす力は微々たるものにすぎなかった」と述べ、その理由として、そもそも操作をおこなう市場が成熟していなかったからであり、中央銀行はその割引率と公開市場操作が特別の重要性をもつことはなかったと分析している。（R.S.Sayers, *Central Banking After Bagehot*, Oxford: Clarendon Press, 1957.（「第9章後進諸国の中央銀行政策」、R.S.セイヤーズ著；広瀬久重訳『現代金融政策論』至誠堂、1959年、177-178、194-195頁。

25 高橋亀吉『大正昭和財界變動史』上巻、1954年、11-12頁。

- 26 大蔵大臣高橋是清「現下財政の説明」『経済時報』第126号、1913年6月、4頁。
- 27 『日本銀行百年史』第2巻、284-285頁。
- 28 前掲『現代金融政策論』、196-197頁。
- 29 「高橋大蔵大臣の財政経済方針演説」『銀行通信録』第338号、大正2年12月20日、97-98頁。
- 30 神山恒雄「第2章 財政政策と金融構造」石井寛治・原朗・武田晴人編『日本経済史2 産業革命期』東京大学出版会、2000年所収、93-94頁。
- 31 日本興業銀行臨時史料室『日本興業銀行五十年史』1957年、116-117頁。
- 32 同上、117-118頁。大正2年12月末現在で特別融通金は、政府から5,862千円、日銀からは3,010千円、正金からは2,500千円で、合計11,372千円に上った。
- 33 同上、161-162、380頁。
- 34 三島は自らの手帖に「交換中止（兌換中止）の如きは苟めにも口に出すべからず、之を行う時は電光石火の如くなすべし。然らざれば金を引出し匿くす者あらん」と記していた（坂本辰之助『子爵三島弥太郎傳』昭文堂、1930年、162-164頁）。
- 35 坂本辰之助『子爵三島弥太郎傳』昭文堂、1930年、161-162頁。
- 36 同上、163-165頁、日本銀行百年史編纂委員会編『日本銀行職場百年』上巻、昭和57年、381頁。
- 37 日本銀行調査局編『金融史談速記録 斎藤虎五郎述』1966年、28-30頁。
- 38 同上、並びに田中生夫『戦前戦後日本銀行金融政策史』有斐閣、1980年、38-39頁。
- 39 森田久『財界を動かす人々』平凡社、1930年、104-108頁。
- 40 「日銀の正貨準備維持に関する杞憂を解く」『東京経済雑誌』第1723号（大正2年11月8日）、3頁。
- 41 某財政家談「財界の窮状」『東西織物界』第7年(73)、1914年1月、5-6頁。
- 42 高橋是清「不景気の根原 救治策は国民の自覚」『東西織物界』第7年(73)、1914年1月、7-8頁。
- 43 太陽生命保険株式会社専務取締役清水文之輔「金利緊縮、金利高騰、株式暴落の原因」『経済時報』第133号、1914年1月、11-18頁。
- 44 同上、17-18頁。
- 45 外務省編『日本外交文書・対米移民問題経過概要』1972年。
- 46 林茂・辻清明『日本内閣史論』2、第一法規出版、昭和56年、187-188頁。
- 47 辰巳豊吉『上原勇作関係文書』154、155頁。
- 48 『原敬日記』大正3年10月6日の項。
- 49 「経済研究会組織」『東京朝日新聞』大正2年8月6日、4頁。当日の出席者は、稲茂登三郎、根津嘉一郎、小野金六、佐竹作太郎、神戸挙一、若尾幾造、岩崎清七、福沢桃介、村上太三郎、小池國三、神田雷造、林亀吉郎、岡崎久次郎、鈴木梅四郎、渡邊修、指田英雄、富山長幸、藤山雷太、郷誠之助、和田豊治、内田直三、前川太兵衛、牧野元次郎であった。
- 50 「経済研究会とその組織」『東京経済雑誌』第68巻第1710号、大正2年8月9日、28頁。
- 51 「實業同志会計画 ▽京浜實業家の会合」『東京朝日新聞』大正2年10月4日、3頁。
- 52 「日本実業協会創立 ▽実業同志会改称」『東京朝日新聞』大正2年10月8日、4頁。
- 53 「日本實業協会創立」『東京経済雑誌』第68巻第1719号、大正2年10月11日、38頁。
- 54 会頭中野武宮君「日本実業協会の設立に就て」『東京商業会議所月報』第6巻第12号、大正2年12月25日、1-2頁。
- 55 「青淵先生と日本実業協会」『龍門雑誌』第305号、59-60頁。（『渋沢栄一伝記資料』第56巻所収、268頁。）
- 56 当日の出席者は、渋沢、中野、郷、大橋、根津、若尾（以上幹事）、朝吹英二、浅野総一郎、安田善三郎、原六郎、前川太兵衛、小池國三、佐竹作太郎、野沢源次郎、杉原栄三郎、福沢桃介、堀江帰一、植村澄三郎、美濃部俊吉、岩崎清七、岩原謙三、伊藤幹一、福原有信、稲茂登三郎、久米良作、服部金太郎、藤村義苗、渡辺福三郎、佐藤政五郎。
- 57 「日本実業協会に望む」『東京経済雑誌』第68巻第1727号、大正2年12月6日、3-4頁、「青淵先生と日本実業協会」『龍門雑誌』第305号、大正2年10月、59-60頁。商業会議所は世界的にみてその発達に二つの系統があり、「英米系統の会議所は任意団体又は会社法による非営利法人で、任意加入、任意脱退の会員を以て組織され、その経費は主として会費収入によっている」が、これに対して「仏独系統のものは、行政の補助機能的な性格を有する公法人として、一定資格ある商工業者からその経費として負担金を徴収し、これらの商工業者によって選挙された議員をもって会議所を構成している」とし、「明治二三年（1890）以後わが国に発達した法制としての商工会議所制度は、はじめ仏独系の強い影響を受け」て政府の補助を受け、また営業税の一定比率を負担金として強制的に徴収する特権を付与されていた。（通商産業省企業局第一課編『商工会議所法の解説』日本商工会議所発行、1954年、35頁）
- 58 社団法人経済団体連合会編『経済団体連合会前史：日本経済連盟会史 重要産業協議会史』、1962年、26頁。とりわけ欧米の商業会議所が地域中心の商業者の利益擁護機関として発達したのに対して、日

本の商業会議所は世論造成といった国家的な要請にこたえることを目的として政府の諮問に対する答申や、民間の意見を政府に伝達することを目的として造られた官制的色彩の強い団体であった。

- ⁵⁹ 青淵先生「日本実業協会披露会に於て」『龍門雑誌』第310号、大正3年3月、26-29頁。（『渋沢栄一伝記資料』第56巻所収、270-273頁。）
- ⁶⁰ 「実業協会の会合 △山本首相の挨拶」『龍門雑誌』第308号、大正3年1月、82-83頁。
- ⁶¹ 「日本實業協会の正貨問題調査」『東京経済雑誌』第69巻第1732号、大正3年1月17日、36頁。
- ⁶² 衆議院議員武富時敏「剰余金の處分と国庫出納の改善」『国家及国家学』第1巻第10号、1913年10月、大正元年度剰余金は5989千万円、大正二年度剰余金は3900千万円の合計9,889万円であり、そのうち所得税減額の690万円、朝鮮米移入税撤廃に伴う歳入減額40万円、鹽価引下に伴う二年度の歳入減額80万円、制度整理に伴う休職給恩給の増加額70万円、宗教局の新設、拓殖局の残務に要する経費2万円、合計882万円、ならびに大正2年度支那事件費半々年分の追加予算の財源110万縁、大正二年度追加予算の財源500万円、四十四年度及大正元年度に於て森林資金より流用支出した支那事件費の償還に要すべき209万円、合計819万円は大正元年度及び二年度の剰余金を財源として支出すべきものを控除した大正三年度に繰越すべき純剰余金である。
- ⁶³ 「四分利償却運動」『東京朝日新聞』大正2年7月6日、4頁。渋沢は大正2年6月26日首相官邸晩餐会および同月28日の銀行倶楽部晩餐会の席上で公債相場の下落は国家の信用を薄弱ならしめ且つ延いては株式其他の有価証券の市価をも低落せしめ終には財界に著しき悪影響を波及するとして公債整理額増加論を主張し、高橋蔵相は公債相場の低落はバルカン情勢以来各国共通の現象であると反論したが、渋沢の演説が導火線となって東西の銀行家の間に四分利公債の買入償却を政府に迫ろうとする運動が起きていた。
- ⁶⁴ 平凡人「剰余金と四分利公債」『日本経済新誌』13(9)、1913年8月、9頁。
- ⁶⁵ 谷典利吉「國庫餘金の處分に関する方策」『日本経済新誌』14(1)、1913年10月、20-21頁。
- ⁶⁶ 武富時敏「剰余金の處分と国庫出納の改善」『国家及国家学』第1巻第10号、1913年10月、なお、大隈重信も同様の意見を主張していた（伯爵大隈重信「歳計餘金の使途」『実業之日本』第16巻9号、1913年9月、10-11頁）。
- ⁶⁷ 美濃部達吉「論説 剰余金支出論」『法学協会雑誌』第33巻6号、1915年6月。市村光憲「論説 美濃部博士ノ剰余金支出論ヲ読ム」『法学協会雑誌』第33巻7号、1915年7月。美濃部達吉「論説 再び剰余金支出問題を論じて清水、市村、佐々木諸博士に答ふ」『法学協会雑誌』第33巻8号、1915年8月。明治憲法の第64条2項「予算ノ款項ニ超過シ又ハ予算ノ外ニ生シタル支出アルトキハ後日帝國議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス」、第69条「避クヘカラサル予算ノ不足ヲ補フ為ニ又ハ予算ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツル為ニ予備費ヲ設クヘシ」および第70条「公共ノ安全ヲ保持スル為緊急ノ需要アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ処分ヲ為スコトヲ得」の3条項の解釈をめぐって議論された。
- ⁶⁸ 「第31回帝國議會衆議院 明治四十五年大正元年予備金支出ノ件外三件 承諾ヲ求ムル件 委員會議事（速記）第三回 大正3年3月20日」同委員会の高橋是清蔵相の発言。
- ⁶⁹ 牛込閑人「第三十一議會の三大問題」『経済時報』第134号、1914年2月、4-5頁。
- ⁷⁰ 第百銀行頭取池田謙三「財界より見たる行政整理」『大正公論』第3巻第7号、1913年7月、13-14頁。
- ⁷¹ 「交換所連合懇親会 高橋蔵相の演説」『東京日日新聞』大正2年12月12日。
- ⁷² 勝正憲『日本税制改革史』千倉書房、昭和13年、110-111頁。
- ⁷³ 『原敬日記』大正3年1月20日の項。
- ⁷⁴ 「第三十一回帝國議會衆議院 營業税法廃止法律案外七件 委員會議録（速記）第5回」大正3年2月6日、99-100頁。
- ⁷⁵ 『歴代蔵相傳』、169-170頁。
- ⁷⁶ 『平沼騏一郎回顧録』、184頁、及び田中隆吉『日本軍閥暗闘史』昭和22年、5頁。平沼は島田の政府攻撃は「山縣さんがやらせた」と述べており、当時陸相秘書官の荒木貞夫は倒閣資金は参謀本部から出たと語っていたという。
- ⁷⁷ 前掲『日本内閣史録』2、第一法規社、198頁。
- ⁷⁸ 前掲『三島弥太郎傳』、143頁。
- ⁷⁹ 井上馨侯伝記編纂会編『世外井上公傳』第5巻、原書房、1968年、350-356頁。
- ⁸⁰ 『大隈侯八十五年史』第3巻、大正15年、151頁。
- ⁸¹ 「財界時事問題討議▽実業協会役員会」『東京朝日新聞』大正3年5月15日、4頁。
- ⁸² 「財界振興運動△實業家の奔走」『東京朝日新聞』大正3年5月15日、4頁。
- ⁸³ 「財界振興運動△中野氏の見解」『東京朝日新聞』大正3年5月15日、4頁。
- ⁸⁴ 「財界振興運動△限閣の功業」『東京朝日新聞』大正3年5月15日、4頁。

- 85 「正貨の保有額」『東京商業会議所月報』第7巻第8号、大正3年8月25日、18頁。
- 86 「対支貿易発展研究 銀行家の時局調査」『中外商業新報』大正3年9月13日。
- 87 前掲『小山健三傳』、651頁。
- 88 「現内閣の財政公開」『東京経済雑誌』第69巻1751号、大正3年5月30日、26頁。
- 89 「大隈内閣の施政並財政方針」『銀行通信録』第57巻第344号、大正3年6月20日、812-815頁。
- 90 「濱口大蔵次官の財政方針談」『東京経済雑誌』第69巻第1750号、大正3年5月23日、13頁。
- 91 「大隈内閣財政方針の評論」『東京経済雑誌』第69巻第1750号、大正3年5月23日、15-25頁。
- 92 若槻禮次郎『古風庵回顧録』読売新聞社、1950年、208-210頁。
- 93 「大正3年6月3日 若槻蔵相による実業協会請待会演説」『銀行通信録』第57巻第344号、大正3年6月20日、815-816頁。
- 94 『正貨吸収二十五策』については、第2章、3.3 第三次桂内閣と銀行界を参照のこと。
- 95 前掲『古風庵回顧録』、208-210頁、及び『読売新聞』大正3年6月19日。同志会内では、早川鐵治、小泉又次郎、鈴木寅彦等、加藤外相と若槻蔵相に営業税の廃税の断行を迫るなど、非幹部と幹部の間で意見が割れていた。
- 96 「行政整理の三目標」『東京経済雑誌』第69巻第1753号、大正3年6月13日、32頁。
- 97 「同志会の減税論」『東京経済雑誌』第69号第1750号、大正3年5月23日、32-33頁。
- 98 『都新聞』大正3年7月31日。
- 99 前掲『世外井上公傳』第5巻、366頁。
- 100 同上、367-369頁。
- 101 「五市實業家召致」「実業家晚餐会」『東京商業会議所月報』第7巻第8号、大正3年8月25日、16-17頁、「六市實業家晚餐会演説」「東京商業会議所会晚餐会演説 会頭中野武宮君」『東京商業会議所月報』第7巻第9号、大正3年9月25日、8-9頁。
- 102 『萬朝報』大正3年8月26日、『香川新報』大正3年8月29日。
- 103 東京商工会議所編『東京商工会議所八十五年史』上巻、1966年、870-872頁、第三十三條第一項は、「経費又ハ過怠金ヲ滞納シ督促ヲ受クルモ尚之ヲ完納セサルトキハ国税滞納処分ノ例ニ依リ徴収スルコトヲ得」と定めた規定であったが、その最初の四文字を削除されたため、強制権は過怠金の滞納に対してのみ適用されるに過ぎないものとなり、強制徴収規定は事実上骨抜きにされていた。この法律の発布に先立つ4月10日、11日の両日、全国商業会議所の会頭を招集して会頭会議を開き、農商務大臣からの諮問（第一 商業会議所法関係法規の改正に付希望する点如何、第二 商業会議所の機能増進の爲め差当り着手すべき施設如何）について、会頭会議は審議答申するところがあった。
- 104 『金融六十年史』東洋経済新報社、494頁。
- 105 同上、505頁。
- 106 JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C02030030300、大正04年「軍事機密大日記 1/8 大正04年01月～大正04年12月」（防衛省防衛研究所）、13-19画像目。「第二條 陸海軍備ノ施設ニ関シ重要ナル事項ハ主務大臣ヨリ内閣総理大臣ニ具申シ内閣総理大臣ハ先ツ之ヲ防務會議ノ議ニ付ス」こととされ、この規則に則り、岡市之助陸相は参謀総長長谷川好道に二個師団増設の了解を経て、大隈首相に同案を諮った。
- 107 『立憲政友会史』第4巻、立憲政友会史出版局、1926年、81頁。
- 108 渋沢青淵記念財団竜門社編『渋沢栄一伝記資料集』第56巻、1964年、273-274頁。
- 109 「政争調停の経過」『龍門雑誌』第320号、大正4年1月、85-89頁（『渋沢栄一伝記資料集』第56巻、275頁より引用）。
- 110 前掲『日本内閣史録』2、第一法規出版、頁。
- 111 「衆議院解散と党弊」前掲『渋沢栄一伝記資料』56巻、278頁。
- 112 「青淵先生と総選挙」『龍門雑誌』第321号、大正4年2月、64頁。
- 113 前大蔵大臣男爵高橋是清「積極的国産奨励を主張す」『工業界』第6巻第5号、1915年5月、20-22頁。
- 114 奥和義「明治後期の日本の関税政策—明治32年、明治44年の関税改正をめぐる—」『山口経済学雑誌』第39巻第3号、1990年11月、324-325頁。
- 115 大蔵省関税局編『税関百年史』上巻、日本関税協会、1972年、282-283頁。
- 116 同上、292-293頁。
- 117 Yasusuke Murakami, "The Japanese Model of Political Economy", in Kozo Yamamura and Yasukichi Yasuba, eds., *The Political Economy of Japan, Vol.1: The Domestic Transformation* (Stanford, Calif: Stanford University Press, 1987), pp.33-90. 村上泰亮氏が戦後50年代の復興期を経て、ドッジライン以降の日本の産業構造の高度化を可能とした要因を分析した際の枠組であるが、こうした視点は、第一次世界大戦期における工業化においても十分に適応できよう。
- 118 郷男爵記念会編『男爵郷誠之助君傳』1943年、506-507頁。

- 119 後学西内青藍「財界元勲渋沢男爵の退隱-銀行会社関係を断つて公共事業に尽す-」『金星』第4巻第7号、大正5年7月15日、40-43頁。
- 120 前掲『男爵郷誠之助君傳』、656-657頁。
- 121 「無為無能なる東京商業会議所の解剖(二) = 藤山の傲慢と杉原の陰険 = 全議員の無力無能加減 =」『自由評論』第9(7)、58頁。その証拠に、松方幸次郎対大倉喜八郎の襲争事件のときには、ついに法廷で相見えることになっても、東商に仲裁を依頼することはなく、個人である渋沢に仲裁を頼んだ位であった。その際、渋沢は和田豊治と藤山雷太の両名を加えるならばという条件の下に引き受けた。渋沢が和田を選んだのは彼の人望を知っているからであったが、藤山については、渋沢が自ら会頭としての長い歴史と因縁を東商に持っているため、東商の面目を立てるといふ武士の情けから加えたほどだったという。
- 122 JACAR (アジア歴史資料センター) Ref:A15113439300「商業会議所法ヲ定ム」公文類聚・第二十六編・明治三十五年・第十五巻・産業一・農事・商事、請求記号:類00942100(国立公文書館所蔵)。
- 123 前掲『男爵郷誠之助君傳』、672頁
- 124 喜多貞吉編『和田豊治傳』和田豊治伝編纂所、1926年、86-87頁。
- 125 和田豊治「私の引立役」『豊川良平』、381頁。
- 126 前掲『和田豊治傳』、164-169頁。
- 127 杉山和雄「明治期後発大紡績企業の資金調達(一) - 富士紡績・大阪合同紡績の分析 -」『金融経済』通号123号、1970年8月、73-74頁。
- 128 「財界楽屋(16) 三井と三菱(三)」『東京朝日新聞』大正12年4月15日、4頁。
- 129 前掲『和田豊治傳』、201-205頁。
- 130 同上、213頁。
- 131 同上、215-216頁。
- 132 同上、302頁。
- 133 前掲『日本銀行百年史』第2巻、343頁。
- 134 日本銀行臨時調査委員会「戦時ニ於ケル日本銀行ノ施設」『日本金融史資料明治 大正編』第22巻、1958年、334頁。
- 135 前掲『日本銀行百年史』第2巻、319頁。
- 136 日本銀行臨時調査委員会「欧州欧洲戦争ト本邦金融界」『日本金融史資料明治 大正編』第22巻、1958年、24-25頁。
- 137 「在外正貨を利用するの一策」『東京経済雑誌』第72巻第1830号、大正4年12月11日、6-7頁。
- 138 深井英五『回顧七十年』岩波書店、1947年、139-140頁。木村清四郎「正貨の消長と国際貸借の推移に関する事実及政策の変遷」『銀行通信録』第83巻第494号、1927年3月20日、38頁。
- 139 前掲『日本内閣史録』2、226頁。
- 140 前掲『子爵三島弥太郎傳』、334-340頁。
- 141 武富時敏「大隈内閣財政回顧録」、21-22頁。
- 142 『大隈侯八十五年史』第3巻375-378頁、武富時敏「大隈内閣財政回顧録」(渋谷作助『武富時敏』所載、21-22頁)。
- 143 「在外正貨及遊資の処分法如何」『東京経済雑誌』第1825号、大正4年11月6日、6頁。
- 144 「大日本帝国議会誌」第10巻139-158頁、「高橋男の大隈内閣財政非難を読む」『東京経済雑誌』第1788号所載。
- 145 「在外正貨及び遊資の処分法如何」『東京経済雑誌』第72巻第1825号、大正4年11月6日、6頁。
- 146 「内債募集決定 募集条件内容 三千万発行」『時事新報』大正4年9月27日。
- 147 西野喜与作『半世紀財界側面誌』東洋経済出版部、昭和7年、343-346頁。
- 148 『大蔵省百年史』上巻、277頁、西野喜与作『半世紀財界側面誌』東洋経済出版部、昭和7年、346-347頁。
- 149 外務省編『日本外交文書』大正4年第三冊上巻、484頁以下。林茂、辻清明編『日本内閣史論』第2巻、第一法規、225頁。
- 150 田健治郎『「還元」の役』始末 大隈内閣時代の対支外交攻撃 東京朝日新聞政治部編『その頃を語る』、1932年、319-321頁。及び「大正5年2月 減債基金問題」『大正期山縣有朋談話筆記』、102頁。山縣は「特に対支外交に至りては屢々予が所期とは違ひ、之が為め予も国家の為めに黙止するに忍びず、所見を示して忠告せしこと再三のみならず。而も予が言を聞くも之を容れず、内閣及政党内の異論に制せられて遷延を重ね何等施設断行すること能はず無為に歳月を空費するの状況にて、国家の前途を思へば真に憂慮に堪へざるものあり」と考えていた。
- 151 前掲『古風庵回顧録』241-243頁、及び『大日本帝国議会誌』第10巻、90-98頁。
- 152 「大正5年2月 減債基金問題」『大正期山縣有朋談話筆記』、99-100頁。

- 153 同上、98-99 頁。
- 154 田健治郎『『還元の役』始末 大隈内閣時代の対支外交攻撃』東京朝日新聞政治部編『その頃を語る』、1932 年、323-324 頁、及び「大正 5 年 2 月 減債基金問題」『大正期山縣有朋談話筆記』、101-103 頁。
- 155 前掲『子爵三島弥太郎傳』、247 頁。
- 156 前掲「大正 5 年 2 月 減債基金問題」、106 頁、『大蔵省百年史』上巻、277 頁、西野喜与作『半世紀財界側面誌』東洋経済出版部、昭和 7 年、346-347 頁。国債整理基金特別会計に公債の借換発行は低利でなければならない規定（第 5 條）があるため、「政府ハ外国債ヲ整理償還スル為必要アルトキハ国債整理基金特別会計法第 5 条ノ規定ニ依ラス内国債ヲ発行スルコトヲ得」として、四分半利公債を五分利で借換える道を開いた（大正 5 年法律第 34 号）。
- 157 「銀行倶楽部晩餐会演説 高橋男爵演説 大正 5 年 1 月 25 日於帝国ホテル」『銀行通信録』第 61 巻第 364 号、大正 5 年 2 月 20 日、69-71 頁。高橋は通貨数量説を古い学説であるとし、その学説を基礎とし、「正貨が激増して金融が緩慢になると、是が為めに通貨が膨張する通貨の膨張は物価の騰貴を来し、輸出に不便を與へ、輸入に便利を與へると云ふことになるから、戦争前の如く輸入が超過して再び又正貨の欠乏に苦しまなければならぬ、だからして餘り金を使わせてはいかぬと云ふ」のは誤った考えであり、直に用いることは世の中を混乱させると述べた。高橋の考えは「需要供給の通則に依て需要ある物は値段が高くも益々売れる、需要のない物は幾ら安くても扱々して売れて往かぬと云ふことが、實際此一年餘の経験に依ても能く分かつて居る、亦物価もさうである。貸金と雖も需要のある種類のものに向かつては高くなる、其反対に需要のないものに向かつては貸金も下る」という需要と供給に基づいて物価が変動しているとの立場をとっていた。
- 158 「銀行倶楽部晩餐会演説 豊川良平君の演説 大正 5 年 1 月 25 日於帝国ホテル」『銀行通信録』第 61 巻第 364 号、大正 5 年 2 月 20 日、71-72 頁。
- 159 「大隈内閣財政回顧録」渋谷作助『武富時敏伝』、174 頁。
- 160 なお当時、大蔵省銀行局長森俊六郎「工業金融問題に就て」『経済之日本』第 1 巻第 6 号、1916 年 11 月、横浜正金銀行副頭取井上準之助「工業資金融通法」『地球』第 1 巻第 1 号、1912 年 4 月、「工業金融機関と日本興業銀行」『銀行通信録』第 62 巻第 374 号、1916 年 12 月などが各誌に掲載され、工業金融問題について議論が活発となっていたことが窺える。
- 161 JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.A05021027100、各種調査会委員会文書・経済調査会書類・二十七意見書提出案綴第十六号(国立公文書館)、317-321 画像目。
- 162 富士瓦斯紡績専務取締役和田豊治「戦後の産業を如何」『工業界』第 7 巻 1 号、1916 年 1 月、4-5 頁。
- 163 富士瓦斯紡績会社社長「餘つた金はどうするか(其一) 楽隠居の消極説を排す」『実業之日本』第 19 巻 19 号、1916 年 9 月、4-6 頁。
- 164 日本工業倶楽部編『日本工業倶楽部廿五年史』、1943 年、1-2、12 頁。
- 165 「中嶋久萬吉君」『財界回顧録』上巻、昭和 42 年、1-3 頁。
- 166 同上、及び『日本工業倶楽部会報』第 1 号、社団法人日本工業倶楽部、大正 6 年 9 月 15 日、3-4 頁。
- 167 「財界楽屋(10) 東京会議所(上)」『東京朝日新聞』大正 12 年 4 月 8 日、4 頁、及び『藤山雷太傳』、377 頁。
- 168 『和田豊治傳』、313-314 頁、及び、草村生「【財界の巨星を繞る人々】男爵郷誠之助氏を圍繞する人々」『実業之日本』第 26 巻第 10 号、1923 年、74-75 頁、「郷男は三菱とも親戚であるから、従って三菱系の人々が氏に好意を有してゐることは言ふまでもないであろう。(中略-筆者) その外郷男と最も舊くから親しくしてゐる人々は八日会の会員たる和田豊治、藤山雷太、中嶋久萬吉、井上準之助、志村源太郎、池田成彬、福井菊三郎、内藤久寛、串田萬蔵の諸氏で、これら等は先づ兄弟分と言つた格で、そのうちの大部分に対しては郷男は實に兄分と言つた格をもつてこれに臨んでゐるのである。和田氏對郷男の關係の如き、和田氏に対して自ら一個の地歩を有し、和田氏に依つて畏友視せられてゐるところに郷男の財界に於ける立場の優越さが存するのである」と述べている。
- 169 「財界楽屋(7) 日本工業倶楽部(上)」『東京朝日新聞』大正 12 年 4 月 5 日、4 頁。
- 170 前掲『日本工業倶楽部廿五年史』上巻、4-5 頁、『和田豊治傳』、300-301 頁。
- 171 『日本工業倶楽部会報』第 1 号、3-4 頁。
- 172 「中嶋久萬吉君」『財界回顧録』上巻、昭和 42 年、5-8 頁。
- 173 「植村甲午郎君」『財界回顧録』下巻、昭和 42 年、49-50 頁。
- 174 『日本工業倶楽部会報』第 1 号、大正 6 年 9 月 15 日、1-2 頁。
- 175 『日本工業倶楽部廿五年史』、10 頁。
- 176 「中嶋久萬吉君」『財界回顧録』上巻、昭和 42 年、4-5 頁。
- 177 『日本工業倶楽部会報』第 1 号、社団法人日本工業倶楽部、大正 6 年 9 月 15 日、5-12 頁。
- 178 「大正 10 年 11 月 25 日日本工業倶楽部開館 1 周年記念晩餐会における専務理事和田豊治君の挨拶」『日本工業倶楽部会報』第 6 号、大正 11 年 9 月 20 日、71-73 頁。
- 179 『日本工業倶楽部会報』第 1 号、社団法人日本工業倶楽部、大正 6 年 9 月 15 日、48 頁。

-
- 180 三木作次郎『偉人和田豊治翁』大正14年、236-240頁、及び、野依秀一編『近世の巨人の正しき成功者 和田豊治を語る』実業之世界社蔵版、113-115頁。
- 181 『日本工業倶楽部会報』第1号、大正6年9月15日、55頁。『日本工業倶楽部会報』第4号、大正9年3月31日、73頁、『日本工業倶楽部会報』第5号、大正10年5月15日、79頁、『日本工業倶楽部会報』第6号、大正11年9月20日、155頁。
- 182 前掲『日本工業倶楽部廿五年史』下巻、51-53頁。
- 183 『日本工業倶楽部会報』第1号、大正6年9月15日、17頁。大正6年6月5日に開催された、第二回評議委員会で、副会長馬越恭平は同倶楽部設立に関して、和田と大橋の特別尽力に対して謝辞を述べている。
- 184 『日本工業倶楽部会報』第1号、大正6年9月15日、13-15頁。
- 185 『日本工業倶楽部会報』第1号、大正6年9月15日、31-35頁。
- 186 『和田豊治傳』、459-460頁。
- 187 「中島久萬吉君」『財界回顧録』上巻、昭和42年、13-16頁。なお、当初、労使協調会という組織名を検討していたが、山縣有朋が中島に対し、「労使が協調するというのは事々しくて却ってどんなものか。社会の協調を計るというのだから、労使という字はやめて、唯の協調会にしたらどうか。原（総理大臣）も同様の意見だ」と助言して、協調会になったという。
- 188 『日本工業倶楽部会報』第6号、105頁、及び108-110頁。
- 189 「財界楽屋（7）日本工業倶楽部（上）」『東京朝日新聞』大正12年4月5日、4頁。

終章

以上、近代日本における財界の形成を外債と金本位制をめぐる政治過程からみてきた。とりわけ本章では、これまでの各章で述べた内容の要点を整理し、残された課題と今後の展望について簡単に述べたい。

序章では、明治憲法体制における「財政と経済の不調和」が政治課題として発生していたこと、この課題を当時の知識人がどのように受け止め、その克服方法を考えていたのかを紹介した。近代日本もまた例外なく、資本蓄積が低位にある後進資本主義国の宿命として、急速な近代化、産業化は国家資本によって遂行されなければならなかった。それを担保する制度が、明治憲法体制の第 67 条、会計法であった。「財界」が形成される前提条件として、まず注目されるべきは、「財政と経済の不調和」が克服すべき問題として、早くから知識人に認識されていたという点である。

明治政府は第 67 条ならびに会計法の運用によって、未だ低位な資本蓄積にある民間に代わり、国家財政による積極的な殖産興業を推進した。その結果、民間経済の資金需要は、財政に圧迫される形となり、「財政と経済の不調和」が恒常的に発生することになった。こうした問題に対して、有賀長文、金子堅太郎、福沢諭吉といった当時を代表する官民それぞれの知識人は、会計法ならびに日銀の金融政策の制度改正に止まらず、その処方箋として、実業家の議会への政治的進出によって「財政と経済の調和」を図るべきことを説いたのだった。しかし、その実践には、新たな政治アクターの出現を待たざるを得ず、藩閥官僚政治という政治システムの下では時期尚早とも言えた。

第 1 章では、日露戦後経営期における、財界の形成の必要条件となる「共通の利害」の発生メカニズムについて明らかにした。当該期のきわめて重要な政策課題は、兌換制度の維持を前提にしつつ、欧米列強と対抗可能な軍事力・経済力を構築することにあつた。当時の日本経済はこのように未成熟な状態であつたため、財政金融政策全体を通じても増額する国防費を充足することは困難を極めた。鉄道国有化に伴い、さらに膨張する国家財政とそれに反発する資本市場（銀行が抱える公債価格の下落）に注意を払いつつ、財政と経済を調和していくことが、第二次桂内閣の大きな課題であつた。日露戦後経営における外資導入を機に、大銀行による国債借換シンジケート団の組成によって財政の遣り繰りを行う傾向が強まったこと、つまり金融政策が財政の果たすべき役割の一部を担う「金融の財政化」ともいうべき現象が顕在化し、その結果、銀行家の国債償還策に対する政治的発言力が増し、政府もこうした声を見做すことができなくなった。日露戦後に銀行家が政治的発言力を強めた背景には、かかる日露戦後の財政金融構造に規定される部分が大きかつたのである。

三菱合資会社銀行部部長の豊川良平は、全国交換所連合大会において、公債価格の維持

という業界全体の要望を「財政と経済の調和」という標語によって、社会的、一般的な世論に昇華させることで、桂の公債整理・財政整理を軌道に乗せ、次第に銀行界の核となるキーパーソンとして成長していった。

正貨危機に苛まれながら、桂は財政と民間経済の調和を図るために非募債・緊縮財政の必要に迫られたのである。政権の後ろ盾となっていた山縣、井上など元老の政治力が陰りをみせるなか、桂は政友会との提携・対抗を繰り返しながらの政権運営を余儀なくされた。もはや、政友会との妥協による「情意統合」という旧来の桂園体制では、とても健全財政に向けた議会運営を行うことができなかった。桂は「財政と経済の調和」を行うための財政整理の実現には、藩閥勢力を背景とする元老の政治的調整力ももはや望めず、財界を背景とした強力な支持基盤を持つ新党を組織し、その絶対多数をもって立憲主義に基づいて政策を施行していくべきである、とする考えに至った。桂は議会内に政治基盤を確立すべく豊川良平ら三菱系土佐派を通じて、議会内における政治アクターとして実業家の糾合を試みたものの、あくまでも三悪税の廃税を優先すべきであると主張する商業会議所は、次第に政治集団として自立化したため、失敗に帰したのであった。

第2章では、外債ならびに金本位制の議論をめぐって、桂が新党運動に着手し、立憲同志会を結成するまでの政治過程を明らかにした。時の首相や蔵相と銀行家が懇親や意見交換を行う手形交換所联合会は、貴族院、衆議院に加え、あたかも「第三院」として機能し始めたものの、第二次西園寺内閣の山本蔵相は、桂が財政に対する銀行資本の優位をみとめて彼らの利害にしたがって財政を運用しようとしたのとは反対に、こうした傾向に一定の歯止めをかけようとした。山本は当初、完全な非募債主義、緊縮財政に立っていたが、貿易入超に伴う正貨枯渇が迫るにつれ、貿易の均衡が回復するまでの間、外債によって正貨を補充すべきか否かという問題をめぐって、さらに、外債問題と密接に関係する減債基金減額問題・通貨膨張・金利問題といった点においても、桂の方針を踏襲する日銀総裁高橋是清、銀行家と山本蔵相の間では、激しい意見対立をみた。ところが、渋沢栄一、豊川良平、早川千吉郎ら銀行界の重鎮が、それまで民間経済を圧迫すると反対の立場を表明していたにもかかわらず、元老井上の説得によって、二個師団増設を吞んでしまったことで事態は一変する。こうした銀行家たちの変節は、銀行界と実業界の分裂を招来し、政党間の政争へと発展してしまっただけである。

元老と財界世話役との調整（インナーポリティクス）により、国家統合や財政規律を行ってきたが、そうした利害調整が機能しなくなったことを受けて、豊川良平ら銀行家はこうした政治危機に対処すべく桂新党に結集し、議会および予算委員会という、いわば公式チャンネルを通じた調整システムを通じて、自らの財政方針の具現化を志向し始めたのであった。そこで豊川ら銀行界は「財政と経済の調和」という「共通の利害」を掲げて、銀行界の利害を代弁する政治集団「三菱系土佐派」を代議制組織のなかに包含させる運動を展開した。それこそ、非政友合同運動の延長上にあった、桂太郎による新党運動であっ

た。桂新党は、積極的正貨政策、緊縮財政を旗印に、官僚派と三菱系土佐派、国民党改革派の結集を図ったのである。しかしながら、桂新党が中心となって運営された第三次桂内閣は、議員数、支持基盤ともに不安定な上、和田豊治の日本興業銀行総裁就任の辞退を始め、国債価格の低下に苦しむ銀行家と商工会議所系の実業人からの支持も調達できずに倒閣せざるを得なかったのである。

第3章では、渋沢栄一から豊川良平の同盟者である和田豊治への財界世話役の世代交代を機に、財界世話業が次第に組織化されていったことを明らかにした。第一次世界大戦前夜の山本内閣期では正貨枯渇の危機という事態に、元老を中心とする利害調整システムではもはや対処できず、効率的な財政パフォーマンスが望みえなくなっていた。また、桂亡き後、立憲同志会は第一党となり、第二次大隈内閣を組閣し二大政党制へと地歩を固めつつあったが、議会内にまだ確固とした政治基盤を持たなかったため、山縣や井上ら藩閥政治家らの干渉を招来してしまった。そのため、「財政と経済の調和」の障害となる、二個師団増設といった藩閥官僚の「党弊」あるいは「情弊」に対してもまた無力であった。正貨問題をめぐる議論を通じて、政府・日銀・大蔵省と銀行界、実業界、各々が政治アクターとして分裂・自立化していき、政変を誘発していった。そのたびに前年度予算が踏襲され、「財政と経済の不調和」は一向に解消する兆しはなかったのである。そこで、二大政党制という新たな政治システムを補完する意味で、社会性・公益性の観点から、第三の組織化された力で政策決定に影響を及ぼそうとする中間団体が誕生した。日本工業倶楽部の前身にあたる日本実業協会は、まさにそうした試みの一つであった。

それまで、商業会議所が、公法的な性格を付与されて、国家の庇護を受けながら発達してきたことは、中小企業の存立発展に資することになったが、自由経済の原則に立つ近代的大企業が発展した後は、むしろ国家の庇護を受けなければ商業会議所は成立し得ないということが大きな弱点にもなり、政府に対する発言力の弱さにもつながっていた。商業会議所連合会とは別に、日本実業協会が組織されたのは、政争に左右されず国家の庇護と束縛から解放された自主的な、独立性の高い立場から公共的利益に基づいて、政府に対する意見を具申するためであった。

ところが、渋沢栄一、中野武宮を中心とする日本実業協会も親睦機関の域を脱せず、大隈内閣と政友会との政争においては、元老の果たしてきた政治的調整力を肩代わりするほどの政治力もなく、未だ不十分なものでしかなかった。第一次大戦前において、実業家エリート（専門経営者）が社会階層において抬頭し始めたばかりで、彼らの政治力もまだ小さかったことが、その大きな要因の一つをなしていた。

その後、第一次世界大戦中の「天佑」により輸出が拡大し、国際貸借関係においても債務国から債権国に転じて正貨危機が霧散するに伴い、政治状況は一変する。今度は、正貨の有効な活用方法をめぐる新たな正貨問題が噴出した。そして、戦後ヨーロッパ諸国との国際経済競争で肩を並べていくためには、より競争力ある資本集約型産業への転換が必要

であり、そうした産業構造の高度化に向けて、民間資金を長期の産業投資に動員するための環境をいかに整備するかという課題が喫緊の課題となった。そのため、先行き不安な時期に投資するにあたって、資本、技術、労働など生産要素の将来の供給について、また当該産業の生産物の需要について予測可能性が高く、不確実性が低いことが、投資のリスクを引き下げるのに役立つため、長期の産業投資に動員するためのリスクを低減するための施策あるいは情報共有や調査研究を行う「場」が必要となったのである。

それまで銀行家と実業家の関係は、公債償還策と産業資金問題、廃減税問題等でとかく疎隔の観があったが、重化学工業における資金需要が増すにつれ両者の連携・協力が要請されることとなった。重化学工業化の進展で高まっていた大企業の実業エリート（専門経営者）が階層社会において抬頭し始め、政府における経済調査会等を通じて彼らの発言力も増し、これらを総合経済団体において具象化しようとする動きが活発化した。銀行界と実業界の紐帯となったのが、三菱系の豊川良平と同盟者である和田豊治、大橋新太郎等であった。和田豊治、大橋新太郎らの人的ネットワークが権力核となって、「財界世話業」が次第に組織化された結果、日本工業倶楽部が設立されたのであった。和田は当初、京浜工業家を中心に組織した日本工業倶楽部を全国的な経済団体組織へと発展させるだけでなく、「財政と経済の調和」のための官民の連絡機関へと導こうと試みた。ここにおいて、銀行界と実業界の「共通の利害」が統一され、日本工業倶楽部、すなわち「財界」が形成されたのであった。

その後、日本工業倶楽部が活発な経済調査や建議活動を始めるに至って、民間経済界の最も有力な見解を代表する形となり、総合経済団体の中心は日本工業倶楽部に移った感を呈した。しかし、民間経済界の意見の表明は、依然として全国手形交換所連合会や銀行倶楽部といった銀行界、ならびに全国商業会議所連合会という二つのルートから行われてきたため、これら意見をいかに調節し統一するかという問題が浮上するにいたる。これが、国際商業会議所加盟の代表問題を契機に、新たな総合的経済団体、すなわち日本経済連盟が設立される要因ともなった。第一次世界大戦後の反動不況、事業整理、そして関東大震災といった大正期を通じた経済的変動を前に、「財界」はどのように再編成され、政治に対してどのように影響力を行使していったのかという課題については、別稿に譲りたい。

以上

参考文献
[序章 参考文献]

- [1] 金子子爵『欧米議院制度取調巡回記』信山社出版、2001年
- [2] 北岡伸一『日本陸軍と大陸政策 1906-1918年』東京大学出版会、1978年
- [3] 慶應義塾編『福沢諭吉全集』第13巻、岩波書店、1958年
- [4] 國學院図書館蔵「梧陰文庫」B-578「憲法六七条施行法律案及理由書」、明治23年4月22日。
- [5] 小林道彦『大正政変 国家経営構想の分裂』千倉書房、2015年
- [6] 故阪谷子爵記念事業会編『阪谷芳郎傳』、1951年
- [7] 阪谷芳郎『日本会計法要論』博文館、明治23年
- [8] 子爵金子堅太郎『経済政策』大倉書店、明治35年
- [9] 「子爵金子堅太郎談話」堀口修監修編集『臨時帝室編集局史料「明治天皇紀」談話記録集成』第四巻、ゆまに書房、平成15年
- [10] 社団法人経済団体連合会編『経済団体連合会前史：日本経済連盟会史重要産業協議会史』1962年
- [11] 竹内壮一「日本工業倶楽部設立の背景と主体」『千葉商大論叢. B, 商経篇』第13巻第1号、1975年6月
- [12] 辻中豊「利益団体の視角から見た戦前・戦後・現在一日本の政治過程配置の連続・断続・変容」『北九州大学法政論集』第14巻1号、1986年10月
- [13] 西野喜与作『歴代蔵相傳』東洋経済新報社出版部、1930年
- [14] 日本銀行百年史編纂委員会編『日本銀行百年史』第1巻、1982年
- [15] 林田亀太郎『明治大正政界側面史』上巻、1926年、213-214頁
- [16] 原朗「財界」『近代日本研究入門』東京大学出版会、1983年
- [17] 坂野潤治『大正政変 1900年体制の崩壊』ミネルヴァ書房、1982年
- [18] 伏見岳人『近代日本の予算政治 1900-1914 桂太郎の政治指導と政党内閣の確立過程』東京大学出版会、2013年
- [19] 平凡社政治学事典編集部編『政治学事典』平凡社、1954年
- [20] 法学士有賀長文「会計法改正ヲ要スル根本的理由（講演）」『明治法学』明治34年10月15日
- [21] マックス・ヴェーバー著、世良晃志訳『支配の社会学 I』創文社、1960年
- [22] 三谷太一郎『日本政党政治の形成：原敬の政治指導の展開』東京大学出版会、1995年
- [23] 美濃部達吉『議会制度論』、日本評論社、1930年
- [24] 望月和彦「戦間期における『財界』の形成」猪木武徳編著『戦間期日本の社会集団とネットワーク：デモクラシーと中間団体』NTT出版、2008年

- [25] 森田良雄『日本経営者団体発展史』、日刊労働通信社、昭和33年
- [26] 山縣有朋 伊藤博文宛「憲法と予算との関係」10月11日 小林和幸編『伊藤博文文書』第70巻秘書類纂 議会十三』ゆまに書房、2012年
- [27] 吉野作造「憲法と憲政の矛盾」『中央公論』1巻100号、1929年12月
- [28] 渡邊國武講演「会計法の本質」『国家学会雑誌』第40号、明治23年6月15日

[第一章 参考文献]

〈日本語文献〉

- [1] 『安達謙蔵自叙伝』新樹社、1960年
- [2] 伊藤正直「日露戦後の日本金本位制と中央銀行政策」藤瀬浩司・吉岡昭彦『国際金本位制と中央銀行政策』名古屋大学出版会、1987年
- [3] 犬養毅、大石正巳述『最近政界之真相』二松堂、1911年
- [4] 井上光貞・永原慶二・児玉幸多・大久保利謙編『明治憲法体制の展開 下』山川出版社、1996年
- [5] 上田外男『大正の政変』明治出版社、1913年
- [6] 鶴崎熊吉『豊川良平』豊川良平伝記編纂会、1922年
- [7] 薄田貞敬編『中野武宮翁の七十年』1934年
- [8] 内海信之『高人犬養木堂』文正堂、1924年
- [9] 宇野俊一『桂太郎』吉川弘文館、2006年
- [10] 大久保利謙『体系日本史叢書3 政治史Ⅲ』山川出版社、1956年
- [11] 大蔵省編纂『明治大正財政史』第3巻、経済往来社、1956年
- [12] 大蔵省百年史編集室編『大蔵省百年史』上巻・別巻、大蔵財務協会、1969年
- [13] 大塚豊次『三井と三菱』實業之世界社、1913年
- [14] 大山梓編『山縣有朋意見書』原書房、1966年
- [15] 小野精造『日本証券史論 上巻』日本評論社、1943年
- [16] 片岡直温『回想録』百子居文庫、1932年
- [17] 神山恒雄『明治経済政策史の研究』1995年
- [18] 神山恒雄「国債引受シンジケートの成立」高村直助編『日露戦後の日本経済』塙書房、1988年
- [19] 故岩下清周君伝記編纂会編『岩下清周伝』1931年
- [20] 内務省嘱託法学博士小林丑三郎「地方債論」内務省地方局編『地方改良講演集 第8回』芳文閣、1985年

- [21] 小林道彦『大正政変 国家経営構想の分裂』千倉書房、2015年
- [22] 桜井良樹『大正政治史の出発 立憲同志会の成立とその周辺』山川出版社、1997年
- [23] 渋沢青淵記念財団竜門社編纂『渋沢栄一伝記資料』第50巻、1963年
- [24] 高橋亀吉『明治大正財界変動史』東洋経済新報社、1954年
- [25] 高橋亀吉篇『財政経済二十五年誌』第6巻、財界編（上）、實業之世界社、1932年
- [26] 高橋亀吉『近代日本経済発達史』第1巻、東洋経済新報社、1973年。
- [27] 千葉功『桂太郎外に帝国主義、内に立憲主義』中央公論新社、2012年
- [28] 土屋喬雄『澁澤栄一傳』改造社、1931年
- [29] 寺西重郎『日本の経済発展と金融』岩波書店、1981年
- [30] 『東京商工会議所八十五年史』上巻、1966年
- [31] 徳富猪一郎『大正政局史論』民友社、1916年
- [32] 徳富蘇峰編述『公爵山縣有朋伝』下巻、原書房、1969年
- [33] 徳富蘇峰編著『公爵桂太郎伝』坤巻、1917年
- [34] 床次竹二郎「地方振興策」『欧米小感』至誠堂書店、1910年
- [35] 長島隆二『政界秘話』平凡社、1928年
- [36] 奈良岡聰智『加藤高明と政党政治 二大政党制への道』山川出版社、2006年
- [37] 日本勸業銀行調査部編『日本勸業銀行史 特殊銀行時代』1953年
- [38] 日本銀行調査局『調内第一号 日本金融年表（自明治元年至昭和二十九年）』1955年
- [39] 日本銀行百年史編纂委員会編『日本銀行百年史』第二巻、資料編、1983・1986年
- [40] 橋本五雄『金竹余影 大浦兼武の追想』富山房、1942年
- [41] 原朗「一九二〇年代の財政支出と積極・消極両政策路線」中村隆英編『戦間期の日本経済分析』山川出版社、1983年
- [42] 原朗「III 財界」中村隆英・伊藤隆編『近代日本研究入門』東京大学出版会、2012年
- [43] 坂野潤治『大正政変 1900年体制の崩壊』ミネルヴァ書房、1982年
- [44] 深井英五『回顧七十年』岩波書店、1941年
- [45] 伏見岳人『近代日本の予算政治 1900-1914 桂太郎の政治指導と政党内閣の確立過程』東京大学出版会、2013年
- [46] マイネッケ、フリードリヒ著、菊盛英夫・生松敬三共訳『近代史における国家理性の理念』みすず書房、1976年
- [47] 戊申倶楽部『第二十五議会報告』1909年5月
- [48] 細井肇『政争と党弊』益進会、1914年
- [49] 宮本又次『近代大阪の展開と人物誌』文献出版、1986年

- [50] 山縣明七『財政十年』昶山書店、1914年
[51] 山本四郎『大正政変の基礎的研究』御茶ノ水書房、1970年
[52] 塚田昌夫編『立憲民政党史 前篇』原書房、1973年
[53] 若槻禮次郎『古風庵回顧録』読売新聞社、1950年

◆雑誌論文

- [54] 岸田真「国際金融・資本市場と日本の外資導入」『麗澤大学経済社会総合研究センター』WP、No. 43、2012. 1
[55] 北岡伸一「政党政治確立過程における立憲同志会・憲政会政権構想と政党指導（上）・（下）」『立教法学』21・25、1983・84年
[56] 下重直樹「日露戦後財政と桂新党桂系官僚と財界の動向を中心に」『日本歴史』710号、2007年
[57] 季武嘉也「桂園時代の野田卯太郎」『創価大学人文論集』3号、1991年
[58] 季武嘉也「大選挙区制度下の総選挙と地域政治社会」『創価大学人文論集』4号、1992年
[59] 千葉功「大正政変前夜『遅れてきた元老』桂太郎を中心として」『学習院大学文学部研究年報』第58輯、2012年

◆私文書

- 東京大学法学部近代立法過程研究会「有松英義関係文書（11）」『国家学会雑誌』88巻9・10号、1975年
『井上馨関係文書』『桂太郎発書翰集』『桂太郎関係文書』『斎藤実関係文書』『勝田家文書』『寺内正毅日記』『寺内正毅関係文書』『原敬日記』『山縣文書』『阪谷芳郎関係文書』『犬養木堂傳』『桂書翰集』

◆公文書

アジア歴史資料センター（国立公文書館所蔵『水町家文書』）

◆新聞・雑誌・議事録

- 『銀行通信録』『東京経済雑誌』『東洋経済新報』『太平洋』『地球』『太陽』『日本経済新誌』『政友』『東京朝日新聞』『大阪朝日新聞』『時事新報』『中外商業新報』『帝国議会衆議院議事速記録』『国家学会雑誌』
濱中東郎『非課税政談演説集 国民之必読』1908年

◆統計資料

- [60] 三和良一・原朗編『近現代日本経済史要覧 補訂版』東京大学出版会、2010年

〈外国語文献〉

- [61] Bloomfield, Arthur Irving, *Monetary Policy under the International Gold Standard: 1880-1914.*, Federal Reserve Bank of New York, 1959.
- [62] Key, Jr., V. O., *Politics, Parties, and Pressure Group.* 2nd ed., New York: T. Y. Crowell, 1953.
- [63] Polanyi, Karl, *The Great Transformation: The Political and Economic Origins of Our Time*, Beacon Press, 1957.

[第2章 参考文献]

〈日本語文献〉

- [1] 浅井良夫「第8章 円の国債史とアジア」上川孝夫、矢後和彦編『新・国際金融テキスト2 国際金融史』有斐閣、2007年
- [2] 石井寛治「戦前日本の株式投資とその資金源泉：寺西論文「戦前日本の金融システムは銀行中心であったか」に対するコメント」『金融研究』第25巻第1号、2006年3月
- [3] 石上良平『政党史論 原敬歿後』中央公論社、1960年
- [4] 伊藤正徳編『加藤高明』上巻、1929年
- [5] 伊藤正直「日露戦後の日本金本位制と中央銀行政策」藤瀬浩司・吉岡昭彦編『国際金本位制と註銀行政策』名古屋大学出版会、1987年
- [6] 井上馨侯伝記編集会編『世外井上公傳』第5巻、原書房、1968年
- [7] 伊藤隆編『大正初期山縣有朋談話筆記』山川出版社、1981年
- [8] 井上準之助『我国際金融の現状及改善策』岩波書店、1926年
- [9] 上田外男『大正の政変』明治出版社、1913年
- [10] 大浦氏記念事業会編輯『大浦兼武傳』、1921年
- [11] 大蔵省百年史編集室編『大蔵省人名録：明治・大正・昭和』大蔵財務協会、1973年
- [12] 大蔵省編『明治大正財政史』第12巻 国債（下）、財政経済学会、1937年
- [13] 大津淳一郎『大日本憲政史』第7巻、原書房、1970年
- [14] 大塚豊次編『三井と三菱』實業之世界社、1913年
- [15] 『晩香 岡崎邦輔』昭和12年、松雲荘文庫（岡崎邦輔述『憲政回顧録』福岡日日新聞社東京連絡部、1935年を参照）
- [16] 岡崎哲二「戦前日本における企業金融・企業統治の進化：寺西論文『戦前日本の金融システムは銀行中心であったか』に対するコメント」『金融研究』第25巻第1号、2006年3月
- [17] 小野清造『日本証券史論 上巻』日本評論社、1943年
- [18] 神山恒雄『明治経済政策史の研究』橘書房、1995年
- [19] 河谷従雄『田中義一傳』田中義一傳編纂所、1929年

- [20] 小泉三申『随筆西園寺公』岩波書店、1939年
- [21] 小島仁『日本の金本位制時代（1897～1917）—円の対外関係を中心とする考察』日本経済評論社、1981年
- [22] 佐久間健「第二次桂内閣期における銀行界と政党—外債問題を中心に—」『早稲田政治経済学雑誌』第387号、2015年3月を参照のこと。
- [23] 櫻井良樹・社団法人尚友倶楽部編『田健治郎日記』2、芙蓉書房出版、2009年
- [24] 三十四銀行編『小山健三傳』、1939年
- [25] 信夫清三郎『大正政治史』勁草書房、1968年
- [26] 渋沢青淵記念財団竜門社編『渋沢栄一傳記資料』50巻、1963年
- [27] 渋沢青淵記念財団竜門社編『渋沢栄一伝記資料』第52巻、1963年
- [28] 渋沢青淵記念財団竜門社編『澁澤栄一傳記資料』第54巻、1964年
- [29] 渋沢青淵記念財団竜門社編『渋沢栄一伝記資料』第56巻、1964年
- [30] 渋沢青淵記念財団竜門社編『渋沢栄一伝記資料』別巻第一、1966年
- [31] 渋谷作助『武富時敏』武富時敏刊行会、1934年
- [32] 志村嘉一編著『日本公社債市場史』東京大学出版会、1980年
- [33] 『進境の人物』世界公論社、1917年
- [34] 季武嘉也「桂園時代の野田卯太郎」『創価大学人文論集』3号、1991年3月
- [35] 樋口秀雄校訂『憲政会史』憲政会史編纂所、1926年
- [36] 高橋義雄『萬象録』巻1、思文閣出版、1986年
- [37] 武富時敏『制度整理要論』大勢社、1912年
- [38] 田中義一伝記刊行会編『田中義一伝記』上巻、原書房、1981年
- [39] 津島寿一『森賢吾さんのこと（下・事績）』芳塘刊行会、1964年
- [40] 寺西重郎「戦前日本の金融システムは銀行中心であったか」『金融研究』第25巻第1号、2006年3月
- [41] 豊川良平伝記編纂会『豊川良平』、1922年
- [42] 日本銀行調査局『通貨金融史資料 田中鐵三郎氏（日本銀行理事）金融史談速記録』、1960年
- [43] 日本銀行百年史編纂委員会『日本銀行百年史』第2巻、1983年
- [44] 日本毛織株式会社編『日本毛織三十年史』、1933年
- [45] 日本興業銀行臨時史料室『日本興業銀行五十年史』、1957年
- [46] 根津翁傳記編纂会『根津翁傳』、1961年
- [47] 馬場恒吾『政界人物風景』中央公論社、1931年
- [48] 宮地正人『日露戦後政治史の研究』東京大学出版会、1973年
- [49] 『明治大正史 第6巻、政治篇』朝日新聞社、1930年
- [50] 山県明七『財政十年』 靱山書店、1914年
- [51] 山縣有朋「大正政変記」（山本四郎『大正政変の基礎的研究』御茶の水書房、1970年

所収)

[52] 山澤逸平、山本有造『長期経済統計：推計と分析 14 貿易と国際収支』東洋経済新報、1979年

[53] 山本四郎『大正政変の基礎的研究』御茶の水書房、1970年

[54] 山本達雄伝記編纂会編『山本達雄』、1951年

[55] 吉川秀造「大正初年の正貨吸収論」『同志社大学商学部創立五周年記念論文集』、同志社大学商学会、1953年

[56] リチャード・J・スメサースト、鎮目雅人、早川大介、大貫麻理訳『高橋是清 日本のケインズ その生涯と思想』東洋経済新報社、2010年

[57] 若槻禮次郎『古風庵回顧録』読売新聞社、1950年

[58] 和田豊治伝編纂所編『和田豊治傳』、1926年

[59] 渡辺慎治編『天才乎人才乎』東京堂、1908年

<外国語文献>

[60] Marhall E.Dimock “*Modern Politics and Administration*”, American Book Company , American Book Company ,1937.

◆統計資料

[61] 三浦良一・原朗編『近現代日本経済史要覧 補訂版』東京大学出版会、2010年

◆私文書

『原敬日記』『井上馨関係文書』『桂太郎関係文書』『勝田家文書』『寺内正毅関係文書』

◆公文書

アジア歴史資料センター 国立公文書館所蔵 財務省>昭和財政史資料

アジア歴史資料センター 外務省外交史料館所蔵 外務省記録>3門 通商>4類 財政及経済>4項 公債、外債

◆新聞・雑誌・議事録

『帝国議会衆議院議会議事速記録』、『帝国議会衆議院予算委員会議録』

『東京朝日新聞』、『大阪朝日新聞』、『銀行通信録』、『経済評論』

『東京経済雑誌』、『東洋経済新報』、『地球』

[第3章 参考文献]

<日本語文献>

- [1] 伊藤隆編『大正期山縣有朋談話筆記』山川出版社、1981年
- [2] 井上馨侯伝記編纂会編『世外井上公傳』第5巻、原書房、1968年
- [3] 今村武雄『高橋是清』時事通信社、1985年
- [4] 神山恒雄「日露戦後の正貨政策と財政」『史学雑誌』98巻1号、1989年
- [5] 大隈侯八十五年史編纂会編『大隈侯八十五年史』第3巻、原書房、1970年
- [6] 大蔵省関税局編『税関百年史』上巻、日本関税協会、1972年
- [7] 大蔵省百年史編集室編『大蔵省百年史』上巻、大蔵財務協会、1969年
- [8] 奥和義「明治後期の日本の関税政策—明治32年、明治44年の関税改正をめぐって—」
『山口経済学雑誌』第39巻第3号、1990年11月
- [9] 外務省編『日本外交文書 大正期第24冊 対米移民問題経過概要』、1972年
- [10] 外務省編『日本外交文書』大正4年第3冊上巻、1968年
- [11] 勝正憲『日本税制改革史』千倉書房、1938年
- [12] 神山恒雄「第2章 財政政策と金融構造」石井寛治・原朗・武田晴人編『日本経済史2 産業革命期』東京大学出版会、2000年
- [13] 喜多貞吉編『和田豊治傳』和田豊治伝編纂所、1926年
- [14] 『金融六十年史』東洋経済新報社、1924年
- [15] 故伯爵山本海軍大将伝記編纂会編『伯爵山本権兵衛傳』巻下、原書房、1968年、
- [16] 三十四銀行編『小山健三傳』、1930年
- [17] 坂本辰之助『子爵三島弥太郎傳』昭文堂、1930年
- [18] 渋沢青淵記念財団竜門社編『澁澤栄一傳記資料』別巻第四書簡二、1967年
- [19] 「衆議院解散と党弊」『澁澤栄一伝記資料』巻
- [20] 渋沢青淵記念財団竜門社編『澁澤栄一伝記資料』第56巻、1964年
- [21] 渋谷作助『武富時敏』武富時敏刊行会、1934年
- [22] 社団法人経済団体連合会編『経済団体連合会前史：日本経済連盟会史重要産業協議会史』1962年
- [23] 杉山和雄「明治期後発大紡績企業の資金調達（一）—富士紡績・大阪合同紡績の分析—」『金融経済』通号123号、1970年8月
- [24] 日本銀行臨時調査委員会「戦時ニ於ケル日本銀行ノ施設」『日本金融史資料明治 大正編』第22巻、1958年
- [25] 『大日本帝国議会誌』第10巻、大日本帝国議会誌刊行会、1929年
- [26] 高橋亀吉『大正昭和財界変動史』上巻、1954年
- [27] 田中生夫『戦前戦後日本銀行金融政策史』有斐閣、1980年
- [28] 田中隆吉『日本軍閥暗闘史』静和堂書店、1947年
- [29] 郷男爵記念会編『男爵郷誠之助君傳』、1943年
- [30] 津島寿一『森賢吾さんのこと（下・事績）』芳塘刊行会、昭和39年
- [31] 田健治郎「『還元の役』始末 大隈内閣時代の対支外交攻撃」東京朝日新聞政治部編

- 『その頃を語る』、1932年
- [32] 東京商工会議所編『東京商工会議所八十五年史』上巻、1966年
- [33] 西野喜与作『歴代蔵相傳』東洋経済新報社出版部、1930年
- [34] 西野喜与作『半世紀財界側面誌』東洋経済出版部、1932年
- [35] 日本銀行調査局編『金融史談速記録 斎藤虎五郎述』1966年
- [36] 日本銀行百年史編纂委員会 編『日本銀行百年史』第2巻、1983年
- [37] 日本銀行臨時調査委員会「戦時ニ於ケル日本銀行ノ施設」『日本金融史資料明治 大正編』第22巻、1958年
- [38] 日本銀行臨時調査委員会「欧州欧洲戦争ト本邦金融界」『日本金融史資料明治 大正編』第22巻、1958年
- [39] 日本興業銀行臨時史料室『日本興業銀行五十年史』、1957年、
- [40] 『日本工業倶楽部会報』第1号、社団法人日本工業倶楽部、大正6年9月15日
- [41] 『日本工業倶楽部会報』第4号、社団法人日本工業倶楽部、大正9年3月31日
- [42] 『日本工業倶楽部会報』第5号、社団法人日本工業倶楽部、大正10年5月15日
- [43] 『日本工業倶楽部会報』第6号、日本工業倶楽部、大正11年9月20日
- [44] 日本工業倶楽部編『日本工業倶楽部廿五年史』、1943年
- [45] 日本工業倶楽部五十年史編纂委員会『財界回想録』上巻、1967年
- [46] 野依秀一編『近世の巨人の正しき成功者 和田豊治を語る』実業之世界社蔵版、1929年
- [47] 林茂、辻清明編『日本内閣史論2』第一法規出版、1981年
- [48] 平沼騏一郎回顧録編纂委員会『平沼騏一郎回顧録』、1955年
- [49] 深井英五『回顧七十年』岩波書店、1947年
- [50] 藤村欣市朗『高橋是清と国際金融』上巻、1992年
- [51] 三木作次郎『偉人和田豊治翁』、1925年
- [52] 森田久『財界を動かす人々』平凡社、1930年
- [53] 山澤逸平、山本有造『長期経済統計 推計と分析 14 貿易と国際収支』東洋経済新報、1979年
- [54] 『立憲政友会史』第4巻、立憲政友会史出版局、1926年
- [55] 若槻禮次郎『古風庵回顧録』読売新聞社、1950年
- [56] 豊川良平伝記編纂会編『豊川良平』、1922年

◆外国語文献

- [57] R.S.Sayers, *Central Banking After Bagehot*, Oxford : Clarendon Press, 1957.(R.S.セイヤース著 ; 広瀬久重訳『現代金融政策論』至誠堂、1959年)
- [58] Yasusuke Murakami, "The Japanese Model of Political Economy", in Kozo Yamamura and Yasukichi Yasuba, eds., *The Political Economy of Japan, Vol.1: The*

Domestic Transformation (Stanford, Calif: Stanford University Press,1987).

◆私文書

『上原勇作関係文書』『原敬日記』

◆公文書

国立公文書館アジア歴史資料センター 公文類聚>第二十六編>明治三十五年 (国立公文書館所蔵)

国立公文書館アジア歴史資料センター 陸軍省大日記>軍事機密日誌 (防衛省防衛研究所所蔵)

◆新聞・雑誌

『東京朝日新聞』『東京日日新聞』『大阪朝日新聞』『香川新報』『時事新報』『都新聞』『読売新聞』『萬朝報』『銀行通信録』『経済時報』『経済之日本』『工業界』『国家及国家学』『実業之日本』『自由評論』『大正公論』『地球』『中外商業新報』『東京経済雑誌』『龍門雑誌』『東京商業会議所月報』『東西織物界』『東西時報』『金星』『日本経済新誌』『法学協会雑誌』

◆議事録

『帝国議会衆議院議会議事速記録』

以上